

佐倉連隊関係資料

Research Materials

宮地正人

一 佐倉連隊徴兵区変遷諸表

- (1) 六管鎮台表 (明治六年一月九日)
- (2) 改訂六管鎮台表 (明治八年六月九日)
- (3) 改正徴兵令中鎮台管区表 (明治一六年二月二八日)
- (4) 諸兵配備表 (明治一七年五月二四日)
- (5) 陸軍管区表 (明治二二年五月一四日)
- (6) 改正陸軍管区表 (明治二九年三月一六日)
- (7) 陸軍管区表一部改正 (明治三二年三月一六日)
- (8) 改正陸軍管区表 (明治四〇年九月一八日)

二 徴兵に関する千葉県伺並びに陸軍省回答

- (1) 明治八年一〇月二四日付伺
- (2) 明治九年五月二四付伺
- (3) 明治九年六月八日付伺
- (4) 明治九年八月一日付伺
- (5) 明治九年一二月一九日付伺
- (6) 明治一一年一月二二日付伺
- (7) 明治一一年二月一〇日付伺
- (8) 明治一二年二月九日付伺
- (9) 明治一二年二月二〇日付伺
- (10) 明治一三年一月五日付伺
- (11) 明治一二年二月一〇日付伺
- (12) 明治一三年一月一九日付伺
- (13) 明治一三年四月八日付伺
- (14) 明治一三年四月一五日付伺
- (15) 明治一三年四月一九日付伺
- (16) 明治一三年四月二九日付伺
- (17) 明治一三年四月二一日付伺
- (18) 明治一三年五月二八日付伺
- (19) 明治一三年六月一七日付伺
- (20) 明治一三年八月二八日付伺
- (21) 明治一四年五月二五日付伺

- (22) 明治一四年七月二日付伺 (一)
- (23) 明治一四年七月二日付伺 (二)
- (24) 明治一四年一〇月一六日付伺
- (25) 明治一四年九月二日付伺
- (26) 明治一四年一月一八日付伺
- (27) 明治一四年一月一九日付伺
- (28) 明治一四年一月七日付伺
- (29) 明治一四年二月六日付伺
- (30) 明治一四年二月二日付伺
- (31) 明治一四年二月二〇日付伺
- (32) 明治一四年二月二日付伺
- (33) 明治一五年七月二日付伺

三 第五七連隊機関銃中隊鶴岡治雄筆記「班長殿訓話」(昭和三年)

四 第五七連隊機関銃中隊鶴岡治雄記録「連隊内務規定」(昭和三年)

五 第五七連隊月刊機関誌「五七」記事(昭和七年～九月一一年四月号)

- (1) 今村均連隊長「満州事変と我等の覚悟」(昭和七年九月号)
- (2) 山本少佐「時局と国民の覚悟」(昭和七年一〇月号)
- (3) S・S生「満州事変一周年記念会」(昭和七年一〇月号)
- (4) S・S生「連隊行軍」(昭和七年一〇月号)
- (5) 藤林少尉「一年を回顧して」(昭和七年一二月号)
- (6) 今村均連隊長「非常時の陸軍記念日を迎ふ」(昭和八年三月号)
- (7) 小山中佐「米国の陸軍に就て」(昭和八年三月号)
- (8) 今村均連隊長「除隊兵に対する訓示」(昭和八年七月号)
- (9) 山口直人連隊長「第五七連隊軍旗親授三〇周年を迎えての誓詞」

(昭和一〇年五月号)

- (10) 無名氏「第三〇回軍旗祭の記」(昭和一〇年五月号)
- (11) 山口直人連隊長「帰休除隊兵に与ふる訓示」(昭和一〇年八月号)
- (12) 歩兵第五七連隊歌(昭和一一年一月号)
- (13) 山口直人連隊長「巻頭言 海上雲遠」(昭和一一年一月号)
- (14) 山口直人連隊長「上等兵田代雅章追悼詞」(昭和一一年四月号)
- (15) 第五七連隊主要行事一覽(昭和九年七月～一〇年一月)

六 第五七連隊幹部候補生検定問題(昭和九～一一年)

- (1) 勅諭・勅語
- (2) 精神訓話
- (3) 軍制学
- (4) 軍隊教育令
- (5) 軍隊内務書
- (6) 兵器軍用器材並兵器保存要領
- (7) 国防及軍備其他
- (8) 各兵科操典
- (9) 陸軍礼式
- (10) 射撃教範
- (11) 陣中要務令
- (12) 時事・社会・政治
- (13) 満州国
- (14) 思想

七 第五七連隊改訂連隊内務規定(昭和九年一二月一日)

八 二・二六事件戦死者二等兵田代雅章修養拔書ノート(昭和一一年一

（二月）

九 二・二六事件戦死者二等兵田代雅章出動ノート抄（昭和二十一年二月）

一〇 第五七連隊長渡清後近況報告（昭和二十二年四月八日）

一一 佐倉陸軍病院略年表（昭和二十二年六月）

一二 第二二二連隊連隊長恵藤第四郎講話草案（昭和二十五年一月）

（1）支那人と虚偽

（2）職責の遂行

（3）熱意

（4）支那国民性と日本精神

（5）蠅

（6）人の命（昭和二十七年八月九日）

（7）ソロモン沖海戦（昭和二十七年八月二二日）

（8）印度問題（昭和二十七年八月二二日）

一三 第五七連隊連隊長齋俊男日記抄（昭和二十六年六月二五日～二十七年一月一日）

一四 第二二二連隊昭和二十七年次幹部候補生教育成果報告書（昭和二十八年二月）

〈資料解題〉

一 佐倉連隊徴兵区変遷諸表

日露戦後の千葉県郷土部隊佐倉連隊の成立以前の佐倉連隊徴兵区は、明治六年の徴兵令以降大きく変化してきた。ここに収めた諸資料はそれらの法的根拠となったものである。明治六年から一六年迄は、佐倉連隊（歩兵第二連隊）の歩兵は現在の千葉県のみならず、茨城県及び栃木県東部（明治初年の県行政で栃木県とは別途に宇都宮県となっていた地域）から徴兵されていた。第二連隊自体も第一・第三大隊は佐倉兵営にあってたが、第二大隊は宇都宮に分屯していたのである。これが変化するのは明治一六年一二月の徴兵令改正によってであり、第一鎮台管区には従来の第一、第二、第三連隊の外に高崎第一五連隊が新たに組織されることになった。この結果、佐倉連隊の徴兵区は千葉県及び茨城県内の東部一二郡に縮小され、茨城県内の西部六郡は第三連隊の徴兵区となるのである。明治二十九年三月には日清戦後軍拡により千葉と茨城の両県は近衛連隊の徴兵区となるが、不都合があり、明治三十二年三月にはまたもとの第一師団第二連隊が従来の徴兵区内で歩兵を徴募することになった。日露戦後軍拡の結果、佐倉の第二連隊は水戸に移動し、佐倉には新たに第五七連隊が入り、徴兵区は千葉県全県に縮小された。当然第一師団の管轄地域も縮まり、茨城・栃木・群馬の三県と埼玉県北部五郡は第一四師団の管轄地域となったのである。徴兵区の変遷は毎年全国的変動の中で起こってくるため、ここでは全国の動向を示す中で佐倉連隊の徴兵区の変化を示した。典拠はいずれも『法令全書』である。

二 徴兵に関する千葉県伺並びに陸軍省回答

明治初年から一〇年代にかけての徴兵事務は試行錯誤の中でおこなわ

れていった。徴兵忌避の問題も深く関係するが、それだけではなく、問題にぶつかるたびに各県は陸軍省に事務処理に関し伺いを出し、陸軍省は回答をおこなった。この蓄積の上に数次にわたって徴兵令自体が改正され、徴兵事務体制が整備されていったのである。ここに示したものは千葉県伺いに限定しているが、その中からも事態の複雑さと深刻さを窺うことが出来る。典拠は総て『陸軍省日誌』である。

三 第五七連隊機関銃中隊鶴岡治雄筆記「班長殿訓話」

四 同右 記録「連隊内部規定」

筆者の鶴岡治雄は一年現役兵、昭和三年という軍縮期における佐倉連隊の日常生活がよくわかる資料であり、兵営生活での班長の役割りの重大さも如実にあらわれている。この二点の資料は一ノ瀬俊也氏所蔵のものである。

五 第五七連隊月刊機関誌「五七」記事

昭和三年段階では、四の資料に見るように「つはもの」「我が家」「战友」「さくら」(千葉県在郷軍人会刊行雑誌)などだけが兵営内で閲覧が許可されている雑誌であったが、時局の変化と陸軍全体の政治的活性化の中で、昭和六年五月には第五七連隊そのものが、兵卒の投稿も含め機関誌を刊行するようになった。満州に渡る昭和十一年五月以降のものが見当たらないので、昭和十一年四月号が最終刊になったものと推定される。その中から主要なものをここに示した。『五七』の原本はいずれも成田山仏教図書館に所蔵されている。

六 第五七連隊幹部候補生検定問題

非常時体制に入り、陸軍士官学校の供給する士官のみでは不足するようになった昭和九年度より、陸軍は旧制中学校卒業以上の者に幹部候補

生採用検定試験を導入することとなった。試験は各連隊ごとにおこなわれ、そのための試験問題集も同年以降刊行されるようになる。ここに収めた問題は尚兵館が昭和十一年二月刊行した「幹部候補生検定問題模範答案」(第三四版、一ノ瀬俊也氏所蔵)の中から第五七連隊が出題したものを拾い出したものである。問題が複数ならんでいるのは、各連隊が出題した問題を尚兵館側が同一種類のものとして纏めたため複数になっているものである。通常は入営三ヶ月で志願者はこの試験を受けることになり、合格者は数ヶ月間の教育を受けたあと、成績に従い士官に進める甲種幹部候補生(甲幹)か下士官にとどまる乙種幹部候補生(乙幹)に区分されるのである。第五七連隊の試験問題は歩兵連隊として典型的な出題となっている。

七 第五七連隊改訂連隊内務規定

これ以前にも存在していた筈だが、残念ながらみつからない。昭和三年当時のものは、資料四から概略を伺うことができる。本規定は全連隊共通の「軍隊内務書」を前提として、第五七連隊の日常生活を規定したものであるが、連隊内の詳細な地図も収められており、第五七連隊を知る根幹資料となるものである。国立歴史民俗博物館の所蔵資料である。

八 二・二六事件戦死者二等兵田代雅章修養抜書ノート

九 同右

出動ノート

昭和十一年一月一〇日に入営した成田町土屋出身の田代雅章は、二・二六事件によって敷かれた戒厳令下に出動した。第五七連隊の一兵士として閑院宮邸を警備最中、二月二十九日流弾に当って戦死した。入営後二ヶ月にも満たない時期の悲劇であった。ここに示した修養抜書ノートからは、当時のまじめな青年のものの考え方がよく伺われ、また出動ノート

からは事件直後の緊迫した状況を実感することが出来る。両資料とも御遺族の田代恵一氏が今日迄大切に持ちつたててきたものである。

一〇 第五七連隊長渡満後近況報告

第五七連隊は昭和十一年五月佐倉兵営を出発し満州に渡った。その一年間の近況報告を山口直一連隊長が関係者におこなったものが本資料である。孫呉兵営建設以前は、連隊本部と第一、第二大隊はチチハルにあったが、第三大隊は抗日ゲリラの拠点の一つ、南滿本溪県の警備に当り（昭和十一年九月以降は連隊全体が同県に移動）、附表にみるごとく、前年六月よりこの年二月迄二六名もの戦死者を出していたのである。本資料は八・九と同様田代恵一氏の所蔵するものである。

一一 佐倉陸軍病院略年表

明治七年、佐倉兵営が建設されると同時に附属して病院が設置された。本記事は佐倉陸軍病院創設第六四周年記念式典が挙行された折にまとめられ、『軍医団雑誌』昭和二十二年六月号に掲載されたものである。

一二 第二一二連隊長惠藤第四郎講話草案

山東省西南部の治安維持部隊として昭和十四年三月、佐倉第五七連隊留守隊によって編成されたものであり、それ以降昭和十九年南方に転進を命ぜられるまで八路軍ゲリラとの間で戦闘をおこない、あわせて宣撫政策を実行しつづけた。昭和十五年八月より十八年八月まで同連隊長となつた惠藤第四郎は画才もあり、文章にも長じていた文人肌の軍人であつたが、本資料は各種の講話に際し、本人が作成した草案である。この資料から、当時の陸軍将校の基本的な物の考え方が何うことが出来るが、連隊内での私刑への厳しい見解や無意味の戦死を戒めている処など、人間味あふれる教育者の雰囲気もそれとなく伝ってくる。本資料

は御子息の惠藤英夫氏が所蔵している。

一三 第五七連隊長齋俊男日記抄

齋俊男は昭和十四年八月より十六年二月迄孫呉の第五七連隊長を勤めた。千葉市にある「陸上自衛隊高射学校広報史料館」に同人の日記の内昭和十六年六月より十二月にいたるもの一冊が所蔵されており、その中の独ソ戦争や関特演等、軍事的な動向にかかわる記事のみを抄出したものである。中略部分が多いので、一々その箇所を記することはしなかつた。ノモンハン事件への感想など歩兵科将校の一般的な考え方を示しているものと思われる。齋俊男氏は終戦をシンガポールでむかえ、戦犯として悲劇的な死を遂げた。心をうつ同人の家族宛遺書も広報室に所蔵されている。なお齋俊男も俳句をよむ文人的な軍人であつた。

一四 第二一二連隊昭和十七年次幹部候補生教育成果報告書

『第二一二連隊史』に収められているものである。幹部候補生の検定試験と合格者の教育は、現地においてもおこなわれており、昭和十八年当時の教育内容を本資料から知ることが出来る。資料六と併せみる時、日本陸軍の物の考え方の骨格はほぼつかむことが出来るだろう。

（前国立歴史民俗博物館長）

（二〇〇五年七月一日受理、二〇〇五年七月一五日審査終了）

一 佐倉連隊徵兵区変遷表

(1) 六管鎮台表 (明治六年一月九日)

管軍三第		管軍二第		管軍一第			鎮臺	六管鎮臺表
城屋古名		城臺仙		京東			管所	
金澤	名古屋	青森	仙臺	新潟	佐倉	東京		常備諸兵
福七井尾	松岐豊本阜橋	山秋盛形田岡	若水福松澤島	高高崎田	水更津	甲府		
砲第五聯隊	砲第六聯隊	砲第五聯隊	砲第四聯隊	砲第三聯隊	砲第二聯隊	砲第一聯隊		海岸砲
砲第五第六小隊	砲第三第四小隊	砲第一第二小隊	砲第一第二小隊	砲第一第二小隊	砲第一第二小隊	砲第一第二小隊		
			函館一分遣隊	新横品川隊				常備合計
員六千二百九十人	員四千二百六十人	員四千四百六十人	員四千四百六十人	員七千四百八十人	員七千四百八十人	員七千四百八十人		
足羽新川	愛知筑摩	岐額田	青森岩手	宮城水澤	長野相木	新治茨城	山梨静岡	管府縣
三縣	五縣	六縣	五縣	六縣	五縣	六縣	六縣	
口二百二十万石	口二百七十万石	口二百一十萬石	口二百二十万石	口二百六十八万石	口二百五十一万石	口二百十八万石		人石口高
口四百八十二万石	口四百二十二万石	口四百二十二万石	口四百二十二万石	口七百三十七万石	口七百三十七万石	口七百三十七万石		
								同上合計

備考	計總	管軍六第		管軍五第		管軍四第		
		城本熊		城島廣		城阪大		
○諸兵ノ配合之ヲ各國ニ比スレハ工兵多キニ過ルカ如キモノハ我國ノ地勢平坦稀ニ山嶽多キヲ以テナリ ○營所ノ下ニ掲クル地名ハ他日兵備盛大ニ及ヒ漸次ヲ以テ營所トスヘキ地位ヲ示ス ○海岸砲ノ備付ハ追漸盛大ノ見込ニシテ目今ハ山野砲ヲ以テ之ニ充ツ ○北海道ノ兵備ハ追テ確定スヘシ	鎮臺六 營所十四 計合兵備常 海軍砲九 輻重六 工兵十八 砲兵十八 騎兵十八 歩兵四十二 十四聯隊即	對長福	琉鹿兒	宇和島	山浜松	豐岡島	津敦賀	西和兵
		馬崎岡	球島肥歲	須崎浦島	口田江	岡山取	賀	京山庫
		歩第十四聯隊	歩第十三聯隊	歩第十二聯隊	歩第十一聯隊	歩第十聯隊	歩第九聯隊	歩第八聯隊
		預備砲重六小隊	砲第十一第十二小隊	輻重五小隊	砲第九第十小隊	輻重五小隊	砲第七第八小隊	砲第七第八小隊
		長崎一隊	鹿兒島一隊	下ノ関一隊	兵庫口一隊			
		員六千九百四十人	員四千三百九十人	員四千三百四十人	員九千八百二十人	員九千八百二十人	員九千八百二十人	員九千八百二十人
		長崎縣	鹿兒島縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	滋賀縣	堺和歌山府二
		口二百三十二万石	口二百十六万石	口百六十九万石	口二百三十五万石	口二百十九万石	口百九十五万石	口二百十五万石
		口四百四十八万石	口四百〇四万石	口六百二十九万石	口六百二十九万石	口六百二十九万石	口六百二十九万石	府二縣十三
								八
								十一
								十七
								同上合計

(4) 諸兵配備表 (明治一七年五月二四日)

六 第		五 第		四 第		三 第		二 第		一 第		管軍		諸兵配備表											
第十二	第十一	第十	第九	第八	第七	第六	第五	第四	第三	第二	第一	旅団	本部												
小倉	熊本	松山	廣島	淡路	大阪	金澤	名古屋	青森	仙臺	佐倉	東京	聯隊	屯營	歩兵											
第廿四	第十四	第廿三	第十三	第十二	第廿二	第廿一	第十一	第二十	第十	第九	第八	第七	第六	第五	第四	第三	第二	第一	聯隊	屯營	騎兵				
福岡	小倉	熊本	熊本	丸龜	松山	廣島	廣島	大坂	淡路	大津	大阪	名古屋	金澤	豊橋	名古屋	仙臺	青森	新發田	仙臺	東京	佐倉	高崎	東京	聯隊	砲兵
第六		第五		第四		第三		第二		第一		聯隊		騎兵											
第六		第五		第四		第三		第二		第一		聯隊		砲兵											
第六		第五		第四		第三		第二		第一		大隊		工兵											
第六		第五		第四		第三		第二		第一		大隊		輜重兵											
熊本		廣島		大阪		名古屋		仙臺		東京		屯營		陸軍省											

(5) 陸軍管区表 (明治二十二年五月一四日)

二 第		一 第						第					師管			
三 第		二 第		一 第				第					旅管			
	柏崎	新發田	福島	仙臺	宇都宮	本郷	水戸	佐倉		長野	高崎	横濱	麻布	大隊區		
佐渡									小笠原島					警備隊區		
新潟	新潟	新潟	福島	宮城	栃木	東京	茨城	千葉	東京	長野	群馬	神奈川	東京			
加茂郡	雜太郡 中魚沼郡 東頸城郡 中頸城郡 西頸城郡	刈羽郡 三島郡 北魚沼郡 南魚沼郡	新潟區 西蒲原郡 東蒲原郡 岩船郡 古志郡	信夫郡 東白川郡 石川郡 田村郡 菊多郡 磐前郡 磐城郡 榊葉郡 標葉郡 西白河郡	安達郡 安積郡 岩瀨郡 南會津郡 北會津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡	仙臺區 宮城郡 柴田郡 刈田郡 伊具郡 亙理郡 名取郡 福島 伊達郡 宇多郡	黒川郡 加美郡 志田郡 玉造郡 遠田郡 桃生郡 牡鹿郡 福島 行方郡	本郷區 淺草區 下谷區 南葛飾郡 埼玉	本所區 深川區 南足立郡 北葛飾郡 埼玉	東茨城郡 西茨城郡 那珂郡 多賀郡 久慈郡 鹿島郡 北相馬郡	筑波郡 信太郡 河内郡	那珂郡 多賀郡 久慈郡 鹿島郡 北相馬郡	東葛飾郡 南葛飾郡 埼玉	北足立郡 南埼玉郡 北埼玉郡 新座郡		
羽茂郡					茨木 眞壁郡 結城郡 岡田郡 西葛飾郡				小笠原島		埼玉	比企郡 横見郡 秩父郡 兒玉郡 賀美郡	津久井郡 三浦郡 大住郡 淘綾郡 山梨	鎌倉郡 足柄上郡 足柄下郡	神奈川 伊豆七島	神田區 日本橋區 京橋區 小石川區 神奈川 橘樹郡 都筑郡 埼玉 入間郡 高麗郡

陸軍管區表

管 府 縣

五 第				九 第				八 第				
十 第		九 第		八 第		七 第		六 第		五 第		
高知	松山	徳島	丸龜	松江	山口	尾ノ道	廣島	宮津	神戸	岡山	姫路	
				隠岐								
高知	愛媛 上温泉郡 下浮穴郡 伊豫郡 喜多郡 東宇和郡 西宇和郡 南宇和郡 北宇和郡 越智郡 野間郡	徳島	愛媛 那珂郡 三野郡 阿野郡 大内郡 香川郡 三木郡 山田郡	島根 周吉郡 知夫郡	島根 神門郡 秋鹿郡 飯石郡 意宇郡 能義郡 仁多郡 大原郡 出雲郡 楯縫郡 廣島 三次郡 三谿郡 奴可郡	山口	廣島 蘆田郡 御調郡 品治郡 安那郡 深津郡 沼隈郡 岡山 阿賀郡 上房郡 賀陽郡 下道郡 都宇郡 窪屋郡	廣島 沼田郡 佐伯郡 山縣郡 高田郡 高宮郡	京都 熊野郡 南桑田郡 北桑田郡 船井郡 兵庫 城崎郡 美含郡 出石郡 氣多郡 福井 遠敷郡 大飯郡	兵庫 明石郡 美囊郡 加古郡 津名郡 三原郡 有馬郡 大阪 西成郡 島上郡 島下郡	岡山 西條郡 西條郡 大庭郡 勝南郡 勝北郡 赤坂郡 磐梨郡 鳥取 八橋郡 汗入郡 日野郡	兵庫 加西郡 多可郡 印南郡 揖東郡 揖西郡 鳥取 八上郡 智頭郡 八東郡 岡山 吉野郡

		六					第					
		二					十					第
		長崎	福岡	佐賀	小倉		鹿兒島	八代	宮崎	熊本		
北海道八管區制定二至九迄第二師管第四旅管青森大隊區三屬又 警備隊設置迄八東京府小笠原島八麻布大隊區二新潟縣雜太羽茂加茂三郡八柏崎大隊區二島根縣周吉穩地海士知夫四郡 八松江大隊區二鹿兒島縣大島熊毛馭諫三郡及沖繩縣八鹿兒島大隊區二長崎縣南松浦郡八長崎大隊區二屬又	對馬	五島	長崎	福岡	佐賀	小倉	鹿兒島	八代	宮崎	熊本		
	長崎 上縣郡 下縣郡	長崎 南松浦郡	長崎區 長崎郡 西彼杵郡 北高來郡 東彼杵郡 北松浦郡 佐賀 東松浦郡 西松浦郡	福岡郡 那珂郡 糟屋郡 御笠郡 宗像郡 鞍手郡 志摩郡 早良郡 御井郡 御原郡 山本郡 夜須郡 竹野郡	佐賀郡 三根郡 小城郡 杵島郡 藤津郡 福岡 上妻郡 山門郡 三池郡	小倉 築城郡 上毛郡 田川郡 大分 西國東郡 東國東郡 速見郡 宇佐郡	沖繩 鹿兒島 大島郡 熊毛郡	鹿兒島區 始良郡 桑原郡 東嶺縣郡 西嶺縣郡 南嶺縣郡 南大隅郡 北大隅郡 肝屬郡	八代郡 上益城郡 下益城郡 鹿兒島 北伊佐郡 薩摩郡 甌島郡	宮崎 大分 大野郡 直入郡 北海部郡	熊本 山鹿郡 山本郡 菊池郡 合志郡 阿蘇郡	熊本區 飽田郡 託摩郡 宇土郡 玉名郡

(6) 改正陸軍管區表 (明治二十九年三月一六日)

三第		二第				一第				衛			近		師管	陸軍管區表	
津	名古屋		柏崎	新發田	福島	仙臺		長野	高崎	横濱	麻布	水戸	佐倉	宇都宮	本郷	聯隊區	警備隊區
		佐渡					小笠原島										
三重 津市安濃郡桑名郡員辨郡三重郡朝明郡鈴鹿郡菟藝郡河曲郡一志 郡飯野郡多氣郡度會郡答志郡英虞郡南牟婁郡北牟婁郡	愛知 名古屋市愛知郡知多郡 海東郡海西郡碧海郡	新潟 雜太郡羽茂 郡加茂郡	新潟 刈羽郡三島郡北魚沼郡南魚沼郡中 魚沼郡東頸城郡中頸城郡西頸城郡	新潟 新瀉市南蒲原郡北蒲原郡中蒲原郡 西蒲原郡東蒲原郡岩船郡古志郡	福島 信夫郡安達郡安積郡岩瀨郡南會津郡北會津郡那摩郡河沼郡大沼郡 東白川郡石川郡田村郡菊多郡磐前郡磐城郡檜葉郡標葉郡西白河郡	仙臺 仙臺市宮城郡柴田郡刈田郡伊具郡亙理郡名取郡 黒川郡加美郡志田郡玉造郡遠田郡桃生郡牡鹿郡 福島 郡行方郡	東京 小笠原島	長野 群馬 入間郡高麗郡比企郡横見郡秩父郡兒玉郡 賀美郡那賀郡大里郡幡羅郡榛澤郡男衾郡	高崎 群馬 高座郡愛甲郡津久井郡足柄上郡足柄下郡 山梨	横濱 神奈川 横濱市久良岐郡鎌倉郡三浦郡大住郡海老原郡 高座郡愛甲郡津久井郡足柄上郡足柄下郡	麻布 東京 麻布區麹町區神田區日本橋區荏原郡南 東京豊島郡赤坂區四谷區小石川區牛込區芝區東多 摩郡西多摩郡南多摩郡北多摩郡伊豆七島 神奈川 橋本郡 都筑郡	水戸 茨城 水戸市東茨城郡西茨城郡那珂郡多賀郡久慈郡鹿 島郡行方郡新治郡筑波郡信太郡河内郡北相馬郡	佐倉 千葉	宇都宮 栃木 真壁郡結城郡岡田郡豐 田郡猿島郡西葛飾郡	本郷 東京 本郷區淺草區下谷區南葛飾郡本 所區深川區南足立郡北葛飾郡 埼玉 北足立郡南埼玉郡北埼玉郡 中葛飾郡北葛飾郡新座郡	管 府 縣	

第九第				第八第				第七第				第六第		
岐 阜	敦 賀	富 山	金 澤	山 形	秋 田	盛 岡	弘 前	十 勝	根 室	函 館	札 幌			
												對 馬	五 島	沖 繩
岐 阜 中 島 郡 武 儀 郡 上 郡 加 茂 郡 可 兒 郡 土 岐 郡 惠 那 郡	岐 阜 市 厚 見 郡 各 務 郡 羽 栗 郡 西 春 日 井 郡 東 春 郡	富 山 大 野 郡 益 田 郡 吉 城 郡	石 川 海 西 郡 下 石 津 郡 上 石 津 郡 多 賀 郡 不 破 郡 安 八 郡 大 野 郡 池 田 郡 本 某 郡 席 田 郡 山 縣 郡	山 形 山 形 郡	秋 田 秋 田 郡	盛 岡 市 南 巖 手 郡 北 巖 手 郡 紫 波 郡 裨 貫 郡 東 和 賀 郡 登 米 郡 西 和 賀 郡 膽 澤 郡 江 刺 郡 西 磐 井 郡 東 磐 井 郡 氣 仙 郡 宮 城 本 吉 郡 栗 原 郡 西 閉 伊 郡 東 閉 伊 郡 南 閉 伊 郡 北 閉 伊 郡 中 閉 伊 郡	青 森 二 戸 郡 南 九 戸 郡 北 九 戸 郡	北 海 道 廣 尾 郡 當 麻 郡 中 川 郡 十 勝 郡 河 西 郡 河 東 郡 上 川 郡 十 勝 國 沙 流 郡 新 冠 郡 靜 内 郡 浦 河 郡 樣 似 郡 幌 泉 郡 三 石 郡 日 高 國	根 室 郡 花 咲 郡 野 付 郡 標 津 郡 目 梨 郡 網 走 郡 斜 里 郡 常 呂 郡 紋 別 郡 得 撫 郡 新 知 郡 古 守 郡 國 後 郡 振 別 郡 擇 捉 郡 藥 取 郡 沙 那 郡 千 島 國 色 丹 郡	北 海 道 函 館 區 龜 田 郡 上 磯 郡 松 前 郡 檜 山 郡 爾 志 郡 茅 部 郡 渡 部 磯 谷 郡 岩 内 郡 古 宇 郡 山 越 郡 膽 振 國	札 幌 區 札 幌 郡 空 知 郡 夕 張 郡 樺 戸 郡 雨 龍 郡 上 川 郡 濱 益 郡 厚 田 郡 石 狩 郡 小 樽 郡 高 島 郡 忍 路 郡 余 市 郡 古 平 郡 美 田 郡 石 狩 郡 後 志 國 千 歲 郡 室 蘭 郡 有 珠 郡 虻 田 郡 幌 別 郡 白 老 郡 勇 拂 郡 膽 振 國 增 毛 郡 留 萌 郡 苦 前 郡 天 鹽 郡 中 川 郡 上 川 郡 天 鹽 國 宗 谷 郡 枝 幸 郡 禮 文 郡 利 尻 郡 北 見 國	長 崎 上 縣 郡 下 縣 郡	長 崎 南 松 浦 郡	沖 繩 沖 繩

考 備	二 十 第				一 十 第				十 第			
	佐 賀	久 留 米	大 分	小 倉	高 知	松 山	徳 島	丸 龜	岡 山	姫 路	神 戸	福 知 山
<p>一 警備隊設置迄ハ東京府小笠原島ハ麻布聯隊區ニ新潟縣雜太、羽茂、加茂三郡(佐渡)ハ柏崎聯隊區ニ島根縣周吉、穩地、海士、知夫四郡(穩岐)ハ濱田聯隊區ニ鹿兒島縣大島、熊毛、駄謨三郡及沖繩縣ハ鹿兒島聯隊區ニ長崎縣南松浦郡ハ大村聯隊區ニ屬ス</p> <p>二 臺灣ノ管區ハ他日ヲ待テ之ヲ定ム</p> <p>三 本表ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス但第七師管ヲ除クソ外師管ノ區域ハ當分従前ニ於ケル師管ノ規定ニ依ル</p>	<p>佐賀 福岡 三瀨郡山門 郡三池郡</p>	<p>福岡市糟屋郡宗像郡鞍手郡嘉麻郡穂波郡 上座郡下座郡夜須郡那珂郡御笠郡席田郡 怡土郡志摩郡早良郡御井郡御原郡山本部 久留米市上妻郡下妻郡竹野郡</p>	<p>福岡川郡京都郡仲津 郡築城郡上毛郡 郡宇佐郡 西國東郡東國東郡速見 山鹿郡山本 大分郡大分郡北海部郡南海 熊本郡菊池郡合 志郡阿蘇郡 部郡大野郡直入郡</p>	<p>遠賀郡企救郡田 玖珠郡日 福岡川郡京都郡仲津 大分田郡下毛 山口 赤間關市 郡築城郡上毛郡 郡宇佐郡 豊浦郡</p>	高知	愛媛	徳島	香川	<p>岡山市兒島郡御野郡上道郡津高郡赤阪 河村郡久米 郡磐梨郡邑久郡和氣郡真島郡勝南郡勝 鳥取郡八橋郡汗 北郡東北條郡東南條郡西北條郡西條 人郡會見郡 郡大庭郡久米南條郡久米北條郡 日野郡</p>	<p>姫路市飾東郡飾西郡神東 鳥取市邑美郡法 郡神西郡加東郡加西郡多 鳥取 美郡岩井郡八上 岡山 吉野郡 可郡印南郡揖東郡 郡智頭郡八東郡 英田郡 六粟郡佐用郡赤穂郡 高草郡氣多郡</p>	<p>神戸市八部郡武庫郡 西成郡島上 兵庫 美郡加古郡 大阪郡島下郡能 明石郡美囊郡加古郡 勢郡豊島郡</p>	<p>與謝郡加佐郡中郡 城崎郡美含郡出石 三 竹野郡熊野郡南桑 兵庫 郡氣多郡養父郡七 方 郡天田郡何鹿郡 美郡二方郡水上郡 福井 遠敷郡 多紀郡朝來郡 大飯郡</p>

(7) 陸軍管区表一部改正 (明治三十三年三月一六日)

陸軍管區表中近衛師管第一師管ノ區畫ヲ左ノ通改メ備考第三項ヲ削ル

一		第						
	宇都宮	本郷	水戸	佐倉	長野	高崎	横濱	麻布
小笠原島								
東京 小笠原島	栃木 茨城 眞壁郡 結城郡 猿島郡	東京 本郷區 淺草區 下谷區 南葛飾郡 本所區 深川區 南足立郡 北葛飾郡 埼玉 北足立郡 南埼玉郡 北埼玉郡 北葛飾郡	茨城 水戸市 東茨城郡 西茨城郡 那珂郡 多賀郡 久慈郡 鹿島郡 行方郡 新治郡 茨波郡 稻敷郡 北相馬郡	千葉	長野	郡馬 埼玉 入間郡 比企郡 秩父郡 児玉郡 大里郡	神奈川 横濱師久良岐郡 鎌倉郡 三浦郡 中郡 高座郡 愛甲郡 津久井郡 足柄上郡 足柄下郡 山梨	東京 麻布區 麹町區 神田區 日本橋區 京橋區 往原郡 豐多摩郡 赤阪區 四谷區 小石川區 牛込區 芝區 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 伊豆七島 神奈川 樹樹郡 都筑郡

附則

本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

(8) 改正陸軍管区表 (明治四〇年九月一八日)

第三			第二				第一				師管	陸軍管區表		
十三第		五第	五十二第	三第			二第		一第		旅管			
津	桑名	岐阜	名古屋	山形	仙臺	若松	福島	佐倉	本郷	甲府	麻布		聯隊區	
												警備隊區		
三重縣	海津郡 安八郡 津郡	丹羽郡 葉栗郡	愛知縣	山形縣	宮城縣	南會津郡	福島縣	千葉縣	北葛飾郡 北埼玉郡	東京府 本郷區 深川區	山梨縣 足柄下郡	伊豆七島 西多摩郡 南多摩郡	東京府 麹町區 赤坂區 西多摩郡 南多摩郡	管轄區域
飯津市 飯南郡 多氣郡 度會郡 志摩郡 北牟婁郡 南牟婁郡	津市 宇治山田 河藝郡 鈴鹿郡 安濃郡 一志郡	四日市市 桑名郡 不破郡 海西郡 海東郡 岐阜縣	名古屋 東春日井郡 西春日井郡 知多郡 岐阜縣 土岐郡	栗原郡 志田郡 黒川郡 玉造郡 加美郡 宮城郡	仙臺市 本吉郡 牡鹿郡 桃生郡 登米郡 遠田郡	石川郡 西白河郡 東白川郡 岩瀬郡 河沼郡 大沼郡	若松市 安積郡 安達郡 北會津郡 耶麻郡 田村郡	福島市 信夫郡 伊達郡 宮城縣 柴田郡 刈田郡	北足立郡 北埼玉郡	淺草區 本所區 埼玉縣 北足立郡	横濱市 高座郡 久良岐郡 鎌倉郡 津久井郡 足柄上郡	神奈川縣 中郡 神奈川縣 都筑郡	日本橋區 京橋區 芝區 荏原郡 橘樹郡	管轄區域

七 第		六 第			五 第			四 第						
四十第	三十第	六十三第	一十第		一十二第	九第		二十三第	七第					
釧路	函館	札幌	都城	鹿兒島	八代	熊本	岩國	山口	松山	廣島	和歌山	堺	篠山	大阪
北海道廳 藥取郡 厚岸郡 廣尾郡 根室郡 函館區 茅部郡 壽都郡 浦河郡 古宇郡 高島郡 雨龍郡 札幌區 札幌區 南那珂郡 兒湯郡 鹿兒島市 揖宿郡 鹿兒島郡 熊毛郡 日置郡 川邊郡 肝屬郡 噲啖郡	北海道廳 函館區 龜田郡 歌葉郡 磯谷郡 久遠郡 奥尻郡 松前郡 檜山郡 太櫓郡 瀨棚郡 爾志郡 島牧郡	北海道廳 浦河郡 古宇郡 高島郡 雨龍郡 札幌區 札幌區 南那珂郡 兒湯郡 鹿兒島市 揖宿郡 鹿兒島郡 熊毛郡 日置郡 川邊郡 肝屬郡 噲啖郡	宮崎縣 南那珂郡 兒湯郡 鹿兒島市 揖宿郡 鹿兒島郡 熊毛郡 日置郡 川邊郡 肝屬郡 噲啖郡	沖繩縣 鹿兒島縣 鹿兒島市 揖宿郡 鹿兒島郡 熊毛郡 日置郡 川邊郡 肝屬郡 噲啖郡	熊本縣 八代郡 葦北郡 球磨郡 鹿兒島縣 伊佐郡 始良郡 薩摩郡	熊本縣 熊本市 下益城郡 阿蘇郡 宇土郡 伊佐郡 始良郡 薩摩郡	山口縣 玖珂郡 美禰郡 大津郡 厚狹郡 山縣郡 安佐郡	山口縣 吉敷郡 美禰郡 大津郡 厚狹郡 山縣郡 安佐郡	愛媛縣 松山市 東宇和郡 北宇和郡 南宇和郡 西宇和郡 喜多郡	廣島縣 高田郡 賀茂郡 安藝郡 伊豫郡 喜多郡	和歌山縣 泉北郡 泉南郡 兵庫縣 津名郡 三原郡	大阪府 堺市 泉北郡 泉南郡 兵庫縣 津名郡 三原郡	兵庫縣 有馬郡 水上市 多紀郡 川邊郡 大阪府 北河内郡 豐能郡 三島郡	大阪府 西成郡 東成郡 中河内郡 東區 北區

一十第		十第				九第				八第				七第		
二十二第	十第	十二第		八第		一十三第		六第		六十第		四第		四十第		
高知	善通寺	徳島	丸龜	神戸	福知山	鳥取	姫路	富山	高岡	鯖江	金澤	弘前	秋田	盛岡	青森	旭川
高知縣	香川縣 仲多度郡 三豐郡 愛媛郡 宇摩郡 新居郡 上浮穴郡	徳島縣	香川縣 木田郡 高松市 丸龜市 大川郡 小豆郡	兵庫縣 多可郡 神戶市 加西郡 美囊郡 武庫郡 加東郡 明石郡	京都府 熊野郡 天田郡 加佐郡 竹野郡 與謝郡 兵庫縣 出石郡 城崎郡 養父郡	岡山縣 勝田郡 英田郡 眞庭郡 久米郡 鳥取縣 鳥取市 八頭郡 東伯郡	兵庫縣 揖保郡 姫路市 神崎郡 赤穂郡 飾磨郡 岡山縣 和氣郡 邑久郡	富山縣 富山市 上新川郡 婦負郡 中新川郡 岐阜縣 吉城郡 大野郡	富山縣 東礪波郡 高岡市 氷見郡 西礪波郡 射水郡 石川縣 鹿島郡 珠洲郡 鳳至郡	福井縣 足羽郡 福井市 今立郡 大野郡 坂井郡 丹生郡 南條郡	石川縣 石川郡 金澤市 羽咋郡 能美郡 河北郡 江沼郡	青森縣 弘前市 中津輕郡 西津輕郡 南津輕郡 秋田縣 山本郡	秋田縣 南秋田郡 秋田市 河邊郡 仙北郡 平鹿郡 由利郡 雄勝郡	巖手縣 盛岡市 和賀郡 江刺郡 東磐井郡 膽澤郡 西磐井郡 紫波郡 稗貫郡	青森縣 青森市 三戸郡 東津輕郡 下北郡 上北郡 巖手縣 二戸郡 九戸郡 下閉伊郡	北海道廳 (膽振國) 上川郡 空知郡 增毛郡 天鹽國 宗谷郡 紋別郡 (北見國) 枝幸郡 留萌郡 富良野村 (石狩國) 苫前郡 勇拂郡 占冠村 天鹽郡 利尻郡 網走郡 上川郡 斜里郡

六十第		五十第				四十第				三十第				二十第				
八十第		九十二第		七十第		八十二第		七十二第		六十二第		五十第		五十三第		二十第		
敦賀	大津	濱松	静岡	飯田	豊橋	熊谷	高崎	宇都宮	水戸	高田	松本	村松	新發田		福岡	小倉	大分	中津
														對馬				
福井縣	滋賀縣	静岡縣	静岡縣	恵那郡	長野縣	愛知縣	埼玉縣	群馬縣	茨城縣	新潟縣	長野縣	新潟縣	新潟縣	長崎縣	福岡縣	福岡縣	大分縣	大分縣
遠敷郡	敦賀郡	野洲郡	大津市	西筑摩郡	上伊那郡	額田郡	豊橋市	兒玉郡	大里郡	刈羽郡	松本市	北魚沼郡	長岡市	新潟市	福岡市	遠賀郡	北海部郡	東國東郡
大飯郡	三方郡	神崎郡	駿東郡	下伊那郡	碧海郡	渥美郡	渥美郡	秩父郡	比企郡	中頸城郡	南安曇郡	北魚沼郡	中蒲原郡	岩船郡	糟屋郡	門司市	直入郡	西國東郡
滋賀縣	滋賀郡	甲賀郡	富士郡	愛知縣	幡豆郡	寶飯郡	入間郡			東頸城郡	埴科郡	南佐久郡	南蒲原郡	北蒲原郡	筑紫郡	嘉穂郡	大分郡	速見郡
犬上郡	伊香郡	蒲生郡	庵原郡	北設樂郡	八名郡	南設樂郡				長野市	東筑摩郡	小縣郡	古志郡	佐賀郡	宗像郡	田川郡	宮崎縣	宇佐郡
愛知郡	東淺井郡	三重縣		東加茂郡						上水内郡	北安曇郡	諏訪郡	中魚沼郡	佐賀郡	東松浦郡	山口縣	東白杵郡	福岡縣
高島郡	阪田郡	阿山郡		岐阜縣						下高井郡				西松浦郡	豐浦郡	下関市	京都市	築上郡

考 備	八 十 第				七 十 第				六 十 第	
	四 十 二 第		三 十 二 第		四 十 三 第		三 十 三 第		九 十 第	
	高 瀬	久 留 米	佐 賀	大 村	松 江	濱 田	岡 山	福 山	奈 良	京 都
一、師管ノ番號ハ師團ノ番號ト旅管ノ番號ハ歩兵旅團ノ番號ト同一トス 二、臺灣及樺太ノ管區ハ追テ之ヲ定ム	熊本縣	福岡縣	佐賀縣	長崎縣	日野郡	島根縣	岡山縣	廣島縣	奈良縣	京都府
	菊池郡 鹿本郡 天草郡 玉名郡	久留米市 山門郡 三池郡 浮羽郡 八女郡 三瀨郡 佐賀縣 三養基郡 神埼郡	杵賀市 藤津郡 小城市 長崎縣 北高來郡 南高來郡	長崎市 北松浦郡 壹岐郡 南松浦郡 東彼杵郡 西彼杵郡	飯石郡 阿哲郡 穩地郡 海士郡 知夫郡 鳥取縣	松江市 八東郡 能義郡 大原郡 仁多郡 島取縣	那賀郡 美濃郡 邇摩郡 鹿足郡 邑智郡	吉備郡 都窪郡 赤磐郡 川上郡 上房郡 後月郡	尾道市 沼隈郡 神石郡 深安郡 甲奴郡 御調郡	船井郡

二 徴兵に関する千葉県伺並びに陸軍省回答

(1) 明治八年一〇月二四日付伺

千葉縣伺

一 徴兵令参考第二十三條ニ本令第三章第七條ニ示シタル嫡子嫡孫ニ當リタル者ト雖モ兄弟アリ祖父或ハ其父未タ嗣子或ハ承祖ノ孫ト認メサルトキハ兵役ニ就クヘシト有之然ル処新律綱領戸婚律立嫡違法ノ條ニ凡嫡長子孫亡没疾病等ノ故ナクシテ庶子ヲ立ル者ハ杖七十仍ホ嫡子ヲ改立セシムト有之又太政官明治六年第二百六拾三號ヲ以テ同年第二十八號布告華士族ノ家督相續ハ必ス總領ノ男子タルヘシト更正有之ヲ參看候ヘハ嗣子或ハ承祖ノ孫タルヘキハ其祖父或ハ父ノ認ムルヲ待タス自ラ定マルモノニ有之哉ニ相見ヘ彼是牴牾候様被存候右ハ徵募ノ丁男ニ限り祖父或ハ父ノ認ムル者ニ無之テハ嗣子又ハ承祖ノ孫ト看做サ、ル儀ニ候哉

一同條中若シ嫡子ニ當ル者ニタ子ニシテ尚未タ何レヲ嗣子ト認メサル者ハ豫メ其親ヲシテ嗣子ヲ撰ハシムルノ後其次子ヲ徵スヘシト有之然ルニ明治七年太政官日誌第百七拾參三號中内務省ヨリ雙子三子兄弟姉妹順次取定方向へ前産ノ兒ヲ以テ兄姉ト定候儀ト可相心得旨指令有之右ニ據レハ其親ヲシテ嗣子ヲ撰ハシムルヲ俟タス自然兄弟順序相定リ居候様相見ヘ候得共徵募ノ丁男ノミハ前書同斷其親ニ嗣子ヲ撰ハシメ然ル後其次子ヲ徵スヘキ儀ニ候哉

右兩條何分了解仕兼候間相伺候至急御指揮被下度候也 十月二十四日
指令

伺之趣新律綱領戸婚律立嫡違法ノ條及ヒ明治六年太政官第二十八號布

告右兩項ハ一般人民及ヒ華士族家督ノ定法ニ有之而シテ徴兵令参考第二十三條ニ示シタル者ハ一家兩子又ハ三四子アリテ嫡孫ニ當リタル者怠惰或ハ放蕩等ニテ他日本人自ラ懲艾スルニ非サレハ其父祖未タ豫メ嗣子ト定メ難キ者ニ候ヘハ兵役ニ就カレムヘシトノ儀ニ有之畢竟新律綱領及ヒ太政官布告ハ天下一般ノ定法ヲ示シ徴兵令参考第二十三條ハ其變格ノ者ニ就テ兵役去就ヲ解スル者ニ候ヘハ右三項ヲ取テ一齊ニ論スル時ハ牴牾ヲ生スル如ク相見ヘ候得共右ハ常法ト變法トノ差別有之者ニシテ三項並ヒ行ハレテ不相悖者ニ有之候條此旨能々可相心得事追テ第二條伺之儀ハ不日可相達候事

〔陸軍省日誌〕明治八年、第七〇号

(2) 明治九年五月二四日付伺

千葉縣伺

一 第一第二後備軍服役中ノ者ノ内兄病死或ハ癱篤疾等ノ故ヲ以テ右服役中ノ者ヲ嗣子ニ相立度ニ付服役被差免度段願出候者有之節ハ右服役ノ儀ハ不差免儀ニ有之候トモ嗣子ニ相立候儀ハ當縣限り聞届其異動ヲ後備軍司令官ヘ相届可然哉

一 右籍ノ者他家ヘ養子又ハ分家等爲致度段願出候節ハ免役ニ不差響分ハ同上之通相心得可然哉

右件々御指揮有之度此段相伺候也 五月廿四日
指令

伺之趣兩項共其縣限り聞届候儀ハ不相成其都度所管鎮臺ヘ申立何分ノ指圖ニ可應儀ト可相心得事

〔陸軍省日誌〕明治九年、第二七号

(3) 明治九年六月八日付伺

徴兵連名簿進達後並検査及ヒ入営ノ節事故有之翌年検査ニ差廻候者共身

分取扱ノ儀ニ付左ノ件々相伺候也

第一條 名簿中ノ者院省使庁府縣ヨリ等外四等以上ノ官員ニ登庸致候旨申越候節ハ本人名面刪去ノ儀其都度御省へ及御届可然哉

第二條 名簿中ノ者海軍省水火夫等徵募ノ達有之節志願ノ者願出候節ハ徵募ニ令應本人儀ハ徵兵免役相成候儀ト相心得其都度御省へ及御届可然哉

但御省上下士官生徒及ヒ教導團生徒志願ノ者モ本文同様相心得可然哉

第三條 神道各宗管長等ヨリ教導職試補ニ採用照會候節ハ右名簿中ノ者ニテモ無差支事ニ回答致候テ可然哉

第四條 名簿中ノ者他へ養子縁組出願候者假令養子ハ養家ノ嗣子ニ相成候共到底服役不差免候へハ聞届不苦儀ト存候得共右養子相成候後養父死去養子家督相續致候節又ハ養父存在在中ト雖モ病氣或ハ事故等ニテ一家ヲ理スル事能ハス不得止養子へ家督相續爲致度儀願出候節ハ當縣限リ聞届可然哉

第五條 前條家督相續聞届不苦候ハ、右養子ハ則チ一家ノ戸主ト相成候故免役相成候儀ト相心得其都度御省へ及御届可然哉

第六條 甲年検査及ヒ入營ノ節事故有之乙年検査ニ差廻候者ノ内文部省直轄師範學校及ヒ當縣設立ノ公立師範學校ニ入り候儀差支無之儀ニ候へハ乙年検査ノ節迄ニ修業一期六ヶ月ノ課程ヲ卒リ其証書ヲ得タル者ハ免役相成候哉又ハ右名簿中ノ者ハ師範學校へ入ル事ハ差止可申哉

指令

第一條 其都度當省へ伺出何分ノ指令ニ可應事

第二條 伺之通

但採用相成候上ニ無之候テハ免役ノ者ト不可心得事

第三條 第四條 第五條 其縣限リ聞届候儀不相成其都度當省へ伺出何分ノ指令ニ可應事

第六條 翌年廻ノ者ハ徵兵令参考第二十條ニ擬シ免役難相成儀ト可相心得事

(4) 明治九年八月一日付伺

〔陸軍省日誌〕明治九年、第二八号
當縣安房國長狹郡貝渚村平民德平次男畠山重吉本年徵兵ニテ事故有之來十年検査ニ相廻リ候者ニ有之候當本人兄吉平ナル者白痴ニテ一家相續難相成候ニ付廢嫡ノ上次男重吉ヲ以テ嗣子ト相定度旨吉平病氣醫案相添別紙之通願出候ニ付取調候處相違無之ニ付於當縣廢嫡ノ儀聞届可申ト存候右聞届候上ハ本人儀ハ嗣子ト相成候者ニ付兵役ノ儀ハ御差免相成候哉已ニ連名簿上へ登録ノ者ニ付別紙相添此段相伺候也

〔陸軍省日誌〕明治九年、第三二六号

(5) 明治九年一二月二九日付伺

他管下ノ者ヲシテ當縣巡查申付置候者ノ内來明治十年徵兵相當ノ者有之右ハ單身寄留ノ者ニ付本籍ニ於テ検査可相受筈ノ處當縣下ニ於テ招募ニ應シ度旨願書差出候處右ハ當縣下ヨリ本籍迄二百里以上ノ里程ニテ此際態々帰村爲致候モ實ニ憫然ノ至ニ有之且本年御省日誌第二十六號豊岡縣伺へ御指令ノ次第モ有之本人落選又ハ検査落相成候へハ其儘奉職爲致度見込ノ者ニ付名面當縣徵兵連名簿へ記載ノ上検査爲受度此段相伺候也
十二月十九日
指令

伺之趣難聞届徵兵令参考第二十七條ニ照準本籍ニ於テ徵募ニ令應候様可取計事

但豊岡縣伺并指令ノ儀ハ該縣管内二本籍アル者ノ取扱ニシテ他府縣

ヨリ寄留ノ者ヲ取扱候儀ニ無之事

〔陸軍省日誌〕明治九年、第五六号

(6) 明治一一年一月二二日付何

客歳西南ノ役出征中戦死或ハ流行病等ニ罹リ死亡候者ノ内寡婦孤兒ハ無之父母兄弟等有之然ルニ父母ハ老衰シ兄ナル者アレトモ失踪尋中姉ナル者ハ長病ニテ當該人ノ爲メニ養育ヲ受タル者ニテ死亡後父母ヲ養育スル者無之親戚アレトモ之ヲ助ル者モナク飢渴ニ及フヘク事實愍然ノ者ニシテ無餘儀場合ニ於テハ恩給令附録第一條ニ準シ其筋へ申告候ハ、御詮議可相成哉此段相伺候也 十一月廿二日 指令

伺之趣本年太政官第二十七號達ニ照準シ其事實詳悉陳述シ上申候ハ、何分ノ詮議ニ可及事

但徴兵常備兵卒ハ本年當省達甲第二十號達ニ適當スル者ノ外ハ難及處分候事

〔陸軍省日誌〕明治一一年、第三五号

(7) 明治一一年二月一〇日付何

徴兵令第三章中ノ箇條ニ當ル者同令第六章第十五條ニ照シ代人料上納致ス者ノ外常備兵役ヲ竟ヘサル者ハ分家不相成儀ニ候ヘトモ其父母祖父母(該家若主ヨリ親レハ一家族中ノ伯叔父タル者及ヒ曾子孫ニシテ母タル者其テ云フ)ノ該家中ニアリテ家族タルモノ分家スルニ携帶セラレ候儀ハ(一家ヲ異セハ携帶セラレ候子トナリ免役箇條ニ適當スル者)不苦候哉此段相伺候也 一一年二月十日 指令

伺之趣常備兵役ヲ竟ヘサル者分家ノ儀ニ非サレハ昨十一年第二十號公布ニ關セサル儀ト可相心得事

〔陸軍省日誌〕明治一二年、第六号

(8) 明治一二年二月九日付何

一徴兵令第二十八條第二項第三項第二十九條第一項ハ總テ實子孫ヲ指シ候儀ニ可有之候ヘモ第二十八條第四項但書ノ儀ハ本項及ヒ本年御省達甲第二十二號御達第一項等ニ對シ推考スルトキハ該但書ニ限り自然養子嗣子モ含有致シ居候儀ト相心得可然哉

一戸主年齢五十歳未滿ノ者ノ養子嗣子ハ假令幼稚ノ時貰受養育致候者ト雖トモ本年十月廿七日ノ區分無之無論徵集スル儀ト相心得可然哉

一徴兵事務條例第四百一條ニ徴兵令第六十四條ノ免役料ハ検査ノ上合格者ノミ之ヲ徵収スヘシト有之然ルトキハ同令第二十九條項目中ニ當ル者ニシテ免役料上納願出候者ハ検査ノ上合格ノ者ノミ徵収候儀ト相心得可然哉

右件々御指揮有之度候也 十二月九日 指令

第一項 伺之通

第二項 本年十月二十六日前既ニ養嗣子トナセシ者ハ當省達甲第二十二號達第一項ノ例ニ準ス

第三項 徴兵令第二十九條ノ項目ニ當ル者ハ第二豫備徴兵召集ノ節検査合格者ノミ徵収スヘシ

〔陸軍省日誌〕明治一二年、第三七号

(9) 明治一二年二月二〇日付何

一徴兵令第二十八條第一項ノ戸主ハ譬ヘハ夫死亡シ子女ナク無餘儀寡婦戸主トナリタル後該戸主ニ入夫シ直ニ戸主トナリ或ハ戸主年齢五十歳前後ヲ問ハス癡疾不具等ニシテ実男女無之他ヨリ養子貰受直ニ戸主ト致シ候者ニテ徴兵適齡ノ者ハ名簿鎮臺ヘ送達以前ニ候ハ、徴兵令第二十八條第一項ニ依リ取調可然哉

一戸主年齢五十歳未満ノ者ニテ幼稚ノ時貰受候養嗣子徴集方ノ儀ニ付本年十二月九日附ヲ以テ相伺候處本年十月廿六日前既ニ養嗣子トナセシ者ハ當省達甲第廿二號達第一項ノ例ニ準シト御指令有之仍テハ年齢五十歳未満ニシテ實子無之弟ヲ以繼嗣ト定メ其旨戸籍ニ登記有之右ハ本年十月廿六日以前ニ係ル分ハ前同様御省達甲第廿二號御達第一項ノ例ニ依リ取調候儀ト心得可然哉
右件々御指揮有之度此段相伺候也 十二月廿日
指令

第一項 寡婦戸主トナリタル後該戸主へ入夫シ直ニ戸主トナリタル者ハ免役ニ屬セス其他ノ者ハ伺之通

第二項 伺之通

〔陸軍省日誌〕明治一二年、第四〇号

(10) 明治一三年一月五日付伺

一戸主年齢五十歳未満ノ者養嗣子及ヒ弟ヲ以テ繼嗣ト定メタル者客年十月廿六日以前ニ係ル分ハ總テ徴集不致儀ハ曾テ本縣伺へ御指令相成候處其後同年十二月十六日附ヲ以テ女戸主ニシテ年齢五十歳未満ノ者養嗣子ハ勿論徴集スル儀ト心得五十歳以上ナルトキハ徴兵令第二十八條第四項ニ依リ國民軍ノ外兵役ヲ免スル儀ト心得可然哉相伺候處伺之通ト御指令相成就テハ男戸主ニシテ年齢五十歳未満ノ者養嗣子ハ同年十月廿六日以前ニ係ル分ハ徴集不致女戸主ニシテ年齢五十歳未満ノ者養嗣子ハ右月日ヲ區分セス徴集致候儀ニテハ少シク疑團ヲ生シ候ニ付如何相心得可然哉

一男女ノ戸主ニ拘ラス五十歳以上ニシテ事故アリ隠居シ又ハ死亡シ其跡ヲ繼タル実男子或ハ養嗣子ニシテ戸主トナリタル者ハ九月十六日^{（陸軍省日誌）}以後ト雖モ國民軍ノ外兵役ヲ免スル者ト心得徴兵事務條例第二十四條及ヒ同第五十八條ニ依リ取扱可然哉

右相伺候也 一月五日
指令

第一項 女戸主ト雖モ男戸主同様年齢五十歳未満ノ者ノ養嗣子ハ十二年十月廿七日ヲ以テ區分トス

第二項 伺之通

但徴兵支署ニ於テ名簿調製後免役ニ係ル異動ヲ生スルモノハ其縣徴兵署ニ於テ詮議ノ上処分スヘシ

〔陸軍省日誌〕明治一三年、第一号

(11) 明治一二年二月一〇日付伺

一徴兵事務條例第五十條翌年廻名簿ハ徴兵令第三十條ノ項目^{（陸軍省日誌）}第二項第五項及ヒ第九項ニ當ル疾病中或ハ病後ノ故ヲ以テ仍ホ未タ勞役ニ堪ユル事能ハサル者ヲ除ク云々ト有之仍テハ該項ニ當ル者名簿式同例第二十二條及ヒ第四十六條中ニ掲載無之就テハ徴集名簿ノ冊尾ニ其事由ヲ記載シ取調可然哉

一同第十二條ニ徴兵令第六十一條各自届書云々第廿七條ノ第一項ニ當ル廢疾不具等ノ者ハ其届書へ第一書式ノ最寄地方醫師診斷書ヲ添ヘ云々戸長へ差出スヘシト有之同第三十七條ニ徴兵令云々地方醫師診斷書ト照較シ相違ナキトキハ地方醫員之ニ奥書捺印シ云々ト有之又第一書式ニ依ルトキハ使府縣病院長或ハ衛生掛ニ於テ調査ノ上奥書致候儀ニ有之候處前條地方醫員奥書捺印致候ハ、病院長或ハ衛生掛奥書不致可然哉將又病院長或ハ衛生掛奥書シ尚地方徴兵醫員奥書捺印致候儀ニ候ハ、自然奥書重複候様被存候ニ付如何相心得可然哉

一徴兵諸名簿整頓ノ後及ヒ鎮臺へ送達後壯丁ノ身上ニ異動ヲ生スルトキハ異動名簿ヲ作り夫々差出方ノ儀ハ徴兵事務條例第五十八條ニ掲載有之且各自届出ヲ終ルノ後身上ニ異動ヲ生スルトキハ事由ヲ詳カニシ戸長へ届出方ノ儀同例第十八條ニ掲載有之仍テハ諸名簿郡長ヨリ差出後

及ヒ鎮臺へ送達以後事實無餘儀者ニシテ身上ニ異動ヲ生スルトキハ戸長限り承認爲致其旨届書爲差出可然哉又ハ其時々願書（願書）爲差出當縣限り處分シ可然哉

一 徵兵令第廿八條乃至第三十條相當ノ者ニテ名簿鎮臺へ送達後身上ニ異動ヲ生スルトモ名簿上別段筆刪ヲ加ヘサル儀ト心得可然哉

一 從來翌年廻ノ者ハ徵兵令第三十四條ニ據リ調査可致答ノ處常備年期ノ第三年ヲ經過セサル者ノ内該家ニ於テ本人ヲ要スルニ非サレハ一家興

廢ニモ相關スル程ノ事實無餘儀者ハ免役又ハ平時ニ於テ兵役ヲ免シ或ハ一ケ年徵集猶豫等ノ儀當縣限り許可シ可然哉

右件々相伺候也 十二年十二月十日
指令

第一項 徵兵事務條例第五十條割註ノ者ハ壯丁名簿徵集ノ部ニ騰記シ本人姓名ノ頭ニ其事由ヲ摘載シ又下検査ヲ遂ケ徵集又ハ猶豫ト定メタル上徵集名簿又ハ翌年回シ名簿へ騰記スヘシ

但徵集名簿へ騰記ノ法ハ尋常ノ者ト異ナル事ナシ

第二項 下検査ノ節ハ地方徵兵醫員ノ奥書調印セシメ別ニ病院長又ハ衛生掛ノ奥書ヲ要セス

第三項 諸名簿郡長ヨリ差出後ニ在テハ徵兵事務條例第二十四條ニ準シ又鎮臺ニ送達後ニ係ルトキハ同條例第五十八條ニ準シ取扱フヘシ

但免役ニ係ル者ハ其縣徵兵署へ出願ノ上同署ノ指令ニ應セシムヘシ

第四項 第三項指令ヲ參觀シ尚不明了ニ候得ハ更ニ伺出ツヘシ

第五項 其縣限り許可不相成來十三年其縣徵兵署ニ於テ處分スヘシ
〔陸軍省日誌〕明治一三年、第二号

(12) 明治一三年一月一九日付伺
徵兵諸名簿整頓後及ヒ該簿鎮臺へ送達後壯丁ノ身上ニ異動ヲ生スルトキ取扱方ノ儀ハ徵兵事務條例第五十八條ニ掲載有之就テハ例年九月十六日

以後ニ至リ徵兵令第三十三條ニ揭示ノ項目ニ當ル者ノ外事實無餘儀全ク本人（即ち）ヲ要スルニ非サレハ一家興廢ニモ相關スル程ノ者ニテ身上ニ異動ヲ生シ平時免役或ハ國民軍ノ外免役相當者トナル如キモ該名簿鎮臺へ送達以前ニ係ル者ハ當縣限り處分シ該簿送達以後ハ最前伺御指令ノ次第モ有之候ニ付徵兵署へ出願爲致可然哉此段相候也 一月十九日
指令

伺之通
但徵兵支署ニ於テ名簿調整後免役ニ係ル異動ヲ生スルモノハ其縣徵兵署ニ於テ處分スヘシ

〔陸軍省日誌〕明治一三年、第七号

(13) 明治一三年四月八日付伺

一 本年御省達甲第七號ヲ以輻重輪卒概則御達相成然ル處該概則中第三條各軍管云々（其）其抽選番號ノ順序ヲ以テ二十分乃至十分一ヲ入營セシメ

其他ハ郷里ニ在テ常備役ヲ帶ハシムト有之依テ本年ノ儀ハ常備人員二十分一ヲ入營爲致候儀ニ候哉又ハ十分一ヲ入營セシムル儀ト心得可然哉

一同則第四條毎年入營セシムヘキ輪卒ハ其入營期限ヲ前後二期二分チ其一期ヲ三ヶ月トナシ四月七月ノ両度トスト有之依テ譬へハ第一期四月

廿日入營セシ者ハ七月十九日ニ退營シ殘ル三ヶ月ハ郷里ニ在テ常備役ヲ帶ヒ七月廿日ニ入營セシ者ハ十月十九日ニ退營シ入營以前ノ三ヶ月

ハ郷里ニ在テ常備役ヲ帶ハシムル儀ト心得可然哉

一 常備輻重輪卒ニシテ入營セシムヘキ人名ノ内（二）當病其他事故等ニテ入營難相成者有之節ハ直ニ次番ノ者ヲ以テ順序入營爲致候儀ト心得可然哉

一 常備歩騎砲工輻重兵入營之節疾病或ハ犯罪等ニテ入營難相成者届書差出方ノ儀ハ徵兵令第五拾六條及ヒ事務條例第百十六條及ヒ第百十七條

等二掲載有之然ル處徵兵令第五拾六條ニ依ルトキハ郡區長與書証印云々ト有之事務條例第一百六條及ヒ第一百七條ニ依レハ郡區長ヲ經テ云々ト有之就テハ該届書ハ戸長証印シ而シテ尚郡區長証印ヲ要シ當縣庁ヲ經ス直ニ鎮臺或ハ營所へ爲差出候儀ト心得可然哉

一前條ノ如ク入營延期ノ者十月一日迄ニ事故既濟シ入營爲致候者假令一名タリトモ附添人ヲ要スル儀ニ候哉果シテ然ラハ本人並附添人旅費トモ徵兵入費定則ニ依リ總テ官費ヲ以テ支給スル儀ト心得可然哉

右件々御指揮有之度此段相伺候也 四月八日
指令

第一項 本年ノ儀ハ常備人員ノ二十分一ヲ入營セシム
第二項第三項第四項第五項 伺之通

〔陸軍省日誌〕明治一三年、第十八号

(14) 明治一三年四月一五日付伺

戸主年齢五十歳未満ノ者養嗣子ハ昨十二年十月廿七日ヲ以テ區分シ其以前入籍ノ者ハ徵兵令第廿九條ニ準シ平時ニ於テ兵役ヲ免ス可キ儀ニ付同日以前既ニ入籍ノ養孫養子トシテ入籍スル者モ他日徵兵適齡ニ際シ各自届出期限以前戸主養子トシテ入籍スル者隱居或ハ死亡シ其嗣子養子トシテ入籍スル者戸主トナリタル上ハ同令同條ニ依リ可取調儀ト心得可然哉此段相伺候也 四月十五日

伺之通

〔陸軍省日誌〕明治一三年、第一九号

(15) 明治一三年四月十九日付伺

本年徵兵適齡ノ者ニテ免役料金上納願書曩ニ差出既ニ徵兵署ニ於テ許容候者後日上納金納付後ニ至リ右願旨取消本人儀ハ徵集ニ應シ度旨願書差出候節ハ篤ト取札シ事實無餘儀者ハ御省へ經伺ノ上處分可致儀ト心得可然哉又

ハ其時々東京鎮臺へ照會シ其回答ニ依リ處分スル儀ト心得可然哉此段相伺候也謂下

指令

伺之趣事實無餘儀者ニ限り東京鎮臺へ照會シ何分ノ回報ニ可應事

〔陸軍省日誌〕明治一三年、第一九号

(16) 明治一三年四月二九日付伺

常備兵入營ノ節事故ニ依リ延期相成候者事故既ニ止ムトキハ最前ノ手續ヲ以テ可届出儀ハ徵兵事務條例第一百七條ニ掲載有之就テハ事故既濟ノ旨届出候節ハ一應鎮臺へ照會ノ上其回答ニ依リ入營可申付哉或ハ右届出候節ハ該届書添直ニ入營申付可然哉此段相伺候也 四月廿九日

指令

伺之趣鎮臺へ照會何分ノ回報ニ應シ處分スヘキ儀ト可相心得事

〔陸軍省日誌〕明治一三年、第二二号

(17) 明治一三年四月二日付伺

過ル十年西南ノ役ニ於テ負傷後歸郷療養被差許歸郷ノ末傷項々内ニ策定相成候者後日ニ至リ傷所再感候旨ヲ以テ診断書相添當縣千葉病院へ入院或ハ最寄地方醫師ノ治療ヲ請ケ度旨願出候者有之節ハ事實篤ト取札無相違者ハ同年大阪陸軍事務所丁第四百五十一號達歸郷中假規則第四條ニ準據診察料薬及ヒ歩行難相成者乗車賃等ハ御詮議ノ上官費ヲ以テ御支給可相成儀ニ候哉果シテ然ラハ診断書及ヒ薬價等ノ調書相添其時々御省へ上申可致哉又ハ本人舊所管へ照會可致哉此段相伺候也 四月廿一日

指令

伺之趣傷項策定濟ノ者ト雖モ未タ免官免役不申付者ハ明治十年大阪陸軍事務所丁第四百五十一號達歸郷中假規則第四條ニ據リ本人最寄鎮臺へ照會可致儀ト可相心得事

但免官免役後傷所再感ノ者ニ在テハ本年四月當省達甲第十二號達之
通可相心得事

〔陸軍省日誌〕明治一三年、第二二七号

(18) 明治一三年五月二八日付伺

徴兵令第六十四條ノ免役料金上納出願ハ検査以前ノ儀ニシテ検査済常備
補充兵當籤後ハ右出願スルモ無論御詮議不相成儀トハ存候得共誓ヘハ同
令第三十二條相當ノ者ニテ徴兵使巡回検査ニ先立チ直ニ徵集シ其實免役
料上納ノ儀親戚ノ者協議中既ニ代抽ニテ常備軍或ハ補充兵ニ當籤相成候
者即今ニ至リ前書事情ヲ以テ免役料上納願書差出候者有之右等ノ分モ御
詮議不相成儀トハ存候得共一應相伺候間御指揮有之度候也 五月廿八日
指令

伺之通

〔陸軍省日誌〕明治一三年、第二二七号

(19) 明治一三年六月二七日付伺

爰ニ本家アリ戸主年齢五十歳未滿ニテ子女ナク疾病其他ノ事故等有之隠
居ノ上末家ノ長次男等ヲ養嗣子トシ直ニ戸主トナリタル者又ハ末家ノ女
子本家ノ相續人トナリ然ルニ疾病其他ノ事故アリ夫ヲ迎フル能ハス生家
ヘ復籍セントスルニ臨ミ生家ノ實弟其跡ヲ繼キ本家ノ戸主トナリタル者
ハ總テ徴兵令第二十八條第一項ニ準據シ國民軍ノ外兵役ヲ免セラル、儀
ト相心得可然哉此段相伺候也 六月十七日
指令

伺之趣疾病其他事故アリ止ヲ得スシテ戸主トナリタル者ニ限り平時免
役ニ屬シ候儀ト可相心得事

〔陸軍省日誌〕明治一三年、第三〇号

(20) 明治一三年八月二八日付伺

一兵卒除隊歸郷ノ者在役中ノ犯罪ニ依リ軍律自宅禁錮ノ宣告ヲ其居住地
所管地方裁判所ニ於テ申渡シ同囚ヲ地方官ヘ引渡候節ハ地方官ニ於テ
直ニ傳遞ヲ以テ該囚ヲ居住地警察署ヘ申達シ禁錮ノ執行ヲナスヘキ儀
ト心得可然哉

一前條ノ儀ニ付地方裁判所ヨリ地方官ヘ引渡候節ハ地方官ニテ一時監獄
ニ拘留シ親戚ノ者呼出シ宣告状写并禁錮心得書ヲ添本犯ヲ引渡可然哉
一前條ノ儀ニ付地方裁判所ニテ刑ノ宣告ヲナシタル上ハ直ニ囚人ニ禁錮
心得書ヲ附シ歸郷爲致地方官ニ於テハ其執行ニ不管モノト心得可然哉
一禁錮ノ日数ハ其宣告ノ日ヨリ起算可致ハ一般治罪ノ法ト被存候得共前
條ニ於ルモノ居住地迄一日乃至二日間里程ニ應シ宿泊スル日数ハ刑期
ニ算入可致候哉又ハ其錮ニ就ク日ヨリ計算可然哉

右相伺候也 八月廿八日

指令

第一條 伺之通

第二條 第三條 第一條指令ニ依リ了解スヘシ
第四條 官吏ノ手ヲ以テ傳遞スルモノハ宣告ノ日ヨリ起算スヘシ

〔陸軍省日誌〕明治一三年、第三八号

(21) 明治一四年五月二五日付伺

一徴兵令改正以前新ニ分家シタル者相續人無之ヨリ同令改正以後他家ノ
子弟ヲ貰受養嗣子トシ該養嗣子徴兵適齡ノ節養父年齢五十歳以上ナル
トキハ同令第二十八條第四項ニ依リ取調候儀ト相心得可然哉
一徴兵年齢以後ノ嗣子承祖ノ孫養子養孫及ヒ相續人廢疾不具ニ非ヲサル
事故ニテ廢嫡シ更ニ定メタル嗣子承祖ノ孫相續人ハ父或ハ祖父年齢五
十歳前後ヲ問ハス徵集ニ應セシムル儀ハ徴兵事務條例第一百五十七條及

ヒ第五百五十八條後段ニ掲載有之然ル處徵兵令發行以前已ニ年齢二十歳ヲ超過シ即チ徵兵適齡セサル者廢疾不具等ニ無之實際止ムヲ得サル事故ニテ廢嫡シ更ニ定メタル嗣子承祖ノ孫ハ徵兵令第二十八條第三項同第二十九條第一項ニ依リ取調養子養孫及ヒ相續人ハ養父或ハ養祖父年齢五十歳以上ナルトキハ同令第二十八條第四項ニ依リ取調可然哉

右相伺候條至急御指揮有之度候也 五月廿五日

指令

第一項 伺之通

第二項 免役ニ屬セス

〔陸軍省日誌〕明治一四年、第十七号

(22) 明治一四年七月二二日付伺 (一)

徵兵令發行以前既ニ年齢二十歳ヲ超過シ徵兵適齡セサル者廢疾不具等ニ無之實際止ムヲ得サル事故ニテ廢シ更ニ定メタル嗣子承祖ノ孫養子養孫ハ免役ニ屬シ候哉旨本年五月廿五日付庶第千三百三十五號ヲ以テ相伺候處免役ニ屬セスト御指令相成然ル處徵兵事務條例第五百五十七條及第五百五十八條ノ旨趣タル嗣子承祖ノ孫養子養孫廢疾不具等ニ無之者ヲ廢シ更ニ定メタル者ハ免役ニ屬セサル儀ニテ該條例中徵兵年齢以後云々ノ文字ニ對シ推考スルトキハ嗣子等ノ名義ヲ以テ一家兩名ヲ免セサル筋ト被存候果シテ然ルトキハ前號伺ノ如キ徵兵ニ適齡セサル者ヲ廢シ更ニ定メタル者ヲ免役スルモ一家兩名ヲ免スル儀ニ無之依テ是等ハ父或ハ祖父ノ年齢ニ依リ免役ニ屬シ候様致度此段再応相伺候也

七月十二日

指令

伺之趣徵兵令發行以前既ニ年齢二十歳ヲ超過シ徵兵適齡セサル者ト雖モ廢疾不具等ノ故ニ非スシテ廢嫡ノ後更ニ定メタル嗣子承祖ノ孫ハ徵兵事務條例第五百五十七條及第五百五十八條ニ據リ免役ニ屬セサル儀ト可

相心得事

〔陸軍省日誌〕明治一四年、第二五号

(23) 明治一四年七月二二日付伺 (二)

徵兵年齢以後ノ嗣子承祖ノ孫養子養孫及相續人廢疾不具等ニ無之廢嫡シ更ニ定メタル者免役ニ屬セサル儀ハ徵兵事務條例第五百五十七條及第五百五十八條ニ掲載有之候處徵兵年齢以後常備年期ノ第三年ヲ經過シタル者ヲ養嗣子トシ其後事故アリ廢嫡ノ上徵兵年齢以前ノ者ヲ貫請ケ更ニ養嗣子トナシ該養嗣子徵兵適齡ノ節ハ徵兵令第二十八條第四項ニ依リ免役ニ屬シ候儀ト相心得可然哉此段相伺候也 七月十二日

指令

伺之趣常備年期ノ第三年ヲ經過シタル者ヲ養嗣子トナスモ廢嫡ノ后更ニ定メタル養嗣子ハ免役ニ屬セサル儀ト可相心得事

〔陸軍省日誌〕明治一四年、第二五号

(24) 明治一四年一〇月一六日付伺

徵兵事務條例第五百五十七條及第五百五十八條ニ掲ル徵兵年齢以後ノ嗣子等ハ徵兵各自届ヲ出セシ後ノ者ヲ廢シタル儀ト相心得假令ハ明年徵兵相當ニテ本年二十歳ノモノヲ相廢シ離縁又ハ他ノ養子トスルモ各自届出期限以前ノ異動ニハ相關セス同日^前前更ニ定メタル嗣子等明年徵兵相當スルモ該戸主五十歳以上ナレハ徵兵令第廿八條第三項第四項ニ依リ免役ニ屬シ可然哉

但各自届ヲナシタル上相廢シ離縁又ハ他ノ養子トスル本人ハ徵集ニ應セシメ該家ニテ更ニ定メタル嗣子又ハ養嗣子モ年齢相當ノ節戸主ノ年齢ニ拘ハラス尚徵集ス可キ儀ト相心得可然哉

指令

右相伺候也 十月十六日

何之趣各自届出期限前後ニ拘ハラス免役ニ屬セサル儀ト可相心得事

但書他ノ五十歳以上ノ者ノ養嗣子トナル者ヲ除ノ外各自届出期限前

後ニ拘ハラス徴集ニ應セシムヘシ

〔陸軍省日誌〕明治一四年、第三七号

(25) 明治一四年九月二二日付伺

後備軍司令部條例第二十四條豫備兵及ヒ後備兵服役中結婚セント欲スル者ハ陸軍武官結婚條例第四條及ヒ第十二條ニ據リ其願書ヘ身元証書ヲ添ヘ云々改正ノ儀本年達甲第二十一號ヲ以テ御達相成候然ルニ該軍服役中ノ者ニ在テハ家計保護金ヲ要セサル儀ハ曩ニ本縣ヨリ伺御指令ノ通相心得候就テハ第十二條願書式中心家計保護金證書文字ヲ除キ官姓名ヲ豫備後備軍某ト爲相認結婚濟ノ上ハ同條例第十條ニ據リ届書爲差出候筈ニ候處該届書ノ儀ハ無論鎮臺司令官宛ニテ差問無之哉此段相伺候也 九月十二日

何之趣官姓名ハ後備軍司令部條例第二十二條揭示ノ書式ニ準シ記載セシムヘシ届書宛名ハ何之通

〔陸軍省日誌〕明治一四年、第三八号

(26) 明治一四年一二月一八日付伺

常備年期ノ第三年検査時限ニ於テ徴兵使巡行後四月十日マテニ免役名稱ヲ罷メ更ニ免役名稱ヲ得タル者^{命第三十三號揭示ノ}ハ免役ニ屬シ候儀ニテ同日以前免役名稱ヲ罷メ同十一日以後徴兵令第三十三條中項目ニ相當スル名稱ヲ得ルモ免役ニ屬セサル儀ト相心得居候處本年御省日誌第二十七號ヲ閱スルニ石川縣ヨリ御省ヘ伺第三條ニ常備年期間ノ者検査時限内四月十日以前^{養子嗣子トナリタル者}免役名稱ヲ罷メ同十一日以後兄死亡シ嗣子トナリ或ハ他家^{其親族ノ}養子嗣子トナリタル者ハ免役可相成哉何之通ト御指令有之就テハ徴兵使

巡行後四月十日マテニ免役名稱ヲ罷メ同十一日以後令第三十三條中項目

ニ相當スル名稱ヲ得タル者ハ免役ニ屬シ候儀ニ候哉徴兵事務條例第七

十一條但書ト該御指令ト参照候トキハ徴否不分明ニテ目下取扱上差支候

條此段御明解有之度候也 十一月十八日

指令

何之趣徴兵使巡行後四月十日前免役相當ノ名稱ヲ罷メタル者同月十一

日後九月十五日マテニ再免役相當ノ名稱ヲ得ルトキハ徴兵令第三十三

條中揭示ノ項目ニ當ルト雖モ免役ニ屬スヘキ儀ト可相心得事

〔陸軍省日誌〕明治一四年、第三九号

(27) 明治一四年一二月一九日付伺

茲ニ一戸主アリ死亡ス然ルニ子女ハ勿論遺妻等モ無之止ムヲ得ヌ姉妹等ノ内ヲ以テ一旦相續戸主トナリ其後入婿シ戸主トナルモノ徴兵適齡ノ節ハ徴集候儀ト相心得可然哉至急御指揮有之度此段相伺候也 十一月十九日

指令

何之趣徴兵事務條例第一百五十一條前半ニ準シ免役ニ屬ス可キ儀ト可相

心得事

〔陸軍省日誌〕明治一四年、第三九号

(28) 明治一四年一二月七日付伺

徴兵令第二十八條第五項ニ當ル父癩疾又ハ不具等ニシテ産業ヲ営ム事能ハサル者ハ徴兵下検査所ヘ呼出シ該診斷書ト照較シ検査スヘキハ徴兵事務條例第七十八條ニ明文有之候處其癩疾者等他ヨリ入籍ノ養子主ニシテ疾病ノ爲メ隠居シ養嗣子ニ相續セシメタル後離縁生家ヘ復籍スルモノハ癩疾不具等ト否サル本人検査ヲ要スルニ不及候哉若シ又離縁セサルモノヲ検査スル場合ニ於テ他府縣下ノ生家ヘ復籍ノ上疾患重症ニテ出頭シ

難キ者ハ該府縣ニ照會シ其家ニ就キ實診スヘキ儀ニ候哉

但本條ノ如ク癩疾不具等ノ父離縁スルトキハ實子ノ嗣子又ハ徵兵令改正以前入籍ノ養嗣子ニシテ戸主トナルモノハ令第二十八條第一項ニ依リ改正以後入籍ノ養嗣子ニテ戸主年齢五十歳未滿ハ徵集ニ應ス可キ哉

右八目下徵兵検査ニ際シ處分方差支候儀ニ付速ニ御指令相成度此段相候也 十四年十一月七日
指令

書面生家へ復籍ノ者ト雖トモ検査ヲ要ス若シ其生家他府縣下ニ在ルトキハ該府縣ニ照會シ施行スヘシ又重症ニテ出頭シ難キ者ハ伺之通
但書徵兵令改正後五十歳未滿ノ者ノ養子ニシテ戸主トナル者ト雖トモ前戸主検査ノ上癩疾不具ニ相違ナキトキハ令第二十八條第一項ニ據リ免役ニ屬ス

〔陸軍省日誌〕明治一五年、第一号

(29) 明治一四年一二月六日付何

徵兵事務條例第七十九條ニ徵兵各自届出期限ヲ過キ即チ九月十六日以後徵兵令第二十八條乃至第三十一條ニ當ル異動ヲ生スル者云々ト有之令第二十八條第一項ハ嗣子又ハ五十歳以上ノモノ該年九月十五日以前相迎タル養嗣子ノ戸主トナル者ト相心得五十歳以上ノ者ノ嗣子或ハ承祖ノ孫幼稚ニ付相廢シ養子ヲ嗣子トシ該嗣子ヲ戸主ニセシメ前戸主退隱スル即チ九月十六日以後ノ異動ニ付テハ跡戸主ヲ免役セサル儀ト心得可然哉
但徵兵各自届出期限後ハ五十歳以上ノ戸主幼稚ノ嗣子ヲ廢シ又ハ癩疾不具ナル嗣子ヲ廢シ養嗣子ヲ迎ヒ該養嗣子適齡者タルモ免役セサル儀ト相心得可然哉

右目今取扱上差掛居候儀ニ付速ニ御指令有之度此段相候候也 十二月六日

指令

書面但書共同之通

(30) 明治一四年一二月二日付何 (一)

〔陸軍省日誌〕明治一四年、第四〇号

一 徵兵年齢以後ノ嗣子承祖ノ孫養子嗣子養孫ヲ癩疾不具等ニ無之廢嫡シ其後出生セシ實子孫ヲ以テ更ニ嗣子ト定ムル該嗣子徵兵適齡ノ節ハ父ノ年齢ニ據リ徵兵令第廿八條第三項同廿九條第一項ニ據リ免役ニ屬シ候儀ト相心得可然哉

一 徵兵年齢以後ノ嗣子承祖ノ孫ヲ徵兵令改正以前癩疾不具等ニ無之廢嫡シ同令改正以後實子孫ヲ以テ更ニ定メタル嗣子或ハ承祖ノ孫ハ父或ハ祖父ノ年齢五十歳未滿ト雖モ平時免役ニ屬シ候儀ト相心得可然哉

一 徵兵年齢以後ノ嗣子承祖ノ孫ヲ他家ノ養嗣子トシ該養父年齢五十歳已上ナルトキハ更ニ定メタル嗣子^ニハ免役ニ屬シ候儀ニ候處養子養孫ニシテ徵兵年齢已後廢嫡シ直ニ生家へ復籍セシメ再ヒ年齢五十歳已上ノ者ノ養嗣子トナリ前養家ニ於テハ更ニ實子孫又ハ他家ノ子弟ヲ以テ嗣子養嗣子トシタル者免役ニ屬セサル儀ト相心得可然哉

一 徵兵令改正已前絶家ヲ再興シタル者相續人無之ヨリ改正已後他家ノ子弟ヲ貰受ケ養嗣子トス該養嗣子徵兵適齡ノ養父年齢五十歳以上ナレハ免役ニ屬スル儀ト相心得可然哉

右ハ來明治十五年徵兵調査ニ際シ差支候條御指揮有之度此段相候候也
十四年十二月二日

指令

- 第一項 免役ニ屬セス
- 第二項 伺之通
- 第三項 伺之通

但前嗣子癩疾不具ノ故ヲ以テ廢嫡ニ係ルトキハ更定ノ嗣子等免役ニ

屬ス

第四項 伺之通

〔陸軍省日誌〕明治一五年、第一号

(31) 明治一四年二月二〇日付伺

六十歳以上ノ戸主長男ト二名ノ外家族無之處其長男タルモノ数年前^{前年}職業ノ爲メ他出シ所在不相知然ルニ明治十二年三月ニ至リ老父ヲ便リ歸郷ノ上既ニ己レハ他家ノ養嗣子トナリ其後同家ノ戸主トナリタル旨申聞候ニ付戸籍上一人兩名ニ涉リ則チ重復ニ付不得止長男ノ籍ヲ削リ他ノ戸主タル籍ヲ存在スル事親戚協議ヲ以テ願出ニ付當時聞届相成シモノアリシニ其單身老戸主ナルモノ他ヨリ養嗣子ヲ迎ヘ該嗣子來ル十五年徵兵ニ適齡候得共右ハ前述之通戸籍上行違ヒニ出候ノミニテ之カ徵兵規避ノ所爲ニ無之儀ニ付該嗣子ハ免役スヘキ儀ト相心得可然哉若シ免役ノ御詮議不相成候ハ、理由詳細御指令相成度此段相伺候也 十四年十二月廿日 指令

得事

〔陸軍省日誌〕明治一五年、第一号

(32) 明治一四年二月二二日付伺

軍人軍屬處刑濟歸郷ノ者旅次證書返濟方ノ儀ハ過ル九年御省達第百六十七號御達ニ據リ取扱居候處本年達甲第十六號ヲ以テ前號御達書廢止セラレ旅次證書改正ノ儀御達相成候得共該證書ニハ處刑濟某地ヨリ歸隊ノ者返還方ノミニシテ歸郷ノモノ返還方ノ儀掲載無之右歸郷ノ者ハ旅次證書下付不相成儀ト相心得居候處目下歸郷證書所持致居候者有之該書返還取扱方如何相心得可然哉此段相伺候也 十四年十二月廿二日 指令

書面軍人軍屬處刑濟歸郷ノ者旅次證書ノ儀ハ明治十一年達甲第十五號之通可相心得事

但該村戸長ヨリ其縣廳ヲ經テ證書下付ノ官廳ヘ返戻可致事

〔陸軍省日誌〕明治一五年、第一号

(33) 明治一五年七月二二日付伺

豫備後備軍服役中ノ者共養子或ハ入夫セントスルトキハ後備軍司令部條例第二十四條ノ例ニ準シ陸軍武官結婚條例第四條及ヒ第十二條ニ依リ出願可爲致儀ニ候處同條第一書式中養子或ハ入夫等ノ文字無之就テハ適宜記載候テモ不苦儀ニ候哉又ハ該書式ニ依リ結婚ノ儀ヲ出願セシメ結婚済ノ上ハ同條例第十條ノ届書ト後備軍司令部條例第二十六條ノ例ニ依リ養子或ハ入夫セシ旨ノ届書併テ記載爲差出候儀ト相心得可然哉此段相伺候也 七月廿一日 指令

書面前半伺之通

〔陸軍省日誌〕明治一五年、第三一号

三 第五七連隊機関銃中隊鶴岡治雄筆記「班長殿訓話」

(昭和三年)

一月十日

一家ヲ出ル時ノ覚悟ヲ忘ルル勿レ

何事モ正直ニシテ兄分タル古兵殿ノ命ヲ守リソムクベカラズ

一点呼目的

班長殿ニ対スル朝晩ノアイサツニシテ、又一ツハ人員調査スル為ナリ

一月十三日

軍隊ワ軍人ノ思想ニ重キヲ置ク故、許可ナキ類一切見ルヲ禁ズ

一月十四日

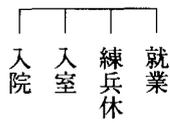
自律服従トワ、人カラ指図サレナクトモ、自カラ進ンデ長上ニ服従シ、
ナス可キ事分ツテ居ルナラバ、言ワレナイ内カラ之ヲ自分ニテナス可シ

一外出ノ目的

外出者ニ依リ一様ナラズ

一病氣ニナツタナラ診断ヲ受ク可シ

診断ノ結果



一等傷・二等傷・三等傷ノ三種アリ

一等傷ハ入院中モ俸給常ニ同ジナレ共、二等・三等傷ハ半額ス

検査ノ目的

徳義心ノ養生ニアリ、上官ハ常ニ列兵ハ如何ナル生活ヲシテ居ルカ、不
自由ヲシテハイナイカ、衛生ニ不良ナ事ハナイカト検査スルナリ

折敷ノ目的

急ノ敵襲及ビ上空ヨリノ遮蔽ニ用フ

攻撃精神トハ

忠君愛國ノ至誠ト献身殉國ノ大節トヨリ発スル軍人精神ノ精華ナリ

二月二日

軍隊ノ主トスルモノハ戦闘ナリ

軍隊区分トハ

作戦上ノ必要ニ基ク一時的編組ヲ云フ

命令トハ

上官ヨリ下級ニ下サル意向ヲ云フ

命令ノ種類

一作戦命令 作戦ニ関シ戦闘ニ対スル命令

二日日命令 軍隊内務雑務ニ関シタル命令

命令ハ何ニ依リテ伝ルヤ

一印刷 二筆記 三口上 四通信機関

兵語

正面 部隊ノ第一列

背面 部隊ノ第二列

側面 部隊ノワキ

右側 敵ニ向ツテ右

左側 敵ニ向ツテ左

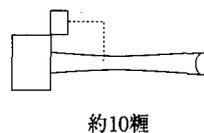
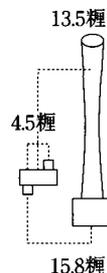
支隊 某任務ノ為、本軍ヨリ独立シテ出サレシ部隊

開進 行軍隊形ヨリ横広ノ隊形ニ転ズルヲ云フ

三月二十六日

何事モ班長殿ノ仰セ通り実行シテ行ケバ、事故ノアリタル時モ徳点アリ

芝崎班長殿



四月十六日

候班ニ入選ノ者ハ一般兵ノ模範トナリ、班ノ事ハ全部一人ニテ引受ケル様ナ氣持デヤレ

時々操典研究ノ処ヲ示シ、後試験アリ
必勝ノ信念ニ就テ

四月十七日

必勝ノ信念ニ就テ

平生必勝ノ信念ヲ養生スルニハ、内務教練総ベテ仕事シタク無キ所、進ンデ之ヲ成シ、酒保ヘ行キ度時モ我マンシテ己ニ勝ツ習問ヲ付ケヨ

四月十七日

休日午後中隊候班、間稽古ニ整列、種々注意

前田軍曹殿

候班ハ一般ノ者ヨリ優秀ト思フ者ヲ選定シタル故、一般ノ者ト違ツタ処ヲ現シ、整列ノ際ハ何事ヲ於テモ整列シ機敏ニ、尚間稽古中一般ノ者ニ迷惑ヲ掛ケル故、平生班ニ居ル時ハ班ノ仕事ハ自分等候班生ノミニテ成ス考ヘテ持チ、射撃教範・軍隊内務書・陣中要務令・体操教範・劍術教範ヲ買フ事ヲ勸メル故、買ツタナラ、ヨク勉強スベシ、時々試験、教ヘザル処モ試験アリ

四月二十四日

本月三十日ヨリ六日迄、習志野ニ戦闘各個教練ノ為野營、軍装略衣袴入組品・武器被服手入具・日用品・靴下・食器・冬襦袢袴下各一個宛、油カン携行ノ事

天長節、四月二十九日分列式ヲ行フ、服装ハ儀式ノ時ノ軍装紺色外套ノ

ミ、書付

◎銃隊長ノ学科、本分ノ遂行ニ就テ

方針、何事ニモ私事ト公事トヲ明カニ区分シテ、良キ事ハ速カニ実行スル

四月二十五日

野營中五時起床、五時半診断、六時朝食、十二時昼食、午後五時半衛兵交替、八時半点呼、九時消灯

加藤上等兵殿ヨリ軍隊内務書復習

四月二十六日

野營ノ入組品、兵卒ハ敷布二枚、下土毛布一、準士官以上土毛布三枚携行
本月二十八日ニハ連隊長殿ノ行ハレル馬ノ検査アリ

体操教範

基本体操

一脚、二臂、三頭、四臂脚連合、五胸垂、六懸垂、七平均、八背、九腹、拾行進、十一測腹、十二張躍

四月二十七日

一 帶革負皮等、兵器皮類ニ剃刀ヲ当テル可ラズ、傷ヲ付ケレバ重罪ナリ
一 塗油過多及ビ小ナル可ラズ
一 班長殿ノ訓話ヲ書取り置ケ目

1 反省 2 実行 3 習字

一字ハ階書テ書ク習慣ヲ付ケ可シ

一 銃隊長殿及ビ幹部方ニ御礼状ノ件

一 野營中ノ注意事項

1 酒保ニ多ク行クハ心ノ弛メル証明

2 監視充分届カザル故、官給品・供用品ハ自己ノ注意ニ依リ粉落失ヲ

予防スベシ

3 兵器・被服ノ手入、特ニ砲及ビ馬ニ念ヲ入レヨ

四月二十八日

一 明日天長節、天長節ハ天皇陛下ノ御生レ遊サレタル日

一 野営ニ行ツテノ注意事項
粉失物注意

大河上等兵殿

一 野営背囊入組品

クツ下・日用品・白帯・被服・兵器ノ手入用具・食器・冬襦袢・袴下
各一組梱包、内容品毛布一枚、敷布二枚、夏襦袢・袴下各一組、三十

日午前中迄舎前ニ出ス事、外ニ特別絨尉入組

五月七日

週番士官殿注意事項

一 初年兵不寝番ニシテ警報ノアリシ際、週番下士ヲ起サザル者アリ、沈着シテ処置スベシ

二 外出ノ際、服装態度悪シ

三 外出先ニテ飲酒泥酔セル者アリ

四 外出先、店頭ニ多勢居ル際、巡察官ニ対スル敬礼不良

五 野営ヨリ帰りシ夜後、服装態度、特ニ敬礼悪シ

六 消灯不確実

七 之ヨリ先、草刈女工入り来ル故、カラカウベカラズ、特ニ中隊ノ周囲、

厩ノ周囲注意

八 消灯後、ウバガ池ノ附近ヲハイカイスルモノアリ

五月八日

一 本月ヨリ銃隊ノ方針標語(正直ナレ)

二 兵卒ニテ面会人ノ来訪セシ時ハ、成可班長殿ニ面会サセル事

三 班長殿ハ兵卒ノ家庭ノ父兄ト万事連絡ヲ取ル事

四 外出先ニテ服装態度厳格ナラズ、特ニ注意、銃隊ハ飲酒者一等多ク、

服装不良ニ番ナリ

五 衛生状態、当師団ハ全国ニテ二番ノ成績故、尚一層奮勵シテ一番ニ成

ル様心掛ク可事

六 在郷軍人、服ヲ着ケタル者敬礼セザル者多シ

七 初年兵ノ中、六月ヨリ上級職上等兵勤務ニ服ス者アルベシ、甲班者ハ内務書研究スベシ、二年兵ハ私的制裁ヲ加ヘル可ラス

八 思想悪化シ居ル者アリ(三月十五日)、之ノ悪思想ヲ激退スベシ

九 点呼ヲ十五分位早ク採リ、都度一品検査ヲ行フ

五月九日

一 兵役短縮

現役 予備役

後備役

今迄 三ヶ年

四ヶ年 四ヶ月

十ヶ年

今後 二ヶ年

五ヶ年 四ヶ月

十ヶ年

青訓一ヶ年 六ヶ月 一回五週間宛五回

二 営内靴ニ就テ

大正十二年頃ハ被服ノ程度悪ク、修理ノミ要セシガ、現今ハ程度宜シク成ツタ故、大切ニ保管使用スベシ

特ニ営内靴ノ如キ、行軍ニ要セズ、営内ノミ使用サレル物品ハ粗末ニ

成リ勝チ故、注意ヲ要ス

営内靴ノ検査アリ、手入不良修理ヲ要ス

五月十日

一 現役年短縮ニ就テ

年現ハ前日ニ同ジ

二 非常ノ呼集・火災呼集ノ時ノ服装処置、軍帽ノ検査、許可ヲ受ケザル

書籍ニ就テ、清潔掃除ノ際ハ過ミヲ良クヤル事

三 被服手入、特ニ小修理ヲ完全ニヤル事

四 請願休暇ニ就テ

五月十一日

一卷脚絆甲検査

甲脚胖ハ使用都度、ヨク刷ヲ掛ケヨ
二本日銃隊長殿、学科（正直ナレ）ノ復習

五月十二日

命令

五月十四日午前九時ヨリ軍装検査ヲ行フ、服装ハ第三装甲軍衣袴着用
一般軍装、軍装検査終レバ第三装乙着用
編成平時砲、曲射砲各一ヶ分隊宛駄載
当番卒ハ巻脚胖着用

整頓覆ハ取り置ク事

連隊命令

明日ハ日曜ニテモ休マズ、晴天ナレバ午前九時ヨリ銃隊ノ軍装検査並
二一兵ノ動作ニ就テ良ク検査ス

既当番服務状態悪シ、充分緊張シテ服務、尚食器ノ洗條乱雜成リ勝ち
ナリ、丁寧ヲ要ス

銃隊内務規定改正事項中

一第一下土室前ノ大口ウカ掃除受持ハ第一班ニ変更、第二班ハ階段丈

二兵卒ニシテ勉学ヲ好ム者ハ、消灯後事務室ヲ使用スベシ

三雑巾ノ置キ場^(a)上^(b)ノ如シ

四兵卒ハ五円以上持ツ事ヲ禁ズ

五貴重品ハ衣ノ上部内物入ニ入レ置キ、脱衣ノ際ハ袴ノ物入ニ、入浴中

ハ入浴監視ニ預ル事

六時計持参ノ者ハ直チニ内務班長迄届出ベシ

七不寝番守則變更ス

八中当卒ハ日朝点呼ハ内務班ニテ採リ、後服務

本日検査ニ就テ注意

一靴紐ハ外側ヨリ来ル方、上^(c)ニ

二靴下ノ入組品ハ新品

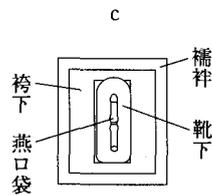
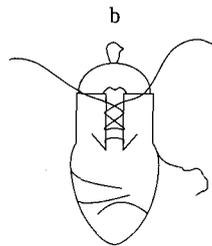
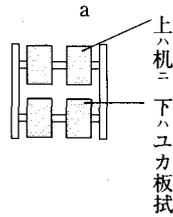
三軍帽ノ星章ハ離レ居ラヌ事、襟布ハ正シク五分上ニ出ス事
四装甲区分ヲ確實ニ

明日ノ編成器具

小円匙 四丁 小十字鎌 一鎌 一ナタ

余ハ予備砲手

背囊入組品納メ方^(c)上^(d)ノ如ク置キタルモ、巻キテ納メ置ク可シ



第三装乙軍衣袴検査

検査所感、補修修理ノ際、修理カ所ヲ見分ケル目ノ程度ヲ高クナル様
心掛ケヨ

五月十三日

前日ノ命令復習

十四日午前七時ヨリ一兵及ビ軍装検査ヲ行フ、服装ハ三装ノ甲、検査終
レバ乙着用、巡視中隊ハ軍靴ヲハク、尚整頓覆ヲ取り徐ク事

班長殿注意事項、既当番服務状態悪シ、勉励セヨ

食機ノ洗條ヲ確實ニセヨ

第三装巻脚胖^(c)注記變更（中隊命令）

キノ一〇五 乙（三装乙）

キノ一〇五 乙（三装甲）

五月十四日

被服ハ毎日手入、修理個所ヲ良ク調べ、工場修理・小修理ハ総テ早季修
理ヲ可トス

検閲中ハ第三装ノ乙ヲ脱ス可ラズ

本日封筒若干入箱ヲ宍倉ニ頼ミシハ精神ニ非常ニ悪シ

五月十五日

本日随次検閲終了、今後一層精神ヲ緊張サシテ努力セヨ

本日試験一般不出来ナリ、問題

一 検査ノ目的

二 検閲ノ注意事項、十二日命令

三 馬ノ年令及ビ損徴

五月十六日

一 銃隊長殿学科

共産党事件ト我々ノ覚悟

一 復習

我々同胞ノ中カラ夢ニモ思ワザル大反逆ナル思想ニ雷同セル者アリタルヲ恐シク思フ、出来得レバ、自分ノ目下ノ者ハヨク悪イ思想ニオチ入ラザル様教ヘ度、又既二期熟セバ之ヲ実行セントセシ者ハ撲リ飛シテモアキタラヌ

二 親孝行ニ就イテ

親ニ孝行スルハ人道ノ普通ノ事ニシテ、理由ナク自然ノ内ニ実行スベキモノナリ

親ニ孝行ト言ツテモ別ニワザトラシク出来ナイ、毎日一所ニ暮シテ行ク上ニ於テハ、少シノ事デモ親ヲ嬉バセル事ヲ以テ孝行トス（自分ノ考）

五月十六日

前田軍曹殿

歩兵操典綱領

夫レ生ヲ棄テ 義ヲ取リ

恥ヲ知り 名ヲ惜ミ

責任ヲ重シ 難苦ニ堪ヘ

奮ツテ国難ニ赴キ、悦ンデ任務ニ斃レルハ、我國民ノ古來繼承尊重セル大和魂ニシテ、特ニ軍ニ必須ノ資性ナリ

五月二十二日

週番下士殿

一 週番司令殿ヨリノ注意事項、近頃集団者ノ敬礼不確ナリ、改メヨ

二 下志津村ニ天然痘発病者四名、内一名死亡、三名残存、大イニ注意

三 明日ハ全員銃術剣、午前八時整列終ル予定

五月二十三日

一 駄馬ノ飼料与ヘ方変更、飼槽ニ切藁ヲ入レ置キテ飼料ヲ入レ、水ニ濡

ラシタル切藁残リタル時ハ、必ず一回毎ニステ、藁槽ハ洗ヒテ逆ニシ

テ置ク事

一 南射場ノ向フノ一軒家ニ腹チブス患者隔離シアル故、生水ヲ飲マザル

事、外出ノ際危険区域ニ立入ラザル事

五月二十四日

習志野廠管迄キタルニ付、金銭ハ屯管ニアル内節約シテ置ク可

五月二十六日

加藤金蔵伍長勤務ニ、岩井^(病)□夫^(病)上等兵ニ命ゼラル

五月三十日

上等兵殿注意事項

昨日午後十二時、習志野廠管ニ出張班ノ備附物品員数紛失セザル様特ニ注意シ、万一粉落失ノ時ハ直チニ届出ヨ

五月三十一日

班長殿注意事項

廠管間、病氣ニナラヌ様、員数紛失セザル様

六月三日

検閲^(病)□□ノ際ハ、間違ツテモ良イカラ、動作・言語ヲ^(病)□□ニ、尚自信ヲ持ツテ何事モスル事

六月七日

第二期ノ検閲終リ、廉アル事終レバ、兎角精神弛ミ勝チニナル故、特ニ注意スベシ

六月七日

間稽古アリ、科目歩兵操典研究

六月七日

日直司令ノ注意事項

勝手ニ柵外ニ出テ遊バザル事、酒保ノ内外ニテ飲食後ヲ乱雑ニセザル事、
伝染病予防トシテ蠅ノ駆徐ニ務メ、生水ハ絶対ニ飲マザル事

六月八日

間稽古

科目 歩測・目測

芝崎伍長殿注意

候班間稽古日直ニ当ル者ハ、間稽古ノ有無、科目ヲ尋ネ、整列申送りヲ
确实ニスル事

六月十一日

帰営後班長殿

廠営□□^{病レ}間、大ナル事故・欠点モナク、無事ニ帰営ノ事ハ幸ニ思フ、今
後モ尚衛生ニ注意シ、近キ将来ニ富士ノ裾野ヘ第二次随時検閲受検ノ為
出張スルニヨリ、兵器・被服ノ手入ヲ完全ニ行ヒ置ク事

富士ノ廠舎ハ物品購買ニ便利ナルモ、金銭ヲ紊リニ使フベカラズ、家ヨ
リ送金ヲ乞ハザル事、面会人來テモ二三円以上ハ必要ナキ事

六月十三日 命令

班長殿

六月十七日ヨリ七月四日迄、第二次随次検閲受検、及ビ実弾射撃ノ為、
富士裾野ニ出張、往復ハ鉄道輸送、服装ハ一般軍装第三装乙、夏袴着用、
背囊入組品ハ夏襦袢・袴下各一、靴下若干、所要ノ武器・被服ノ手入具・
日用品、内務ハ習志野野営内務ニ準ズ

六月十三日

深沢少尉殿

鉄道輸送ニ就テ

一 乗車前ノ心得

時間ヲ厳守スル事、集会所ヲ離レザル事、必ズ両便ヲ済シ置ク事

二 乗車ノ心得

輸送指揮官ノ号音ニ従フ事、タツカタツカタツカタクカタクカタク
カタ

両入口ヨリ乗車ノ時ハ中央ヨリ座ヲ取り初メル事

最初ヨリ入口ニ立ツテ居ナイ事、静粛ニ敏速ニ

武器及ビ装具ハ別命ナケレバ、先ズ腰掛ノ下ニ置ク事

車中ノ事ハ總ベテ車長ノ取締ヲ受ケル

三 運行中ノ心得

一般ノ鉄道規則ヲ守リ窓外ニ赤白等ノ旗ヲ出サザル事、静粛ニシ居
ル事

非常ノ場合ハ直チニ係員ニ報告スル事

帽子ハ被リアル間ハアゴ紐ヲ掛ケ置ク事

物品ヲ窓外ニ投ゼザル事

車内ヲ清潔ニスル事

四 下車ノ心得

指示セラレタル駅ノ外ノ駅ニハ勝手ニ下車セザル事

倒着駅ニ車中ニ忘レモノセザル様、一駅位前ニ準備ヲ調ヘ置ク事

勤務者

輸送指揮官 一 (普通大隊長)

搭載掛 一 将校

馬匹 材料ヲ搭載ス

停車場ニ衛兵ヲ立テル事

馬匹搭載

搭載前ノ注意

貨車ノ大イサ八十五頓積(ワム)

一 貨車ニ六頭乃至八頭(八頭ハ距離少キ時又ハ或ハヤムヲ得ザル場合

ニノミ用フ)

搭載掛ハ扉止鉄線鈎携行、装蹄ハ数日前ニ検点シ、搭載ニ先チ尚ヨク

検点ス、尚野繫轡ノ検査・馬体ノ検査ヲ行フ

搭載勤務

搭載掛将校 一
搭載班 下士一 卒五名
整頓班 下士一 卒二名
各馬毎ニ馭卒一名宛

搭載前ノ心得

水与充分ニスル事、脱鞍シテ馬装品ヲ（野繫タズナ・ハミ）一所ニシ
置キ、扉ヲ全部開キ、中部ノ点検、馬先棒・張綱・フミ板・馬押ナワ・
干草ノ準備ヲ完全ニスベシ

整頓班ハ馬ヲ車前ニ配列サセ、搭載掛ノナスルニ任セル、馬装品ハ指
示サレル時ニハ馬鞍・調馬装品一所シテ監視兵ニ托ス、監視下士ノ命
ヲ受ケ馬匹愛護、服務中ハ一名ハ暇眠スル事

綱ヲ解カザル事、扉ヲ開ケテ空気ノ流通ヨクスル事

外傷予防、馬糞ハ多少状景ヲ報告、時々足ヲ擦スル事、水与充分ニシ
テ飼料多キニ過ギザル事、火災予防ニ注意シ、特ニランブニ注意、ト
ンネルノ中デ火ノ子、寝ニ付イタ例アリ、絶対禁煙スル事

危害予防

扉ヲ開ク時ハ駒止メ綱ヲ張り置ク事、物品ヲ落失セザル事、監視下士
ノ命ナキ時ハ下車ヲ禁ズ、非常ノ時ハ係員ニ報告、適当ノ処置ヲ取ル

班長殿

六月十五日
鉄道輸送運行中、停車セシ時ニテモ、命ナキ時ハ下車ヲ禁ズ、金 ヲ銭
約スル事

六月十六日

日直司令注意事項

野営間、小日鉢ニテ湯ヲワカサザル事

六月十六日

銃隊長殿

二年兵ハ近頃緊張ヲ欠イテ居ル事

明日富士裾野ニ出張スル故、野営間注意セヨ

火災予防ニ就テ 衛生ニ注意

飲食物 季候ノ変化

汽車輸送ニ就テ途中粉落失セザル様

金銭ヲ費消セザル様

七月五日

班長殿

明日ハ外出来ルガ事故ヲ予防スル様

七月七日

班長殿

除隊兵ハ後ヲ濁サザル様、良ク極リヲ付ク、除隊後モ体ニ注意セヨ、残
留兵ハ自忘自棄ヲ起サズ、益々奮励セヨ、本年度二年兵好成绩ニ就キ、
初年兵ハ之ニ負ケヌ氣デ働ク事ヲ希冀スル

七月九日

班長殿

兵卒ノ所持金ヲ調査、余分ナ金ハ持タヌ事、家ヨリ送金ヲ迄ワザル事、
不寝番ノ守則ヲ知ラザル者ハ良ク復習スル事、諸勤務ニ服スル者ハ充分
緊張セヨ

七月十五日

班長殿

明日予備役招集兵入隊サレルガ、各人ハ之ガ模範ニナラナケレバナラス、
ヨク云フ事ヲ守ツテ逆ワヌ様注意セヨ

七月二十四日

班長殿

衛生ニ就テ、近頃入院患者多キハ、各日ノ精神ノ緊張ヲ欠イタ結果ニ外
ナラス、良ク注意ヲ要ス、歩卒一般ノ心得ヲ御示シニナツタ、金銭出納
簿ヲ確実ニセヨ、所持金ヲ調査サル、病氣等ノ徴候アリタル時ハ即時早
季診断ヲ受ケベシ、但シ或ル程度迄ハ我慢スル事肝要ナリ

七月二十五日

班長殿

不言実行ニ就テ、皆ハ不言実行ト云フ言ノ意味ヲ知ツタデナク、之ヲ
形ニ表シ心苦シキ事ナキ様ニセヨ、本日ノ被服全部ノ検査ノ結果、不言
実行ノ様子見エズ

十月一日

班長殿

- 一 機動演習ニ就イテ不軍 二流レザル様、又途中ニテ落吾者ナキ様、少シ位ノ病氣ハ最後迄引張ツテ歩ク
 - 二 明日ヨリ班長殿以下馳足ヲ行フ可
 - 三 軍靴ハ絶対ニ三装乙ヲ使用スベシ
 - 四 内務履行ヲ確實ニセヨ
 - 五 特ニ貴重品ノ取扱ヒニ注意セヨ
 - 六 敬礼ノ確實ヲ欠ク者アリ
 - 七 兵器材料ハ節約セヨ
 - 八 被服ノ程度ヲ落サヌ様、装用区分ヲ明カニセヨ、特ニ名 布及ビ註記ハ明瞭ニセヨ
 - 九 軍帽雨覆ハ雨天ノ時ハ随意ニ使用ヲ許可ス
 - 十 秋季演習中ノ偽装ヲ巧妙ニ工夫セヨ
 - 十一 秋季演習中、従来ハ坐シテ厩当番服務セル者アリ、必ズ立哨スベシ
 - 十二 来週末迄演習ノ時ノミ夏衣袴、他ハ冬物
- 右銃隊長命令伝達

十月五日

古谷班長殿

本朝予備召集兵入隊セリ、召集兵ノ話ニ依リテモ、地方ハ日々非常ニ不景氣デアル由デアアル、要スルニ不景氣トハ各人ノ努力ノ足ラザル為デアアル、近ク除隊スル者モ地方ニ出タナラ、二三年ハ必ズ忍耐シテ一生懸命ニヤレバ、自然信用モサレルシ、立派ニ生活シテ行ク事ガ出来ル

四 第五七連隊機関銃中隊鶴岡治雄記録「連隊内務規定」

(昭和三年)

私物許可 規

一連隊内務規定第一項(書籍ノ閲覧其ノ他物品所持)ノ私事許可ヲ受ケントスル者ハ下士ニ在リテハ直接、兵卒ニ在リテハ班長ヲ經テ其ノ品種・性質・内容等ヲ具陳シ、銃隊長ニ願ヒ出ルモノトス、銃隊長ハ連隊内務規定第二十九項ノ範圍ニ準拠シ、閲覧審査ノ上、其ノ許否ヲ決定ス

二既ニ許可シタル書籍及物品(私服類ヲ除ク)ハ、其ノ一寓ニ紙片ヲ貼布シ、銃隊長、左記ノ如キ許可ノ認証ヲナス

三雜誌・新聞・食器類及連隊内務規定第三十六項私事所持ノ許可ハ、銃隊長備付私物許可一覽簿ニ登記ス

四許可脱漏品ヲ檢スル為臨時検査ヲナス

命令会報ノ普及 規

一曹長ハ銃隊長ノ指示ニ依リ、必要ナルモノニ〇印ヲ附シ置キ、班長ハ其ノ要旨ヲ摘録シ、通常日夕点呼ノ際班員ニ傳達ス、其ノ際ノ不在者ニ対シテハ、其ノ氏名ヲ傳達簿ニ控記シ置キ、不在者帰班、班長ニ届ノ際傳達シ、不在者ノ認証ヲ徵ス(傳達簿ノ様式ハ一定セス)

二分遣派遣者等ニテ達ス可必要ノ命令ハ曹長之ヲ通報ス

三佐倉衛戍病院ニ入院セル患者ニ対スル通報ハ班長ヨリス

物品ノ装置 規定ヲ要セズ

一被服ノ整頓

1 衣袴類ニアリテハ連隊内務規定ノ装置法ニ拠ルノ外、上装ナルモノヲ下層ニス

2 軍帽ハ上装品ヲ右ニシ下装品ヲ左ニス

3 毛布ハ上装品ニテ包布内ニ入レ、最下装品ヲ下敷ニシ下装ヨリ上位ナ者ヲ順次上層ニス

二外套掛釘ノ名札ハ釘ノ位置ヨリ約五寸上方トス
三靴箱ノ名札様式及ビ貼附ノ位置左図ノ如シ

五分
二寸五分
氏名

靴箱ハ靴ノ相当位置ノ中央ニシテ上棚ノ前縁トス、
管内靴ハ靴ノ相当位置ニ於テ敷板ヨリ一尺上方トス

四湯バケツ 湯捨バケツハ班ノ西側中央羽目板ニ接シ、三尺腰掛ノ上ニ

逆ニ伏セ置クモノトス

五吸殻入ニハ少量ノ水ヲ入レ、班ニ在リテハ左右両室ノ外端机上中央附近ニ置クモノトス

痰壺ノ水量 糞

日夕点呼前取換ヘ、少量ノ水ヲ入レ置ク(約四分ノ一)

室内ノ掃除法 糞

一水ヲ使用スルトキハ銃隊長ノ許可ヲ受クルコト

二日夕点呼前ハ箒ヲ使用セス、雑巾ヲ使用シ拭浄スルコト

雜誌類ノ整理 規

つはもの・我が家・戦友・さくら等ノ雜誌類ハ最近ノモノニケ月分ハ班内ニ置キ、其ノ他ハ曹長ニ返納ス、曹長ハ之ヲ一ケ年分毎ニ纏メ保管スルモノトス、其ノ他ノ雜誌ハ帳簿ニ登記シ娛樂室ニ備置キ、曹長之ニ任ズ

日朝点呼前ノ起床者 規

中隊当番ハ日朝点呼三十分前ニ起床スルモノトス

勤務制ノ伝達

一演習出場表ニ依リ班長ハ之ヲ承知シ、日夕点呼ノトキ之ヲ達ス(之カ為特務曹長ハ明後日ノ分迄割出ス)

特務曹長退出後 規

ノ勤務者ノ割出

特務曹長退當後ノ勤務者ハ週番下士之ヲ割出ス

班長ノ勤務割出

兵器手入当番一銃二名(一週分)、馬ノ出附者一頭一名(二週間)、食事当番四名(一日)、舍内監視上等兵一名(一週間)、受持居室掃除当番三名(一日)、班長当番一名(一週間)ヲ割出スモノトス(日数ハ服務期間ヲ示ス)

勤務者入院患者ノ

規

武器被服ノ手入
一週間以上ニ亘ルモノハ被服ハ被服掛ニ預ケルコト、武器ハ戦友之ヲ手入ス

休暇帰省ノ場合ノ所置 規

休暇帰省ノ場合ハ必ず班長ニ報告ス、班長ハ之ヲ給養掛ニ通報ス、帰隊ノトキハ班長及ビ事務室以上ノ幹部ニ申告スルモノトス

雑巾使用区分 規

机ヲ拭ク雑巾ハ机ノ上部針金ニ、床ヲ拭クモノハ雑巾掛下部ニ掛ケ置クモノトス

規定以外ノ兵卒ノ勉学 規

兵卒ニテ特ニ勉学ヲ許可セラレタルモノハ、事務室ニテ勉学スルコトヲ得

父母ノ命日

通常半日休務セシム(班長ヨリ申出ル)

郵便物ノ取扱 規

葉書ハ適宜当番ヲシテ分配セシメ、封筒ハ曹長ノ許ニテ開封異状ナキヲ確メテ渡シ、為替ニ在リテハ、金高局名番号ヲ控記シタル後本人ニ渡シ、之ヲ班長ニ通報ス(郵便受箱ノ開函時間午前九時、十二時、午後四時ト

ス)

兵卒ノ所持金 規

概ネ五円以上ヲ所持スルヲ許サズ、其以上ハ貯金セシム

貴重品ノ取扱

一貴重品ハ記名セル袋ニ収納シテ肩ヨリ掛ケテ上衣ノ内物入ニ入レ置ク、但シ上衣ヲ脱シタル時ハ袴ノ物入トス

二入浴ノ際ハ各人入浴監視者ニ預託スルモノトス

三兵卒諸当番等ニテ遅レテ入浴スルモノハ戦友ニ預ケ入浴スルモノトス

四時計所持者共、特務曹長ニ届告ス、特務曹長、内務班長ハ記号番号及

ビ特徴ヲ控記シ置クモノトス

印鑑ノ所持法 規

貴重品袋ニ収容スルモノトス

兵卒ノ郷里及ビ

其ノ他ヨリ送金

アリタル場合ノ所置

一必要アル場合ハ中隊ニテ其ノ使用法ヲ世話ス

二直チニ必要ナラサルモノハ貯金セシム

中隊ト家庭トノ連絡 班長

一進級、賞罰等必要ノトキ行フ

面会人ノ取扱

面会人來リタル場合ハ成ルヘク早く面会サスルコトヲ努メ、尙父兄ニハ

幹部ハ面会スルコトヲ努ム

煙草・マツチノ所持法

手箱ノ内カ若シクハ必ず着用シ居ル被服ノ内ニ所持スルコト

班長ニ事務用消耗品(筆紙・計算紙等)ヲ毎日使給セラレ度シ

兵き被服修理

物品ノ修理申立日 規

營繕 月曜日、陣営具 水曜日、被服 月木、兵器 月曜日

同右完成品ノ受領日

兵キハ土、其ノ他ハ隨次(火金ヲ除ク)

洗濯セル靴下ハ寝台ノ下ニ掛ケ置クコトヲ得(洗濯物ハ成可裏ヲ出シ乾スコト)

使用セル銃手入

木綿屑処置

暖爐使用期間ハ暖爐ニ入レテ焚キ、夏季ハ鏝ニ入レテ貯ヘ冬季暖爐ニ使用ス

不寝番ノ服務規定 規

守則

- 一 二名ハ中隊兩側入口ニ位置シ、出入ノモノヲ監視シ盜難ヲ警ムベシ
- 二 交代ノ際ハ二名ニテ上番者ヲ起シ、上番者ヲ位置ニ就カシメタル後、下番者ハ二名連レ立チテ静ニ舎内外ヲ見廻リ、火災・脱衾者ニ注意シタル後、上番者ニ異状ノ有無ヲ通報シ、後就寝スベシ
- 三 延灯ノ室ト時間ヲ週番下士ヨリ承知シ、時限後ハ特ニ其ノ室ノ火元ニ注意スベシ
- 四 事故及ビ警報ニ際シテハ直チニ週番下士ニ報知スベシ
- 五 風雨塵埃ノ烈シキ時ハ窓及ビ扉ノ開閉ニ注意スベシ
- 六 起床ヲ依頼セラレタルトキハ確實ニ其ノ本人ヲ起スベシ
- 七 巡察來舎ノ際ハ異状ノ有無ヲ報告スベシ
- 八 交代及ビ申送りハ確實ニ最後ノ不寝番ハ其ノ夜ノ勤務ニツキ週番下士ニ報告スベシ

既当番ノ服務規定 規

一 一名ハ駄馬厩、一名ハ乘馬厩ニ在リテ(昼間ハ二名、夜間ハ四名)(三

名、日中隊夜ノ一名ハ馬取扱兵トス)、絶ヘズ馬ノ状態ニ注意シ、

厩内外ノ清潔及火災・盜難、特ニ馬ノ衛生ニ注意スベシ

二 病馬其ノ他事故アリタルトキハ、厩週番上等兵ニ報告スベシ

三 火災ニ際シ馬ヲ牽キ出ス暇ナキトキハ、寢張籠ヲ切りテ馬ヲ歩セ出スベシ

四 夜間ハ二時間交代トシ、申送りヲ確實ニ、最後ノ服務者ハ週番士等ニ報告スベシ

寢具ヲ展ベ蚊帳ヲ張ル時刻

昼食後寢具ヲ展ベ、蚊帳ハ通常夕食寢台ニ懸ケ、日夕点呼(ツマ)ノ之ヲ張ルモノトス

窓ノ開閉 規

窓ノ開閉ヲ規定スルコト左ノ如シ

自三月至五月 上下各六分ノ一 自六月至八月 中央ニ疊ム 自九月至十一月 上六分ノ一 自十二月至二月 全閉

右ノ如ク規定スト雖モ、天候等顧慮ニ依リ變更スベキ場合ハ週番下士主トシテ之ニ任ズ

消防隊編成要員及営外

者家庭救援者差出要領

一 消防隊ノ編成ニ当リ既教育者(連隊内務規定第十九号)事故不在ノタメ、其ノ要員ニ満タサルトキ、臨時適任者ヲ週番下士ニ於テ撰定差出スベシ

二 佐倉町及ビ其ノ附近ニ火災アルトキ、將校同相当官及営外居住下士ノ家庭救援ノ要員差出及ビ其ノ編成ニ関シテハ、其ノ時ノ風景ニ鑑ミ、週番下士ニ於テ機宜ノ処置ヲ講ズルモノトス 但シ以上予定人員ノ氏名ハ撰定ノ上、事務室ニ揭示シ置クモノトス

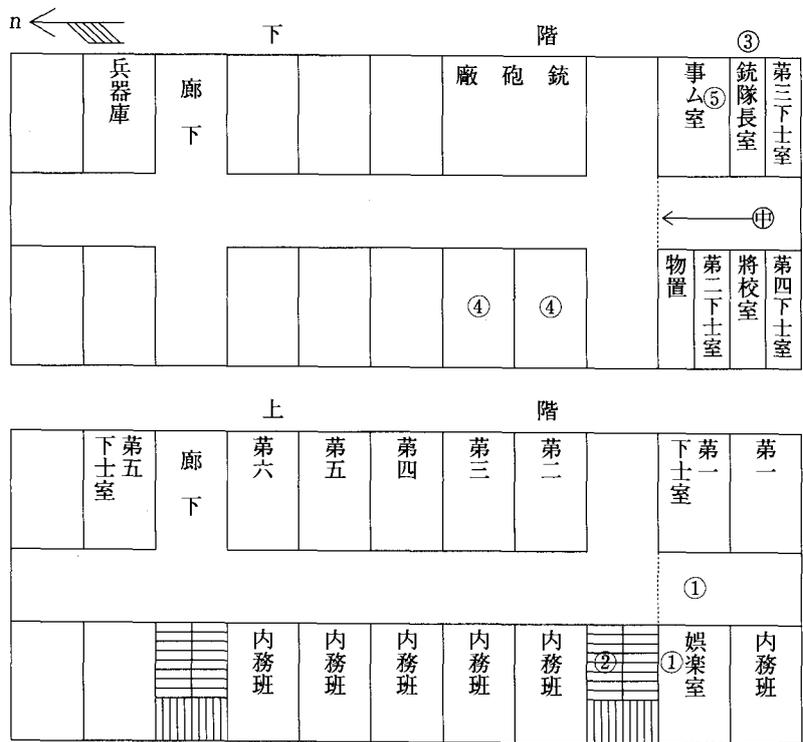
非常竝火災ノ処置 規

別冊ニ拠ル

分課業務一覽表

分課	將校准士官	下士	摘要
馬匹	重久中尉	前田軍曹	
兵器	深沢中尉	片岡軍曹	
陣營用具	和田少尉	石橋曹長	金錢命令庶務其他
被服	和田少尉	那須川曹長	食需伝票日報諸記録
特務曹長	金子特務曹長		
業務一般			
教育書類	千葉特務曹長		
上等兵	深沢中尉	前田軍曹	
候補者班		林田芝崎伍長	
兵器手入監視		伍長勤務以上	
複習教育	現事ノ趨勢ニ鑑ミ教官ニハナルベク將校ヲ命ジ特ニ戰闘教練ニ重キヲ置ク		
兵キ高正手入監視	下士及び伍長勤務以上		
入浴監視	下士及び伍長勤務以上		

兵舎要圖



下士室各班以外ノ掃除受持担当ヲ左ノ如ク定ム

一〇印内ノ数字ハ掃除受持担任ヲ示ス

二空室ハ特設中隊ノ中使用ス(使用セサル期間ハ時々週番下士ニ於テ掃除ヲナスモノトス)

三特設中隊使用期間外、西廊下ノ掃除ハ第六班ノ担任トス

四第五下士室ハ特設中隊設置ト共ニ之ヲ廃ス(非常及火災における所置法は略す)

五 第五七連隊月刊機関誌「五七」記事

(昭和七年九月―一二年四月)

(一) 満洲事変と我等の覚悟 (昭和七年九月号)

今村均連隊長

一、支那に對して

多年支那軍閥の極端なる搾取と壓制とにより、殆ど生色無き苦みを續けて來た滿蒙三千万民衆は滿洲事變を動機として新に生れ出た「滿洲國」の善政治の下に、漸く安堵の思をなし、今や營々として生業にいそしみ新興國を謳歌しておるのである。

然るに一部の舊軍閥は滿洲國の建國に依つて、今迄の如く權勢を笠に着ての横暴、搾取を爲す事が出来なくなつたので、匪賊、無頼の徒を操つて滿洲各地に反滿反日の運動を起し、以て滿洲を事變前の如く一部特權階級の搾取物たらしめんとしてゐるのである。

其最も大なるものは張學良の一派であり、更に其背後には南京政府が居て、資金と兵力との援助を與へ根氣強く滿洲國攪亂の策謀をつづけてゐるのである。

従つて滿蒙問題解決の爲には一に張學良一派並南京政府の策謀に對し我れ亦飽く迄も根氣よく彼等の策謀を抑へ且之を鎮壓するの努力をづけなければならぬのである。

若しも我國がこの根氣競べに敗け滿洲から手を引く様な事があつたとしたならば、今日迄の犠牲と努力とは全く水泡に歸し、滿蒙の民衆は再び塗炭の苦みに陥り我が民族の生存はいつの日迄も不安をつづけなければならぬのである。

故に我等は如何なる難関をも突破して初一念を貫徹しなければならぬ

い。

二、ソヴィエツトロシアに對して

ソヴィエツトロシアは現在でも、その國是たる「世界赤化」を目標として、時と處とを問はず各方面に魔の手を伸してゐる。

滿洲事變勃發前迄は日本に對しても、相當の資金と人々を送つて日本の民衆特に青年學生を赤化せしむる策謀をつづけてゐたのであるが、一たび滿洲事變の勃發を見我國民が一致團結して我國是の貫徹に邁進するに至つた爲、彼ロシアは到底乗ずべき機なしとして今度は主力を中支那に向け十万以上の共産軍を建設して南京政府を苦めてゐるのである。

然しながら万一にも我國内に國民の不一致を來し就中滿洲問題に對して緊張を缺くが如き事があつたならば、先づ滿洲、次に朝鮮、更に内地と再び「日本赤化」の手が伸び遂には武力迄も使用して滿洲から我が勢力を驅逐せむと企圖する事がないとは誰も斷言し得ないのである。否彼は着々この機をねらつておることは明なのである。

故に我等は常に事變勃發當時の如き緊張を繼續し彼等をして乗ずるの虚隙なからしむる様にしなければならない。即ち露國に對しても彼の倦まざる赤化策謀に對し我亦飽く迄國民的一致の根氣くらべを必要とするのである。

三、米國に對して

米國はアメリカ人一流の「世界第一主義」の自負心から、極東の諸問題に對して迄種々干渉する事は、今後といへともやめないであらう、現に滿洲問題に對しては極力反對的立場を固持してゐるのである。

併しながら、近き將來に於て兵力を以て我國を屈服せしめんとするが如き事は先づ無からうと思はれる。何とならば、アメリカが日本近海に大艦隊を出動せしめる事だけにでも四十億以上の巨費が必要と認められてゐ、いくら米國が金持でもかくの如き巨費をつかつて尚更我海

軍のえじきとなる様なことはしないであらう。

併し我國に對して經濟的壓迫を加へる事は彼の爲すかも知れない所として覺悟して居なければならぬ。併しこの經濟壓迫とてもナポレオンが英國に對して行つた例に見るが如く、決して永續し得るものではない。昔から一度も成功した例がないのである。何となれば日本を經濟的に苦しめることはやがて之れ自國米國民を苦しめることになるからである。

もとより經濟封鎖を受くることになれば、我は一時は確かに苦痛を感ずるであらうが併し或る期限じつと之を耐へ忍べば必ず米國の企圖を畫餅に歸せしめ、その壓迫を排除することが出来るのである。

以上の事を考へれば、滿洲事變解決の成否はいづれも支、露、米に對する我が國民の頑張り如何に存するのである。即ち滿洲は三國對日本の頑張りくらべと云ふべきである。

所が我々は多くの長所を持つてゐる反面に其缺點と認められるところは、熱し易く冷め易いと云ふ點である。

故に我等は此の缺點を自覺し、鞏固なる意志と確乎たる信念とを以て、國是貫徹の爲各種の障礙に對し長期に亘り毅然として頑張り通すことを覺悟しなければならぬのである。

(2) 時局と國民の覺悟 (昭和七年一〇月号)

山本 少佐

一、昨年九月十八日柳條湖附近に於ける滿鐵爆破は永代借地權を有する日本に對して火事どろを働き、立のきを要求し、萬一の場合にはならず者をそゝのかして助太刀をさせ様とたくらんだのだけれど張さんすつかりやりそこなつてしまつた。

兼て此のことあらんと覺悟をして居た我が關東軍の目にも止まらぬ忠勇なる奮闘は八十萬の精英をようし、親の代から滿蒙東四省にのさばりぬ

いて居た張學良に大あわを吹かせ全世界をして晴天に大雷雨を見るの思ひをさせた。

以來皇軍は湖北の極地(滿蒙)に或は瘴癘(ショウレイ)こもる江南の野(上海)に善戰健闘、いやしくも其の使命を辱(マツ)たす、國民亦一致協力赤誠を以て皇軍の後援に國是の貫徹(カンゲツ)に力を盡して來た甲斐空しからず、多年軍閥(張學良等)の横暴に苦しめられた滿蒙三千萬の民衆は本年三月一日滿洲國の建國により生命財産の安全になつた(現在では未だ完全ではないが少くも政府にいじめられ正規兵になぶり殺される様なことはなくなつて居る)ばかりでなく、生氣は充てる新滿州國民として、強く正しい國民精神、國民文化の練成に第一歩を進めんとし、我國亦

イ、關東州租借地

ロ、中立地帯

ハ、滿鐵附屬地

ニ、滿鐵始め諸鐵道の利權

ホ、駐兵權

ヘ、戦死者墳墓及忠魂碑の保護

ト、南滿洲及東部内蒙古に於ける利權特に商租權

チ、鑛山、鴨綠江、森林截伐權

リ、間島に於ける鮮人雜居權

等我等の先輩が貫き血と肉とを以てあがなひ得た所謂特種權益を回復することが出来る様になつた。そして我國は列強が兎(ト)や角(カク)云ふ文句等には耳をかさず九月十五日に滿洲國を一國家として承認したのである。

之れ以前に支那は彼一流のうそ八百をならべて國際聯盟にうつつたえ出て居る。聯盟も最初の間は認識(ニジシキ)不足で、有ること無いこと皆支那の申立に耳を傾けて居たがだん(ぐ)としりが割れて來た様だ。

二、世界の人口十六億の内には本事變の發生は多年支那の日本に對する排日侮日(ハイツ)と、日本の正當なる權利の擁護(ヨウゴ)及國民、生存……人口問題……

の爲めに萬止むを得ず立つた正當防衛の行動だと是認し、之が爲めに奮闘せる皇軍將士に對し心からなる賞讃の言を、しまない正しい見方をして居るものもあるけれども、全般から云ふとなか／＼そうではない。どろぼうにも一分のりくつはあるもの、彼等は支那の一分のりくつをとりあげ、我が充分の正しい主張をしりぞげ様とたくらんで居る。即國際聯盟が其の役割を引受け米國がしり押しをして居るのである。一体國際聯盟なるものは大戰後米國大統領「ウイルソン」の思いつきで出来あがり、しかも列國が愈々調印する段になつたら發起國である米國は文句をこねて加盟しないと云いだし、現在に於ても参加して居ない妙なものなのであるが、今度の様な場合米國にしり押しをしてもらはなければ聯盟一個の力ではもの足らないのだ……

歐洲大戰後我國津々浦々迄に不景氣風が吹きすさんで居るが、歐洲列國及米國の夫れに較べればまだ／＼景氣は悪く無い方なのである。其の上今度は正義の劍を揮ひ滿蒙問題を解決すれば、我國の國威國力はいやが上にも進展するにきまつて居る。彼等としては夫れがうらやましい、くやしい、しやくにさはるのである。何とかして我國のじやまをしてやうとなつた。之れ即歐洲列強が國際聯盟を利用してじやま立てをするわけだ。取るに足らない小國は將來自分達の國で國際問題が起つた場合に弱國の爲めにはへりくつでもとりあげて強國に勝手なまねをさせない様にする爲めに、無理やりに支那の味方をして居るのだし。

更に又米國はどうかと云へば今年の歳入は二十億圓の赤字、失業者六百万と云ふどん底景氣、歐洲列國に貸した二百億の金は少しも返へしてもらへない、利下げをすれば歐洲の景氣も少しは回復して米國への返済もする様になるのだらうが、高利貸にそんな氣前の持ち合はせはない。止むを得ず南米方面に市場を広げると共に、四億の民衆……支那は國でない位で國民もない譯……を有する支那及滿蒙に良い市場を開こうとたくらみ始めた。

之れがうまく行けば金はもうかる、日本の發展を妨げることが出来ると云う、うつつつけの手なのである。

三、眼を轉じて世界の魔ものと云はれて居るソヴエツトはどうかと云ふに舊露國帝政時代の借金は勝手に棒引したが、極東征策は立派に受け繼で居ると云ふ虫の良さ。我權益の北上は大に困るから何んとかして反對する必要があると云つても、今は未だ國力充實の中途である。軍備も形こそは整つたけれども、まだ訓練に自信がないから思い切つたじやま立ても出来ず、ちよい／＼と示威的行動をやつて居る。

四、最後に再國際聯盟だがさきに日支ふん争の原因を根本から調べて正しい中さいをするからと云つて派遣した「リットン」一行五名は何んと聯盟に報告して居るだらう。もとより我々は最初から調査委員が正當な報告を仕様等とは豫想して居なかつたけれども十月初に發表された報告は豫想以上に出たらめなものである。彼等の持つて居る十個の緑眼は白いものを見ても口には黒と云はせ、彼等の耳は右と聞いても筆に左と書かせる様にきめて居るのだから何を云つても仕方がない。

五、それじや我等は一体何うしたら良いのだらうか？聯隊長殿も常に云つて居られる通りだ、おしと忍耐シロクタイの一手だ。世界の何所をさがしても國家成立の當初から平穩に治まつて行つた國はない。又日露戦争後廿餘年我權益の年毎にしんがいせられ、其の時々の政府當局が手段を盡して來た問題の一つも回復されなかつたのを、國軍の一部を出して、一年間奮闘せしめたからとて其の權益の全部が直ちに完全に回復されないのは止むを得ないことじやないだらうか。荒木陸相就任の當時或くつろいだ會合の際に「滿洲に一國家が近く建設されることになるだらうが滿蒙の野は今後少くも十年間は兵匪馬賊に荒されるだらうし、國際聯盟の蔭にかくれて列強は色々面倒な問題を持ちかけ米、蘇亦決してだまつて見ては居ないだらう。吾人は今から夫れを切り抜けて行くだけの準備と覺悟とが必要である」と云はれたことがあるが今まざ／＼と其の時機に入つて

來たのである。

「リットン」一行が國際聯盟理事會に何を報告仕様が米國をどかそぶが、蘇邦があいくちをちよいくと見せ様が、丁度戰車が山でも森でもみしくと押し進んで行くに同じ様に我帝國は大手を振つて正しい道を進んで行くのだ。我國家我皇軍は何一つ恐るゝ必要はない。不幸にして萬一列強をあい手に戦ふ様になつても既に立派に方寸は定て居る。國民一般は固き信念を以て各々仕事に奮闘し皇軍將兵は勅諭の御諭を胸にいだいて、軍人精神の鍛鍊に、武技の修熟に精進さへすれば此の固く正しき國策は立派に遂行せられる。兵力の劣勢も飛行機の不足も決して案ずるには及ばないのである。

(3) 満州事變一周年記念會 (昭和七年一〇月号)

S・S生

九月十八日。この日聯隊では満州事變勃發一周年を記念すると共に更に軍民一致團結して國是の貫徹に邁進する爲印旛郡内町村長、小學校長、佐倉町内有力者並各小學校職員約百五十名を招待し又一部一般にも公開して國防思想普及に關する各種の催しをした。

先づ練兵場の一隅に戰車高射砲落下傘防毒具等各種最新兵器並上海鹵獲兵器を陳列し之に對して一々説明をする。

午前九時半、俄然起る柳條湖の鐵道爆破！河本中尉の勇姿、北大營の攻撃は開始される。機關銃の響き小銃の音、廣い練兵場はもう立錐の餘地もない。續いて中隊の攻撃、現代戰の粹を集めた模擬戰だ。煙幕の構成戰車の現出。たゞ濛々たる煙の中に銃聲と喊聲との交錯、突撃又突撃！攻撃軍が營内に突入すると見るや四周の兵舎の窓より射出す機關銃、小銃の猛烈な響。物凄い場面は實戰を偲ばせる。數千の觀衆は只目を見はり手に汗握るばかり。再び構成される煙幕、勇壯なる喊聲、營内は全く修羅の巷と化した。

煙散り銃聲絶える頃劍道場に聯隊長殿の滿洲の現状並に支那、露西亞、米國に對する國民の覺悟に就ての講話。今更滿州國の堅實性を知る。晝の會食は特有の飯盒めし。

午後は國防映畫に始まりつゞいて營庭で模範的小隊教練美事なマスメージム、勇壯な優秀者劍術、傳書鳩軍用犬の妙技等次から次へとプログラムは展開する營内見學の頃暮色漸くこまやかに、滿州事變一周年に相應はしい一日は次第に充實した意氣と熱とを以て暮れて行く。

(附記 此の夜更に佐倉小學校で「守れ滿蒙」「我等の陸軍」「滿洲獨立守備隊の活動」等の映畫を公開したが、參集者二千に達し異常なる緊張裡に夜の更けるのも知らず誠に盛會であつた。)

(4) 連隊行軍 (昭和七年一〇月号)

S・S生

※当該記事の連隊行軍は昭和七年九月八日より同月一〇日におこなわれたものである。健脚を以と誇る聯隊では例年の通り九月八日より二泊三日の予定で印旛沼一週の耐熱行軍を実施した。

きびしい残暑と意外な天候の不良と之に加ふるに連日の猛演習とで相當困難な行軍であつた。

第一日(八日) 歩騎連合演習

細雨降りしきる練兵場に編成を終つた聯隊は瀏澗たる喇叭の音と共に軍旗を迎ふ。全員只崇巖裡に三日間の奮闘を誓ふ。

先づ龜崎の臺で敵騎兵を撃破し、緒戰の勝利に一舉に下志津原へと進出する。各所に起る壮烈なる對騎兵戰闘、襲撃！

將來の戰場を思ふ時、見よ！彼の國の騎兵の編成準備を。國軍歩兵の演練すべき重要な一課目である。

午後は宇那谷より大隊行軍で大和田に至り露營天幕構築。沛然と來る猛雨に全身ずぶ濡れとなる。漸く編れ亘る夕空の下、飯盒炊事の火影に戎

衣を乾しつ、第一日を終る。

第二日（九日）聯隊教練

午前六時状況開始、昨日の疲労の色は更に無く、英氣潑瀾たる將兵は谷田、白井の線を占領せる敵陣地を攻撃、果敢なる前衛の偵察戦、迂回包圍又迂回。猛烈な機動戦。

實に是れ現代戦に歩兵に要求される最なるもの、國軍の最も推奨する所に驟雨あり、全身濡れ鼠となること二回。正午漸く演習を終る。

雨中を意氣揚々大隊行軍で宿营地たる木下、安食に向ふ。行程三十軒。

第三日（十日）聯隊教練

昨日來の豪雨も漸く晴れ、全員志氣旺盛。先づ安食を扼する敵を撃破して印旛沼を尻目にかけて逃ぐるを追ふて成田に迫る。猛烈な追撃各所に起る小部隊の衝突喊聲！

戦勝の効果はこの果敢な追撃に依つて始めて得らる。山口附近の攻撃。遂に演習止めの喇叭は山野に響く。

成田に大休止の後軍旗を先頭に歩武堂々聯隊行軍、兵營に向ふ。この日の行程三十二軒。

午後七時再び歸還した千三百のつはものは誇りに充てる勇姿もて營庭に赤々と燃えさかる篝火に一段の神々さを加へた軍旗を仰ぎつ、一閃を劃す。

「捧銃」！全員肅然として只心の中に 陛下の萬歳を唱へた。

（5）一年を回顧して（昭和七年一二月号）

藤林 少尉

昭和七年もいよ／＼押しつまつてしまつた。カレンダーには數枚の日附の紙がしがみついてゐるだけである。

人間と云ふ奴は妙なくせがあつて新年が來ると皆一樣に「一年の計は元日にあり」とか何とか大きな事を云つて遠大なる計畫をめぐらす。その

くせ大部分の凡人と稱する輩は二、三ヶ月を過ぎると、いや、甚だしきは二、三日を過ぎるとそんな事はすつかり忘れてしまつて凡々と日を送るものである。そして又年末になると急にびつくりして一体この一年間に何をしたらうかと考へて見て内心淋しい氣持になるものである。これをくりかへしてゐるのが凡人の人生である。

筆者も亦人並に凡人である。だから年末が近づいて人並にびつくりしたふりかへつて見ると何も頭に残つてゐない。従つて何も書く事がない。仕方がないから聯隊にあつた事でも思ひ出して書くことにしよう。

エート、一月と、そうだ／＼、十日に初年兵が入隊した。そして——甚だ失禮な云ひ分だが——あひるの様に髻をつき出したり、ビールの看板の様にそつくりかへつた新兵さんが水ばなをたらしながら一生懸命に速歩行進をやつてゐた。

「お前の劍の番號は？」

「ハイ、千葉縣であります！」てな珍問答がおなかの皮をよらせたのもその頃である。

二月になると初年兵も大部落ち着いて來た。落着かないのは満洲、上海の事變である。爆彈三勇士が出たのもこの月である。二月の二十三日の真夜中に聯隊に動員令が下つて水上輸卒隊二隊が編成された。「動員下令！」と聞いた瞬間「しめた！俺にもお鉢がまはつて來た」と躍り上つて喜んだが、全くのヌカよるこびで、とう／＼出征軍人見送業兼凱旋將兵出迎業で終つてしまつた。

腰のダンビラが毎晩夜泣をしてこまつたものである。「三月櫻の咲く時分」とか云ふ歌があるが、どうして中々櫻どころの騒ぎではない。三月一日には水上輸卒隊にわか作りではあるが威風堂々と上海に向つて出征した。佐倉驛頭の混雑はすばらしいものだった。

そのあとが大變である。動員で延期になつて居た隨時檢閲がある。引つゞいて第一期教育の檢閲だ。聯隊全員目の玉のでんぐり返る様な忙し

聲を揚げるべく待かまへてゐることだらう。
筆者もこの邊で引込みをつけることにする。
御退屈様……

(6) 非常時の陸軍記念日を迎ふ(昭和八年三月号)

今村均連隊長

茲に第二十八回目の陸軍記念日を迎へた。

國難を思ひかへす記念日を、正に大國難の眞ん中であつて迎へると云ふことは、眞に感激に堪えないものがある。

我等の先輩は、三十年前に、世界第一の陸軍國であつた露國を破つて、一躍わが國を世界の一等國に押しあげた。その當時のわが國力からすれば、露國と戦ふと云ふことは、眞に非常なる冒險的のことであつたが舉國一致、遂に此の大事業を爲しとげたのである。

しかるに現在の我が國難は、日露戦争の時に比較して、もつともつと大きなものと云はなければならぬと云ふのは、日露戦争のときは、世界の國々の大部分は、日本の正戦に好意を示して、相當の便宜をはかつてくれたのであつたが、今日は逆に、日本の正義に反對して(それは日本が偉大になり、日本の力によつて亜細亞の有色人種が自覺統一して、白色人種に對抗する日の來ることをおそれてゐるからである。)世界の實際の事情を知らない無智の支那民族をおだて、飽く迄我が國に反抗させようと企て、あるから、まかりまちがへば、遂に世界を相手としても起たなければならぬかも知れないからである。即ち我等は、眞に光輝ある孤立を以て、本當に唯日本民族の力だけで、此の難局を打開する運命の入口に立つてゐるのである。

聯隊長は、かつて諸子に、現在の難局打開は、一に頑張り^と舉國一致^とだけで出来るものである事を語つたのであるが、諸子は今年の陸軍記念日には、各中隊毎に我が全千葉縣に亘つて演習に出かけ、諸子の先輩、

同輩、後輩と手をにぎつて、非常時國家の意識を明にすることになつたについては、先づ自らよく頑張りの意義と舉國一致の必要とを銘記し次で郷里の人々にも之を説き、以て君國に報ゆる信念を固めるように努力しなければならぬ。

(7) 米國の陸軍に就て(昭和八年三月号)

小山 中佐

自分は幸にも二年程前に米國に行つた事があるから、今から其の時感じた事に就て若干話をして見よう。元來米國と言ふ國は今から百五十年程前に英國から離れて獨立した國であつて、世界様々の而も自分の國で食ひ外れた世界のルンペン達の集つた所だ。さうゆう國であるから國が出来た始の間こそ正義人道、世界の永久平和などを唱へて實行して居つたが、段々メツキが剥けて今では単に正義人道を口にする野心國となつてしまつた。所で米國人一般の性質はどうかと言ふと、一口で言へば偉らがりやである。何人でも自分が世界第一でなければ承知出来ない國民だ。従て現在では金持ちの點でも海軍でも自動車の数でも電話でも果ては家の高さまでも、世界第一である。外國に少しでも高い家が出来たと聞いたならば、そら一大事と許りに金などには目も呉れずに、大きな家を作り出す國民だ。然しさうゆう國民でありながら面白い事には男が女を極端に尊敬する、我々日本から行つた者には、癪にさはつて仕方が無い。電車は乗つても女が居れば、脱帽しなくてはならぬし煙草を喫むにも一々許可を受けねばならぬ。實に男にとつては情無い話だ。こんな事を話し出すと數へ切れないから今日は主として皆に關係のある米國の陸軍は、一体どんなものであるかと言ふ事に就て話をしよう。

一、米國の陸軍は正規軍、護國軍、編制豫備軍の三より出來て居る。

正規軍と言ふのは、日本で言へば現役である。

護國軍と云ふのは各州にある義勇軍である。編制豫備軍と言ふのは

戦時になつて出来る軍隊である。正規軍と言ふと名前は如何にも偉らさうに聞こえるが實は金で雇はれた軍隊である。實際米國陸軍の骨幹をなすものは護國軍であらう。これはほんとうに米國を愛し國家を憂ふる人達が自ら志願して出来る軍隊である。此の人達は平時から夏の眞盛りの方に野營をして一生懸命に演習をして居る。

二、米國の初年兵

始めに少し言つた様に米國の兵隊の大部分の者は兵隊を職業と心得て居る。従つて少し世の中が不景氣になつて食へ無くなると、どれ一つ兵隊になつてやらうと其の旨を役場へ志願して行く。さうすると形許りの身体検査の後入營させられる。時期は何時でも又何人でも一向構はぬ。だから米國には一年中初年兵が入營して居る。さぞかし初年兵教官は忙しくて大變だらうと思ふが、實は入營しても形式的の事を教へて、後は大勢の中で自然に覺えて行く。随分おかしな話であるが、米國では軍隊に居る年月が永いからこれでも差支へ無いわけだ。

三、米國兵の射撃と劍術

米國の兵隊の最も得意とする所は、何んと言つても射撃である。これは日本兵より少し上手だと思つた。尤つとも其の上手なものにもわけがある。勿論アメリカ人は子供の時から鐵砲といぢくつて居る者が多い關係もあるが、最も近い原因は金で釣られて居るからだ。向ふでは射撃大會で優勝するといくらか金が貰へる。拜金主義の米國人は金の爲には一生懸命だ。何んとかして優勝しようとする射撃豫行演習はだまつて居ても励行される。いや、餘暇さへあれば、豫行演習臺で、パチ／＼やつて居る。自分はアメリカの兵隊は一分間に二十發將校、下士は二十五發射つと聞いてどうしても、信用出來無かつた。さうしたら或る日實際射撃をして見せて呉れたが、其れを見て自分は初めて、なる程と感心してしまつた。其の反對に

劍術と來たらまるきり御話にならぬ。悪口を言ふと、子供に鐵砲を持たせたと同じだ。米國だけでなく、各國のを見ても日本の銃劍術はたしかに世界第一だと感ずる。日本兵の眞價は何と言つても銃劍術と其れによつて養はれる精神にあると思ふ。

四、米國の行軍

自分は米國に居る時一度行軍について行つた事がある。其の時の事である。自分の頭の中は日本行軍と同じ積りであつたから、今日ほどの位行軍するのかしらと思つて大いに楽しみして居つた。出發時間には午前七時だ。之れは大分行軍するなと思つて居ると、やがて一里位行くと相當長い休憩をした。自分は不思議に思つてきいて見ると今日の豫定は二里半だと言ふ。そこで此の行軍の後できつと演習でもするんだらうと一人きめをして居つた。さて行軍は豫定の二里半を四時間もかゝつて目的地に着いた。そうしたら兵は直ぐと大幕を作り出した。大幕の作り方は中々上手だ。見る間にずらつと綺麗に並んだ。すると今度は各々天幕に電燈を引いた。日本のろうそくとは少し違ふ。やがてうまそうな御馳走を食べ初めてた。きつと晝から演習をするのかと思つて居たが何にもし無い。又きいて見ると今日は何んにもせず晩迄こうして居るんだとすまして居る。翌日も亦翌日も同じだ。自分は何んだか馬鹿らしくなつた。然し兵隊は宿營地に着く頃は汗を大分出してフウ／＼云ふて居た。後できけば今日は非常な難行軍だつたさうだ。これを以ても如何に米國人が足が弱いかが分る。之れも自動車許りで乗り廻して居る御蔭だ。一日にたつた二、三里の行軍を三日ばかりやつて落伍者が一人も無かつたと隊長は大威張り、軍樂隊を先頭にしてブカ／＼ドン／＼と營門にくり込んだ。兵隊も意氣揚々だつた。

五、米國陸軍の兵營と給養

米國の兵隊は前に言つた様に、兵隊を職業にして居る者が多い。従

つてうっかりして居ると、嫌になればすぐ逃げてしまふし、餘り鍛へると兵隊になり手が無い。だから陸軍では何んとかして、兵隊になることを勧めようと思つて、中々御馳走を食べさせる。中々綺麗な服を着せる。兵舎も随分立派だ。軍隊の中に活動寫眞館も娯樂場もプールもある。日本の兵隊さんにとつては、夢の様である（こんな所に住んで居つては強い兵隊になれぬ事は分り切つて居る）それで脱走兵の多い事世界一で一年に三、四千人もあるときいては、全くあきれてしまふ。

以上大分馬鹿話をしたが最後に我々が大いに注意しなくてはならぬものがある。それは米國の空軍だ。世界戦争後米國は飛行機では佛蘭西に敗けて居るのを残念がつてやつきになつて作り出した。其の結果軍用飛行機の數では佛蘭西と殆んど同じであるが民間の飛行機は一万五、六千臺もある。これが一朝事ある時は、直ぐ軍用飛行機になる事を吾々は決して忘れてはならない。而も米國人の飛行機の操縦は勇敢で大膽にやるから馬鹿にはならぬ。だから我國が万一米國と戦争するやうな時には、米國の陸軍は大して心配はいらぬが空軍は少し注意しなくてはならない。然し最後に言つて置くが決して米國恐るゝに足らずだ。動もすると恐米病に罹つて居る者があるが、そんな者には此の話をきかせて一日も早く全快させてやる必要がある。

(8) 除隊兵に対する訓示 (昭和八年七月号)

今村均連隊長

一年有半の勤勞生活と心身の鍛鍊とを経て、軍人としての本分を十分につくし、皆元氣で健康で茲に除隊することになつたことはまことに目出度い次第で、聯隊將兵は心から諸子の除隊を祝ひその前途の多幸を祈る次第である。

諸子は過去一年有半の軍隊生活によつて獲た貴重な體驗、即ち修養せられた立派な精神、鍛鍊せられた丈夫な身体を、何時迄も立派に持ちこたえて、良民として社會に活動すると共に、何時でもお召しに應じて、我軍旗の下に馳せ参じ、君國の爲につくし得るやふになつてゐることが肝要である。

抑々軍隊に於て、諸子が絶えず躰をされた、規律正しく仕事をすること、時間を嚴守すること、協同して物事にあたること、或は困苦艱難に打ち克つこと等の諸徳は、啻に軍人として必要なばかりでなく、諸子が社會に出て活動する爲にも大切なことである。従つて、軍隊にあつて立派な軍人であつた諸子は、郷里に歸つても是等の諸徳と健康とをもつて、大に活躍して國民の中堅となることを心掛けなければならぬ。

二

諸子はその軍隊勤務に於て、職務に對して最も眞剣に、完全に其責任をつくすことを教へられ、また其通り實施し通した如く、除隊後の諸子は自己の職業に對して、在營當時と同様の心掛けで勤勞しなければならぬ。即ち實社會に於ても、軍隊にあつたときと同様常に五ヶ條の御訓を心に銘じて、職務の指針たらしめなければならぬ。自分の職務に忠節を盡し、上下の人々には勿論關係する職務、取扱ふ物品にまでも禮儀をつくし、敬愛心を發揮して、おろそかにしない、困苦艱難と他の誘惑、又は安逸を求むる自分の心の惰落に打ち克つ勇氣、約束を嚴守する信義質素を旨とする生活と心の節制、此等の諸徳を基礎とする職業の前に失敗を云ふものはあり得ないのである。

三

世間では往々に満洲事變も最早終りに近づいたとか、國家の非常時は解消しかけてゐるとか、考へて居る人があるかもしれない。しかしこれは大變な誤りであつて、満洲問題も國家の非常時も、寧ろこれから、あと十年二十年の間、我國はあらゆる苦難にうち克つて、この問題を解

決しなければならぬのである。

我國が國際聯盟を脱退した後も、諸外國が黙つて何等の干渉がましいことをしないのは、決してこの問題を見限つたものでもなければ、日本のやることにまゐつたのでもない。要するに日本人は熱し易く冷め易い國民であるから、今こそ一致團結して居るが、一二年もすれば、熱も冷めようし、内輪破れも出来よう。その時に乘じて日本を壓迫したならば問題の解決は容易であると、かう考へて居るのである。

であるから、我々軍人は勿論國民一般も、よく時局を認識して更に火の玉の様な結束を維持し、茲数年はどんな苦しいことがあつてもふんばり通す覺悟が必要である。諸子はこのことを、在郷軍人として、自分でもよく考へ、同時に郷里の人々にも十分納得させる様にするのが肝要である。而も此が爲にも諸子は速に在郷軍人會に入會し、青年訓練所に關係して、この國家奉仕の事業に力を致すべきである。

四

軍務は勿論のこと、其他人間のやる一切の事業は、健康があつて初めて出来るのである。いくら氣ばかりあせつても、健康が伴はなければ、物はなしとげることが出来ない。氣候は日にましあつくなり、諸子の生活は一變するのであるから、何はともあれからだに注意をしなければならぬ。

諸子よ途中で道くさをくはずに、一刻も早く家庭にかへつて、そのはちきれそうな見ごとなからだと、立派の軍人精神とを両親兄弟等に見せ、安心と喜びとを分けるようにするがよい。
長々くらくらうであつた。

(9) 第五七連隊軍旗親授三〇周年を迎えての誓詞

(昭和一〇年五月号)

山口直人連隊長

恭シク惟ルニ我國兵馬ノ統帥權ハ實ニ我 大元帥陛下ノ大權ニシテ軍旗ハ亦之カ發動ヲ象徵ス即チ我等一同日夜之ヲ仰キ見テ 天皇統率ノ大義ト不滅ノ名譽トヲ感得シ以テ益々軍人精神ヲ砥礪シ協力一致報公ノ至誠ヲ盡サンコトヲ期スル所因亦實ニ茲ニ存ス

顧フニ 明治天皇曩ニ當隊ニ軍旗ヲ親授アラセ賜ヒシヨリ正ニ三十星霜此間我忠勇ナル先輩將兵ハ能ク思ヒラ之ニ致シ蹇々匪躬只管皇基ノ恢弘ト國威ノ宣揚トニ努メ以テ房總健兒ノ矜持ト意氣トヲ發揮シテ今日ニ及フ赫々タル歴史ノ光輝ヲ俾ヘハ感激ノ念更ニ新タナルモノアルヲ覺ユ而モ齟齬テ邦家内外ノ狀勢ヲ靜觀スレハ前途ハ倍々多事ニシテ吾等ノ責務愈々重大ナルヲ念ハシムルノ秋茲ニ軍旗拜授第三十回記念ノ祝典ヲ舉行シテ恭シク軍旗ノ威靈ヲ拜シ吾等ノ正氣脈々トシテ正ニ壓ヘ難キモノアルヲ痛感ス

將來誓テ將兵一同心ヲ一誠ニ歸シ益々聖訓ヲ奉戴シ以テ軍旗ノ下一致團結先輩各位ノ遺續ヲ繼承シテ國家保護ノ重任ヲ完フシ以テ明勅ニ答ヘ奉ランコトヲ期ス

謹テ誓詞ト爲ス

昭和十年四月八日

歩兵第五十七聯隊長 山口直人

(10) 第三〇回軍旗祭の記 (昭和一〇年五月号)

無署名記事

一期も愈々日出度く終つた。外泊もあつた。今亦年に一度の軍旗祭を迎へるのだ。我等の血は湧く。

顧みるに西方醜鷲鷹鷹の仁義の師を起し雀躍波濤を越え軍旗を進めてより三十星霜、幾多の先輩が仰き來り奉じ來つた軍旗を本日亦仰ぐ我等も今更ながら感激に血の踊るを覺える。

此の日空晴れ氣澄み天も賀式を壽ぐ如し。午前九時半早くも場内には我

等一千の房總健兒と各種團體威儀を正して控へたり。午前十時、壯嚴なる式は開かれ、勅語の奉讀、奉答文朗讀に續いて聯隊長殿の誓詞朗讀にも分列の力強き歩踏みにも健兒の強き感激と將來の誓ひとを伺ひ知ることが出来る。かくて戰車を最後として榮ある式典を終り軍旗は營庭正座に奉安す。

次いで宴會余興の支度をする中午後一時遂に本日呼び物の模擬戦に幕は切つて落された。觀集數千營庭を圍り模擬戦に假裝行列に興を湧かす。第六中隊の土人踊りが第一番とは目出度い。機關銃隊間では芝居小屋が掛つて盛んに人氣をあふつて居る。それに對抗してか此には盛んに奇術を使つては客引に忙しい。時に種が上手にいかずに飛んだ興を見せるも面白い。

各中隊を廻つて見よう。數十日來手ぐすね引いて待つて居つただけに美事な物だ。明治何年かの建物も一時に花を咲せた様。何處に行つても一升瓶の山だ。あつちでもがぶく、此方でもがぶく、早や沈没する者も續出する有様、戰友同志が仲良く語つて居ると思へば亦隣りでは喧嘩騒ぎだ。今日こそ我等の無禮講騒げや歌へや此の日を意義あらしめん爲に。それも夕闇遙かに訪れんとする頃早や流石の營庭も清掃され塵一つも留めずアーク燈のみ赫々と照らしてゐる。

晩は班内で愉快に飲み歌ひしたが其騒音も十時頃には平常と同じ静肅に歸り、時々遠く汽笛の音がかすかに聞えるのみであつた。

余興を覗くの記

營庭の南北に玄人連中と五七連中とが客の奪合ひだ。入つて來た人もどちらにせうかとうろ／＼する程。先づ北から見ることにする。他ならぬ五七の軍旗祭、藝の出し惜しみは相すまぬとばかり、そこは鮮かなもの、よろしくお機嫌を伺つて人の山を前に築いて居る。

南の方五七座に廻る、これは又獨特の味がある。久しい前から腕によ

りをかけて待つて居た今日だ、とばかりの熱演に黒山の如き觀衆は只々眼をみはる。鍛へ／＼た健脚も今日は足どり優しく、さす手ひく手も銃を握つた手とは思はれぬ。浪花節、芝居と番組は進むが人々はいつかな動かぬ。折角集めた人の山、己れが下手で散らしてはすまぬと出る者何れも大變な力の入様、五七座は追々満員である。裏へ廻つて見ると流石につはものだ落し差の浪人が赤いたすきの姐さんに「二年兵殿マツチを貸して頂きたくあります」とやつて居る。

二中隊と三大隊とは更に又小屋をかけて藝達者が得意を披露して居る。劈頭の模擬戦にきもをつぶし、假裝行列に開いた口の塞がらぬ見物が朗らかな脱線に腹をかゝへて居る、一緒に笑はう、一緒に遊ばう、そして軍民一致の實を擧げるのだ。

班内の飾付も掃蕩された。營庭の人もまばらになつて來た。だが五七座の前には依然として人、人、人である。日暮れんとして漸く終つた番組を残し惜し氣に人々は樂しかりし半日の思出を持つて三々五々町に溢れ出て行つた。

(11) 帰除隊兵に与ふる訓示 (昭和一〇年八月号)

山口直人連隊長

諸士入營以來正二一年有半此間孜々軍務ニ精勵セル効果空シカラス、今や越々タル國家ノ干城トシテ日出度除隊ノ光榮ヲ荷ヒ錦ヲ家郷ニ飾ラントス諸子一身ハ勿論一家一門ノ歎喜蓋シ之ニ加フルモノ非ルヘシ、聯隊將兵一同亦茲ニ惜別ノ私情ヲ捨テ以テ萬腔ノ誠意ヲ被瀝シ諸士ノ退營ヲ祝賀スルト共ニ併セテ將來ノ發展ト幸福トヲ祈願シテ止マス、而モ非常時局ニ當面シ最モ國民ノ協力一致ヲ要望スル我國現下ノ情勢ニ即シテ在郷軍人タルヘキ諸士カ將來ノ任務重大ヲ思フノ時本職ハ多々益々諸子ノ活躍ニ期待スルノ念切ナルモノアルヲ痛感ス、元ヨリ諸士ノ在郷間ニ於ケル心得ニ就テハ直屬、中、大隊長等ニヨリ在營間諸種ノ機會ニ於テ懇

切丁寧ニ訓諭教示セラレシトコロナルヲ以テ更ニ言ヲ費スノ要ナキモ老婆心ノ一端トシテ平素ニ於ケル本職所懐ノ二、三ヲ述ヘ以テ將來参考ノ資ニ供セントス

若シ夫レ半夜皎々ノ月ヲ仰キテ佐倉城頭ノ夕、下志津原頭ノ曉ヲ俾フノ時アラハ更ニ亦本職ノ饒セシ訓示ノ一節ヲ想起シ以テ君國ノ爲益自重自愛専心奮闘ノ念ヲ増進センコトヲ希望ス

一、皇國精神ノ徹底擴充ニ努メヨ

尊嚴比ナキ我皇室ヲ中心トシテ連綿正ニ二千六百歳茲ニ東海ノ濱ニ卓立シテ動カサル皇國日本ノ光輝アル歴史ハ眞ニ世界ノ驚異羨望ノ的タルヘキモノナリ而シテ近時隣邦滿洲國ノ建設ト共ニ皇道ノ大義益々ハ絃ニ光被シ以テ世界ニ處スル皇國ノ大使命ハ燦然トシテ宇内ニ其光輝ヲ放ツニ至ル實ニ我建國ノ精神ト國體ノ精華トハ眞ニ吾等ノ念頭ヲ離ル、コト能ハサル日本人ノ誇リニシテ亦感激ノ象徴タルヘキモノト言ハスシテ何ソヤ、即チ諸士ハ在營間ニ於テ此確固不拔ナル信念ト精神トヲ他ノ何人ニ比シテモ劣ラサル程度ニ修養銘刻シ得タルコト、確信ス、而モ邦家ノ現状ハ國民ノ全部カ益々皇國精神ノ徹底振起ニ層倍ノ努力ヲ傾注スヘキ必要時機ニ際會ス、何者ヲ措イテモ諸士自ラ衆人ノ先頭ニ立チ一般ニ對シテ此大精神ノ擴充強化ヲ圖ランコトヲ期セサル可ラス

二、在營間ノ習性ヲ以テ更ニ終生不變ノモノタラシメヨ

諸士在營間ニ於ケル連綿不斷ノ奮勵努力ニヨリテ習性トナリ得タル心身上ノ良習慣ハ所謂心身合一、知行一致ノ大鐵則ニ基クモノニシテ之ヲ終生ニ通シ始メテ其光輝ヲ十分ニ放ツヘキモノナリ

然ルニ之ヲ単ニ在營間ニ於ケル一時ノ習慣トナシ一度在郷トナレハ直チニ之ヲ擲チテ省ミス郷間ノ惡習慣ニ再ヒ捕ハル、モノ決シテ尠シトセス、カクテハ折角ノ軍隊教育ヲ以テ之ヲ家庭、學校、社會ノ各教育ト關連シ以テ國民教育ノ完璧ヲ期スル上ニ何等ノ効果モ及ボササルコ

トトナリ小ニシテハ各個人ノ完成上又大ニシテハ國家トシテ油々シキ損失ナリト言ハサル可ラス

故ニ少ナクモ左記ノ諸點ハ終生ヲ通スル良習性トシテ各人ノミナラス郷間一般ニ徹底普及ヲ圖ルノ要アルヘシ

一、規律正シキ生活(特ニ正確ナル時間觀念)ヲナスコト

口、質實剛健勤儉力行ニヨリテ身ヲ處スルコト

ハ、團體的訓練(特に公德心ノ養成)ノ慣習ヲ郷里ニ擴充スルコト

二、禮儀正シク服從ヲ守ルコト

三、最善ノ努力ヲ以テ良民良兵ノ實ヲ發揮スヘシ

大正三年十一月在郷軍人ニ賜リシ勅語ニ仰セアル如ク諸士ハ將來郷里ニ於ケル忠良ノ臣民タルヘキト共ニ亦事アル場合直ニ國家ノ千城トシテ國防ノ第一線ニ立チ所謂良民良兵ノ實ヲ發揮スヘキ名譽ノ士ナリ然ラハ如何ニシテ此重大任務ヲ完全ニ遂行シ得ヘキカ、先ツ第一ニ諸士ハ「我ハ苟モ軍人ナリ」トノ觀念ヲ失ハサルコト肝要ナリ動々モスレハ軍務ヲ脱シ直接軍務ニ服セサルノ故ヲ以テ軍人ナリトノ觀念ヲ欠如シ營テ在營セシ當時ノ緊張刺戟アル生活ヲ忘ル、モノナキニシモ非ス、蓋シ在郷軍人トハ飽ク迄モ軍人ニシテ只兵營ニ居住セス郷里ニアル軍人ト言フニ過キサルヲ以テ諸士ハ宜シク常ニ軍人トシテノ本分ヲ忘ル、コトナク終始在營時ノ心持ヲ以テ左記要件ノ確守ニ努力スヘシ

1 軍人精神ノ修養ヲ怠ル勿レ

2 軍事能力ノ保持増進ニ努メヨ

3 在郷軍人トシテ特ニ努ムヘキ事項

一、町村在郷軍人分會(寄留者ハ其地ノ分會)ニ直ニ入會スルコト

二、分會ノ諸集合ニハ必ス出席シ諸事業ニ努力ヲナスコト

三、明日ノ戰鬪ヲ準備シテ諸準備ヲ怠ラサルコト(心身ノ修養鍛鍊ヲ第一義トシテ有形的ニハ軍用金ノ貯金、諸願届ノ勵行等ヲ怠ル

勿レ)

四、在營中ニ於ケル物質的損耗ヲ回復スル爲人ニ倍スル努力奮勵ヲナスコト

五、(二)ニ於テ述ヘタル善良ナル習性ヲ以テ郷黨ヲ感化スルコト

六、軍隊ヲ正當ニ地方ニ紹介ニ特ニ後進ニ對シテハ善良ナル指導ヲナスコト

七、閑暇ヲ求メテ武道ノ鍛鍊ニ精進スルコト

八、社會一般ノ公共事業ニ於テ犠牲的精神ヲ發揮スルコト

以上ハ諸士ノ爲必要ト思惟スル二三ヲ述ヘタルニ過キササルモ意餘リテ筆伴ハサルノ感アリ爲ニ本職ノ意ヲ十分ニ捕足シ難キヤ測レサルモ要ハ諸士カ在營當時ノ如キ旺盛ナル志氣ト献身殉國ノ至誠トヲ以テ此非常時ニ當面スル國家將來ノ爲ニ更ニ在郷軍人トシテ一層ノ努力奮闘ヲナシ十分ニ其本分ヲ盡サンコトヲ希望シテ止マサル次第ナリ
重ネテ言ハン諸士ヨ！ 目下ニ於ケル我國内外ノ情勢ヲ深ク省察シテ之ニ當ルヘキ諸士ノ堅キ決心ト覺悟トハ一歩營門ヲ出ツルニ當リテ更ニ深ク之ヲ諸士ノ脳裡ニ銘刻スヘキモノナリ而シテ全力ヲ以テ眞劍ノ己ノ業務ニ奮勵シ以テ其ノ本分ニ邁進セヨ！

明治天皇御製

國民の力の限りつくすこそ

我日の本のかためなりけれ

イササラハ親愛ナル諸士、否戦友諸士ヨ！

他日國家ノ危急ニ際シテハ欣然諸士ト共ニ再ヒ尊嚴ナル我 軍旗ヲ奉

シ以テ君國ノ難ニ赴クヘク愈々血盟ノ志ヲ堅ク把持シテ相共ニ將來ノ活

躍ヲ期センノミ願クハ諸士益々自重自愛君國ノ爲ニ健闘センコトヲ

昭和十年七月

(12) 歩兵第五七連隊歌 (昭和十二年一月号)

一、武神の響いや高き

香取の宮を祈りつ、

清澄山の影慕ひ

義人の流れを身に汲める

我が聯隊の意氣高し。

二、臥新甘膽戈とりて

忝なくも大君の

御影と仰ぎあがめつ、

房總男兒の譽なれ。

三、事なき折も干城と

鍛へてつれなき

城頭響く喇叭の音

四方の眠や覺さなん。

四、一旦緩急あるときは

砲煙彈雨も數ならず

我が聯隊の將兵は

皇國を護らなむ。

忠敬の跡思ひつ、

房總健兒の集まれる

悲憤征露の中つ頃

授け賜ひし軍旗をば

股肱の任を盡すこそ

五條の御訓 畏みて

朝日に匂ふ名もさくら

雄叫の聲勇ましく

金城湯池も何のその

剛健持久に名を得たる

櫻と散らん心もて

(13) 卷頭言 海上雲遠 (昭和十二年一月号)

山口直人連隊長

※山口連隊長の雅号が慶岳である。

狂瀾怒濤海風に嘯きて大洋の空正に暗膽たり蛟龍茲に潜むかと思はる、
黒雲の脚並の疾さよ！今や世界の前途は雨？嵐？平和か！戦争か！人類
の闘争四界の喧騒誠に言語に絶するものあり、之れ一に世界の列強が宏
遠なる建國の精神を有せず只々利己に偏し物質に傾き以て弱肉強食の我
利我慾を發揮するが爲に外ならず。

獨り此間に立ちて悠久正に二千五百九十六年の誇りある建國の精神に生
くる皇國日本の眞の姿や如何に！正義の力を以て萬邦協和永久の平和を
世界に確立せむとする理想―目的―抱負―使命を有する大精神こそ正に

宇宙を貫く大道にして俯仰天地に耻ぢざるものたらずんばあらず。

而も此の眞の國姿は昭和七年九月十五日滿洲國承認なる事實によりて堂々と之を世界に發表し所謂非常時の認識を以て今や著々其足歩を天下に印しつつあり、然其前途や遙かに茫漠として限りなく日暮れて途益々遠しの感切なるを覺ゆ。

恰も之れ渺茫たる海洋の彼方遠く平和を象徴する瑞雲を仰ぎつつ一隻の小舟が其影を追ふて目的を達すべく萬帆に風を妬みて狂瀾怒濤を乗り切らんと努力しある勇姿に髣髴たるものあり。

期せよ！九千萬の同胞否重大の使命を雙肩に擔ふ吾等護國の干城よ！宏漠海上の白雲を遠く行途に仰ぎつ、渾身の精力を捧げ以て大理想大目的大抱負大使命を有する我等の目的に向つて愈々邁進せんことを！協力一致！努力奮闘！必勝前進！敢て年頭所感の一節を述べ。

(昭和一〇・一二・一五慶岳誌)

(14) 上等兵田代雅章追悼詞 (昭和二年四月号)

山口直人連隊長

維時昭和十一年四月四日地を佐倉城頭營庭にトし恭しく壇を設け以て故陸軍歩兵上等兵田代雅章君の爲に聯隊將兵一同の誠意を集め聯隊葬の式典を舉行して其英靈を弔ふ。

顧ふに君は大正四年八月二日成田町田代幸三郎氏の長男として生れ幼にして穎悟長するに及び父母に仕へて至孝不屈不撓の氣慨と天稟の資性とは郷間に於ける少青年の模範として夙に重きを爲せり本年一月十日撰ばれて歩兵第五十七聯隊第七中隊に入隊し爾來熱心精勵能く上官の信頼を致し同僚の推服を受け月餘ならずして著々良好の成績を擧げ模範兵として將來を囑望せらるるところなれり。

然るに去る二月二十六日東都に於ける事件に際會し聯隊の出勤を見るに到るや君亦勇躍所屬中隊と共に上京直ちに同夜より前田中尉の指揮に屬

し三宮邸警備の大任を拜する一員となり 畏くも閑院宮殿下御邸に駐留して一意奉公の至誠を捧げ晝夜不眠不休の勞力を傾倒するところあり越へて二十九日午前十時三十分過宮邸裏門に立哨勤務中安發に依り發射せられたる出所不明の小銃流彈の爲不幸にも頭部を貫通せられ茲に名譽の殉職を遂ぐるに到りしは誠に遺憾の極にして當隊將兵一同の痛惜哀悼措く能はざる所なり。

然れ共君が在隊間に残したる偉大なる精神と行跡は假令僅少なる在營時日なりしとは言へ永く吾等の胸奥に限りなき刺戟と反省とを與へたるものにして君が在隊間の日誌を緋けば躍如として君の眞面目を窺はしむるに足るものあり。

即ち日誌の冒頭「死して惜まるる人となれ」と言ふ標題の下に古人の名文を摘記したるものあり其の結語に「人は一代名は末代骨は埋むとも名は埋れず約は死して皮を留め人は死して名を留む」とあり以て能く君が平素抱懐せる理想の一端をあらはしたるものにして君が今回の殉職は亦之を如實に具現したるものと言ふべきなり。

斯如其他日誌の各頁には精神修養の資に供する名文佳句詩歌金言等の抄記多く如何に君が平素に於て修養方面に努力を誓ひ一意人格の陶冶に志しつつありたるやを想像せしむるに足れり又出勤當時の情況を記したる一節に曰く「昭和十一年二月二十六日午後一時過警備呼集アリ軍装シ三時過營門ヲ出發ス二年兵八十二時警備呼集ニテ出發ヲナス目的ハ東京ニ不敬ノ暴徒オコリ鎮壓センカ爲ナリ(彈丸六〇發カンパン三個米六合罐詰一個)佐倉驛ヨリ三時半過頃出發ヲナス兩國驛ニ向テ出發ヲナスニ到着省線ニ乗替ヘ信濃町驛ニ到着ス全員麻布三聯隊ニ向テ出發ヲナス始メテ三聯隊ヲ見ル隋分立派ナ兵舎ダ一二班ノ爲一室ヲ宛テラレ中隊長殿ヨリ今回ノ事件ニ付テオ話ヲナサレテ次テ種々ト之ニ對スル注意ヲ受ケ食堂ニテ食事ヲ濟マセ銃ノ手入ヲナス一回歩哨ニ立ツ一時頃迄軍装ノ儘假寝ス午前一時ヨリ宮邸警護ノ爲閑院宮邸李王邸伏見邸ニ向ヒ出發約

五十名許り集合ヲ命ゼラル自分ハ閑院宮家ノ歩哨ニ立ツ三回許り歩哨ニ立ツ」云々と

出動多忙の裡能く此の記録あり以て君が平素に於ける用意の周到と熱心緻密なる性格とを躍如たらしむるものにして常人の企て及ぶところに非る事を知り得べし。

而も又君が父君の情義兼ね備はれる嚴乎たる言動を忍べば亦世人をして十分に警醒せしむるに足るものあり。

即ち君が殉難後東京第一衛戍病院屍室に収容せらるるや先づ父君並に叔父君とは至急馳せ参じて君の英霊を弔せられ予亦戒嚴の勤務の間を割きて二十九日午後十時過病院に到り君が靈前に額くと共に始めて君の父君に會し聯隊長として衷心の苦慮を披瀝し弔意を表したるに父君最初の挨拶は實に次の一節なり。

「雅章の一身は入營の當初より已に御上に捧げたるもの敢て悲むところに非ず只怨を申せばせめて満洲にても派遣されて思ふ存分の御奉公を爲さしめたかつた一事なり然し今回の殉難にて幾分にも御上の御用に立つものあらば満足であり敢て悔むところなし付ては次男も亦其内に適齢となることなればせめて一日も早く兵役に服せしめ以て雅章と二人前の御奉公を十分に致さしめたい覺悟であります」云々と。何ぞ其言の杜にして心事の高潔なる只只至誠一貫君國に捧ざる國民精神の精華にして之を聞くもの誰か感奮興起せざるもの之れ非るべく眞に儒夫をして起たしめ世道人心に裨補するところ尠少なからざるものありと謂ふべきなり。

噫此父にして此子あり宜なる哉君殉死の報一度

閑院宮殿下の台間に達するや畏くも御附武官をして有難き御思召を傳達せられたるのみならず本日の聯隊葬には態々御附事務官を遣はされ御代香を賜り加ふるに辱くも祭料を下賜せらるるの光榮に浴す之實に君及君が一家の至誠を嘉納し給ひし結果にして一門の榮譽之に過ぐるもの非るべし。

而も君が殉難に對する世人の同情は翕然として集まり本日の聯隊葬を營むに當りては特に陸軍大臣參謀總長戒嚴司令官第一師團長歩兵第二旅團長元歩兵第二旅團長千葉縣知事其他各種團體個人等各所より靈前に幾多の花輪及供物弔意金を供へられ加ふるに貴賓其他來賓の多数参列を辱ふしたるのみならず大僧正荒木照定殿下御親會を仰ぎ茲に尤も盛大に莊嚴なる葬儀を營み得るに至りしは以て君が餘榮芳香千載に盡きざるものあることを現はしたるものと言ふべし噫君以て瞑すべく以て慰むべし。

時正に櫻花爛漫たらむとするの候古來よりパツト咲きて屑く散る武士道の精神を表す此名花は恰も君が光榮ある殉職を象徴髣髴たらしむるものにして誠に君が至誠遂に天神を感應せしむるが如き觀あり感慨更に新たなるを覺ゆ。

即「惜まれて散る武士の譽こそ後の世迄も語り傳へむ」我等亦近く重大任務を帯びて渡滴せんとするに當り茲に將兵一同は常に君が残せし軍人精神の精華を體し一意邁進以て皇軍大使命の達成に努力健闘せん事を期しつつあり。

願くば君が英靈永く陸軍墓地の一角に止りて益々其加護を吾等の上に垂れ給はんことを聯か蕪辭を連ねて君が英霊を弔す。

冀くば來り享けよ。

昭和十一年四月四日

正五位

歩兵第五十七聯隊長 勲三等 山口直人

功五級

(15) 第五七連隊主要行事一覽(昭和九年七月一〇年一月)

昭和九年七月八月

七月一日 第二期第二次檢閱 於富士裾野

三日 召集軍醫入除隊

三日―四日 旅團演習 於富士裾野

十日 第一回聯隊特別射撃

十五日 第二回聯隊特別射撃 於下志津

十六日―十七日 特命檢閲慰勞休暇實施

十七日 少尉候補者術科試験

十八日 除隊式

召集者入隊(八六名)

本年度喇叭手修業兵檢閲

十九日 歩兵一部 看護兵除隊

二十日―二十四日 游泳演習

二十六日―三十一日 戰闘射撃及特種教育訓練ノ爲下志津廠營

八月二日 幹部候補生(新)前期査閲

三日 瓦斯修業者檢閲

七日 豫備役召集者檢閲

八日 軍旗拜授記念日

豫備召集者除隊

十日 幹部候補生(新舊)劍術査閲

十日―十四日 歩兵砲射撃ノ爲瀧ヶ原廠舎ニ出張(補備教育)

十四日―十六日 舊、甲幹部候補生、短期現役兵、現地教育ノ爲、

横重、海兵團及ビソノ他ニ出張

十五日―十六日 聯陳 兵器、被服檢査

十八日 後備役召集者入隊(三八二)

二十四日 戰病歿者ノ供養 於陸軍墓地

二十五日 師團長閣下初度巡視

二十八日 短期現役兵査閲

三十日 M G I A 補備教育檢閲

三十一日 短期現役兵除隊

(以上昭和九年七・八月号)

昭和一〇年二―三月

二月十二日より一泊 未教育補充兵三七〇名來隊宿泊

十四日より十六日迄 在郷將校隨時演習會

十五日 旅團長、初年兵教育視察の爲來隊せらる

十九日 聯隊總出演習日

二十七日 擔架術教育檢閲 機關砲補備教育檢閲

三月十日 陸軍紀念日、聯隊では青訓、郷軍等と連合して盛

大な演習を行はれた

十五日 前旅團長離任の挨拶の爲來隊せらる

十六日 前聯隊長に對する告別式

十七日 前聯隊長見送

二十日 新聯隊長着任、命課布達式

二十一日 新旅團長、初度巡視

二十二日 第一期第一次檢閲(於練兵場)

二十四日より二十六日迄 第一期第二次檢閲(於下志津原)

(以上昭和一〇年三・四月号)

昭和一〇年四月

四月一日 短期現役兵八六名入隊し第一、二、三中隊に編入

せらる

八日 第三十回軍旗祭

十日 動員研究

十一日 警備演習

十二日 動員演習

十五日 軍裝檢査

十六日・十七日 師團兵器經理檢査

十九日・二十日 隨時檢閲

二十一日 隨時檢閲慰勞休暇

二十九日 天長節、分列式

三十日 靖國神社例大祭、陸軍墓地に於て招魂葬

(昭和一〇年五月号)

昭和一〇年五月(予定)

五月一日より五日迄 習志野野營(中隊教練)

六日 代日休暇

十一日より十八日迄 旅團幹部演習に上長官参加

十三日 月例身体検査

十八日 歩砲飛聯合演習(II)

二十日・二十一日 同右(I、III、MG)

二十四日 聯隊劍術競技會

二十九日より六月七日迄 栗山野營

(昭和一〇年五月号)

昭和一〇年七月

七月一日より三日迄 歩兵第二旅團連合演習

四日 第九中隊軍旗奉拜、聯隊長訓示、全員會食

五日 代日休暇

七日 新制度豫備役幹候入隊

八日 召集者召集解除

九日 第二回聯隊特別射撃

十一日より十三日迄 代日休暇、慰勞休暇

十五日 月例身体検査、喇叭修業者檢閲

十日、十五日、十六日、十七日 幹部候補生試験

十七日 召集將校以下入隊

十八日 除隊式

十九日 二年兵大部除隊

二十九日より八月二日迄 下志津にて准士官、幹候、下候、短現の野營、

初年兵分 小隊戰鬪射撃、檢閲射撃、少尉候補者

學科試験

(昭和一〇年八月号)

昭和一〇年八月(予定)

八月一日 瓦斯修業者檢閲

二日 召集將校以下入隊

八日 軍旗拜受紀念日

八日より十二日迄 游泳演習(飯岡)

十一日より十四日迄 歩兵砲射撃(板妻)

十六日 新制度豫備役幹候除隊

十九日 月例身体検査

二十三日 召集將校以下除隊

二十六日 召集將校以下入隊

二十八日 短現查閲

三十日 聯隊總出演習日

三十一日 短現除隊

(昭和一〇年八月号)

昭和一〇年九月

九月一日 補助看護兵入隊

九月七日より九月九日迄 特別工兵演習参加者現地教育

九月十一日より九月十四日迄 習志野廠營

九月十六日 召集將校以下召集解除月例身体検査

九月十七日 召集將校以下入隊

九月十八、十九日 被服検査

九月二十二日より九月二十六日迄 特別工兵演習

九月二十八日より十月一日迄 甲班現地戰術

九月三十日 補助看護兵病院復歸

(昭和一〇年一〇月号)

昭和一〇年一〇月(予定)

十月一日より十月四日迄 第二回劍術普及教育

十月七日 召集者檢閲

十月八日 召集將校以下召集解除

十月十一、十二日 陣中勤務檢閲

十月、十五、十六、十七日 聯隊二泊行軍

十月十九日 月例身体檢査

十月二十二日 聯隊總出演習日通信檢閲

十月二十三日 靖國神社祭

十月二十六日 豫備役幹部候補生入隊馬体檢査

十月二十八日 召集者入隊(歸休兵)

(昭和一〇年一〇月号)

昭和九(一〇)年度主要行事表

※第五七連隊の場合前年二月より翌年二月迄の一年間が年度の単位である。

三 十 日	二 十 九 日	二 十 八 日	二 十 七 日	二 十 六 日	二 十 五 日	二 十 四 日	二 十 三 日	二 十 二 日	二 十 一 日	二 十 日	六	五	四	三	二	一	六	月	七	八	九	十	十	月	一	五	月		
下志津	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營	野營								
被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査	被服検査
師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術
師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術
師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術
師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術
師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術	師團劍術

三十日	十九日	十七日	七日	一日	六	二十七日	二十九日	二十日	十七日	十一	二月
檢第二	檢第二	戰關射擊	分小隊	特別射擊	第一回	聯隊	檢第一	檢第二	聯隊	術競技會	聯隊銃劍
三十日	二十九日	十九日	十六日	十二日	四日	一日	二十日	二十一日	二十日	昭和一〇年	二月
擊戰關	戰關射擊	分小隊	初年兵	大部隊	二年兵	者檢閱	瓦斯修業	特別射擊	第二回	連合演習	第二旅團
三十一日	二十八日	十二日	八日	二日	八	二	二十日	二十一日	二十日	一月	二月
除短隊	查短現	查短現	(飯岡)	游泳演習	記念日	軍旗拜授	實驗射擊	檢閱射擊	舊隊入隊	舊隊入隊	舊隊入隊
二十六日	二十九日	二十六日	二十四日	十九日	十八日	六日	二十三日	二十二日	二十日	三月	三月
習工兵	特別演習	被服檢査	聯隊	聯隊教練	聯隊教練	聯隊教練	檢閱	第一回	第一回	第一回	第一回
二十三日	二十七日	二十九日	二十日	十一日	八日	三日	二十日	二十一日	二十日	四月	四月
檢隨閱	檢隨閱	兵器經理	師團	軍裝檢査	動員演習	警備演習	軍旗祭	內務檢査	短現入隊	短現入隊	短現入隊
三十日	二十六日	二十五日	二十二日	八日	十一日	十一日	十三日	四日	一日	五月	五月
除二年	查二年	兵器檢査	聯隊	演習	秋季	秋季	射擊	各個戰	各個戰	各個戰	各個戰

(昭和一〇年一月号)

六 第五七連隊幹部候補生検定問題（昭和九―一一年）

（1）勅諭・勅語

①

勅諭忠節ノ項前文ヲ記述スヘシ

何故軍人ハ忠節ヲ盡スヲ要スルヤ

一軍人ハ忠節を盡すを本分とすへし 凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なるへき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正しくとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力にあれば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

（昭和一〇年検定試験）

②

勅諭後文ヲ謹書スヘシ

明治十五年一月四日軍人ニ賜リタル勅諭ノ末文「右ノ五ヶ條ハ」以下ヲ謹書セヨ

左記勅諭一節中「

」ヲ記入スヘシ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからず「

」況して

や此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり：

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ

條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれば何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕が訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生擧りて之を悦びなん朕一人の憚のみならんや

明治十五年一月四日

御名御璽

（昭和一〇年検定試験）

（2）精神訓話

①

我國體ノ世界ニ冠絶セル所以ヲ説明シ國民ノ覺悟ヲ述ヘヨ

我國體ノ萬邦ニ比類ナキハ如何ナル點カ

我國體ノ特色ヲ項目ニシテ列擧セヨ

一、凡ソ國家ハ主權、國土及人民ノ三要素ヲ具備セサルヘカラス、之ヲ我國體ニ就テ觀ルニ

1、主權ハ畏クモ遠キ神代ヨリ昭和ノ今日ニ至ル迄萬世一系未タ嘗テ他ヨリ侵サレタルコトナク嚴存シ加之向後幾百萬年變ルコトナキ絶對獨立ノ主權ナリ

2、國土ハ廣キニアラス、又資源ハ敢テ豊カナルニアラサルモ未タ嘗テテ外敵ニ征服セラレタル事ナク伸ヒコススレ縮ム事ナシ

3、人民ハ幾千、幾百年ノ久シキニ互リ渾然融合シアル一大家族的大和民族ナリ、而モ其大家ノ宗家ハ畏クモ我帝國ノ主權者タル一天萬乘ノ 天皇ニシテ即チ義ハ君臣、情ハ父子ナリ

以上ノ如ク國家ノ三要素ヲ完全ニ具備シ殊ニ主權者ト人民トノ關係ハ人民ナル一大家族ノ宗家ニシテ又家長ナルコトカ我國ノ萬國ニ秀テ且古往今來絶對唯一無二ノ國體ナル所以ナリ

二、國民ノ覺悟 以上ノ如ク我國ハ一大家族ニシテ吾等ハ其宗家ニ依テ統治セラレ加之吾等ノ祖先ハ代々其恩惠ニ浴セリ、故ニ此國體ハ萬世ニ之ヲ保持シ以テ祖先以來ノ皇恩ヲ報シ又子孫ヲモ此皇恩ニ浴セシメサルヘカラス、乃我國民ハ勅語、勅諭ノ聖旨ヲ奉體シ誠意誠心、自己ノ職分ニ應シ熱心奮勵以テ國家ノ興隆ヲ計ラサルヘカラス

(昭和九年檢定試験)

(昭和一〇年檢定試験の際口頭質問)

(昭和一一一年檢定試験の際口頭質問)

②

三種ノ神器ニ就テ述ヘヨ

三種ノ神器ノ精神的意義ヲ述ヘヨ

三種ノ神器ハ何ヲ象徴スルカ

三種ノ神器ハ如何ナル精神ヲ象徴スルヤ

三種ノ神器ノ御神徳ヲ述ヘヨ

一、三種ノ神器ノ由来

天孫降臨ノ時 皇祖天照皇大神ノ皇位ノ永遠性ヲ祝福シテ親授アラセラレシ八咫鏡草薙劍、八坂瓊曲玉ノ三種ノ神器ニシテ爾來傳ヘテ皇位繼承ノ表徴トシ其授受ヲ以テ其繼承ノ必須條件ト爲サシメ給ヘリ、但鏡、劍ノ二寶器ハ伊勢ト熱田トノ兩神宮ニ奉祀シ別ニ神模ノ靈器ヲ造リ奉リテ宮中ニ奉安アラセラルルヤニ敬承ス

二、三種ノ神器ノ精神的意義(象徴) 及御神徳

神器ノ内八咫ノ鏡ハ正義ヲ、八坂瓊曲玉ハ徳ヲ、草薙劍ハ武ヲ表徴ス、即チ民ヲ治ムルニハ正義及徳ヲ以テシ之ニ從ハサル者ハ武ヲ以テ其正義ヲ貫徹スルノ意義ナリ

(昭和九年檢定試験)

③

帝國ノ國是

東洋永遠ノ平和ヲ確保シテ亜細亞民族ヲ復興シ、皇道文化ヲ世界ニ宣布シ、遠ク建國ノ大神ヲ憶ヒ國民的使命ニ醒メ、強ク正義ノ國策ヲ遂行ス、之ヲ帝國ノ國是トナス

(昭和九年檢定試験)

(昭和一一一年檢定試験の際口頭質問)

④

皇位ノ尊嚴

皇室ノ尊嚴ナル理由ヲ述ヘヨ

道徳的方面ヨリ觀察シ皇軍ノ神聖尊嚴性ヲ説明セヨ

一、神武即位以來二千五百有餘年皇統連綿トシテ現在ニ至ル、所謂萬世一系他國ニ冠絶スルノミナラス未タ嘗テ外侮ヲ受ケタルコトナク皇室(皇位)ノ尊嚴ナル洵ニ畏キ極ナリト云フヘシ、加之元首ト人民トハ畏クモ頭首ト手足ノ關係ニシテ 皇室ハ大和民族ノ中心ニシテ其宗家タリ 外國ノ如ク人民ノ推戴ニ依リ或ハ征服ニヨリテ皇帝タルカ如キ淺薄無味ノモノト比較研究スルコトスラ實ニ不敬ノ極ニシテ國民ハ一朝有事ノ日ニ方リ悉ク一死君恩ニ報スルヲ誓フ等其赤誠ハ他國ノ等シク驚嘆措カサル處ナリ

二、皇軍ハ所謂皇道(萬世一系ノ皇統ヲ維持シ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スル如ク諸徳ヲ實現ス)ヲ眞精神トシテ建設シ訓練セラレタル軍隊ニシテ道徳的使命ヲ遂行スルヲ其本来ノ大使命トス、即チ皇軍從來ノ歴史的事實ハ如實ニ之ヲ證スルモノニシテ侵略的帝國主義ノ戰爭ヲ好マス、常ニ公明正大、仁愛無涯、眞ノ平和ヲ宇内ニ普施セントスルヲ其根本義トシ實ニ天皇ノ軍仁義ノ師タルハ我ノ大ニ誇リトスル處ナルト同時ニ皇軍ノ神聖ニシテ且尊嚴ナル所以ナリ

(昭和九年檢定試験)

⑤

入隊ノ際ニ於ケル聯隊長訓示ノ要旨ヲ述ヘヨ

入隊式ニ方リ聯隊長ヨリ與ヘラレタル訓示如何

聯隊服務ノ三大方針ヲ問フ

六一精神ヲ簡潔ニ説明スヘシ

師隊長訓示中最肝銘セシ事項

聯(大)隊長ノ要望事項

大隊長ノ方針如何

初年兵ノ入隊ト共ニ前記諸問題ノ示ス如ク聯(大)隊長ハ勿論師(旅)團長等ヨリモ夫々訓示又ハ要望事項ヲ開陳(隊内ハ直接口達セラルルモ其他ノ諸官ハ書類ニヨリ各關係隊長ヲ介シ指示セラルルヲ通常トス)セラルルヲ常トス

之等訓示又ハ要望事項ハ教育及内務ニ關シ兵トシテモ其要點ハ是非之ヲ記憶シ且實行スルヲ要スヘキモノニシテ聯(大)隊ノ三大方針或ハ中隊ノ隊等ト共ニ其因テ来ル所以ヲ能ク理解シ其内容ヲ記憶セサルヘカラス、此事ハ在隊間絶エス試問セラレ又實行ヲ監視セラルルモノニシテ其他ノ精神訓話及典令範ノ學科等ト共ニ兵日常ノ演習勤務實施ニ方リ知ラサルヘカラサル重要事項ニシテ之ヲ記憶シアラスシテ單ニ演習勤務ニ從事スルハ恰カモ理由ナク又其目的精神ノ何タルヤヲ解セスシテ行動スルコト恰カモ兒戲ニ等シク全ク意味ノナキモノナルコトヲ銘肝スルヲ要ス

(昭和一〇年檢定試験の際口頭質問)

(昭和一二年檢定試験の際口頭質問)

(3) 軍制学

①

皇軍ノ使命如何

皇軍ノ使命ヲ述ヘ且其使命達成ノ爲ノ覺悟ヲ記セ

皇軍ノ使命ヲ説明セヨ

皇軍ニ對シ感得シタル所感

皇軍ハ道德的義務ヲ遂行スル義務ヲ有ス、即チ

一、皇軍ハ皇國ノ尊嚴並國家國民ノ正當ナル活動ト安全トヲ保證スル自衛戰ニ任スル軍隊ニシテ國家力戰爭ニ依リテ國家國民ノ正當ナル活動ノ安全ヲ保證シ且其尊嚴ヲ維持スル消極的の道德義務ナルト同時ニ敵國ヲ道德的ニ覺醒セシムルハ積極的の義務ナリ

二、皇軍ハ道德的の誤謬ニ陥レル邦國ヲ覺醒セシメ又ハ他國民族ノ正常ナル活動ト安全トノ保證ヲ援助シ施德ノ義戰ニ任スル軍隊ナリ、即チ誤レル國家ノ有形無形ノ侵略ニ苦シム第三國ニ對シ以テ誤レル侵略國ヲ道德的ニ覺醒セシムルハ實ニ道德的の義務ナレハナリ

三、皇軍ノ大使命ト之ニ對スル皇軍現時ニ至ル間ノ正々堂々タル活動トハ日清、日露ノ二大戰役ヲ始メ這般ノ滿洲、上海事變等カ能ク之ヲ立證スル處ナリ、然ルニ列強ニシテ今尚皇國(皇軍)ノ行動ニ對シ之ヲ誤解スル向アルヲ認ムルハ洵ニ遺憾トスル處ニシテ加之之等列強ノ眞意ハ誤解センカ爲ノ誤解ナルヤニモ解セラルルニ於テ特ニ然リトス、我國トシテハ宜敷之等列強ノ批判又ハ攻撃ヲ排除シ東洋ノ平和延テハ世界平和ノ爲滿洲國ト提携シテ帝國國是即チ皇軍ノ使命ニ對シ只管邁進ノ一途アルノミ

(昭和九年檢定試験)

②

皇軍ノ特質ヲ述ヘヨ

皇軍ノ特色ヲ述ヘヨ

皇軍ノ特質ニ就テ知ル處ヲ記セ

皇軍ノ本質及幹部候補生トシテノ覺悟ヲ述フヘシ

皇軍ノ本義及特質ヲ述ヘヨ

一、「我國の軍隊は世々 天皇の統率し給ふ所にそある」トハ軍人ニ賜ハリシ勅諭ノ首文ニ仰セラレタル御言葉ニシテ皇軍ハ實ニ 天皇ノ軍即チ皇道扶翼ノ爲ニ道德的のニノミ動ク軍隊ナリ、乃事ナキ日ハ内二力

ヲ養ヒツツ中正ノ存在トシテ只管修養訓練ニ力メ事アル日ニハ直ニ大元帥陛下ノ下ニ馳セ参シ君ノ御榻トナリ忠死スルヲ光榮トシ之ヲ本分ト確信ス、明治十五年勅諭ヲ賜フヤ「朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき」ト仰セラレタルニヨルモ皇軍ノ本質ハ洵ニ明ナリ

二、幹部候補生トシテ切磋琢磨不斷ノ修養ニヨリ堅實ナル志操ト高潔ナル品性トヲ陶冶シ以テ幹部タルヘキ人格ヲ養成スルト共ニ教練内務ニ誠意誠心努力精勵シテ各種技能ヲ練磨シ除隊ノ後ハ在郷軍人トシテ一般國民ノ中堅トナリ之ヲ善導スルト共ニ一朝有事ノ日ニ際シテハ皇國軍人ノ幹部トシテ豫テノ修養練磨ニ基キ自己ノ本分ヲ完ウシ以テ皇恩ノ萬分ノ一二報スヘキ覺悟ナカルヘカラス

(昭和九年檢定試験)

(昭和一〇年檢定試験の際口頭質問)

(昭和一一一年檢定試験の際口頭質問)

③

兵役ノ區分及服役年限如何

現役ヲ終リタル後如何ナル服役アリヤ

我陸軍兵役ノ種類及服役年限ヲ問フ

兵役ノ種類及役務如何

服役ノ區分及年限ヲ問フ

一、服役ノ區分及年限

兵役法ハ全兵役ノ服役年限ヲ十七年ヨリ四十年迄トシテ之ヲ左ノ如ク區分ス

兵役ノ區分		服役年限		摘 要
常備兵	現役	陸軍	海軍	
豫備兵	二	三年	三年	現役兵トシテ徵集セラレタルモノニ服ス
後備兵	五年	四年	四年	現役ヲ終リタルモノノニ服ス
第一補充兵役	十二年	五年	五年	常備兵役ヲ終リタルモノノニ服ス
第二補充兵役	十二年	一年	一年	現役ニ適スル者ニシテ其年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス
第一國民兵役	十二年	四月	四月	現役ニ適スル者ノ中現役又ハ第一補充兵役ニ徵集セラレタルモノ及海軍ニアリテハ第一補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス
第二國民兵役	十二年	四月	四月	現役ニ適スル者ノ中現役又ハ第一補充兵役ニ徵集セラレタルモノ及海軍ニアリテハ第一補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス
國民兵役	戸籍法ノ適用ヲ受クルモノニシテ常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役ニアラサル年齢十七年ヨリ四十年マテノ者之ニ服ス			

二、一般服役上ノ特例左ノ如シ

1、在營期間ノ短縮 凡テ現役中之ヲ在營セシムルヲ本則トスルモ左

記ノ如キ特別ノ者ニ對シテハ未入營期間及歸休期間ヲ設ケテ在營期間ヲ短縮ス

イ、青年學校訓練修了者 青年學校ノ訓練又ハ之ト同等以上ト認ム

ル訓練(學校)ヲ修了シタル者ニシテ入營後ノ檢定ニ合格シタル

者ハ歩兵(戰車ヲ除ク)六月以内其他ノ兵種(輜重兵特務兵及衛

生部兵ヲ除ク)ハ六十日以内

口、短期間ニ教育可能ノ兵種 看護兵及磨工兵ハ在營一年六月補助

看護兵ハ概ネ三月、輜重兵特務兵ハ概ネ二月

ハ、特別ノ理由アル者 品行方正學術優秀ナルモノ及定員ニ對シ過

剩トナリタルモノ

2、服役延期 戰時又ハ事變ノ際又ハ出帥ノ準備、航海中又ハ外國ニ

於テ勤務中ナルトキ、重要ナル演習、又ハ特別ニ觀兵ノ舉アルトキ
等ハ服役期間ヲ延長スルコトヲ得

3、特種ノ服役又ハ服役免除

イ、在營中本人ニ依ルニアラサレハ家族ノ生活ヲナスコト能ハサル
ニ至リタルトキハ現役免除

ロ、疫病其他身體ノ異状ニ依リ兵役ニ堪エサル者ニ對シテハ服役免
除

4、短期現役兵

年齢二十五迄ニ師範學校ヲ卒業シタル者ニシテ配屬將校ノ檢定ニ
合格シタル者ハ五月、不合格者ハ七月ノ現役トシ現役ヲ終リタルト
キハ直ニ第一國民兵役ニ服セシム

短期現役兵ハ軍事上ノ必要ニ依リ（本人ノ希望ヲ斟酌ス）陸軍又ハ
海軍ニ於テ服務セシム、陸軍ニ在リテハ歩兵科ニ屬シ入營後概ネ二
月ノ後一等兵ニ概ネ四月ノ後上等兵ニ進級セシメ現役満期ノ際伍長
ニ任スルモノトス

短期現役兵トシテ現役ヲ終リタルモノ年齢二十八年迄ニ小學校ノ教
職ニ就ク資格ヲ失ヒタルトキ並現役ヲ終リタル日ヨリ六月ヲ經過シ
タル日及其後ニ於テ小學校ノ教職ニ在ラサルトキハ更ニ徵兵検査ヲ
行ヒ一般兵トシテノ適否ヲ定ム

5、徵集延期

イ、學校在學者

中學校及之ト同等以上ノ學校ニ在學スルモノハ左ノ區分ニ依リ本
人ノ願ニ依リ學校ノ修業年限ニ應シ年齢二十七年ニ至ル迄徵集ヲ
延期セラル、其區分、延期シ得ヘキ最高年齢左ノ如シ

中等程度ノ學校 二十二年迄

高等、専門、師範學校二十五年迄（但シ修業年限二年以下ハ二十

二年迄）

大學學部二十七年迄

ロ、海外在留者 徵兵適齡及其以前ヨリ帝國外ノ地ニ在ル者

〔注意〕

兵役ニ關スル問題ハ右ノ外諸種ノ形式ヲ以テ多種多樣ニ出題セラレア
ルヲ以テ之等ヲ悉ク掲クルコトハ到底不可能ナルニヨリ概ネ之ヲ統一
シテ掲ケタリ、適宜各隊ノ問題ニ應シ答案ヲ取捨セラルヘシ

（昭和一〇年檢定試験）

（4）軍隊教育令

軍隊教育ノ目的並軍人ノ覺悟ヲ述ヘヨ

軍隊教育ハ何ヲ主體トシアリヤ

一、軍隊教育ノ目的ハ軍人及軍隊ヲ訓練シテ戰爭ノ任ニ當ラシムルニ在
リ、而シテ戰爭ノ爲緊要缺クヘカラサル要素ハ堅確ナル軍人精神並嚴
肅ナル軍紀タリ、故ニ軍隊教育ハ此要素ヲ涵養スルヲ主眼トス

二、夫レ生ヲ棄テ義ヲ取リ恥ヲ知り名ヲ惜ミ責任ヲ重シ艱苦ニ堪ヘ奮
テ國難ニ赴キ悦ンテ生務ニ斃ルルハ我國民ノ古來繼承尊重セル大和魂
ニシテ特ニ軍人ニ必須ノ資性ナリ、故ニ軍隊教育ニ於テハ此國民性ヲ
砥礪擴充シ以テ事實上ニ其成果ヲ發揮セシメサルヘカラス

三、學校教育ニ在リテハ戰爭ヲ目標トスル軍隊教育ト其趣ヲ異ニス、即
チ學生生徒ノ心身ヲ鍛鍊シテ其資質ヲ向上セシムルニ在リ、換言スレ
ハ國家の觀念ヲ明徴ニシテ獻身奉國ノ精神ヲ振起シ自主自立ノ習慣ヲ
馴致シテ責任ヲ盡シ規律ヲ重シ節制ヲ守リ協同ヲ尚ヒ且命令ニ服從
スルノ氣風ヲ作興シ身體ヲ強壯ニシ志氣ヲ鼓舞シ更ニ堅忍敢爲ノ精神
ヲ涵養スルニ在リ

四、軍人ハ國民ノ精華ニシテ實ニ其首要部ヲ占ム、從ヒテ其實質如何ハ
直チニ郷黨閭里ノ風尚ヲ左右シ以テ國民ノ精神ニ偉大ナル影響ヲ及ホ
スヘキモノナルニ鑑ミ、軍隊ニ於テ修得セル良實質ヲ持續シテ社會ノ

風潮ヲ向上シ一般國民ノ儀表トナリ質實剛健ノ氣風ヲ馴致シ以テ國家ノ興隆ヲ期スルノ遠大ナル覺悟ナカルヘカラス、特ニ非常時ニ直面セテ我國ノ現狀ニ於テハ軍人ノ責務極メテ重大ナルヲ考ヘ武士ノ面目ニ掛ケ自己ノ本分ヲ完フスル堅キ覺悟アルヲ要ス

(昭和十一年檢定試験)

(5) 軍隊内務書

①

軍人精神トハ如何

軍人精神ヲ簡潔ニ説明スヘシ

軍人精神ノ精華

軍人精神ハ戰勝ノ最大要素ニシテ其消長ハ國運ノ隆替ニ關ス、而シテ名節ヲ尚ヒ廉恥ヲ重ニスルハ我武人ノ世々砥礪セシ所ニシテ職分ノ存スル所身命ヲ君國ニ獻ケテ水火尚辭セサルモノ實ニ軍人精神ノ精華ナリ(綱四)

〔注意〕

本問題ハ勅諭ニ歸納スヘキ問題ナルヲ以テ本書勅諭ノ部ノ問答ヲ参照スヘシ

(昭和九年檢定試験)

②

軍隊ニ於ケル幹部ノ責務

將校ノ地位

一、不斷ノ修養練磨ニヨリ堅確ナル軍人精神及高邁ナル徳性ヲ陶冶スルト共ニ識見技能ヲ向上シテ名實共ニ幹部タル資格ヲ養成スルコトニ努ムルノ傍ラ氣力及體力ヲ充實シ躬行率先垂範ノ實ヲ揚ケ以テ部下ノ儀表タルヲ覺悟セサルヘカラス、是ニ於テカ始メテ上下相親和シ軍紀嚴正ニシテ理解アル服従ヲ實現シ眞ニ團結鞏固ナル軍隊ヲ練成スルヲ得

ヘシ、幹部ノ責務亦重キ哉

二、特ニ將校ハ軍隊ノ楨幹ナリ一層其責務ノ重大ナルヲ自覺シ人格ノ修養ト識見並各種技能ノ向上ニ努メ眞ニ楨幹タルノ名ヲ辱カシメサルノ覺悟ナカルヘカラス(綱七)

(昭和九年檢定試験)

③

上官トシテ部下指導上如何ナル心掛ヲ必要トスルヤ

部下ヲシテ一令ノ下欣然死地ニ就カシムル爲幹部ノ心得ヘキ件如何

一、上官ハ居常修養ニ努メ研鑽ヲ累ネ公私別ヲ明ニシテ公明事ニ從ヒ法規ヲ嚴守スルノ間尚部下ヲ遇スルニ骨肉ノ情ヲ以テシ部下ヲシテ上官ハ眞ニ己ノ擁護者タルノ念ヲ懷カシムヘシ、斯クノ如クシテ上下相倚リ意思疎通シ部下ノ信頼期セスシテ一身ニ集マリ死生ノ間尚克ク部下景仰ノ中心タルヲ得ルモノトス

二、上官能ク自己ノ責務ヲ自覺シ居常其修養研鑽ニ努メ眞ニ幹部タルノ實質ヲ具備シ加之率先躬行垂範ノ實ヲ揚ケツツ部下ヲ遇スルニ骨肉ノ情ケ以テ熱誠之ニ當リ寬嚴宜シキニ叶ヒ公私ノ別ヲ明ニシ以テ其人格識見共ニ眞ニ自己ノ擁護者タルノ念ヲ懷カシムニ至ランカ部下ノ信頼期セスシテ蒐マリ其一令ノ下欣然トシテ死地ニ就カシムルヲ得ルニ至ルヘシ(綱九)

(昭和十〇年檢定試験の際口頭質問)

④

兵營生活ノ目的如何

兵營生活ノ主要ナル目的如何

兵營ハ何故ニ尊重スヘキヤ

生死ヲ同ウスル家庭トハ何故ナルカ

兵營トハ如何ナル所ナルカ、又兵營生活ニ於テ最モ重要ナル點ヲ述

ヘヨ

一、兵營ハ苦樂ヲ共ニシ死生ヲ同ウスル軍人ノ家庭ニシテ兵營生活ノ要
ハ起居ノ間軍人精神ヲ涵養シ軍紀ニ慣熟セシメ鞏固ナル團結ヲ完成ス
ルニ在リ

二、兵營ニ於テ日夜樂シク起居共ニスルモ一朝有事ノ日ニ方リテハ相携
ヘテ戰場ニ馳驅シ共ニ名譽アル皇軍ノ一員トシテ畏クモ 陛下ノ爲其
股肱タルノ實ヲ表ハスヘク再ヒ生還ヲセサルノ決意ヲ有ス、即チ苦樂
ト生死ヲ同ウスル皇國軍人ノ家庭ト稱スル所以ナリ

三、如上ノ目的ノ下ニ融々和樂ノ間常ニ軍人精神ヲ涵養シ軍紀ニ慣熟セ
シムルト共ニ鞏固ナル團結ヲ完成スルハ兵營生活ニ於ケル最重要ナル
點ニシテ行住坐臥ノ間之カ鍛鍊ニ意ヲ用フル所以ナリ (綱三)

(昭和一〇年檢定試験の際口頭質問)
(昭和一一年檢定試験の際口頭質問)

⑤

軍隊ニ於ケル絶體服従ノ眞精神ヲ簡述セヨ

服従ハ何故ニ軍隊ニ於テ必要ナリヤ

軍隊ニ於ケル服従ノ特色ヲ述ヘヨ

軍紀ノ根本ハ何カ

上官ニ對シ絶體服従スル如ク教ヘラレタリ、オ前ノ自覺ハ如何

軍紀ト服従ノ關係ヲ述ヘヨ

一、軍紀ハ軍隊ノ命脈ニシテ歩兵操典綱領ノ示ス如ク戰線幾十里ニ互ル
幾萬ノ軍隊(軍人)ヲシテ脈絡一貫克ク一定ノ方針ニ從ヒ衆心一致ノ
行動ニ就カシメ得ルモノナルコトハ前第四問題ニ於テ概述セル處ナリ、
加之一方ニ於テハ陣中要務令ノ綱領ニ於テモ軍紀ハ軍ノ命脈ニシテ其
張弛ハ勝敗ノ由リテ岐ル所ナルヲ示サレアリ、而シテ軍紀ノ要素ハ服
従ニ在ルコトハ軍隊内務書ト全然其軌ヲ一ニシ等シク強調セラルル處
ニシテ、之ヲ換言スレハ戰鬪ノ勝敗ハ實ニ將兵服従心ノ如何ニ在リト
云フモ敢テ過言ニ非サルナリ、故ニ全軍ノ將兵ハ軍紀ト服従ノ關係即

チ服従ハ實ニ戰鬪勝敗ノ主因タルコトヲ理解シ至誠上長ニ服従シ其命
令ハ絶體ニ之ヲ勵行シ之ヲ確守スルヲ以テ第二ノ天性タルニ至ラシム
ルヲ自覺セサルヘカラス

二、斯クシテ理解アル服従ハ即チ高潔ナル犠牲的精神ノ發露トナリ彈丸
雨飛ノ間尚克ク身命ヲ君國ニ獻ケテ顧ミス一意上官ノ指揮命令ニ從フ
ニ至ルヘキモノニシテ蓋シ其之ヲ致ス所以ノ道ハ上官先ツ自ラ法規ヲ
恪守シ命令ヲ遵奉シ躬行率先服従ノ範ヲ垂ルルニ在リ(綱五、歩兵操
典綱領四、陣中要務令同ニ參照)

(昭和一〇年檢定試験の際口頭質問)
(昭和一一年檢定試験の際口頭質問)

⑥

軍紀トハ如何

軍紀ノ説明ニツキ軍隊内務書綱領中ニ在ル所ヲ記セ

軍紀ノ振作シアルハ如何ナルコトニ依リ實證セラルルヤ

軍紀振作ノ實證如何

軍紀嚴正ナル軍隊トハ如何ナル軍隊カ

一、軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ、歩兵操典綱領ニモ示サルル如ク戰線幾十里
ニ互リ到ル處其境遇ヲ異ニシ且諸種ノ任務ヲ有スル幾萬ノ軍隊ヲシテ
上將帥ヨリ下一兵ニ至ル迄脈絡一貫克ク一定ノ方針ニ從ヒ衆心一致ノ
行動ニ就カシメ得ルモノ即チ軍紀ナリ

二、故ニ軍隊ハ常ニ軍紀ヲ振作スルヲ要ス、時ト所トヲ論セス上下齊シ
ク法規ヲ恪守シ熱誠以テ軍務ニ努力シ命令必ス行ハル、是ヲ軍紀振作
ノ實證トシ軍紀嚴正ナル軍隊ナリト稱ス(綱五歩兵操典綱領四參照)

(昭和一一年檢定試験の際口頭質問)

⑦

官給品取扱ニ就テ注意スヘキ點ヲ説明スヘシ

一、官給品ノ凡テヲ私物品以上大切ニ取扱フヘキハ勿論ナリト雖特ニ馬

匹及兵器等ハ其大部分カ其儘戰時ニ使用セラルヘキモノナルニ鑑ミ一朝有事ノ日ニ際シ萬一自己ノ不注意又ハ懈怠ニ因リ之ヲ損傷シテ其用ニ立タシメサルカ如キコトアリトセハ不忠之ヨリ大ナルハナキモノト覺悟シ被服其他一切ノ官給品ニ就テモ之等ト同様之ヲ大切ニ取扱ヒ其保存手入レヲ完フスル如ク心掛クルト同時ニ凡テノ消耗品ヲモ節約スル如ク心掛ケサルヘカラス

二、以上不断ノ注意ヲ拂フモ時ニ或ハ紛失、破損等ノ故障ナキヲ保セス、此際市井ニ於テ密カニ代品(部分品)ヲ購ヒ之ヲ補填スルカ如キコトナキヲ期セサルヘカラス、即チ如斯ハ官給品ヲ大切ニ取扱フノ意ヲ全然誤解セルモノニシテ上官ヲ欺キ官私物ヲ混同スル等精神上許シカタキコトナルヲ以テナリ(内一六五)

(昭和二一年檢定試験の際口頭質問)

(6) 兵器軍用器材及兵器保存要領

生理的分類ニヨル毒瓦斯ノ種類ヲ列舉シ檢知ノ爲ノ特徴ヲ記述スヘシ

毒瓦斯ノ種類及性能ヲ述ヘヨ

瓦斯ノ生理的作用ニ依ル分類ヲ述ヘ且各々代表的瓦斯一ヲ舉ケヨ

〔注意〕

隊ニヨリ出現ノ範圍ニツキ多少ノ差異アリ之等ノ重複ト混雜ヲ避クル爲一括シ答解ス

毒瓦斯ノ分類及其特性左ノ如シ

1、生理的作用ニヨル分類及特性

化學的組織ニ依ル分類	生理的作用ニ依ル分類				生理的作用ニ依ル分類					分類區分
	遅効瓦斯	即効瓦斯	持久瓦斯	一時瓦斯	中毒瓦斯	噴嚏瓦斯	催涙瓦斯	窒息瓦斯	糜爛瓦斯	
砒素系 「シヤン」系 臭素系 「シヤン」系 硫黄系 「シヤン」系 鹽素系 「シヤン」系	「イペリット」	噴嚏瓦斯 催涙瓦斯 窒息瓦斯	性能ヲ有スモノアリ	噴嚏瓦斯 窒息瓦斯 中毒瓦斯	青酸	「チフェニール」 鹽化砒素 「アダムサイト」	鹽化「アセトフエノン」 「ピクリン」	「チホスゲン」 「ホスゲン」	「イペリット」 「ルイサイト」	所屬瓦斯
	接触後數時間及至數十時間後傷害症状ヲ發生スルモノナリ	其傷害症状、直ニ發生スルモノヲ謂フ	水滴状トナリ附近ノ地面、草穀物叢樹等ニ恰モ露ノ如ク附着シ除々ニ酸化シ長時間其効力ヲ持續スルモノニシテ數時間及至數日ニ互ルモノアリ	擴散力大ナルヲ以テ有効時間短少且速ニ其効力ヲ失フモノナリ然レトモ村落森林谷地掩蔽部等瓦斯ノ滯留シ易キ地域ニ在リテハ數時間其効力ヲ保持スルコトアリ	ム	鼻及咽喉ノ粘膜ヲ刺戟シ「クシヤミ」セシメ又嘔吐ヲ催サシムルモノニシテ一旦之ヲ吸入セハ防毒面ノ装着ヲ困難ナラシム	眼ノ粘膜ヲ刺戟シ催涙シテ一時著シク視力障害ヲ起サシム、比較的小濃度ニ於テモ効果顯著ナルモノナリ	呼吸器特ニ肺ニ傷害ヲ與ヘ甚タシキハ窒息致死セシム	皮膚ヲ糜爛シ眼、呼吸器ヲ侵シ甚タシキハ致死セシム	特性

2、毒瓦斯ノ效力發生ノ遲速ニヨル分類

イ、即效瓦斯 其傷害症状ノ直ニ發生スルモノヲ謂ヒ、窒息瓦斯、噴嚏瓦斯、催涙瓦斯、及中毒瓦斯ニ此性状ヲ有スルモノ多シ
ロ、遅效瓦斯 接触後数時間及至数十時間後傷害症状ヲ發生スルヲ謂ヒ「イペリット」ハ此性状ヲ有ス

3、化學的組織ニヨル毒瓦斯ノ分類

毒瓦斯ヲ化學的組織ニ依リ分類スルトキハ主トシテ鹽素系、硫黃系、臭素系、「シアン」系及砒素系ニ屬スルモノ多シ

4、用途

攻撃又ハ防禦ニ於テ敵陣地内又ハ敵ノ前進地區ニ對シ毒瓦斯ヲ飛散シテ敵ヲ損傷萎靡セシメントスルモノニシテ火炮ニヨリ發射スル毒瓦斯彈及瓦斯榴彈又ハ飛行機ヨリ投下スル投下瓦斯彈竝手投瓦斯彈等アリ、又防者カ豫メ敵ノ蟻集セントスル地區例ハハ森林、凹地又ハ村落内等其他隘路内ヲ通スル道路ニシテ敵ノ是非通行スヘキ地區ニ之ヲ撒布スルコトアリ

(昭和一〇年檢定試験)

(7) 国防及軍備其他

軍備ノ必要ナル理由ヲ説明セヨ

軍備ノ充實ノ必要ナル理由ヲ述ヘヨ

一、夫レ戰爭ハ死活ノ繫ル所國家ノ存亡ヲ決スルノ大事ナレハ好シテ之ヲ行フヘキニアラサルヤ勿論ナリ、サレハ方今文明諸國ハ皆外交手段ニ依リ國際間ノ和親ヲ圖リ時々發生セントスル紛議ヲ未發ニ防キ若ハ之ヲ和平ノ裡ニ解決シ、以テ其國民福ヲ増進シ、人類共同ノ理想タル恒久ノ平和ヲ實現セントシツツアリテ彼ノ國際聯盟不戰條約ノ如キモ此理想ニ基因セスンハアラス、然レトモ民族及國家ノ存在スル限リ其利害ハ互ニ一致セサルノミナラス時トシテ正義ニ反スル行爲ニ出ツ

ルモノナキヲ保シ難シ而モ超國家的ノ強制力ヲ有セサルヲ思ハハ、誰カ國際間ノ紛擾解決ヲ戰爭ニ訴フルコトナシト斷言シ得ルモノソ、蓋シ戰爭ノ絶滅シ難キハ生物哲學ノ教フル所ニシテ又歴史ノ明示スル所ナレハナリ

二、果シテ然ラハ自主獨立ノ國家ハ、一朝戰爭ノ止ムヘカラサル事實ノ生起セシ場合ニモ正義ヲ持シテ自國ノ主張ヲ貫徹シ得ル力ヲ具備セサルヘカラス、此力ヲ代表スルモノ即チ軍備ナリ、斯ノ如ク萬一ノ場合戰爭ヲモ敢テ辭セサルノ覺悟ト實力トヲ備フル國家ニシテ始メテ自國ノ存立竝發展ヲ期シ得ヘク國際間ノ紛議モ亦平和的手段ニ依リ解決シ得ルコト多キモノトス、而シテ獨リ戰爭ノミナラス國家ニハ其權威ヲ保チ國策ヲ遂行シ國內ノ靜謐ヲ維持スル爲常時所要ノ軍備ヲ必要トス三、之ヲ要スルニ軍備ハ他面ニ於テ國際平和ヲ維持スル爲ノ施設ニシテ利害關係密接ナル邦國ノ軍備ハ常ニ相關的ニ整備セラルル所以實ニ茲ニ存ス、蓋シ其何レカニ於テ均衡ヲ失スルトキ平和ノ破綻ヲ生スルモノナレハナリ

(昭和九年檢定試験)

(昭和一一年檢定試験の際口頭質問)

(8) 各兵科操典

①

戰爭ノ爲軍人トシテ緊要欠ヘカラサル要素ハ何カ

- 一、忠君愛國ノ大義ニ立脚シ必勝ノ信念旺盛ナラサルヘカラス
- 二、軍紀嚴肅ナラサルヘカラス
- 三、獨斷專行以テ機宜ヲ制セサルヘカラス
- 四、攻撃精神充溢シ志氣盛ナラサルヘカラス
- 五、協同一致ノ精神ナカルヘカラス
- 六、堅忍不拔克ク困苦缺乏ニ堪ヘ難局ヲ打開スル覺悟ナカルヘカラス

七、企圖心ニ富ミ敵ノ意表ニ出テサルヘカラス

八、指揮官ハ部下ノ尊信ヲ受ケ勇猛沈著部下ヲシテ仰キテ富嶽ノ重キヲ感セシメサルヘカラス(各操綱一—一〇)

(昭和九年檢定試験)

②

一、必勝ノ信念トハ如何、之ヲ得ルタメ平素如何ニ心掛クヘキヤ

二、必勝ノ信念トハ如何又何故ニ日本軍ハ必勝ナリヤ

一、必勝ノ信念ハ主トシテ軍ノ光輝アル歴史ニ根源シ周到ナル訓練ヲ以テ之ヲ培養シ卓越ナル指揮統帥ヲ以テ之ヲ充實ス(各操綱三)

二、我日本軍ハ即チ皇軍ニシテ世界ニ於ケル唯一無二ノ我國體ト大和民族ノ特異性トニ依リ發生シ且發達セル皇道(萬世一系ノ皇統ヲ維持シ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スル如ク諸徳ヲ實現スルノ道)ヲ眞精神トシテ建設セラレタル崇高ナル軍隊ニシテ畏クモ天皇ニ依テ親率セラレ加

之道徳的ニ訓練セラレタル力故ニ常ニ一致團結シ且獻身殉國ノ大義ニ基キ上下和親スルト共ニ軍紀嚴正ニシテ必勝ノ信念ニ充チツツ一路正道ヲ邁進スルト共ニ嚮フ處敵ナク所謂必勝ノ軍隊タル所以ナリ

(昭和九年檢定試験)

③

剛健持久ノ必要

一、歩兵ハ軍ノ主兵ニシテ戰時ニ於テ主要ナル任務ヲ負擔シ特ニ敵ニ近接後ノ戰鬪及夜戰ニ於テ其特色ハ益々慘烈ヲ加フルモノトス故ニ歩兵ハ剛膽ニシテ耐忍ニ富ミ沈着ニシテ勇敢良ク射撃及突撃ヲ以テ敵ヲ破

摧シ縦ヒ他兵種ノ協同ヲ缺ク事アルモ百方手段ヲ盡シ自ラ戰鬪ヲ準備シ且之ヲ遂行シ奮戰以テ最終ノ目的ヲ達成シ其負托ニ背カス剛健持久ナルヲ要ス

二、此ニハ軍ノ主兵タル歩兵ニ就テ特ニ述ヘタルモ他兵種ト雖之等精神

的要素ノ必要ナルハ全ク同一ナル事勿論ナリ(各操綱一—一)

④

戰鬪間兵一般ノ心得ヲ述ヘヨ

〔注意〕

一、本問題ハ多クハ或一、二項ニツキ分割シテ出題セラレタルモノ多キ

モ研究上之ヲ統一シテ記述セリ

二、各兵科中其共通ノモノハ相當條項上部ニ(騎、砲、工、輜)等ト其

頭字ヲ冠シテ明瞭ナラシメタリ

三、歩兵以外ノモノニシテ歩兵操典記載ノモノト其内容ヲ異ニスルモノ

ハ特ニ之ヲ掲載シ又歩兵操典ト略ホ其内容ヲ同フシ僅ニ一部ノ字句ヲ

異ニスルモノハ之ヲ其下方ニ括弧ヲ附シテ説明シ置キ共ニ参考タラシ

ムルコトトセリ

戰鬪間兵一般ノ心得左ノ如シ

1、(歩、騎、砲、輜)戰鬪ハ行軍及劇動ノ後(騎兵ニ在リテハ此處

ニ「二引續キ迅速ニ」ヲ加フ)開始スルヲ常トシ日晝晝夜ニ互ルコ

ト多シ故ニ兵ハ勇猛沈著能ク自信ト耐忍トヲ以テ有ユル困苦缺乏ニ

堪ヘ歩兵(他兵科ニ在リテハ「歩兵」ノ二字ナシ)戰鬪ノ慘烈ナル

感情ニ克チ以テ戰鬪ノ要求ヲ充溢シ得サルヘカラス

2、(歩、工、輜)兵ハ敵ノ火力熾ニシテ死傷極メテ多キト雖自

己ノ責任ヲ自覺シ從容自若トシテ事ニ當リ決シテ逡巡スヘカラス、

凡テ疑懼退走ハ敗滅ニ陥リ猛烈果敢ナル前進ハ常ニ勝利ヲ得ヘキモ

ノナルコトヲ銘肝スヘシ

3、(歩)敵陣内ノ戰鬪ニ在リテハ常ニ紛戰ヲ惹起ス此時ニ方リテハ

一兵ト雖勇敢ニシテ機宜ニ適スル行動ヲ爲ストキハ能ク戰勝ノ基ヲ

開キ得ルモノナリ、故ニ兵ハ指揮及ハサル場合ニ於テモ時々刻々變

化スル戰況ニ應シ各々所信ヲ決行シ特ニ己ヲ捨テテ捷ヲ得シムル覺

悟アルヲ必要トス

(昭和九年檢定試験)

- 4、(歩、騎、輜) 兵ハ防禦ニ在リテハ專心其位置ヲ固守シ決シテ動揺スヘカラス敵兵愈々近接スルニ從ヒ我カ火器ノ殺傷力益々多キコトヲ確信シ(騎兵ニ在リテハ此處ニ「勉メテ彈藥ヲ節用シ云々トアリ」ヲ加フ)泰然逆襲ノ時機ヲ待ツヘシ若彈藥ヲ射盡シ又ハ敵ノ重圍ニ陥リタルトキハ自己ノ銃劍ニ信賴シ最後ノ勝利ヲ求ムルコトニ勉ムヘシ
- 5、(歩、騎、砲、工、輜) 指揮官ノ死傷多キハ實ニ戰場ニ於ケル常態ナリ故ニ兵ハ縱ヒ指揮官ヲ失フニ至ルモ志氣ヲ阻喪スルカ如キコトナク益々勇奮率先範ヲ示シ自ラ他ヲ率キルノ概ヲ以テ(砲兵ニハ「率先範ヲ率キルノ概ヲ以テ」ヲ除ク) 戰鬪スルヲ要ス此際戰勝ノ榮譽ヲ獲得シ得ルト否トハ一ニ懸リテ残存セル者ノ雙肩ニ在ルコトヲ銘肝スヘシ
- 6、(歩、騎、砲、工、輜) 兵ハ戰線ニ於テ負傷スルモ百方手段ヲ盡シテ戰鬪ヲ繼續スヘシ而シテ遂ニ戰鬪(輜重兵ニ在リテハ「任務」)ニ堪ヘサルニ至レハ指揮官ノ命ニ依リ彈藥ヲ戰友ニ交付シテ徐ロニ戰線ヲ退クモノトス
- 7、(歩、騎、輜) 數箇ノ部隊相混淆シ新ニ區分セラレサルトキハ兵ハ最寄分隊長ノ指揮ヲ受ケ奮闘スルコト所屬分隊長ノ下ニ於ケルカ如クナルヘシ
- 8、軍紀嚴正ニシテ沈着セル歩兵ハ射撃ニ依リ優勢ナル騎兵ノ襲撃或ハ飛行機ノ地上戰鬪參加ヲ撃退シ又砲兵ノ猛射ヲ受クルモ其間斷ヲ利用シ前進ヲ繼續シ得ルモノトス
- 9、(歩、騎、砲、工、輜) 瓦斯攻撃ヲ受クルカ或ハ之カ警報ヲ聞クカ若ハ撤毒シアルヲ豫察シタルトキハ直ニ比隣相傳ヘ別命ヲ待タス各自迅速確實ニ防毒面ヲ装着スヘシ
- 10、(歩、騎、砲、工、輜) 兵ハ許可ナク其所屬部隊ヲ離ルルコトヲ

得ス、若任務ヲ帶ヒス或ハ尚戰鬪ニ堪ヘ得ヘキ輕傷ニシテ恣ニ戰線(砲兵ニ在リテハ「所屬部隊」)ヲ去リ又ハ戰鬪中命令ヲ受ケスシテ負傷者ヲ介護若ハ運搬シ其他任務ヲ受ケテ一時戰線ヲ離ルル場合ニ於テモ其任務遂行後速ニ復歸セサルカ如キハ卑怯ノ行爲ニシテ軍人ノ本分ヲ傷クルモノトス

兵若所屬部隊ノ所在ヲ失ヒタルトキハ直ニ近傍ニ於テ戰鬪スル部隊ニ合シ其將校ニ届告シ其命ニ從フヘシ而シテ戰鬪終レハ直ニ其所屬部隊ニ復歸スルヲ要ス

其二、騎兵操典ノミノ分

- 一、兵ハ襲撃ニ方リテハ自己ノ位置ヲ確守シ勇猛果敢ナル前進ハ敵ヲシテ自ラ敗走ニ陥ラシムルモノナルコトヲ銘肝シ旺盛ナル志氣ヲ以テ一意敵ニ向ヒ突進スヘシ突入後接戰トナルヤ死傷相繼ギ戰鬪慘烈ヲ極ムルモ指揮官ト自己ノ武技トニ信賴シ上下一致各員協力シテ力戰シ縱ヒ馬ヲ失フルコトアルモ銃器ヲ使用シテ奮闘シ以テ最後ノ勝利ヲ得ルコトニ勉ムヘシ(騎操一三〇)
- 二、兵ハ徒歩攻撃ニ於テハ敵ノ火力熾ニシテ死傷極メテ多キト雖自己ノ責任ヲ自覺シ從容自若トシテ事ニ當リ決シテ逡巡スヘカラス凡ソ疑懼退走ハ敗滅ニ陥リ猛烈果敢ナル前進ハ常ニ勝利ヲ得ヘキモノナルコトヲ銘肝シ一旦突撃ノ命アルトキハ踴躍以テ敵陣ニ突入シ敢然トシテ奮闘シ指揮及ハサル場合ニ於テモ時々刻々變化スル戰況ニ應ジ各 所信ヲ決行シ協力以テ敵ヲ壓倒スヘシ(騎操一三一)

其二、砲兵操典(野砲ノ部)ノミノ分

- 一、兵ハ敵ノ火力熾ニシテ死傷極メテ多キト雖自己ノ責任ヲ自覺シ從容自若トシテ事ニ當リ最後ノ一人ニ至ルマテ戰鬪ヲ繼續スルヲ要ス(砲操二九九)
- 二、敵兵我カ陣地ニ侵入シ射撃ヲ繼續シ得サルニ至レハ兵ハ有ユル手段ヲ盡シテ格闘シ敵ヲ撃退スルヲ要ス從ヒ狀況不利ナル場合ニ於テ

モ陣地ニ止リ火炮ト運命ヲ俱ニスヘキモノトス（砲操三〇〇）
其三、工兵操典ノミノ分

一、兵ハ敵ノ火力熾ニシテ死傷極メテ多キト雖自己ノ責任ヲ自覺シ從容自若トシテ事ニ當リ決シテ遂巡スヘカラス若彈藥ヲ射盡シ又ハ敵ノ重圍ニ陥リタルトキハ自己ノ銃劍ニ信賴シ最後ノ勝利ヲ求ムルコトニ勉ムヘシ（工機八一）

二、軍紀嚴正ニシテ沈著セル工兵ハ射撃ニ依リ優勢ナル騎兵ノ襲撃或ハ飛行機ノ地上戰闘参加ヲ撃退シ或ハ砲兵ノ猛射ヲ受クルモ其間斷ヲ利用シ行動ヲ繼續シ得ルモノトス又優勢ナル戰車ノ攻撃ヲ受クルモ毅然トシテ克ク自己ノ任務ニ向ヒテ邁進シ得サルヘカラス（工操八二）

（以上歩操一一一―一二一、騎操二二九―二三七、砲操二九八―三〇四、工操七九―八七、輜操七九―七八ヨリ引用）
（昭和九年檢定試験）

⑤

機関銃射法ノ種類如何

雜射ノ要領ヲ記述スヘシ

點射、雜射、間隔ヲ置ケ雜射ノ要領ヲ説明セヨ

雜射ハ如何ナル場合応用セラルル射法ナルヤヲ説明スヘシ

一、射法ノ種類

射法ハ之ヲ分チテ點射、雜射及微雜射トス

二、雜射ノ要領次ノ如シ

1、雜射ハ高低照準ヲ一定シ照準線ヲ左右ニ移動シツツ射撃スヘキ全正面ニ對シ平等ニ射彈ヲ散布スル如ク發射スルモノニシテ通常正面ノ左端ヨリ右端ニ向ヒ除々且平等ニ雜キ右端ニ至ラハ引鐵ヲ引キタル儘左端ニ向ヒ同シ要領ニ依リテ雜キ爾後之ヲ反復移動スルモノトス

2、目標（區域）中ノ濃厚部又ハ重要部ヲ雜射セシムル場合ニ於テハ

分隊長ハ間隔ヲ置キタル射撃ヲ行ハシム、此際要スレハ其發射連數ヲ指示ス、三番ハ前項ノ要領ニ準シ濃厚部又ハ重要部ニ對シ示サレタル射彈ヲ發射スルモノトス（微雜射ハ點射ノ要領ニ依リ目標ヲ照準シ方向緊定桿ヲ十分弛メ照準點ヲ基準トシ銃口ヲ左右小範圍ニ微動セシムルモノトス）

三、點射ノ要領

1、點射ハ一點ヲ發射スルモノニシテ通常銃口ヲ左右ニ移動シ得ル程度ニ方向緊定桿ヲ緊メテ行フモノトス、而シテ特ニ集束彈道ヲ縮小セシムル場合ニ於テハ方向緊定桿ヲ十分緊ムルヲ要ス、此場合方向緊定桿ヲ緊ムルハ小隊長又ハ分隊長ノ指示ニ依ルモノトス

2、點射ヲ行フニ方リ目標點在スルトキハ三番ハ其目標、（區域）中最モ有利ナルモノヨリ逐次射撃ヲ行フモノトス、此際分隊長ハ要スレハ銃ヲ指向スヘキ部分、射撃スヘキ順序及發射連數ヲ指示ス

四、間隔置ケ雜射ノ要領（二、雜射ノ要領参照）

間隔置ケ雜射ハ目標、（區域）中ノ濃厚部又ハ重要部ヲ雜射セシムル場合ニ於テ分隊長ハ間隔ヲ置キタル射撃ヲ行ハシム、此際要スレハ其發射連數ヲ指示ス、三番ハ前項ノ要領ニ準シ濃厚部又ハ重要部ニ對シ示サレタル射彈ヲ發射スルモノトス

五、雜射ヲ應用スル場合

1、雜射ハ橫廣ニ射彈ヲ散布スルニ適シ概ネ左ノ如キ場合ニ應用セラルルコト多シ
イ、突撃準備又ハ突入直前某區域ヲ平等ニ制壓セントスルトキ
ロ、村端、稜線及林縁等ヲ占領スル日視困難ナル敵ニ對シ射撃ヲ行フトキ
ハ、夜間若ハ濃霧又ハ煙幕ニテ遮斷セラレタル場合某地域ニ射撃ヲ行フトキ

二、濃密ナル散兵ニ對シ射撃ヲ行フトキ
2、微難射ハ點射ヲ以テセハ集中彈道目標外ニ逸スルノ虞アルトキ又ハ遠キ距離ニ在ル狭小ナル目標ニ對シ其彈著觀測困難ナルトキ等ニ用フルモノトス（步操三八九、四六三）

（昭和九年檢定試験）

⑥ 軍隊指揮官トシテ如何ナル精神の要素ヲ必要トスルヤ

一、指揮官ハ軍隊指揮ノ中樞ニシテ又其團結ノ核心ナリ、故ニ常時部下ト苦樂ヲ俱ニシ率先躬行軍隊ノ儀表トシテ其尊信ヲ受ケ劍電彈雨ノ間ニ立チ勇猛沈着部下ヲシテ仰キテ富嶽ノ重キヲ感セシメサルヘカラス
二、爲ササルト遲疑スルトハ指揮官ノ最モ戒ムヘキトコロトス、是此兩者ノ軍隊ヲ危殆ニ陥ラシムルコト其方法ヲ誤ルヨリモ更ニ甚シキモノアレハナリ

（昭和九年檢定試験）

（昭和一〇年檢定試験の際口頭質問）

⑦

獨斷專行

獨斷ト服従トノ關係如何

如何ニセハ獨斷ハ價値ヲ發揮シ得ルヤ

一、獨斷專行

各種作戦行動ニ方リ情況逼迫シ指揮官ノ命令、區處ヲ受クルノ暇ナキ場合ニ於テハ其意圖ヲ付度シテ現況ニ適應スル如ク獨斷處置スルヲ要ス之ヲ獨斷專行ト云フ

一、獨斷ト服従トノ關係

凡ソ兵戦ノ事タル獨斷ヲ要スルモノ頗ル多シ、然レトモ獨斷ハ其精神ニ於テハ決シテ服従ト相反スルモノニアラス、常ニ上官ノ意圖ヲ明察シ大局ヲ判斷シテ狀況ノ變化ニ應シ自ラ其目的ヲ達シ得ヘキ最良ノ方

法ヲ選ヒ以テ機宜ヲ制セサルヘカラス（各操綱五）

（昭和九年檢定試験）

（昭和一一年檢定試験の際口頭質問）

⑧

協同一致トハ如何、何故必要ナリヤ

協同一致ノ趣旨ニ含スル爲各人ハ如何ニセハ可ナリヤ

各兵種ノ協同ハ如何ヲ主眼トスルヤ

協同一致ハ戰闘ノ目的ヲ達スル爲極メテ重要ナリ、兵種ヲ論セス上下ヲ問ハス戰力協心全軍一體ノ實ヲ擧ケ始めテ戰闘ノ成果ヲ期シ得ヘク全般ノ情勢ヲ考察シ、各々其職責ヲ重ンシ一意任務ノ遂行ニ努力スルハ即チ協同一致ノ趣旨ニ合スルモノナリ、而シテ諸兵種ノ協同ハ歩兵ヲシテ其目的ヲ達成セシムルヲ主眼トシテ之ヲ行フヲ本義トス（各操綱七）

（昭和一〇年檢定試験）

（昭和一一年檢定試験の際口頭質問）

⑨

如何ナル軍隊ハ戰捷ヲ博シ得ルヤ

戰捷ノ要ハ如何

戰捷ノ要領ハ如何

一、戰捷ノ要ハ有形無形上ノ各種戰闘要素ヲ綜合シテ敵ニ優ル威力ヲ要點ニ集中發揮セシムルニ在リ

二、訓練精到ニシテ必勝ノ信念堅ク軍紀至嚴ニシテ攻撃精神充溢セル軍隊ハ能ク物質的威力ヲ凌駕シテ戰捷ヲ完ウシ得ルモノトス（各操綱二）

（昭和一〇年檢定試験の際口頭質問）

（昭和一一年檢定試験の際口頭質問）

⑩

各兵科ノ本領ヲ問フ（研究上各兵科ノ本領ト共ニ其特性ヲモ掲ク）

一、歩兵

1、本領

歩兵ハ軍ノ主兵ニシテ其本領ハ常ニ戰場ニ於テ主要ナル任務ヲ負擔シ地形及時期ノ如何ヲ問ハス戰鬪ヲ實行シ最終ノ勝ヲ決スルニ在リ

2、特性

敵ニ近接後ノ戰鬪及夜戰ニ於テ其特色ハ愈々顯著トナリ其戰鬪ハ益々慘烈ヲ加フルモノトス、故ニ歩兵ハ剛膽ニシテ耐忍ニ富ミ沈著ニシテ勇敢ク射撃及突撃ヲ以テ敵ヲ破摧シ縦ヒ他兵種ノ協同ヲ缺クコトアルモ百方手段ヲ盡シテ自ラ戰鬪ヲ準備シ且之ヲ遂行シ奮戰以テ最終ノ目的ヲ達成シ其負托ニ背カサルヲ要ス（歩操綱一一）

二、騎兵

1、本領

騎兵ノ本領ハ獨立セル戰鬪能力ト快速ナル機動力トヲ以テ搜索、警戒、掩護、戰鬪參加追撃等全軍戰捷ノ爲重要ナル任務ヲ達成スルニ在リ

2、特性

機先ヲ制シ敵ヲ急襲スルヲ以テ戰鬪ノ要訣ト爲ス故ニ騎兵ハ剛膽且慧敏ニシテ特ニ不屈不撓ノ氣力ヲ有シ果敢斷行巧ニ乘馬戰又ハ徒歩戰ヲ活用シ或ハ之ヲ併用シテ敵ヲ壓倒殲滅シ以テ其本領ヲ發揮スルモノトス（騎操綱一一）

三、砲兵

1、本領

砲兵ノ本領ハ威力強大シテ機動迅速ナル火力ニ依リ戰鬪ノ骨幹ヲ成形シテ敵ヲ壓倒震駭シ友軍ノ志氣ヲ鼓舞作興シ以テ全軍戰捷ノ途ヲ拓キ或ハ敵艦ヲ擊滅シテ其企圖ヲ破摧スルニ在リ

2、特性

野戰砲兵及攻城重砲兵ハ他兵種特ニ歩兵ト協同シ又要塞重砲兵ハ通常海軍ト協同シテ戰鬪スヘキモノトス、故ニ砲兵ハ他兵種若ハ海軍

ノ性能及戰鬪法ヲ熟知シ終始一心同體ノ信念ヲ以テ緊密ナル精神の連鎖ヲ確保シ協同ノ實ヲ擧ケ其本領ヲ發揮スルヲ要ス

四、工兵

1、本領

工兵ノ本領ハ作戰經過ノ全局ニ互リ其特有ノ技術的能力ヲ發揮シテ天然ヲ制シ人爲ニ克ヲ以テ全軍戰捷ノ途ヲ拓クニ在リ

2、特性

之カ爲交通ヲ開設シテ軍ノ機動ヲ便易ニシ之ヲ遮斷シテ敵ノ作戰ヲ阻碍シ特ニ敵前渡河ニ方リテハ友軍ノ攻撃ヲ神速容易ナラシメ堅固ナル敵陣地ニ對シテハ地上若ハ地下ヨリ之ニ近迫シ其組織ヲ破碎シテ歩兵ノ爲ニ肉薄突撃ノ自由ヲ與ヘ或ハ陣地ノ骨幹ヲ構成シテ軍ノ防禦威力ヲ増大スル等至難ナル各種作業ニ任セサルヘカラス故ニ兵ハ各種技術ニ精熟スルノミナラス耐忍ニシテ剛膽機敏常ニ身ヲ挺シテ全軍戰捷ノ犠牲タルノ氣魄ナカルヘカラス（工操綱一一）

五、輜重兵

1、本領

輜重兵ノ本領ハ戰役ノ全期ニ互リ間斷ナク且迅速確實ニ軍需品ノ輸送及補給ヲ爲シ以テ絶エス軍ノ戰鬪力ヲ維持シ其活動性ヲ保有セシムルニ在リ

2、特性

輜重兵ハ犧牲的精神ニ富ミ堅忍持久ノ氣力ヲ具ヘ至大ノ行軍力ヲ有シ常ニ季節、天候及地形ト戰ヒ又屢々敵ノ妨害ヲ排除シ晝夜行動ヲ繼續シテ其本領ヲ發揮スルヲ要ス（輜操綱一一）

（昭和一〇年檢定試験の際口頭質問）

（昭和一一一年檢定試験の際口頭質問）

(9) 陸軍礼式

敬禮ノ目的精神

敬禮ノ精神ヲ述ヘヨ

一、軍隊統率ノ本旨ハ將兵ノ心ヲ一誠ニ歸シ一致團結以テ軍ノ本義ニ邁進セシムルニ在リ、而シテ軍紀ハ軍隊ノ命脈ナルカ故ニ軍隊ハ常ニ軍紀ヲ振作スルヲ要ス、而モ軍紀ヲ維持スルノ要道ハ服従ニ在ルコトハ軍隊内務書綱領ヲ始メ歩兵操典及陣中要務令ノ綱領モ悉ク之ヲ明示セル處、蓋シ服従ハ軍隊統率ノ本義即チ軍成立ノ根本義ナルコトヲ知ルヘシ

二、敬禮ノ制式ハ如上服従ノ精神ヲ表象スル形而下ノ整備ト且嚴肅ナルト共ニ精神的ニハ上官ニ服従シ同僚相互間竝下級者ニ對シ誠意之ヲ指導敬愛スルノ機會ヲ現示セサルヘカラス

三、軍ニ外形ノ端正ノミヲ以テ敬禮成レリト考フルカ如キハ大ナル誤リナルコトヲ考ヘサルヘカラス、況ンヤ其形式スヲ整ハス一見緊張ヲ缺キ眼光威力ナク或ハ微笑ヲ含ミ姿勢整ハス、加之答禮者ノ手下下ササルニ早クモ舊姿勢ニ復スルカ如キハ精神的要素ノ不備ナルヲ遺憾ナク現ハスモノニシテ敬禮ノ目的精神ニ副ハサルノ甚シキモノト云ハサルヘカラス(禮一二、軍隊内務書綱領、歩兵操典及陣中要務令ノ各綱領二、三参照)

(昭和一〇年檢定試験)

(昭和一二年檢定試験の際口頭質問)

(10) 射撃教範

銃(砲)身ニ腔踐ヲ施シアル理由如何

歩兵銃ノ腔踐數ヲ記スヘシ

銃身ニ腔踐ヲ施シアル理由及三八歩兵銃ノ腔踐數ヲ記スヘシ

一、彈丸ハ銃(砲)口ヲ出ツルヤ直チニ空氣ノ抵抗ヲ受クルト共ニ重力ニ依リテ落下セントス、而シテ落下ノ程度ハ速力ノ大小ニ依リテ異ナルモノトス、之カ爲彈道ハ直線ナラスシテ彎曲ス、然ルニ空氣抗力ハ絶エス其飛行方向ヨリ彈丸ニ當ルモノナルヲ以テ彈道降下スルニ從ヒ彈丸ノ腹部ニ力ヲ受ケ遂ニ転倒スルニ至ル、故ニ彈頭ヲ常ニ飛行方向ニ保タシムル爲旋動ヲ與フルヲ要ス、之カ爲銃砲腔内ニ腔綫ヲ施シテ銃(砲)口ヲ出ツル以前ニ於テ旋動ヲ與フル爲腔綫ヲ施スモノトス

二、三八式歩兵銃ノ腔綫ハ四條トス(教範ニナシ)(九)

(昭和一二年檢定試験)

(11) 陣中要務令

傳令カ出發ニ當リ承知スヘキ事項如何

傳令ニ示スヘキ件

一、傳令ニ示スヘキ件概ネ左ノ如シ

1、受信者及其所在地

2、經路

3、速度若ハ歩度(要スレハ到着時刻)

4、傳達後ノ處置

5、其他必要ノ注意

二、又敵ニ關シ顧慮スヘキ事項ヲ指示シ經過路ノ要圖若ハ之ヲ記入シタル地圖ヲ與フルヲ要スルコトアリ

三、発信者ハ傳達者ニ其書中ノ内容ヲ知ラシメ置クヲ可トスルコトアリ、特ニ途中敵ニ關スル顧慮ヨリ書簡ノ破毀消滅ヲ要スル虞アルトキニ於テ然リトス、又斯如場合ニ於テハ書簡ニ我カ軍ノ部隊號ヲ記載セサルヲ可トス(要五二、五三)

(昭和一〇年檢定試験)

(12) 時事・社会・政治

現代社会ノ世相ト之ニ對スル考察

現代日本ニ於ケル最大ノ不合理ト之ニ對處スル覺悟如何

現代日本ノ社会相ニ對スル所感

一、現代日本ノ社会相ト其最大不合理

1、我國ノ過去一世紀ニ於ケル物質文化ノ偉大ナル發達ハ一面ニ於テハ尠カラサル弊害ヲ醸成シ泰西文化ノ無批判的模倣ハ肇國以來ノ傳統の良風美俗ヲモ破壊シ去ラントシ人心漸ク頹廢ニ傾キ輕佻詭激ノ風生スルト共ニ物質拜金ノ欲求ニ驅ラレ個人アツテ國家ナク徒ラニ目眩ノ逸樂ニ陶醉シ德操殆ント地ヲ拂フ、而モ一方ニ於テハ權威ヲ蔑視シテ庸劣狹小ノ我見ヲ固執シ思想亦浮動シテ適從スル所ヲ知ラス、庶民ノ經濟生活亦一部ヲ除キ頗ル不安ヲ伴フト共ニ思想亦益々惡化セントスルニ至レルヲ現時我國ノ世相トス

2、抑々國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在ルコトハ畏クモ大正十二年十一月十日下賜ノ詔書ヲ拜スル者ノ先ツ等シク敬承スル處ナリ建國以來金歐無缺、萬世一系、連綿タル皇統實ニ萬邦其比類ナシ、此神國ニ生ラ享ク上穀聖文武ナル 天皇、御仁慈ノ 皇室ヲ奉戴スル吾人須ラク忠誠無二ノ臣民タラサルヘカラス、惟フニ義ハ君臣ニシテ情ハ父子、眞ニ君民一體、渾然融和、尊皇愛國、敬神崇祖ハ實ニ我國體ノ精華ニシテ斯クノ如キ榮光ニ滿ツルノ國民世界ノ何レニ在リヤ

二、之ニ對處セシカ爲吾人軍人ノ覺悟

而モ神國ノ御惠澤ニ浴シ 天皇ノ御恩徳ヲ蒙リナカラ其深重ナル君恩ニ思ヲ致ササルノ徒輩、近時動モスレハ浮薄ナル皮相の物質文化ニ眩惑セラレ國民ノ道義の觀念ハ地ヲ拂ヒ只管唯物の枝葉末節ニ走リツツ一方爲政者ヲ初メ有ユル特權階級其他カ思想善導ト稱シテ種々劃策施

設スルヲ見ルノ時何タル矛盾、何タル不合理ナルカヲ痛感スル所以ニシテ皇國ノ現状ヲ沈思默考仔細ニ觀察スルノ時洵ニ慄然タルモノアリ、國家防護ノ重任ヲ帶ヒ而モ國民ノ中堅タル吾人軍人タル者先ツ以テ一致團結シ軍人精神ヲ鍛鍊スルト共ニ識見技能等有ユル軍事能力ヲ増進シ率先垂範名實共ニ國民ノ儀表トナリ以テ一般國民ヲ指導成化スルノ覺悟ナカルヘカラス

(昭和一〇年檢定試験)

(13) 満州国

①

我國ノ對滿方針

帝國ノ滿洲國ニ對スル國策ノ基調トスル所ハ曩ニ昭和八年三月煥發セラレタル國際聯盟脫退ニ關スル詔書並昭和七年九月十五日調印ノ日滿議定書ニ依テ宣明セラレタル如ク滿洲國ヲシテ帝國ト不可分ノ關係ヲ持シツツ獨立國トシテ健全ナル發達ヲ遂ケ東亞ノ安定ヲ確保シ大義ヲ宇内ニ顯揚セントスル帝國ノ國策ニ寄與セシムルニ在リ、其要項ヲ揚クレハ左ノ如シ

一、政治的援助

滿洲國ハ建國日尚淺ク諸般ノ政務ハ總テ我國ノ指導ニ俟ツヘキモノ多キヲ以テ同官吏ノ其要職ニ在ル者ハ殆ント日系官吏ヲ以テ之ヲ占メアリ、從テ之等ノ日系官吏ハ相當ノ權威者ヲ以テ之ニ充テ其目的ヲ達スルニ充分ナラサルヘカラス

二、國防

1、滿洲國ノ國防ハ我國ノ國防ナリト謂フモ過言ニアラサル現勢ニ於テ同國ニ駐屯セシムヘキ兵力ハ努メテ之ヲ強大ナラシメ其裝備モ之ヲ充分ナラシムルヲ要ス

2、滿洲國ノ軍隊ハ日系幹部及日本將校指導ノ下ニ訓練セラレ著シク

其素質ヲ向上セラレタルモ日本軍ト伍シテ或ハ一方面ヲ擔當セシメテ作戦セシムルニハ尚不十分ナリ、將來極力之カ向上ニ努力スルヲ要ス

3、國境防禦 蘇國カ滿蘇國境各處ニ堅固ナル築城ヲ實施シアルコトハ周知ノ事實ナリ、元ヨリ彼ニ習フノ必要ナキモ相當ノ防禦施設ハ必要ナリ

三、交通

將來某國ト開戦スルニ至ラハ寡兵ヲ以テ衆敵ト戦フヲ要スルヤ必然ナリ、故ニ我ハ集中移動ノ機動ヲ迅速ナラシムル爲鐵道、道路ヲ速ニ完成シ又内地トノ交通ノ施設ヲモ速ニ整備シ之ニ依リ同時ニ産業ノ開發ニ資スヘシ

四、經濟並産業

經濟及財政的援助モ出來得ル限り之ヲ行ヒ之ニ伴ヒ産業ノ開發ヲ計ルヲ要ス、之カ爲ニモ又現勢ニ鑑ミ軍事上ノ考慮ヲ必要トス、即チ軍事ニ直接間接ニ關係アル工業等ノ設立、軍需諸材料ノ資源開發、尙成シ得レハ之等ノ貯蔵ノ設備等ニモ及ホシ以テ一朝有事ノ内地ヨリノ追送品ヲ省略スルノ考慮ヲ要ス

五、滿洲人トノ融合同化

國家民族ノ興亡ヲ共ニスル日滿人ハ完全ナル融和ナカルヘカラス、之カ爲ニハ習慣、言語、生活等極力之カ同化ヲ圖ルヲ要ス、現在ノ状態ハ概シテ良好ト認メ得ヘキモ第三國ノ宣傳、誘惑、防害等ニ依ル意志ノ阻隔ハ必スシモ保シ難シ、斯カル最悪ノ場合ト雖我ハ正義ヲ持シテ飽クマテ之ヲ是正シ尙迷夢覺メサル場合ハ之ヲ指導スルコトモ敢ヘテ辭セサルノ覺悟アルヲ要ス

六、以上ノ外研究スヘキ問題モ多々アリト雖モ要ハ日本國民ノ一致ノ歩調ヲ取り日本ノ國礎ヲ愈々固クシ益々滿洲國ヲシテ我ニ信賴セシムルニ在リ

(昭和一〇年檢定試験の際口頭質問)

②

滿洲國ノ帝國ニ對スル特殊性ヲ述ヘヨ

日滿兩國關係ハ如何ナル事柄ニヨリ結ハレアリヤ

滿洲國ノ成立ハ我國防上如何ナル關係ヲ有スルヤ

滿洲ハ我生命線ト稱スルハ何故カ

滿洲國ノ獨立ハ何故ニ我國ニ重大ナル問題ナリヤ

滿洲國ノ發展カ我帝國ニ及ホス影響如何

一、皇國ト滿洲トハ日清、日露兩戰爭ヲ經テ國防的ニハ勿論、經濟的ニモ益々密接ノ度ヲ加ヘツツアリ、其事變前ニ於テハ滿蒙ノ防衛ハ事實上皇軍之ヲ負ヒタリト云フモ過言ニアラス、蓋シ皇國ノ國防的見地ニ基ツキ東洋ノ平和ヲ確保センカ爲ニハ蘇聯邦ノ赤化東漸ニ對シ或ハ支那ノ内政紊亂ニ乘スル欧米列強ノ侵蝕又ハ國際管理ノ懸念等ニ對シ其必要ヲ切實ニ痛感セルニヨル、而モ此事ニ對シ偶然タル事實ヲ認識シ得サリシ支那ハ徒ラニ排日毎日ニ狂奔シ列強ヲ誘フテ我ヲ驅逐セントセルカ爲皇國ノ國防ト生存權トハ一大脅威ヲ受クルニ到リタルハ東亞ノ平和上遺憾ノ極ナリシ、此時ニ方リ滿洲事變ヲ楔機トシ盟邦滿洲國ノ出現ヲ見タルハ洵ニ東洋平和ノ爲延テハ世界平和招來ノ爲ノ端緒ヲ得タルモノニシテ我國ノ國防ヲ安固ナラシムルニ至リタルヲ思ヒ同國ノ生誕ニ對シ全幅ノ祝意ヲ表スル所以ナリ、只歐米列強等カ滿洲國ノ自發的獨立ニ對シ我國ノ野心ヲ云々スル者今尙少カラサルカ如キモ盟邦滿洲邦ノ建國ハ支那軍閥ノ重壓ニ基ツク確固不動ノ獨立ナルヲ以テ帝國ハ將來其眞意義ヲ認メ之ヲ尊重シテ其内容充實ヲ援ケ相提携シテ東亞ノ平和建設ニ邁進協力スルノ覺悟ナカルヘカラス

二、元來日滿ノ國防ハ完全ニ一致シアリ、殊ニ北方ヨリスル「ソ」國ノ脅威ニ對シテハ滿洲國ハ實ニ我北門ノ鎖鑰トモ云フヘク其軍備ノ確平タルト否トハ實ニ我國ノ爲至大ノ關係ヲ有スルコト勿論ニシテ之ヲ戰

略上ヨリ云フモ所謂我國防止眞ノ生命線ナリト云フヘク之ヲ政治的方面ヨリ觀察スルモ其治安ノ維持如何ハ直チニ我同胞ノ安危ニ關スルノミナラス、更ニ我國ノ現況自給自足ノ困難ナル經濟狀態ヨリ云フモ其豐富ナル資源ト開拓ニ適スル廣大ナル地域トハ共ニ帝國ニ對シ離スヘカラサル特殊ノ關係ニ在リ

三、支那軍閥ハ徒ラニ欧米ニ倚存シ遠交近攻ノ策ニ依リ却テ自ラ墓穴ヲ掘ルノ愚ヲ演シ排日侮日ノ極ヲ盡シ遂ニ不幸滿洲事變ノ勃發ヲ見ルニ至リタル所以ニシテ皇國自衛權ノ發動ニヨリテ禍根芟除シ茲ニ盟邦滿洲國正誕ヲ援ケ其健全ナル發展ト日滿緊密ナル提携トニヨリ支那軍閥覺醒ノ端緒ヲ開クニ到リツツアルハ喜フヘキ現象ナリト雖之ニ伴フ東亞情勢ノ變化ハ霸道政策ヲ堅持セント欲スル歐米列強ノ喜ハサル處ニシテ事毎ニ壓迫ヲ加ヘ東亞ノ安定勢力タル我國ノ威力ヲ減殺センコトヲ企圖シツツアルヲ認ムルハ皇國ノ默視シ得サル處ナルカ故ニ益々滿洲國ノ大成ヲ援助シテ日滿一體ヲ強化シ皇國ノ東亞ニ於ケル地位ト其最重大ナル實務アルトニ鑑ミ霸道的世界政策ヲ排除シ日、滿、支三國ノ緊密完全ナル提携ニヨリ蘇國ノ世界赤化政策ヲ防止シ全世界ノ共存共榮機會均等ノ諸原則ヲ確立シテ全人類ノ幸福ト眞ノ平和ヲ招来スルノ著意ナカルヘカラス

四、以上ノ見地ニ基ツキ陸ノ生命線ニシテ加之政治及經濟的ニ共ニ我國ト不可分ノ重要ナル關係ニアル盟邦滿洲國ノ發展ト否トハ我國是(國策)タル皇道宣布ノ遂行ニ至大ノ影響ヲ與フルモノナルヲ考ヘ之カ援助ト誘掖ニ就テハ國民ノ深甚ナル理解ヲ要スル次第ナリ

(昭和二年檢定試験)

(14) 思想

共產主義トハ如何竝我國ニ對スル利害ヲ簡單ニ述ヘヨ

共產主義ノ概念ト之ニ對スル覺悟

共產主義(經濟批判ヲモ試ムヘシ)

一、定義「マルクス」及「エンゲルス」カ辨證法の唯物論ノ世界觀ノ上ニ立チテ剩餘価値ノ原則ヲ究明シ、之ヲ科學的ニ構成體系ツケ「レーニン」カ繼承發展セシメシ思想ニシテ社會主義ノ最尖銳ナルモノナリ、即チ私有財産制度ヲ否定シ、一切ノ生産財乃至消費ヲ社會或ハ集團ニ依テ共有シ、且一切ノ社會的必要労働ハ個人能力ニ應シ全社會員カ分擔参加スヘキコトヲ強制シ分配ハ労働能力ニ應シテ行ヒ亦現實資本主義社會組織ノ現状打破ヲモ目的トス

二、共產主義ハ自然經濟ヲ主張ス、即チ其分配制度ハ各人ノ収入ヲ調節セシ一定ノ価値トシテノ収入ナル概念ヲモ除外シ、只直接ニ消費ノミヲ調節シ或ハ又消費スラ全然調節セサルモノアリ、從テ貨幣ノ必要ナク所謂自然經濟ノ分配法ナリ

三、共產主義モ集團主義ト同様分配ノ平等ヲ主張スル事ハ同一ナルモ集團主義ノ平等ハ収入ニ關係スルニ對シ共產主義ノ平等ハ直接消費ニ關係ス、而シテ其平等ハ更ニ分配ノ客觀的平等ヲ主張スルモノト分配ノ主觀的平等ヲ主張スルモノトアリ、前者ハ年齢、男女ノ差異ノ境界内ニ於テ各人ニ同量同質ノ物資ヲ分配セヨト説クモノニシテ社會主義ノ最原始的ノモノトス、後者ハ「クロポトキン」等ノ無政府的社會主義者ノ唱フル説ニシテ各人ノ必要ニ應シテ直接物資ヲ使用スヘキモノトナス、斯ル消費ノ主觀的平等ハ自由、平等、正義ノ理想ヨリ見テ甚々望マシキコトナルモ之ヲ實現スルニハ社會ノ生産力カ總テノ産業部門ヲ通シテ殆ント無限ニ發達シアルカ或ハ各人ノ道徳力極度ニ發達シアラサルヘカラス、然ラサレハ實行ハ不可能ナリ

四、尚生産上ヨリ見ルニ集團主義ノ生産組織カ集中的ナルニ反シ共產主義ノ生産組織ハ分散的ナリ、從テ集團主義カ生産機關ヲ國家ノ手ニ移スコトヲ原則トスルニ反シ共產主義ハ中央權力ノ破壊ヲ主張シ同時ニ生産機關ノ一切ヲ種々ナル自治體即チ地方的自治體労働組合等ノ所管

ニ委スルコトヲ主張スルモノトス

五、右ノ如ク一切私有財産ヲ否定シ一切ノ生産及消費ヲ社會或ハ集團ニ於テ共有シ之ヲ平等ニ分配セントスルモノニシテ現在ノ資本主義國家組織ヲ根本的ニ破壊セントスルモノナルト共ニ國民ノ努力、勤儉貯蓄ノ概念ヲ没却スルニ至ルヘキハ當然ニシテ蘇聯邦ノ昨今ハ一部私有財産ヲ許スニ至リタル等自ラ其矛盾撞著ヲ曝露シツツアリ、畏クモ萬世一系皇室ヲ奉戴シ其統治權ノ發動ニヨリ君民一致ノ大家族國家トシテ皇道ヲ世界ニ宣布セントスル我國是ニ對シ絶體ニ相容レサルモノナルハ敢ヘテ嘖々スルノ要ナキ處ナリ

(昭和一〇年検定試験)

七 第五七連隊改訂連隊内務規定(昭和九年二月一日)

聯隊内務規定本書ノ通り改訂ス

昭和九年十二月一日

歩兵第五十七聯隊長 羽守清一郎

内務規定目次

第一章 總 則	一	第十九章 雜 則	一三三
第二章 中隊長ノ職務	一	附 錄	
第三章 命令下達	二	第一章 留營者服務規定	二五
第四章 兵營及室内裝置	二	第二章 軍用犬ニ關スル規定	二八
第五章 委 員	三	第三章 電話取扱規定	三〇
第六章 工場及倉庫	三	第四章 軍用鳩ニ關スル規定	三四
第七章 週番勤務	三	附 表	
第八章 火災豫防消防及非常呼集	四	第一 建物及各室標札記載例及各氏名札記載ニ關スル指示	
第九章 風紀衛兵	一七	第二 各委員編成表	
第十章 當番勤務	一七	第三 各種委員助手及當番服務區分表	
第十一章 起居及容儀	一八	第四 工務兵專務兵等服務區分表	
第十二章 休日及外出	二〇	第五 火元取締責任者及小火鉢置場一覽表	
第十三章 衛 生	二〇	第六 消防隊編成表並消防隊服務擔任表	
第十四章 酒 保	二一	第七 非常持出箱収容書類一覽表	
第十五章 將校集會所及准士官下士官集會所	二二	第八 風紀衛兵步哨特別守則	
第十六章 郵便物及電報取扱	二二	第九 營内日課時限表	
第十七章 報 告	二二	附 圖	
第十八章 文書及帳簿	二三	第一 營内配置及土地建物保存要圖	
		第二 各自保管兵器被服裝置圖	
		第三 風紀衛兵集合隊形要圖	
		第四 門鑑雛形圖	
		第五 當番腕章要圖	
		内務規定	
		第一章 總 則	
		第一 本規定ハ軍隊内務書ニ基キ必要ナル事項ヲ規定ス	
		第二 括弧ヲ附セル數字ハ軍隊内務書ノ條項ヲ示ス	

第二章 (六) 中隊長ノ職務
第三 下士官兵ニ閱讀若クハ所持ヲ許可スヘキ書籍雜誌新聞及物品ノ範圍左ノ如シ

但シ許可シタル書籍(勅諭、勅語集、典令範及之ニ準スルモノ及國定教科書ヲ除ク)ニハ許可ノ認證ヲ貼付シ其他ハ必要ニ應シ適宜帳簿ニ記録シ置クヘシ

一、精神修養及軍事研究ノ資トスルモノ

二、普通學研究及退營後就職上必要ナルモノ

三、思想及軍紀風紀上ニ益スル書籍、新聞、雜誌

四、武道具

五、兵營生活ノ趣旨ニ悖ラス且分相應ナル物品

六、下士官ニ限り食器、茶器及各種容器並室内裝飾品

第三章 (十) 命令下達

左記ノ場所ハ命令下達ノ爲中隊ノ規定ニ準シ各委員首座及軍醫ニ於テ下記ノ列席者ヲ定ムヘシ

但シ經理委員事務室ノ命令録ハ補助簿トシ下士官以上ハ其ノ本屬ノ本部中隊ノ命令録ヲ閱覽スヘシ

第五十七
五十九
六十

兵器委員事務室 下士官 一

經理委員事務室 計手 一

醫務室 看護長 一

週番(日直) 副官ハ會報ニ列席シ勤務上必要ナル會報事項ハ之ヲ週番(日直)司令ノ承認ヲ經テ聯隊副官ニ提出シ或ハ風紀衛兵ニ傳達スルモノトス

第四章 (十一) 兵營及室内裝置

土地及建造物ノ保存規定ハ附圖第一ノ如シ

第五 (七十二)

第六 建物及各室ノ標札ノ標記法ハ附表第一ニヨルヘシ

(七十三)

第七 營内居住下士官兵各自保管ノ兵器及被服等ノ員數ハ聯隊兵器業務取扱規定及同經理事務手續ニ依リ其裝置法ハ附圖第二ノ如シ

第八 委員ノ編成附表第二ノ如ク助手及當番兵ノ人員並服務區分附表第三ノ如シ

第九 工場等ニ在リテ勤務スヘキ人員及其差出並服務區分等ハ附表第四ノ如シ

第十 兵ノ面會人ニシテ營内ヲ參觀セントスル者ハ週番士官ヲ經テ週番司令ニ願ヒ出スヘシ

第十一 聯大隊本部各本部附下士官(炊事掛、衛生部、獸醫部下士官ヲ除ク)ヲ通シ一名週番(日直)勤務ニ服シ諸官退出後ノ定位ハ聯隊本部事務室トス其ノ勤務割ハ聯隊副官之ヲ定ムヘシ

第十二 日直看護長ノ勤務ニ服セシムヘキ上等看護兵ノ人員ハ成績優秀ナルモノ三名トス其他ノ上等看護兵ハ週番看護兵トシテ服務セシム

第十三 不寢番ハ中隊上等兵(伍長勤務ヲ除ク)以下ヲ以テ通常二名宛服務セシメ服務ノ細部ハ中隊長之ヲ規定スヘシ

第十四 聯大隊本部ニ不寢番(通常二名トス)ヲ服務セシメ某服務割並服務ノ細部ハ聯隊副官之ヲ定ムヘシ

第十五 厩當番ハ厩共通常各二名トシ機關銃隊ノ兵及馬取扱兵(非番者ヲ含ム)ヲ以テ服務セシムルモノトス

第十六 服務ノ細部ハ機關銃隊長之ヲ定ムヘシ

第十七 第八章 (十五) 火災豫防消防及非常呼集

火元取締責任者ヲ定ムルコト附表第五ノ如シ

(百一十)

(百一十一)

(百一十二)

(百一十三)

(百一十四)

(百一十五)

(百一十六)

(百一十七)

(百一十八)

(百一十九)

(百二十)

(百二十一)

(百二十二)

(百二十三)

(百二十四)

第十六 (百二十一) 小火鉢使用ノ場合ニハ灰ノ量ハ七分目ヲ標準トス
小火鉢ハ用済後其員數ヲ標記シタル小火鉢置場(附表第五)
ニ集メ置クモノトス
但シ消燈時限後小火鉢ヲ使用スルトキハ其所在ヲ小火鉢置場
ニ表示シ置クヘシ

第十七 (百二十七) 營内ニ於テハ火鉢吸殻入若クハ煖爐附近以外ニ於テ喫煙スル
ヲ禁ス
紙屑等ヲ焼却スル場合ニハ西通用門外ニ於テ靜穩ナル日ヲ選
ヒ上等兵以上ノ監視者ヲ附シ行フモノトス

第十八 (百二十四) 煖爐煙突附近ニハ左記儀式ノ煙突掃除表ヲ掲ケ火元取締責任
者ヲシテ掃除ニ立會監督セシムヘシ

| 一月 | 十二月 | 月日 | 掃除 | 立會 | |
|----|-----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|---|
| | | 實施日者 | 印 | 實施日者 | 印 |

第十九 (百二十六) 立會者ハ週番勤務者ヲ以テ代ユルコトヲ得
輕便消火器ハ本部及中隊ニ在リテハ階段ノ中段隅及當番詰所
附近ニ其他ニ在リテハ入口附近ニシテ見易キ場所ニ又消火用
「バケツ」ハ水槽ノ附近ニ置クヘシ
其他ノ場所ニ在リテハ之ニ準シ配置スルモノトス
輕便消火器ニハ其使用法及藥液有効期限ヲ記シタル紙札ヲ貼
付シ置クヘシ

第二十 (百二十九) 消防隊ノ編成並其教育ニ關シ規定スルコト左ノ如シ
一、編成附表第六ノ如シ
二、消防演習ヲ實施シタル週番司令ハ其所見ヲ勤務録ニ記載

シ置クヘシ
三、四、七、十月第二回上番ノ週番副官ハ聯隊大部不在ノ場
合ヲ顧慮シ左ノ者ヲ以テ消防隊ニ充當シ得ル如ク教育ヲ
行ヒ其結果ヲ勤務録ニ記載シ置クヘシ
兵器委員經理委員助手タル下士官各中隊工務兵專務兵全
員

四、消防演習ノタメ喇叭號音ハ長音ニ聲後火災呼集ヲ吹奏ス
ルモノトス

第二十一 (百二十九及至百三十八) 火災非常ニツキ特ニ規定スルコト左ノ如シ
一、非常及火災ノ際先ツ持出スヘキ非常持出箱ニ收容スヘキ
書類等附表第七ノ如シ
非常時持出箱ニハ赤紙ニ「非常持出」ト白書シ見易キ所
ニ貼付シ置クモノトス
又非常持出箱アル室ニハ其入口ニ之ヲ表示シ置クヘシ

二、營内出火(近火亦同シ)ノ際ハ概ネ左ノ如ク處置スヘシ
火災號音ノ際モ本條ニ準シテ處置スルモノトス
1、各中隊(火元又ハ直接危害ヲ蒙ル慮アル隊ヲ除ク本
條以下同シ)ハ下士官一兵五ニ輕便消火器ヲ携行セ
シメ機ヲ失セス火元ニ急派ス
2、各中隊ハ下士官一、各内務班ニ兵一ヲ殘置シ爾余ハ
應役人員トシテ現在服裝ノ儘舍前ニ整列シ待命セシ
ムヘシ(成シ得レハ脚絆ヲ穿タシム)

3、週番司令ハ此應役人員ヲ適宜區處スヘシ各中隊ハ風
紀衛兵増加要員トシテ兵三名宛ヲ現時ノ着裝ノ儘執
銃帶劍卷脚絆ヲ穿テ衛兵所前ニ差出シ風紀衛兵司令
ノ指揮ヲ受ケシムヘシ
風紀衛兵司令ハ各步哨ヲ複哨トシ絶エス兵營ノ周圍

ヲ巡察セシメ案リニ出入スルモノヲ警戒スヘシ
4、委員附下士官看護長看護兵及附表第三及第四ノ人員
ハ直ニ服務場所ニ集合スルヲ本則トス

本部炊事場及其他ノ各建物ハ少ナクモ二名ノ監視者
ヲ附スルモノトス

前項及本項ノ残置人員ハ其所屬建物ノミナラス附近
ニ存在スル建物ヲモ監視スルモノトス
5、營外者ニ急報スヘキ擔任區分左ノ如シ

將校同相當官准士官 當番差出中隊
營外居住下士官

中 隊 附 當 該 中 隊
大 隊 本 部 附 給 與 擔 任 中 隊

聯 隊 本 部 附 曹 長 第 二 中 隊
經 理 部 下 士 官 第 六 中 隊

蹄 鐵 工 長 機 關 銃 隊
調 教 手 機 關 銃 隊

銃 工 長 第 七 中 隊
炊 事 庸 人 第 三 中 隊

6、營内出火ノ場合ハ喇叭號音ノ外努メテ機關庫ニ於テ
斷續セル氣笛ヲ吹カシムルモノトス(演習ノ場合ヲ
除ク)

7、營内出火ノ際週番(日直)司令副官ノ位置ハ左ノ如
ク標識ス

各中隊ハ該標識ノ下ニ命令受領者及所要ノ傳令ヲ差
出シ置クモノトス

區 分	司 令	副 官
晝 間	大 赤 旗	小 赤 旗
夜 間	標記セル高張提灯	

8、地方消防組ノ來援ノ場合ハ週番司令ニ於テ適宜區處
スヘシ

三、中隊長副官各委員首座及高級軍醫ハ營内出火ノ場合ノ細
部ノ處置ヲ計畫シ置クヘシ

四、營外ノ火災ニ際シ當聯隊關係營外者ノ家宅ニ危險ノ顧慮
アルトキハ前記通報擔任中隊(佐倉在住配屬將校ハ第十
一中隊)ヨリ下士官一名、兵少クモ五名ヲ不取敢現場ニ
派遣シ救援セシムヘシ

其他聯隊以外ノ營外者ヲ救援スヘキヤ消防隊ヲ派遣スヘ
キヤニ就テハ週番司令適宜處置スルモノトス

五、營外ノ火災ニ際シ派遣セラレタル消防隊救援隊中ノ高級
先任者ハ兩者ヲ併セ指揮スルモノトス

現場ニ居合ハス前項ノ救援者モ亦同指揮下ニ入ルモノト
ス

六、佐倉衛戍病院及第一師團經理部佐倉派出所ノ火災ニ際シ
聯隊ノ採ルヘキ處置ハ二ノ規定ニ依ルモノトス

七、非常ノ際ハ火災ノ要領ニ準スルモ集合ノ服裝ハ現在ノ儘
執銃帶劍(彈藥盒ヲ附ス)巻脚絆ヲ穿ツ但シ機關銃隊下
士官、兵ハ帶劍トス

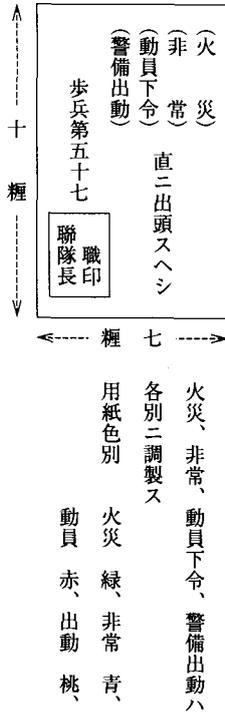
八、電燈線ニ異状ヲ認メタルトキハ直ニ電燈會社ニ通報スル
モノトス

九、石油揮發油類ハ使用セサルトキハ脂油庫ニ格納シ置クモ
ノトス

十、警備出動ニ關シテハ左記ノ外聯隊警備規定ニ據ルヘシ

警備出動部隊ノ服裝及馬裝ハ軍裝トシ第二裝被服ヲ(夏衣袴ノ場合ハ第三裝甲)著用シ背囊入組品ハ桶絆袴下一着、靴下二組、兵器及被服手入具(洗管、練脂器、小刀、糸卷各一個)携帶口糧二日分及日用品若干トシ鞍囊旅囊入組品ハ飯盒一個携帶口糧二日分携帶馬糧馬匹手入具一組蹄鐵附屬品共一裝麥袋一個トス

十一、火災非常等ノ際營外者呼集状ヲ定ムルコト左ノ如シ



演習ノ場合ニハ右肩ニ演ノ字ヲ附シ白色ノモノヲ用フルモノトス

第九章 (十六) 風紀衛兵

第二十二 (百四十七) 衛兵ノ服裝中左ノ如ク定ム

着用被服 祝祭日及士官檢閲等廉アル場合 第二裝(夏衣袴ニテアリ) 第三裝(冬衣袴ニテアリ) 其他ノ場合

背囊入組品 兵器手入具(練脂器、銃布バラフィン紙)

被服手入具(絨刷毛、靴刷毛、糸卷、鋏)

食 器(湯呑、箸及同袋)

口覆枕覆(假眠用)

第二十三 (百四十二) 歩哨ハ軍旗、表門、裏門、西門、營倉、彈藥庫ニ配置ス

(百四十二)

第二十四 (百四十二) 衛兵ノ編成ヲ左ノ如ク定ム

司令 下士官(伍長勤務上等兵ヲ含ム)

衛舍掛(夜間歩哨) 上等兵

歩哨掛 同

歩哨 一、(一)等兵 一八(八倉者ヲトキ)

喇叭手 一、(二)等兵

第二十五 (百四十四) 衛兵ハ服務ニ關係アル典令範聯隊内務規定其他中隊長ノ許可シタル衛兵ニ關スル參考書ニ限り、閲讀スルコトヲ得

第二十六 (百四十五) 衛兵ハ日夕點呼後ヨリ起床時限マテ左ノ如ク假眠ヲ許ス

司令、衛舍掛、歩哨ノ内一名

歩哨三分ノ一

喇叭手ハ二時間控兵トナリ一時間假眠ス

第二十七 (百四十五) 衛兵所ニ假眠ノ爲左ノ如ク毛布蚊帳及枕ヲ備付ク

毛布 十六枚 但自六月一日至九月三十日、其半數

枕 八個

蚊帳 二帳

第二十八 (百四十六) 衛兵司令ノ日常ノ業務ヲ補足スルコト左ノ如シ

一、司令ハ毎日衛兵掛ヲシテ「ラヂオ」(故障ノ場合ハ佐倉停車場又ハ佐倉郵便局)ニヨリ正午時刻ヲ照合シ衛兵所

内ノ時計ヲ規正シ午後一時汽罐室ノ汽笛ヲ吹カシムヘシ

汽笛ハ一聲約一分間トシ其終リヲ正一時トス

二、各營門ハ起床時ニ開キ夕食時限ニ閉ツルモノトス

但シ表門ノ小門ハ晝夜解放シ又裏門ハ夕食時限後小門ヲ

閉チ大門ヲ半閉スルモノトス

三、下士官以下外人トノ面談ハ朝食時限ヨリ夕食時限マテ

トシ此時間外ハ週番司令ノ許可ヲ受クルモノトス

第二十九 (百四十九) 衛兵ノ服務ニ關シ特ニ定ムルコト左ノ如シ

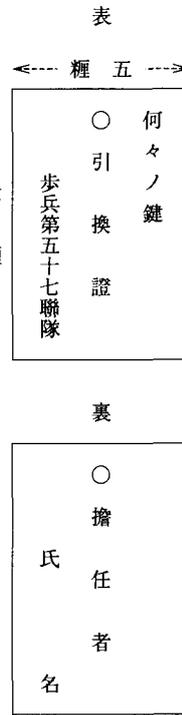
一、西門閉鎖後ハ該門歩哨ヲ以テ毎時少クモ一回兵器庫、被

服

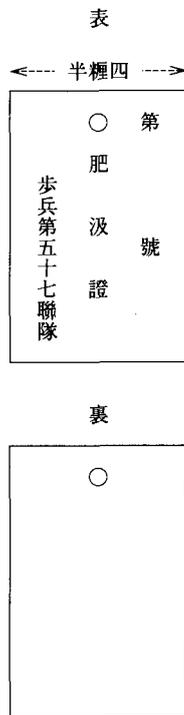
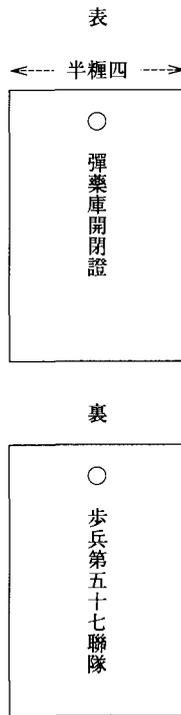
庫

服庫附近ヲ巡察シ火災盜難特ニ錠前ニ注意セシムヘシ
二、司令ハ聯隊ノ經理事務手續ノ定ムル所ニヨリ金櫃ヲ監視スヘシ

三、衛兵所ニハ各所鍵ノ引換證ヲ備付ケ司令ハ鍵ノ受授ヲ確實ニスヘシ引換證ノ様式左ノ如シ



四、彈藥庫開閉證及肥汲證ノ様式左ノ如シ



五、歩哨ノ交代ハ通常左記ノ順序ニ行フヘシ

表門、營倉、軍旗、裏門、彈藥庫、西門

但シ日夕點呼時限ヨリ起床時限迄ノ間軍旗歩哨(下番者)ハ交代直後哨所ヨリ警戒ノ爲將校集會所ヲ一巡スルモノトス

六、歩哨ノ特別守則ハ附表第八ノ如シ

七、上番衛兵ノ集合場所及隊形ヲ定ムルコト附圖第三ノ如シ
八、號音吹奏ノ位置ハ左ノ如ク定ム

第一回 郵便函前
第二章 第十一中隊兵舎東南角
第十章 (十八)當番勤務

第三十 (百五十九)
各種委員及當番勤務ニ服スル兵ノ人員服裝服務場所勤務時間及演習檢査等ノ免否ヲ定ムルコト附表第三ノ如シ

營外ニ出ツル當番ノ服裝ハ特ニ規定スルモノノ外通常第三裝(夏衣袴ニアリテハ第三裝乙)ヲ着用シ脚絆ヲ穿チ帶劍スルモノトス

但シ練兵場作業場及射撃場ニ往復スルモノニ限り作業衣袴ヲ着用スルコトヲ得

第三十一 (百六十一)
傳令兵器被服ノ拭淨及貸與馬ノ手入ノタメ必要ニ應シ使用シ得ル如ク兵ヲ指定シ置クヘシ

聯大隊本部諸官使用者ノ配當ハ別ニ示ス
第十一章 (二十)起居及容儀

第三十二 (百七十三)
營内日課時限ハ附表第九ノ如シ

第三十三 (百七十七)
終夜點燈シ得ル場所左ノ如シ

風紀衛兵所、聯隊長室、週番諸官室(士官及副官以上)營内居住將校室、本部中隊及醫務室ノ廊下、酒保、炊事場、汽罐室、厩及廁

消燈後二時間以内延燈ヲ許可スル場所左ノ如シ

本部中隊事務室、見習士官室、士官候補生室、幹部候補生室、短期現役兵室、下士官居室、下士官候補者室、豫備室

衛兵勤務及厩當番下番者、汽罐室當番ハ午前中、翌朝炊事ノタメ早朝ヨリ起床スル炊事掛下士官及炊事專務兵ハ夕食後就

第三十四 (百七十九)

寢セシムルコトヲ得又一般ニ暑中練兵休止間ニハ午後一時及至三時ノ間寢臺上ニ横タハラシムルコトヲ得

第四十二
(二百二十五)

第三十五 特ニ頭髮ヲ伸スヲ必要トスルモノハ聯隊長ノ許可ヲ受クヘシ

第四十二
(二百二十五)

第三十六 炊事場、工場、洗面所、厩、倉庫、自己中隊舎前舎後ニ於テハ上衣ノ釦ヲ外シ又ハ全ク脱スルコトヲ許ス

第四十三
(二百二十七)

第三十七
(百九十七)

腹巻、褌類、莫大小製手袋並ニ体操劍術用被服ヲ兵ニ腹巻、褌類、劍術襦袢、体操帶、同靴及初年兵第一期間ニ限り襦袢、袴下ヲ所持セシムルコトヲ得

第四十三
(二百二十七)

帶刀者ハ儀式及廉アル演習ノ場合ヲ除キ手袋ヲ適宜使用スルコトヲ得、其ノ他ノ者ハ外出以外ノ力使用ヲ禁ス 但シ馬取扱兵及患者等特ニ示スモノハ此ノ限りニアラス

第四十四
(二百六十九)

第三十八
(百九十三)

日曜、祝日其他一般休日ニ於テ軍紀風紀ヲ害セサル範圍ノ演藝ヲナシ若クハ圍碁將棋等ノ娛樂ヲナスコトヲ許ス

第四十四
(二百六十九)

「ラヂオ」ノ聴取時間ヲ左ノ如ク定ム

第十四章 (二十九) 酒保

平日ハ夕食時限ヨリ日夕點呼時限マテ一般休日ハ消燈時限マテ 但シ時刻照合天氣豫報聴取ノ際ハ此ノ限りニアラス

酒保ノ販賣時限ヲ定ムルコト左ノ如シ

第三十九
(二百)

第十二章 (二十二) 休日及外出

第十五章 (三十) 將校集會所及准士官下士官集會所

第四十
(二百二十四)

第十三章 (二十二) 衛生

第四十五
(二百七十一)

第四十一
(二百四十四)

營外居住者ノ身體検査ハ概ネ春秋二回行フモノトス

第四十六
(二百八十一)

健康保全ノ爲毎日起床後冷水摩擦(但シ初年兵第一期間ハ乾

第四十七
(二百八十五)

布摩擦ニテ可) 及一日數回含嗽ヲ爲スモノトス

傭人等ノ身體検査ハ毎月出入商人ノ身體検査ハ必要ニ應シテ行フ外新ニ出入ヲ許可又ハ採用セントスルキハ主任者ヨリ軍醫ニ通報シテ身體検査ヲ行フモノトス

被服ハ二年兵除隊直後其他必要ニ應シ防具等ハ聯隊消毒規定ニヨリ夫々消毒ヲ行フモノトス

尚傳染病患者用洗面器及浴室小桶標識ノ爲メ左ノ色別ノ大線一條ヲ其ノ外側ニ附ス

トヲホーム 赤色

花柳病 青色

皮膚病 白色

日用品 午前十一時ヨリ

飲食品 夕食時限後ヨリ

夏季ニ於テ販賣スル清涼飲料水等ハ正午ヨリ夕食時限迄

但シ一般休日ニ在リテハ兩種共朝食時限後ヨリ販賣ヲ開始ス

ルコトヲ得

日夕點呼時限三十分前迄

每月盡日(休日ナレバ其前日)ハ販賣ヲ停止ス

營内居住下士官ノタメニ販賣スルモノハ午前十時ヨリ消燈時

限後二時間トシ休日ハ朝食時ヨリ販賣ス

販賣品目ハ酒保業務規定ニヨル酒保販賣ノ菓子類ニ限り販賣

時限内舎内及姥ヶ池休憩所ニ於テ食スルコトヲ得

將校集會所ニ於ケル賣品所ニ關スル事項ハ將校集會所規約ニ

依リ之ヲ定ム

集會所ノ規約ハ別ニ之ヲ定ム

依リ之ヲ定ム

集會所ノ規約ハ別ニ之ヲ定ム

第四十八
(二百八十九)
第十六章 (三十二) 郵便物及電報取扱
兵ニシテ爲替ヲ受ケトラントスルモノ及貯金ノ拂戻ヲ受ケン
トスルモノハ中隊長大隊副官又ハ人事掛特務曹長ノ捺印ヲ證
書欄外ニ受クルモノトス
中隊長、大隊副官及人事掛特務曹長ハ豫メ印鑑ヲ佐倉及酒々
井郵便局ニ送付シ仕拂ノ際照合スルコトヲ協定シ置クヘシ
第十七章 (三十二) 報告

第四十九
(二百九十五)
日報ハ午前九時三十分迄ニ大隊本部ニ午前十迄ニ聯隊本部ニ
差出スヘシ

第五十
(三百)
第十八章 (三十三) 文書及帳簿
補助簿ハ主管委員業務規定ノ定ムル所ニ據ルヘシ
第十九章 (三十四) 雜則

第五十一
(三百七)
居室ノ掃除物品ノ清拭等ノタメ士官候補生及下士官(幹部候
補生ヲ含ム)ニ所要ノ當番ヲ使用セシムルコトヲ得
聯隊本部附下士官ノ當番割出ハ聯隊副官之ヲ定ムヘシ
第五十二
(三百八)
本部附下士官ノ給養據任中隊ヲ左ノ如ク定ム
聯隊本部附下士官 第二中隊
大隊本部附下士官 大隊頭號中隊

附 則
一、門鑑等ノ雛形圖第四ノ如シ
二、休日、祝祭日等ノ場合經理委員不在間ニ於ケル炊事場魚
菜ノ受領者ヲ左ノ通り定ム

月別	隊號	摘 要
1	一	立會者ハ週番(日直)士官トス派遣中隊アリタル場合ハGM中隊ハ派遣中隊ノ分ヲ擔任スルモノトス
2	一	
3	二	
4	三	
5	五	
6	五	
7	六	
8	七	
9	九	
10	九	
11	十	
12	十一	

附録第一
留營者服務規程
一、本規定ハ聯隊全部野營又ハ秋季演習等長期ニ亘ル出張ノ際軍隊内務
書ニ據リ難キ事項ヲ規定スルモノトス
二、留營スヘキ人馬ハ其都度之ヲ示ス
三、留營勤務ノ將校下士官ハ週番勤務ニ準シ服務スルモノトス
四、留營勤務者ノ居所ヲ定ムルコト左ノ如シ
留 營 司 令 (將校) 週番司令室
留 營 副 官 (曹長) 週番副官室
中隊留營下士官 (又ハ伍長) 事務室 (但シ職務ノ際ハ事務室ニ近
キ下士官等又ハ兵營下士官)
兵 階下ニシテ事務室ニ近キ一室
其他ノ下士官 同右
五、風紀衛兵ニ關シ特ニ定ムルコト左ノ如シ
イ、衛兵ノ編成司令下士官 (伍長ヲ含ム)
衛舍掛 (夜間事務) 上等兵

三、電話使用ニ關シテハ附録第三ニ依ルヘシ
四、留營規定ハ附録第一ニヨルヘシ
五、軍用犬ニ關スル規定ハ附録第二ニヨルヘシ
六、軍用鳩ニ關スル規定ハ附録第四ニヨルヘシ
七、聯隊講堂ヲ使用セムトスルモノハ豫メ聯隊副官ニ申出テ
鍵ヲ受領シ使用後ハ掃除整頓ノ上聯隊副官ノ指示ヲ受ク
ヘシ
八、陸軍墓地ノ掃除擔任ニ就テハ聯隊副官指示スヘシ
九、新聞ハ廊下ノ新聞受ニ配達セシメ配達者ヲ他ノ室ニ入ラ
シムヘカラス

- 歩哨掛 同 一
- 歩哨 一 (二) 等兵 一 (二) (入倉者ヲキト)
- 喇叭手 一 (二) 等兵 一
- 口、門ノ開閉ヲ左ノ如ク定ム
- 表門ノ大門、裏門ノ大門半部及小門、西門ヲ閉鎖シ表門ノ小門ヲ開ク
- ハ、歩哨ニツキ左ノ如ク定ム
- 表門及西門ノ歩哨ヲ發止ス
- 歩哨ヲ左ノ箇所ニ配置シ記載ノ順序ニ交代ス
- 營倉 (入倉者アルキ) 軍旗、裏門、彈藥庫
- 歩哨交代ノ爲通路ヲ左ノ如ク定ム
- 衛兵所 軍旗 第二厩西側 第一厩南側 浴場南側 聯隊講堂西側 裏門 彈藥庫 醫務室西側 第十一中隊兵舎東側 第七、六中隊兵舎北側 第五中隊兵舎東側 衛兵所
- 六、使用セサル室ハ閉鎖シ又事務室ニ近キ入口ノミヲ殘シ他ノ入口ハ之ヲ閉鎖スヘシ
- 七、火災豫防及消防ニ關シ特ニ規定スルコト左ノ如シ
- イ、留營下士官ハ掃除ヲ擔任スル區域内ニアル建物ノ火元取締ニ任スルモノトス
- ロ、使用セサル室ハ聯隊出發後約半日間解放シ火氣ナキヲ確認シタル後閉鎖スヘシ
- ハ、消防隊ノ編成ニ關シテハ規定第二十ノ三ニヨルモ人員ノ標準ヲ左ノ如ク定ム
- 司令一、喇叭班 (筒先ホース取扱者ヲ含ム) 二箇 (一班ノ人員ハ下士官一、兵一〇名トス 但シ止ムヲ得サレハ兵八名ニ減少スルコトヲ得)

- 破壞班及給水班ハ火災ノ狀況及出場人員ノ多寡ヲ參酌シ適宜編成スルモノトス
 - 二、營内出火ニ際シ直チニ探ルヘキ處置ハ概ネ規定第二十一ニ準スヘシ
 - ハ、聯隊全部野外演習又ハ宿泊行軍ノ爲メ出張セル場合ハ留營者ノ服務ハ概ネ本規定ニ準據スルモノトス
- 附録第二
- 軍用犬ニ關スル規定
- 第一 軍用犬班ノ編成
- 1、軍用犬班ハ將校 (通信教官) 一、下士官一、兵若干名、(頭數ノ約一倍半) ヲ以テ編成シ教育主任中佐監督ノ下ニ軍用犬ノ研究訓練及取扱者ノ教育ヲ爲スモノトス
 - 但シ將校以下ノ所屬ヲ變更スルコトナシ
- 第二 各官ノ業務
- 1、監督佐官ハ軍用犬班ニ必要ノ指示ヲ與ヘ教育訓練等ニ關シ聯隊長ニ意見ヲ具申ス
 - 2、將校ハ監督佐官ノ指示ヲ受ケ諸計畫及下士官以下ノ教育指導ニ任ス
 - イ、年度末ニ於テ新年度ノ豫算ノ立案ニ關シ監督佐官ニ意見ヲ具申ス
 - ロ、研究セシ事項及軍用犬ノ狀況ヲ通報報告スル場合ハ監督佐官ノ一閱ヲ受クルモノトス
 - ハ、軍用犬ノ診療妊娠等ニ際シテハ所要ニ應シ步兵學校ニ協議シ其援助ヲ受クルコトヲ得
 - 3、係下士官ハ係將校ノ指揮ヲ受ケ軍用犬及附屬物一切ノ飼育管理ニ任シ犬舎附屬事務室ニ起居シ犬舎ノ火元取締躰潔保存及軍用犬ノ保育訓練ニ任ス之カ爲中隊ニ於ケル諸勤務ヲ免ス
 - 點呼ノ際ハ犬舎ノ人員及軍用犬異状ノ有無ヲ週番司令ニ報告ス

犬舎附近ニハ見學者等ヲ紊リニ立入ラシメサル様注意ス

4、取扱兵ハ係下士官ノ指揮ヲ受ケ擔任犬舎ノ清潔附屬物品ノ保存擔任
犬ノ給飼並手入ニ任ス

之カ爲總出演習日ノ外毎日左ノ如ク犬舎ニ出務スルモノトス

自日朝點呼後

至夕食時限

5、犬舎雜務スルタメ犬舎當番二名ヲ置キ（取扱兵ヲ充テ係將校ノ承認
ヲ經テ係下士官割出ニ任ス）係下士官ノ指揮ヲ受ク一週間服務セシ
ム

服装ハ作業衣袴ニ卷脚絆ヲ穿チ起床前三十分ヨリ日夕點呼後三十分

迄服務スルモノトス

日常ノ業務係將校ニ於テ規定シ所要ノ個所ニ通報シ置クモノトス

6、當分ノ内特ニ左ノ如ク取扱フヘシ

犬舎 建物 聯隊本部附屬建物

犬 衛 生 獸醫部下士官

經 理 建物、飼料、其他演習費支辨

附録第三

電話取扱規定

第一 電話關係者左ノ如シ

監 督 者 經理委員（營繕掛將校）

同 助 手 聯隊本部書記

電 話 當 番 通信手

取扱主任者 通信教官

同 助 手 通信掛下士官

第二 監督者ハ電話室電話器材ノ營繕及一般ノ監督ニ任スルモノトス

第三 監督者助手ハ監督者ノ命ヲ受ケ交換手ノ勤務割及電話室ノ取締ニ
任スルモノトス

第四 取扱主任者ノ業務左ノ如シ

一、主任者ハ交換手ノ教育電話器材ノ取扱、一般業務ノ統轄及修理
ニ任スルモノトス

二、器材故障中營内修理不可能ト判定セル場合ハ適宜監督者ニ通報
處置スルモノトス

第五 取扱主任者助手ノ義務左ノ如シ

一、助手ハ主任者ノ命ヲ受ケ技術上ニ關スル交換手ノ監督並ニ保線
修理其他ノ細務ニ従事スルモノトス

二、大ナル故障ハ主任者ニ報告シ指示ヲ受クヘシ

第六 公設電話ノ使用ニ關シ特ニ規定スルコト左ノ如シ

一、長距離（佐倉局外）電話ヲ使用セムトスル者ハ通話簿ニ所要ノ
記入ヲナシ聯隊副官（同官不在ノ際ハ監督者或ハ週番（日直）
司令）ニ願出テ許可ノ證認ヲ得タル後使用スルモノトス

私用ノ爲使用シタルトキハ使用後其料金ヲ直ニ經理室ニ納入ス
ルモノトス

二、下士官以下私用ニテ公設電話ヲ使用セントセハ豫メ其所屬隊ノ
准士官以上ノ許可證ヲ得テ之ヲ電話當番ニ交付シタル後使用ス
ルモノトス 但長距離電話ニ關シテハ更ニ前記「一」ノ要領ニ
依ルモノトス

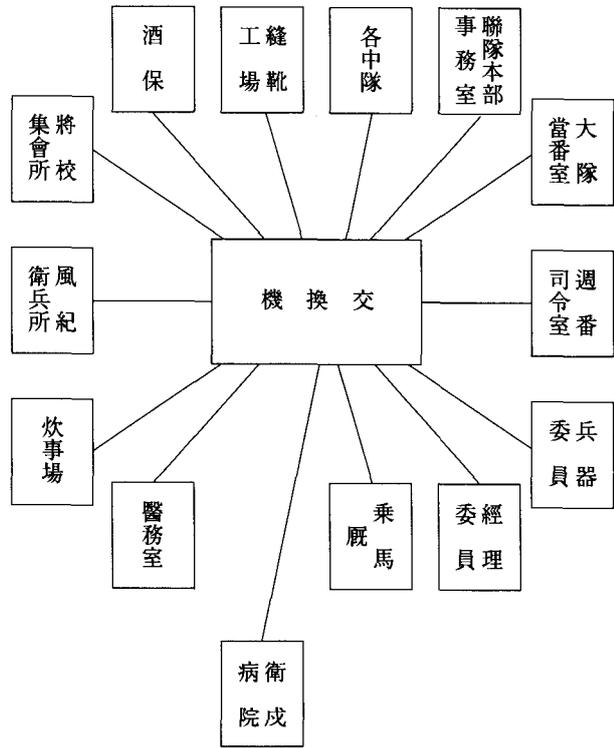
三、電話器若シ聯隊副官室ニ直接シアル場合ハ使用ヲ禁ス
營内電話ノ使用ニ關シ特ニ規定スルコト左ノ如シ

一、營内電話ノ交換ハ通常起床時限ヨリ日夕點呼マテトス
但シ本部ヨリノ呼出シハ時限外ニ於テ行フモ差支ナシ

二、留營間及總出演習日ニ於テハ本部ヨリ呼出シノ外使用セサルモ
ノトス

三、營内電話器ノ位置左ノ如シ

營内電話配置圖



第八 電話當番ノ服務要領ハ附表第三ニ服務心得ハ電話室ニ揭示セル電
話當番服務心得ニヨルヘシ
附録第四

軍用鳩ニ關スル規定

第一 總 則

- 一、本規定ハ軍用鳩班ノ勤務及之ニ連繫アル事項ニ關シ第一師團軍用鳩
ニ關スル規定ニ示ス以外ノ細部ノ事項ヲ規定スルモノトス
- 二、鳩班備付帳簿左ノ如シ

鳩 名 簿	—
放 鳩 成 績 表	—
鳩 舍 日 誌	—
鳩 通 信 受 授 簿	—

鳩飼育訓練ニ關スル綴	—
鳩飼料受授簿	—
物品備付簿	—

第二 軍用鳩班ノ編成

- 一、軍用鳩班ハ將校(通信教官)一、下士官一、兵若干名ヲ以テ編成シ
教育主任中佐監督ノ下ニ軍用鳩飼育訓練及通信並ニ取扱者ノ教育ヲ
爲スモノトス

第三 通 信

- 一、鳩ニ依リ各部隊ニ通信セントスル時ハ發送スル通信文ハ發信者ニ於
テ鳩通信用紙ニ記載シ鳩班附下士官ニ送付ス
- 二、鳩班附下士官ハ鳩通信受授簿ニ所要ノ事項ヲ記載シ放鳩ス

第四 各官ノ業務

- 一、監督佐官ハ軍用鳩ニ關シ必要ナル指示ヲ與ヘ且教育訓練等ニ關シ聯
隊長ニ意見ヲ具申ス
 - 二、係將校ハ監督佐官ノ指示ヲ受ケ諸計畫及下士官以下ノ教育指導ニ任
ス
 - 三、係將校ハ年度末ニ於テ新年度ノ豫算ノ立案ニ關シ監督佐官ニ意見ヲ
具申ス
 - 四、研究セシ事項及軍用鳩ノ狀況ヲ通報報告スル場合ハ監督佐官ノ一閱
ヲ受クルモノトス
 - 五、係下士官ハ係將校ノ指揮ヲ受ケ軍用鳩及附屬物一切ノ飼育管理ニ任
ス
 - 六、取扱兵ハ係下士官ノ指揮ヲ受ケ通信受授、鳩ノ飼育訓練及附屬物品
ノ清潔保存手入ニ従事ス之カ爲毎日(休日ヲ含ム)左ノ如ク鳩舍ニ
出務スルモノトス
- 自 日 朝 點 呼 後
至 夕 食 時 限 前

但シ休日ハ一名トス又鳩訓練ニ妨ケナキ限リ演習日ニ於テハ一名ヲ
残置シ他ハ中隊ノ演習ニ出場スルコトヲ得

七、訓練時ノ服装ハ通常作業衣袴ニ巻脚絆ヲ穿チ帯剣トス

八、日常ノ業務ハ係將校ニ於テ規定シ所要ノ個所ニ通報シ置クモノトス

第五 雑 件

一、鳩班ニ關スル經費ハ演習費ノ支辨トシ特ニ要スル經費ニ就テハ監督
佐官ノ承認ヲ受クルモノトス

二、鳩班所要ノ飼養品並ニ消耗品ハ經理室ニ請求スルモノトス

三、鳩ノ診断治療ハ獸醫部下士官ノ擔任トス

附表第一

建物及各室標札記載例及各名札記載ニ關スル指示																
本部															營	
將校室	中隊長室	第何中隊	講堂	印刷所	當番室	應接室	電話室	下士官居室 <small>(本部ノモノハ聯隊本部 第何大隊本部ト肩書)</small>	會報室	週番司令(副官)室	事務室 <small>(委員ノモノハ其名前ヲ冠シ 本部ノモノハ下士官室ニ準ス)</small>	第何大隊隊長室	聯隊副官室	佐尉官室	聯隊長室	本部
何工場	日直室 <small>(醫務室ノミ)</small>	治療室	診斷室	休養室	軍醫室	醫務室	第何中隊洗面洗濯所	下士官候補者班	第何中隊(本)廁 <small>(内房ハ下士官兵 患者用ニ區分ス)</small>	將校廁 <small>(本部中隊號ヲ肩書ス)</small>	物置 <small>(舍外ノモノハ 部隊號ヲ冠ス)</small>	第何内務班	下士官室 <small>(二個以上ナルトキ ハ第何ヲ冠ス)</small>	短期現役兵室	幹部候補生室	士官候補生室
裝蹄事務室	軍用犬(鳩)舍	第一(第二)厩	裝蹄場	通信器材置場	豫備室	銃(砲)廠	第何大隊浴場	炊事班	機關庫	第何號糧秣庫	第何號被服庫	第何號陣營具倉庫	第何號兵器庫	第何號彈藥庫	面會所	營倉

附表第二

備考	各委員編成表											
	警備計畫	動員計畫	文庫	保管金	准士官集會所 下士官集會所	將校集會所	酒保	經理	兵器	區分	首座(長)	
一、本表ニハ特ニ必要ナルモノノ外各工長及計手ヲ掲記セス	佐官各一			准士官一 (監督佐官一)	佐官各一					委員	助手	摘要
	尉官一	尉官一	主計一	軍曹一、計手一	主計軍醫各一	尉官(若クハ准士官)一主計(若クハ上等計手)一軍醫	佐尉官(若クハ准士官)主計(若クハ上等計手)三	佐尉官(若クハ准士官)二	下士官三	下士官六	外二炊事係三	委員中一ハ戰用被服保管者
	下士官四				下士官一	下士官一						
	本委員ハ常置委員トシ助手ノ服務ハ編纂時ノミトス											

備考 一、倉庫ハ必要ニヨリ格納品目ヲ括弧ヲ附シ但書スルモノトス 二、其他ノ場所ハ本表ニ準シテ記載スルモノトス	見習士官室 (豫備役ノモノハ之ヲ冠ス)	某少(中)尉室 (營内居住者)
	酒	風紀衛兵所
	保	

番				當		手		助				區分	各種委員助手及當番服務區分表	
醫務室	中隊	大隊本部	電話室	聯隊本部	將校集會所委員	酒保委員	員糧	委物	理服		兵器委員	服務場所		
									戰用	常用				人員
一	一	一	(-)一	上(-)三	下士官一	下士官(-)	下士官(三)	下士官三	上	下士官一	下士官二	下士官三	I	
	中隊毎二服務	各大隊毎二服務	割出ハ別ニ示ス	兵ハ各大隊一ニシテ上等兵ノ割出ハ別ニ示ス	一	(-)	(-)	一	一	一	一	一	II	
一													III	
													MG	
脚絆ヲ穿ツ			作業衣袴着用卷	手	第三裝(夏衣袴ノトキハ第三裝乙)着用卷脚絆ヲ穿チ銃劍携行	袴着用	上等兵ハ作業衣	下士官ハ第三裝(夏衣袴ハ第三裝甲)	各大隊炊事係下士官ヲ以テ充ツ				服裝	
前項一、二、二同シ一名ハ營内電話交換手トス			一、起床時限三十分前ヨリ日夕點呼世分前迄服務セシムルモノトス	二、一週間交代トシ水曜日夕食後交代ス	三、軍旗衛兵要員又ハ優秀ナルモノヲ以テ充ツルモノトス	一、物品監視者トシテ演習勤務ノ餘暇ヲ以テ服務ス通常六ヶ月交代トス	二、喇叭長ヲ以テ服務セシメ大隊交互ニ交代スルモノトス	一、I II IIIノ順序ニ通常一ケ年交代トス演習日ニ出場シタル時ハ午後四時ヨリ勤務ス	一、通常下士官ハ概ネ一ケ年上等兵ハ概ネ三ヶ月交代トス	二、通常朝食時限一時間後ヨリ夕食時限一時間前迄出務	一、通常概ネ一年交代	二、通常朝食時限一時間後ヨリ夕食時限一時間前迄出務	服務要領	
免	除	聯隊總出演習日ニハ大隊ヲ通シ當番一ハ中隊當番ヲ除ク外全部出場スルモノトス	聯隊總出演習日ニハ大隊ヲ通シ當番一ハ中隊當番ヲ除ク外全部出場スルモノトス	宿直者及他ノ四名ヲ通シ二名ハ演習ヲ免除シ二名ハ聯隊總出演習日ニ出場ス	聯隊總出演習日ニ出場	聯隊總出演習日ニハ上等兵ト交互ニ演習ニ出場ス但夜間ヲ除ク	二名聯隊總出演習日ニ出場	聯隊總出演習日ニ出場	聯隊總出演習日ニ出場	聯隊總出演習日ニ出場	演習免否			

考 備	番 當					
	兵 器 庫	標 的 庫	酒 保	准士官、下士官 集 會 所	將 校 集 會 所	
<p>一、助手ノ人選ハ各隊長ト委員ト協議ノ上決定シ其氏名ヲ聯隊副官ニ通告スルモノトス 各委員助手ハ通常週番勤務ヲ免スルモノトス 二、當番選定ニ方リテハ適材ヲ選定シ更ニ差出前成シ得ル限リ教育ヲ施スヘシ 特ニ中隊外ノ當番ハ服務場所毎ニ少數ノ人員ヲ限定シテ輪番服務セシメ業務ニ慣熟セシムルコトニ力ムヘシ 三、(一)ヲ附セルハ宿直服務者トシ所要ノ兵器被服(寝具共)ヲ携行スルモノトス 四、服務時間外ニ服務セシメントスル時ハ使用者ヨリ關係大中队ニ通報スヘシ 五、當番勤務ニ服スルモノハ左腕ニ其中隊號ヲ記シアル腕章ヲ附スモノトス 六、本表中ノ服務者ハ特ニ示ス者ノ外中隊ノ檢査ニ出場セサルモノトス 七、兵器、經理委員事務室ノ當番及其倉庫ノ使役兵ハ其委員所屬ノ工務兵及事務兵ヲ以テ服務セシムルヲ本則トシ細部ニ關シテハ當該委員首座之ヲ規定スヘシ 服装ハ經理委員事務室當番ニアリテハ聯隊本部當番ニ同シク其他ニアリテハ作業衣袴ヲ着用スルモノトス</p>	三	上 一	上 (-)	上 (-)	上 (-) 二	
	一			一	上 (-) 一	
	一	上 一		上 (-)	一	
	一	一		一 (上)	一	
		一				
	手	作業衣袴着用徒 絆ヲ穿ツ	作業衣袴着用脚 絆ヲ穿ツ	第三装(夏衣袴 ノ場合ハ三装 乙)着用徒手 ス		
	一ヶ月交代トス	射撃期間ノミ服務スルモノトシ上等兵ハ同一ノ モノヲ以テ服務セシムルモノトス	一、上等兵ハ三ヶ月兵ハ一週間服務スルモノト シ將校集會所兵ノ宿直ハ交互トシ委員ニ於 テ定ムヘシ 但シ酒保當番ハ一ヶ月交代ト ス 二、宿直以外ノモノハ起床前廿分ヨリ通常日夕 點呼迄服務スルモノトス			上等兵ハ每週一回 兵ハ宿直以外ノモ ノハ聯隊總出演習 日ニ出場スルモノ トス
		聯隊總出演習日ニ 出場	上等兵ハ總出演習 日ニハ下士官ト交 互ニ演習ニ出場ス 但夜間ヲ除ク兵 ハ聯隊總出演習日 ニ出場			

附表第四

備考	計	兵 務 専				兵 務 工				區 分	人 員	服 装	服 務	演 習 勤 務 ノ 免 否
		營 陣 營 具 木 工	石 版	機 關 庫	炊 事	蹄 鐵 工	靴 工	縫 工	銃 工					
專務兵ノ差出區分ハ毎年別ニ之ヲ示ス	八二	三	四	二	一〇	二	二〇	二〇	二二			特ニ示ス場合ノ外作業衣袴ヲ着用シ其他ハ委員ニ於テ規定スヘシ	各 委 員 規 定 ス	一、演習出場ハ教育企畫ニテ示ス 二、中隊検査ニハ出場セシムルモノトス 但シ上司ノ檢閲検査ノ際ハ別命ナキトキハ其職務場所ニアルモノトス

附表第五

火元取締責任者及小火鉢置場一覽表		場	所	取締責任者	消火後小火鉢置場
備考	一、小火鉢ノ置場ニハ員數表ヲ掲ケ置クモノトス	機關庫(石炭置場揚水場ヲ含ム)	炊事掛先任下士官	入口附近	
空兵舎	建築物	經理委員(營繕掛)	長		
裝蹄場	鐵工	長			
軍用犬舎	軍用犬掛下士官	當	番室		
營内居住將校室	本	人	其中隊ト同場所或ハ階下廊下入口		
諸倉庫	當該委員附下士官				
陣營具修理工場	委員附下士官				
厩	機關銃隊先任下士官				
通信器材置場	通信掛先任下士官				
衛兵所及面會所	衛兵司令		入口附近		
灰捨場	掃除擔任中隊週番(日直)下士官				
中隊兵舎	中隊營内居住先任下士官		事務室ニ近キ廊下		
炊事及浴場(事務室ヲ含ム)	炊事掛先任下士官		事務室入口附近		
醫務室及休養室	營内居住先任看護長		當番室入口廊下		
聯隊講堂	聯隊本部陣營具掛書記				
兵器委員事務室	委員附營内居住先任下士官		同		
准士官下士官集會所	同委員附上等兵		當番詰所		
酒保	酒保委員附下士官		雜食所		
銃工場	工場係銃工長		當番詰所		
靴工場	靴工長		大火鉢ノ位置		
縫工場	縫工長		火起所		
動員事務室	服務中ノ先任助手				
經理室	委員附營内居住先任助手				
各大隊本部	當該大隊先任書記				
聯隊本部	聯隊本部營内居住先任書記				

一、階上各室ニテ使用スルモノハ階上階段上リ口
二、階下各室ニテ使用スルモノハ階下當番室入口

考 備	同 控 大 隊	消 防 隊 服 務 大 隊	區 分		考 備	合 計	
			月	別			
一、消防隊司令ハ營該大隊先任遇番士官之ニ任シ副司令ハ遇番副官ヲ以テ充ツルヲ本則トス 但シ狀況ニヨリ遇番司令ハ臨時命令スルコトヲ得 二、控大隊ハ服務大隊事故ノ時（不在或ハ附近ニ出火シテ服務シ得サルカ如キ場合等）ニ服務スルモノトス 三、看護長不在ノ場合ハ日直看護長（兵）ハ其代理者ヲ指定スルモノトス 四、瓦斯倫啣筒班ノ機關手ハ消防隊服務擔任表ニ依ルコトナク瓦斯倫啣筒監視者ノ毎月指示スル處ニ依リ中隊ニ於ケル勤務割出表ニ記載ノ上（他ノ勤務ト同様）休祭日等ニ於テモ營内ニ在ラシムルモノトス 五、機關銃隊ハ派遣中隊ノアル大隊ニ含マシム	II	I	1		一、破壊班ヲ二個トスルトキハ其人員ハ倍數トス 二、服裝ハ現在ノ儘トシ成シ得レハ脚絆ヲ穿ツ 三、集合場ハ消防器具置場前トス	一	
	III	II	2				
	I	III	3				
	II	I	4			七	
	III	II	5				
	I	III	6				八六
	II	I	7				
	III	II	8				
	I	III	9				九四
	II	I	10				
	III	II	11				
	I	III	12				

風紀衛兵歩哨特別守則

哨所

守

則

軍旗	表	裏	門
一、軍旗、御眞影、勅諭、勅語ヲ護ル 二、聯隊長不在間ハ聯隊長室入口附近ニ立止時々扉ヲ開キ同室内ヲ監視シ非常火災ノ場合ノ外聯隊副官 旗手、週番司令ノ外手ヲ觸レシメス 三、非常火災ノ際トシテ外手ヲ觸レシメテ連ナキトキハ安全ノ處ニ奉移ス 四、警報ハ「氣ヲ付ケ」ト呼フ外衛兵所及最寄ノ者ニ知ラス 五、聯隊長室入口附近ニ於テハ捉銃又ハ立銃トス	一、表門及將校集會所通用口ノ出入者ヲ監視ス 二、出入ヲ許ス者ハ 1 指揮者ニヨリ引率セラレタル軍人 2 准士官以上、見習士官、少尉候補者、營外居住下士官及其ノ隨從者 3 休日ニ於テ外出ノ規定時限内ニ下士官及其隨從者並ニ外出證ヲ持ツ兵 4 公用證、呼集狀、外出證明書、外泊證明書ヲ持ツ下士官、兵 5 憲兵、他隊ノ傳令及郵便電信集配人 6 制服ヲ著ケ又ハ所定ノ腕章ヲ附シタル陸軍々屬 7 門鑑又ハ將校、同相當官ノ證明書ヲ持ツ者 8 衛戍病院ノ發行スル診斷證ヲ持ツ者及其隨從者 三、物品ノ持出ヲ許ス者ハ 1 准士官以上、見習士官、少尉候補者及其隨從者並ニ營外居住下士官 2 衛兵司令ノ捺印アル持出證ヲ持ツ者	一、裏門ノ出入者ヲ監視ス 二、出入ヲ許ス者ハ 1 指揮者ニヨリ引率セラレタル軍人 2 准士官以上、見習士官、少尉候補者、營外居住下士官及其ノ隨從者 3 休日ニ於テ外出ノ規定時限内ニ下士官及其隨從者、外出證、外泊證明書、外泊證明書ヲ持ツ兵 4 朝食時限ヨリ日夕點呼時限マテ公用證ヲ持ツ下士官、兵 5 憲兵、他隊ノ傳令及郵便電信集配人 6 制服ヲ著ケ又ハ所定ノ腕章ヲ附シタル陸軍々屬 7 門鑑、呼集狀又ハ將校同相當官ノ證明書ヲ持ツ者 8 衛戍病院ノ發行スル診斷證ヲ持ツ者及其隨從者 9 肥汲證ヲ持ツ者 三、物品ノ持出ヲ許ス者ハ 1 准士官以上、見習士官、少尉候補者及其隨從者並ニ營外居住下士官 2 衛兵司令ノ捺印アル持出證ヲ持ツ者	一、西門ノ出入者ヲ監視ス 三、出入ヲ許ス者ハ 1 指揮者ニヨリ引率セラレタル軍人 2 准士官以上、見習士官、少尉候補者、營外居住下士官及其隨從者 3 憲兵、他隊ノ傳令郵便電信集配人 4 制服ヲ著ケ又ハ所定ノ腕章ヲ附シタル陸軍々屬 5 門鑑、呼集狀又ハ將校同相當官ノ證明書ヲ持ツ者 6 肥汲證ヲ持ツ者 三、物品ノ持出ヲ許ス者ハ 1 准士官以上、見習士官、少尉候補者及其隨從者並ニ營外居住下士官 2 衛兵司令ノ捺印アル持出證ヲ持ツ者 四、警報ハ「氣ヲ付ケ」ト呼フ外小笛ニヨリ衛兵所及最寄ノ者ニ知ラス

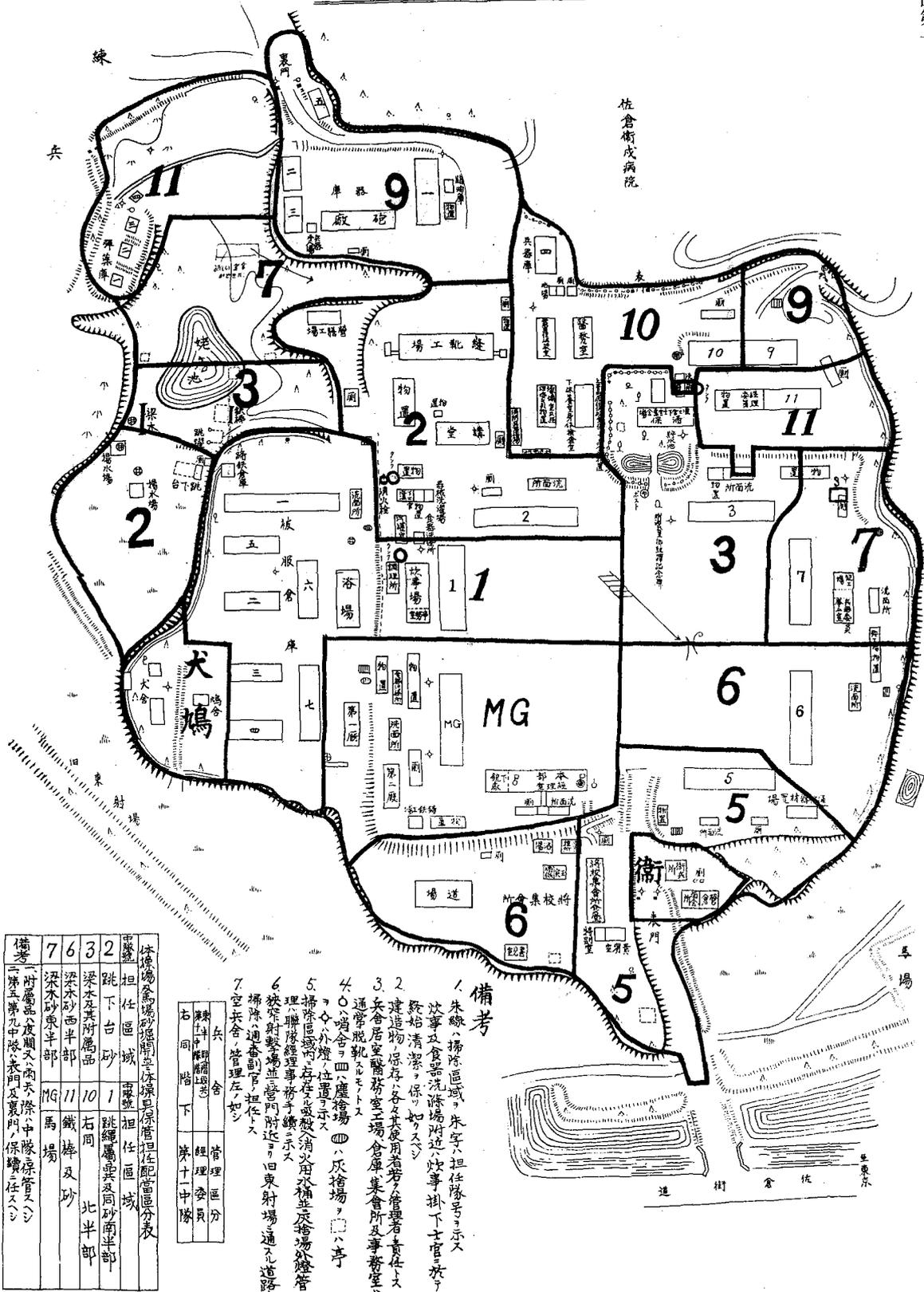
彈藥庫	營倉	門	西
一、彈藥庫ヲ監視ス 二、屢々彈藥庫ノ周圍ヲ見廻リ火災盜難特ニ錠前ニ注意シ發火ノ虞アルモノヲ持ツ者及無用ノ者ヲ構内 ニ近寄ラシメス 三、彈藥庫ノ開閉ヲ許ス者ハ彈藥庫開閉證ヲ持ツ者ニ限ル 四、警報ハ「氣ヲ付ケ」ト呼フ外小笛及警報銃ニヨリ衛兵所及最寄ノ者ニ知ラス	一、營倉入ノ者ヲ監視ス 二、營倉入ノ者ニ注意シ規定ニ違フ者アリタルトキハ之ヲ差止ム 三、衛兵司令ノ外扉ノ開閉ヲ許サス 四、警報ハ「氣ヲ付ケ」ト呼フ外小笛ニヨリ衛兵所及最寄ノ者ニ知ラス	一、營倉入ノ者ヲ監視ス 二、營倉入ノ者ニ注意シ規定ニ違フ者アリタルトキハ之ヲ差止ム 三、衛兵司令ノ外扉ノ開閉ヲ許サス 四、警報ハ「氣ヲ付ケ」ト呼フ外小笛ニヨリ衛兵所及最寄ノ者ニ知ラス	一、西門ノ出入者ヲ監視ス 三、出入ヲ許ス者ハ 1 指揮者ニヨリ引率セラレタル軍人 2 准士官以上、見習士官、少尉候補者、營外居住下士官及其隨從者 3 憲兵、他隊ノ傳令郵便電信集配人 4 制服ヲ著ケ又ハ所定ノ腕章ヲ附シタル陸軍々屬 5 門鑑、呼集狀又ハ將校同相當官ノ證明書ヲ持ツ者 6 肥汲證ヲ持ツ者 三、物品ノ持出ヲ許ス者ハ 1 准士官以上、見習士官、少尉候補者及其隨從者並ニ營外居住下士官 2 衛兵司令ノ捺印アル持出證ヲ持ツ者 四、警報ハ「氣ヲ付ケ」ト呼フ外小笛ニヨリ衛兵所及最寄ノ者ニ知ラス

附表第九

		營内日課時限表											
備考	消燈	日夕點呼	夕食	會報	晝食	診斷	衛兵集合	朝食	起床及日朝點呼	日課		月次	
										1	2		
各日課毎ニ號音ヲ吹奏ス(衛兵集合及診斷ヲ除ク)	日夕點呼一時間後	後 八、〇〇	後 五、〇〇	午前十時三十分(通常火、金及休日ヲ除ク)	正 午			朝食一時間後	起床一時間後(二月八前七、三〇)	前六、三〇	1		
			後 五、三〇							前六、〇〇	2		
			後 六、〇〇							前五、三〇	3		
			後 五、三〇							前五、〇〇	4		
			後 五、〇〇							前五、三〇	5		
			後 五、〇〇							前五、〇〇	6		
			後 五、〇〇							前五、三〇	7		
			後 五、〇〇							前五、〇〇	8		
			後 五、〇〇							前六、三〇	9		
			後 五、〇〇							前六、〇〇	10		
			後 五、〇〇							前六、三〇	11		
			後 五、〇〇							前六、〇〇	12		

圖要存保物造建地土及置配內營

附圖第一



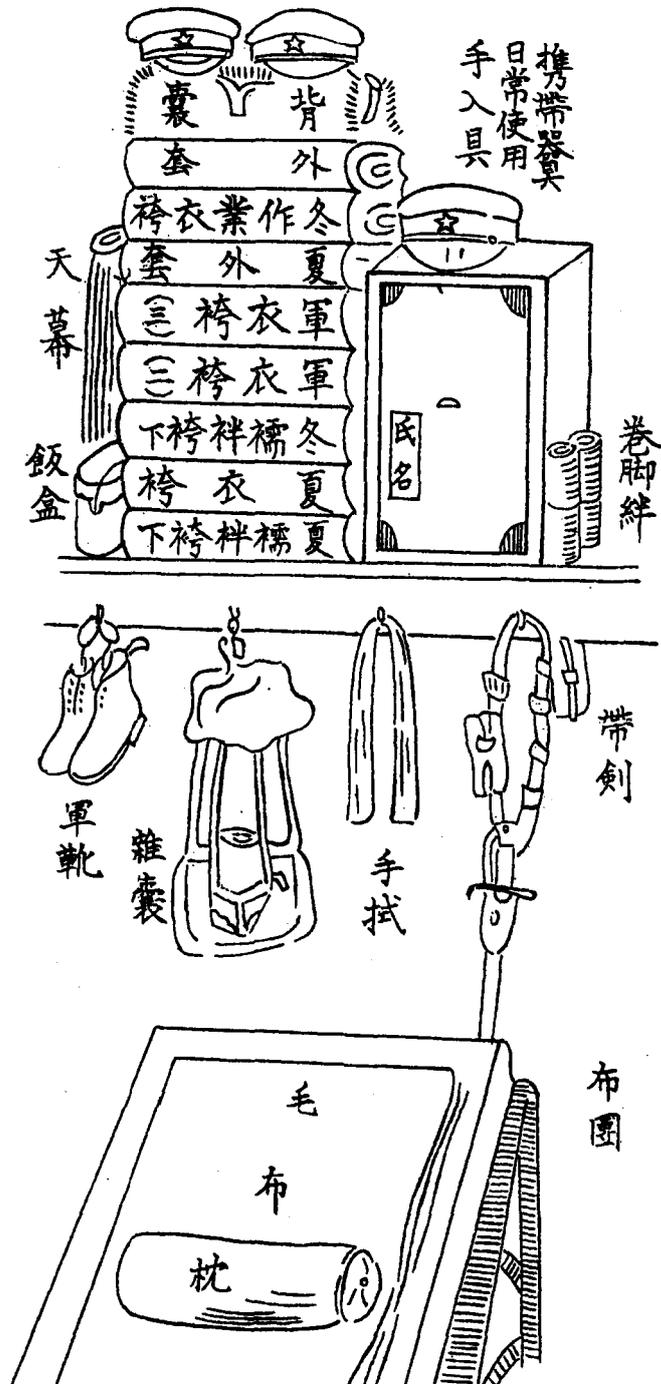
備考	7	6	3	2	中隊
「第五第九中隊」	梁木砂東半部	梁木砂西半部	梁木及其附屬品	跳下台砂	擔任區域
「附屬品」	MG馬場	11鐵棒及砂	10右同	1跳繩屬品及同砂南半部	擔任區域
「夜間又(雨天)除中隊隊管又」					

兵	舍
中隊	管理區分
右同	經理委員
階下	第十中隊

- 備考
- 1 朱線ハ掃除區域、朱字ハ担任隊号、示ス
炊事及食器洗滌場附近ハ炊事掛下士官於テ
發給清潔ヲ保ツ如クス
 - 2 建造物總存、各々家用箱若クハ管理者責任ト
兵舎居室醜陋堂工場倉庫集會所及事務室ハ
通常脫スルナラズ
 - 3 兵舎居室醜陋堂工場倉庫集會所及事務室ハ
通常脫スルナラズ
 - 4 〇ハ哨舎、四ハ塵捨場、四ハ灰捨場、〇ハ亭
ハハ外燈ノ位置ヲ示ス
 - 5 掃除區域、存在及位置ハ消火用水桶並灰捨場外燈管
理ハ聯隊經理事務手續ヲ示ス
 - 6 狹窄射擊場並營門附近、旧東射場並通入道路
掃除ハ週查副官ノ担任ス
 - 7 空兵舎、管理左ノ如シ

附圖第二

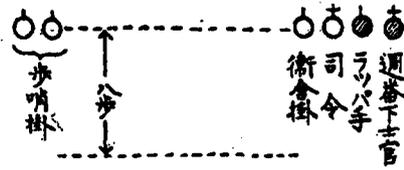
各自保管兵器被服装置圖



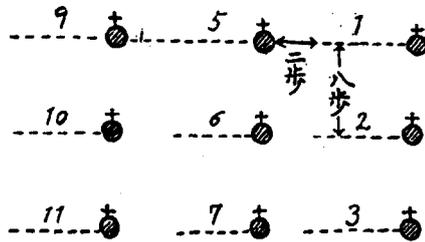
考 備

- 一、被服ハ季節ニ依リ使用スヘキ物ヲ上層トス
 - 二、衣袴外套等ハ裏ヲ外ニシテ畳ミ袴及袴下ハ衣及襦袢ノ内ニ入ル
 - 三、平常使用セサルモノ及時服以外ノモノハ被服覆ニテ包装シ置クモノトス
 - 四、彈藥盒ハ帶革ヨリ脱シアルトキハ手箱ノ上ニ整置ス
 - 五、巻脚絆飯盒ハ隣兵相互同種ノモノヲ接スル如ク配置ス
 - 六、毛布包布ハ横ニ四ツ折ニ敷布ハ縦ニ半折ニシ毛布ノ長サニ下端ヲ折り床ノ延方ニ準シテ重ス
 - 七、上靴ハ寢臺ノ名札ノ下ニ整置ス
 - 八、食器類ハ手箱内ニ置ク
 - 九、細部ノ整置ニ関シテハ中隊長之ヲ定ムヘシ
- 一〇、召集者等ノタメ本装置ニヨル能ハサルトキハ一時中隊長ニ於テ変更スルコトヲ得

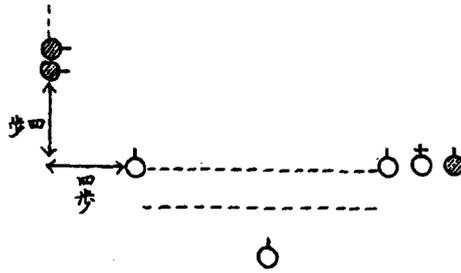
合場、制建



合場、成集隊大聯



形隊、後了終查檢

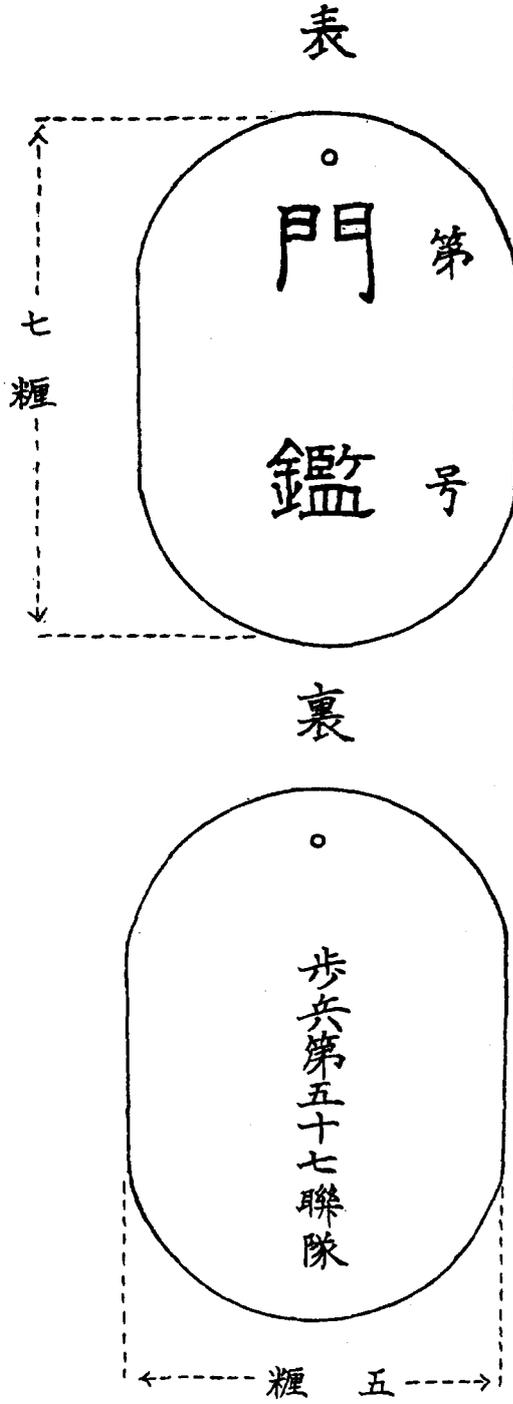


備考

- 一、整列位置ハ通常連隊本部中央前ニシテ第六中隊方向ニ面ス
 - 二、集成ノ場合ハ衛兵司令ハ所屬中隊ノ右翼ニ歩哨掛衛舍掛喇叭手ハ所屬中隊ノ列中ニ入ルモノトス
 - 三、敬礼及交代ノ為風紀衛兵所前ニ於ケル整列隊形ハ横隊トシ検査終了後ノ隊形ニ準シ整列スルモノトス
- 但シ敬礼ノ場合ニアリテハ概ネ衛兵所入口前ニ位置ス

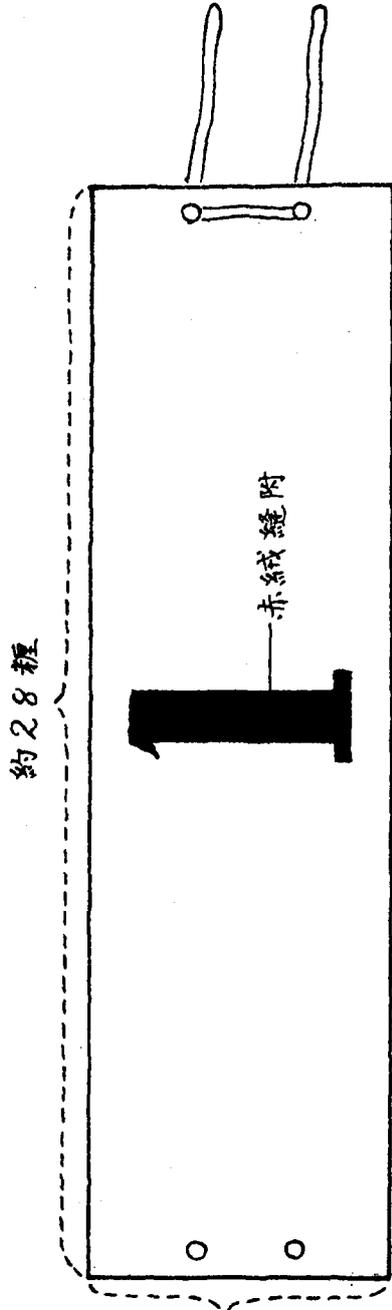
附圖第四

門鑑ノ雛形圖(實物大)



附圖第五

當 峯 腕 章 要 圖



八一・二六事件 戦死者二等兵田代雅章 修養抜書ノ一ト

(昭和二十一年二月)

死して惜まれる人となれ

生れて而して長、長じて而して死す、禽獸かくの如く、草木かくの如く、人間亦かくの如し、されば人として禽獸、草木と異ならんと欲せば生れがいある人とならんことを要す、予は更に前途有為の諸子に向て、死て拳国の悼惜を受くる人たらんことを望む、人生れて呱呱の声を発するより、長じて一箇の成人となり、自営自活して世に立つに至るまで、他より受くる所の恩徳一ならず、これを近くして、まづ父母の鴻恩あり、我等の生るるや自営の道を知らず、自活の道を知らず、ただ泣くことを知り笑ふことを知るのみ、此の間昼夜を問はず寒暑を論ぜず、心身の疲労を忘れ、千辛万苦を以て我等を保育し以て我が生長を遂げしむるものは、豈我等が父母にあらずや、之に次に師長の恩あり、我等が僅に黒白を弁ずる頃より、長じて社会に出づるに至るまで、我に誨ふるに事理を以てし、我を説くに道徳を以てし、必要なる学術上の知識を授け、身体保全の法を講ぜしめ、我等をして将来世間に独立するの基礎を成さしむるものは我師長にあらずや、更に至尊及び国家の恩あり、至尊は仁慈なる大御心を以て臣民を愛撫し、宏大なる聖徳を以て国家を統治し給ひ、国家各種の機関は生民の安寧を維持してその福祉を増進し、兇悪を正し不逞を罰し、以て我が父母師長をして、我等に對する慈愛薫陶の務を完うせしめ、又我等をして危難を憂へずして、安全なる発育を遂げるを得しむ、然らずんば我等は乱離塗炭の苦に陥らん、我等の安全なる発育を遂げて一箇の成人となるは、實に此等数者の恩あるによる、然らば則ち我等が成人の後に於て、此等数者に酬ゆるは人間当然の義務にあらずや、然れども、人間の生涯は実に区々たり、その修養の時期に當りて、懶惰

遊蕩の間に、貴重なる光陰を送り、体軀徒らに長じて、當に自営自活、以てわが生育の恩に報ゆべき時に至るも、無為無能、その父母の恩に報ゆること能はず、その師長の恩に酬ゆること能はざる者あり、況や国家が生を成す所以に報ゆることをや、朝に起きて而して食ひ、夕に食て而して眠る、かくの如くにして老いかくの如くにして死す、是所謂醉生夢死する者にして、實に国家の蠹賊、人間の最下なるものなり、又その無能かくまではなほだしきに至らず、何ら一種の事に従ひ、国家に對して多少の裨益をなし、以て自活の道を求め、僅に父母を養ひ、自ら衣食して一生を送る者は、之を前の醉生夢死する者に比すれば、勝ること万々なりと雖も、かくの如きは僅かに自から受くる所の恩に酬ゆるに過ぎずして、その一生の経営事業を永く後世に徳し、其の流風遺韻の遠く子孫を動かすに足るものなし、かくの如きは我等の理想とすべき所にあらず、我等は人間天賦の能力を善養し利用し、その畢生の事業は以て我等か父母師長国家社会の負ふ所の鴻恩に酬い得て、更に余裕の綽々たるものあり、後世子孫をして永くその余沢を受けしめ、国家は我等を得て一段の進歩をなしたることを長へに追憶せしめんことを期すべし、我等が前途有為の少壮諸子に待つ所のものは實に是に外ならず、それ生きて一郷のために功ある者は死て一郷のために惜まれ、一郡のために尽せる者は一郡の為に哀しまる、若しそれ其の事業、国家全体の進歩を助成し、その忠誠よく闔国民に認められるものに至りては、其の事業の何たるを問はず、その人の在否は国家の進運に關すること甚だ大なるものあり、是を以て其人一たび逝くや、国を挙げて之を惜まざるはなし、嗚呼天下の広き逝く者は日夜にこれあり、而てその死の天下に知らるる者果て幾人かある、少壮の諸子よ、諸子の前途は遠遠なり、遠遠なりと雖も、一生の覚悟は即ち今日より定め置かざるべからず、知らず諸子は死て人に顧みられざる人とならんとするか、一郷一郡の為に惜まる人とならんとするか、抑々亦拳国の悼惜を受くる士とならんと欲す

るか、人は一代名は末代、骨は埋むとも名は埋めず、豹は死して皮を留め、人は死ては死を留む

本能寺

麻と乱るる戦国の人とし言へば、誰もかも馬を飼ひ兵を練り糧を収めて剣を磨す、頃は天正十年夏五月、徳川家康封ぜられ、安土城下に入りしかば、織田右大臣信長は、いと鄭重に迎へんと、直に日向守光秀に饗応の役を命ぜらる、御受けいたせし光秀は乱れたる世に心得し都の手振り見せばやと、さしも目出たく勤めしを、小人輩の言により、善美過分の評を受け、疑心暗鬼は信長の胸にやどせし時も時、羽柴秀吉中国より援けの兵を請ひしかば、敵命忽ち光秀の首のうへにぞかかりける、光秀ひそかに思ふやう、人もあらんにこの我に、羽柴が命に従へとは、あな情なの我君やと、歯齧をなして恨みしは、君に仕ふる人臣の、よもあるまじきことなれど、また信長を見るときは、右大将とも仰がるる身に、疎暴の挙動いと多く、或時は蘭丸をして光秀の首に鉄扇を加へさせ、またある時は、好まぬ酒をことさらに、我意を通して勧めしめ、志賀の都の領地さへ、三年のうちには事もなく奪ひ取られむ説を聞く、今又産を傾けて新に來りし家康に、心づくしのもてなしの琵琶湖の水の泡と消え、おさへし焔むらむらともゆる思ひの光秀が拳を握り立ち上り、動く睫の間より由々敷大事ほの見へしを、露ほど知らぬ信長は諸將を安土に止め置き、親ら近臣百余人、率き従へて京都なる本能寺にぞ入りける、時こそ来れと光秀は、田鶴も遊ばぬ龜山に、従子光春等を召しよせて、積る怨みのかずかずを数ふるうちに光秀が眼は血汐ほとばしり、逆上髪は冠をつく、勢を見てとりし光春どもが百千度、諫むる言葉も聞かばこそ、推て謀叛に加盟させ、暴戻無道の弑逆を企てしこそ浅ましけれ、かくして士卒を打ち揃へ、中国勢を援はんと偽はり向ふ大江山、心の駒の鳥羽玉の暗路をいそぐばかりにて、さしも忠義の光秀が追ひ追ひ年も老坂の

如何なる道に迷ひけん、無念至極の胸のうち、乱て濁る桂川、渡らん駒の足なみは東さしてぞ進みける

本能寺溝深幾尺、我成大事在今夕、爰棕在手併焚食、四檐梅雨天如墨、老坂西去備中道、揚鞭東指天猶早、我敵正在本能寺、敵在備中汝能備茲に始めて軍兵は二心漸く悟りしが、是も我君是非もなし、捨つる命は一つぞと、時しも六月二日の朝まだき、露の身軽き軍兵が本能寺を取囲み、関をつくつてぞ攻め入りける、この物音に信長は、寢覚の耳を聳立れば、紛ふ方なき人馬の声、館間近く聞ゆるに、枕を蹴て立ち上り、疾く見届けよとありければ、森蘭丸かしこまり、表の方に走り出て、見越の松に片手をかけ、右手をかざして見てあれば、雲か霞か白旗に染めたる桔梗の紋どころ、見るより蘭丸引きかへし、光秀謀叛と答ふるに、赫と怒りし信長は、者共覚悟と呼はりて、弓矢おつとり立向ひ、寄せ来る敵を物ともせず、またたくひまに数十騎を矢継ぎ早に射て落し、勢ひ鋭く防ぎしも、ただ一筋と信長が頼む弓弦ふつと切れ、得たりと突き入る豪敵を、すかさず弓もて打て伏せ、兎角するうち信長も左手の腕に痛手を負ひ、蘭丸代つて拒ぐうち、宿直のものもことごとく、命を的に戦へど、衆寡敵せず信長は、最早これ迄とや思ひけむ、自から館に火を放ち、煙のなかに飛入りて、刃に伏してぞ果てにける、嗚呼豪邁の信長が空をも敵はん大鵬の囀南の翼中空に、燕雀のために悩まされ、終世の望み絶えたるは、獅子身中の虫に倒れたるそしりを受けて人皆なの口にのこるぞ悼たましき、続て蘭丸を始めとし、坊丸・力丸の小姓ども、まだ若木の桜花、嵐の山の朝風に、いとも床しき香をとめて、散るやちらちらあとききに、百有余人もろ共に、哀れ本能寺の朝の煙りと消えにけり

研き得たる心ゆるすな増鏡
思はぬちりのかかる世の中
つらつら古今を按ずるに、人の君たる王侯の心すべきは徳にこそ、心すべきは徳にこそ

(小田為吉)

万里の長城

土井晚翠

生ける歴史を数ふれば、齢は高し二千年、影は万里の空遠き、名も長城の壁の上、落日低く雲淡はく、関山看す看す暮とす、征驂恨み留りし俯仰の遊子身はひとり、絶域花は稀ながら、平蕪の緑り今深し、春乾坤に回りは、霞まぬ空も無かりけり、天地の色は老いずして、人間の世は移ろふを、歌が高く大空に、姿は見えぬ夕雲雀、嗚呼跡ふりぬ人去りぬ、歳は流れぬ千載の昔に返へり何の地か、かれ秦皇の覇図を見ん、残壘破壁声も無し、恨も暗し夕まぐれ、春朦朧のただ中に、俯仰の遊子身はひとり、三皇五帝あと遠く、六王終はりて四海一、四海の黔首ひれふして雷霆の威に声もなし、わが宮殿を高うせよ、一たび呼べは阿房宮、わが辺境を固うせよ、二たび呼べば万里城、春は驪山の花深く、秋は上郡の雲暗く、管絃響き雲にのる、舞殿の春の夕まぐれ、袂を挙げて軽く起つ三千の宮女花の如と、花を散らして玉觥に浮す歌扇の風もよし、彫龍の欄奥深く薫る蘭麝の香を高め、珠簾を洩るる銀燭の光消なで夜や明けん、西臨洮の嶺高く、ここ遼東の谿深し、流れを埋め山を截り、壘を連ぬる幾千里、かがりの焰天焼き、つるぎの光霜凍り、殺気夏尚ものすごく、守る猛子二十万、漢の此方に胡笳絶えて、匈奴の跡ぞ遠ざかる、北夷の憂絶え果てて、境は堅国安し、先王の書も焚け果てぬ、天下の儒者も埋りぬ、わが万世の業成りぬ、君主の思しかなりき、知るや夜半の阿房宮、後庭深く森暗く、歌台の響よそにして、独り風のつぶやくを、聞け長城の秋の営、旌旗の暗に消ゆるとき、またたく光り露帯びて星の竊かにささやくを、富も力も一場の夢覚め果て後思へ、邦は亡びて邦を嗣ぎ、人は代りて人を追ふ、鼎は移る朝二十、歳は流るる曆二千、中華幾たび烽挙り、長城の壁越え来り、又越え去りし国民の数さへいかに世々の跡、山川影は替らねど、春夢空しく跡もなし、群雄の覇圖いたずらに、残は

独り史上の名、独り辺土の影絶えず、齢重ね二千年、残壘苔に今青む長城の影尊しや、民の膏血世の笑、逆政の形見それながら、歴史の色に染られし万里の影ぞ懐き、其の面影に忍び出、泣は懐古の露のみか、暮春の恨誰がために、霞も咽ぶ夕まぐれ霞も咽ぶ夕まぎれ、遊子俯仰の物思ひ、北夷禦ぎし長城の昔の跡は替らねど、時世空しく流れては、中華の姿あすいかに、秦漢魏晉移り行く昔の跡を引換て、西の風のふき寄する黄海の波今あらし、西曆一千九百年、東亜の風あすいかに、中華の光先王の道この民を救ひ得じ、愛を四海に伝ふべき神人の教いま空語、看ずや豺狼の慾飽かで基督教徒血をすすり、群羊守る力なく、異教の民の声呑むを、俯仰古今のもの思ひ、遊子恨いつ尽きん、征驂恨み嘶ける響を返す壁のもと、思いも遠く眺むれば霞ただよふ大空の自然の楽も絶え果て、関山暮て星出でて、恨を含む長城の姿は暗に吞れゆく

題不識庵擊機山図

鞭声肅々夜過河、暁見千兵擁大牙、遺恨十年磨一劍、流星光底逸長蛇
詠上杉謙信 大槻磐溪

春日山頭銷晚霞、驕驕嘶罷有啼鴉、憐君獨賦能州月、不詠平安城外花
詠武田信玄 大槻盤溪

驚倒暗中跳銃丸、野田城下笛声寒、誰知七十二疑塚、不似一棺湖底安
本能寺 日本樂府

本能寺溝深幾尺、吾就大事在今夕、焚粽在手併焚食、四簷雨梅天如墨、
老坂西去備中道、揚鞭東指天猶早、吾敵正在本能寺、敵在備中汝能備

九一式防毒面

名称

油ノ種類 ママニコ(木部ニヌル)、スピンドル油、復合脂(革部ニ附

ル)、腔中油、ベトラタム、ワセリン、混合油、ベトラム(兵器カク
ノウノ時に用ウル)、ワセリン(雨の降る場合銃腔にヌル)、混合油(射
撃前に銃腔ニヌル)

礼儀トハ上級の者ハ下級ノ者ニ対シテ慈愛ヲ以シ

下級ノ者ハ上級の者ニ対シ敬礼ヲ尽ス、故ニ服従心ヲオウセイニシ団結
心を固クスル、精心中にも形、動作の上にも敬礼ヲ尽ス

自然体とは

生来ありのままの姿を言ひ、不自然とは人意的コダワリのある事を言て
居る

自然の姿程敬すべきものはない、自然の気持程尊いものはない、只
に芸道のみならず、如何なる仕事の上にも於ても極意を求めんとする者
は、皆最後には一様にこの自然に帰着すると思ふ

心に邪執なく形に何の偏凝なく、人間本来ありのままに構へる形心なの
である、斯くして立た中段或は正眼の構を剣道に於ける自然体と称する、
剣道に於ける自然体を一言にして言へば、剣を取て敵に対し、淡々何の
わだかまりない気持で「立つ体」、「構」、「気分」が合体した所の姿勢を
指すのである

九 一・二六事件 戦死者二等兵田代雅章 出動ノート抄

(昭和二十一年二月)

閑院宮家・利王家・伏見宮家に向テ出発、約五十人ばかり集められる
自分ハ閑院宮家の歩哨ニ立ツ、警官ノ話ニヨルト大分暴徒がハゲシクア
バレタトカ、三回バカリ立ツ

末文は誠心を御示しになってある、一の誠心は五ヶ条之精神ニある故に、
誠心を以てしなければならぬ

軍人精進五ヶ条は一の誠心のあらはれである

質素ノ必要

質素ヲ旨としなければ心がくさるからである

質素ヲ旨としなければ軍紀が保てない

信義

「信とは言行一致」

「義とは自分の本分を尽す」

「お互に約束を守りあう」

信義の必要

「軍人は戦にのぞみ生死を共にし、共同を共にするからである」

約束をしたなれば、其のこの正しいか悪いかを考へて約束をしたなれば絶対を守る

両国駅ニ午後六時十分前ニ到着、「シウ線」ニ乗りカヘテ「しなの駅」ニ到着ス

全員麻布三連隊ニ向テ出発ヲナス、始めメテ三連隊ヲ見ル、随分立派ナ兵舎ダ

一・二班ノ為一室ヲカリル

中隊長殿ヨリ今回の事件ニ附テ御話シサレ、次ニ種々トコレニ対スル注意ヲ受ケル、食堂ニテ食事ヲスマセ、銃ノ手入ヲナス、一回皆ナ歩哨ニ立ツ、一時頃まで軍装のママカリ寝ヲスル
一時ヨリ宮庭ヲ警護の為(此で終る)

昭和十一年二月二十六日午後一時過警備呼集アリ、軍装シ三時過宮門ヲ出発ス、二年兵八十二時ノ警備呼集ニテ出発ヲナス、目的ハ東京ニ不敬ノ暴徒がおこり、コレヲ鎮圧せんが為ナリ
戦丸六十発、カンパン三個、白米六合、カンズメ一個
佐倉駅ヨリ三時半過頃出発ヲナス

一〇 第五七連隊長渡満後近況報告 (昭和十二年四月八日)

拜啓 春暖之候遙か母國には既に櫻花漸く綻び初めたることと存じをり候處各位益々御清榮御起居の段慶賀の至りに有之候

陳者例年四月八日は當部隊 軍旗拝受を記念すへき 軍旗祭を施行致しをり候が恰も本年は其第三十二回目相當し陣中寔に感慨無量のもの有之候、然るに目下當隊は本溪縣内各地に高度の分散配置を以て駐屯し只管東邊道に蟠踞せる共匪團を主として銳意討伐中にして特に目下一方にては初年兵教育の重大任務遂行中而も四月中旬より月末にかけては之が檢閲の實施等誠に繁忙を極めをり候へは到底従來の如き 軍旗祭を實施することは思ひも及ばざる事に御座候元來御承知の如く當隊の 軍旗を拜受せし眞の記念日は八月八日に候へと時正に酷暑の候なるに鑑み我がさくら部隊の「さくら」に因み之を四月八日に繰上げ以て櫻花爛漫たるの候を擇びし事情に有之候處當地南滿の山峽には此の美しき櫻を賞すること至難に候へば之を四月八日に實施することも無意味のものたるのみならず部隊の状況亦前述の如くに候間本年の軍旗祭は目下のところその拜受記念日たる八月八日に實施致すことに概定致しおり候間何卒左様御思召御諒承被下様伏して御願申上候

願れば昨春郷土縣民歡呼の聲に送られてさくら城頭を勇躍出發致せしより將に一年に垂々とし此の間或は北滿の警備に又は東邊道の討伐に將兵の志氣極めて旺盛なるものあり益々一致團結以て 軍旗の威靈を彌が上にも高からしめ上は 至尊に對し奉り下は各位の御後援に對し恥ぢざる活動を以て一死報國の誓固く益々聯隊成果の向上を見つゝあるは吾々將兵一同の確信致しをるところに有之候即ち渡満直後五月下旬主力は北滿に一部は東邊道に各々駐屯して本來の任務に邁進致しをりし處昨秋九月末より全力を擧げて當縣に自動目下徹底的に滿州國治安の肅正に努力中

に御座候、而も山嶽重疊たる縣内各地は如何なる僻陬の地と雖も目下部隊の歩を印せざる所なく進入當時一千四五百と稱せられし匪數も今や百四五十を出でざる少數と相成り申し候

然れとも此の間君國の爲一身を捧げて名譽の戦死又は病死を遂げしもの正に二十有六名を算し又戦傷者は三十三名に及び其他不幸病魔の爲内地に還送又は除隊を見たる者廿六名に達せしことは將兵一同最も残念とし衷心より哀悼慰靈の情を表しあるところに有之且又當隊先輩將兵各位並に郷黨の父兄其他の皆々様に對して只管陳謝の誠意を表すところに御座候目下太子河始め各大小の河川も漸く舊年來の結氷解け初め萬山の草木又青味を呈して漸次繁茂の期を迎へ候間殘存匪の蠢動亦豫期せらるゝところ有之將兵一同更に緊禪一番以て之等の殲滅を期すべく志氣益々旺盛を極めをり候間何卒御安心被下度願申上候

茲に四月八日の意義ある記念日を迎へ櫻花爛漫たる郷土を偲びつゝ、部隊將兵一同に代り謹みて近況を報告すると共に御挨拶申述候

終りに各位の御健康を御祈り申上くと共に尚此の上とも當隊發展の爲何かと御指導御鞭撻御後援を賜はり度く伏して御願申上候

當部隊當縣進入時よりの成果概況別紙の如くに有之候間御参考迄座右に呈し申し候

昭和十二年四月八日

山口部隊長 山口 直人

故陸軍歩兵中尉 土屋 詳三

本 籍 千葉縣山武郡松尾町本水深五百二番地

父 土屋徳藏

本 人 妻 土屋とら

本人ト父トノ關係 徳藏 長男

出生 明治四十一年十月十日

略 歴

年月日	記 事
昭和三年 三月	千葉縣立成東中学校卒業
同 年十二月 一日	幹部候補生トシテ歩兵第五十七聯隊第六中隊ニ入隊
同 七年 三月三十一日	任歩兵少尉
同 十年 九月 一日	特別志願士官トシテ歩兵第五十七聯隊附
同 年 九月 十六日	召集將校トシテ陸軍歩兵学校ニ入校
同 年十二月 十四日	修学終了退校歸隊
同 十一年 五月 一日	歩兵第五十七聯隊留守隊第一中隊附
同 年 九月 二日	派遣隊宮崎隊附
同 年 九月 六日	渡満ノ爲佐倉驛出發
同 年 九月 七日	下関港出帆
同 年 九月 八日	釜山港上陸
同 年 九月 十日	齊々哈爾着
同 年十二月 一日	菊地隊附
同 十二年 三月二十三日	満州國本溪縣喜雀溝北方附近戰鬥ニ於テ戰死
同 三月二十三日	任歩兵中尉
同 三月二十三日	叙從七位

戦死ノ状況

土屋中尉ハ性剛毅ニシテ豁達而モ温情密ヤカニシテ禮ニ篤ク交友ニ親ミ良ク部下ヲ慈ム爲ニ上下ノ信望ヲ一身ニ集メタリ
昭和十一年五月ヨリ留守隊附トシ編成當初ヨリ業務極メテ多端加フルニ留守隊將校人少ノ中ニ教育教官トシテ訓練ニ内務ニ真摯熱誠恒ニ蹇々トシテ献身の努力ヲ重ネ留守隊教官ハ勿論内務其他ノ進展ニ資スル處極メ

テ甚大ナルモノアリ

昭和十一年九月渡満ニ方リ謂ツテ曰ク「愈々念願ヲ達シ征途ニ上ル奉公ノ期正ニ到ル日頃研鑽ノ事遂ニ實地具現ノ時ヲ得タリ眞コトニ欣喜措ク能ハス予元ヨリ生還ヲ期セス一死以テ皇恩ニ報ヒンノミト」其ノ覚悟ノ程誠ニ悲壮ナリト謂フヘシ渡満早々ニシテ平頂山附近ノ戰鬥ヲ初メ數次ノ激戰ニ於テ常ニ勇敢沈毅上下ノ信賴愈々厚シ 昭和十二年三月の中尉ハ追撃隊ヲ率ヒテ討匪中同月二十三日午前九時本溪縣賽馬集東方約七軒喜雀溝附近ニ匪首老北風ノ率ユル約五十名ノ匪團蟠居シアルノ報ニ接シ急遽出動湯淺軍曹ノ指揮スル治安隊ヲシテ二道溝―放牛溝―六五四高地方面ヨリ親ラハ部下追撃隊ヲ以テ小乾溝―六一五高地方面ヨリ前進中午後二時三十分頃六五四高地ニ於テ約三十名ノ匪團ト遭遇交戰約三十分ニシテ之ヲ喜雀溝北方ニ撃退ス追撃隊ハ同日午後三時頃六一五高地南方約一軒ニ於テ該匪約五十名ト遭遇激戰中土屋中尉ハ遂ニ壯烈ナル戦死ヲ遂ク

自十一年六月
至十二年二月 戦闘成果概要

交戰回数	一一一	山塞焼却	一六〇
出動回数	三四五	小銃	一三五
行動延軒數	約八千軒	拳銃	九二
交戰匪延數	六・一〇〇	洋砲	九五
斃匪數	五二〇	捕虜	八八
我損害			
戦死(含戦傷死)	一一一		
負傷	三三三		

名譽ノ戦死者氏名

年月日	場所	住所	階級	氏名
一一、六、一二	長嶺子附近戦斗	千葉縣山武郡東金町	曹長	土屋 格
〃	〃	千葉縣印旛郡千代田村	上	林田 弘
一一、八、三一	城門溝戦斗	千葉縣東葛郡八榮村	上	柳澤 光盛
〃	〃	千葉縣千葉郡都村	上	牛尾 忠一
〃 九、五	〃 (戦傷死)	千葉縣夷隅郡豊濱村	上	渡邊 利助
〃 九、九	麻戸溝戦斗	千葉縣君津郡長浦村	上	石井 静
〃 一〇、一〇	温河溝戦斗	銚子市	伍	伊藤 藤吉
〃	〃	千葉縣長生郡長柄村	上	高吉 繁信
〃	〃	千葉縣長生郡東村	上	花崎 政雄
〃 一〇、一九	王溝戦斗	千葉縣香取郡佐原町	上	成毛福三郎
〃 一一、三	浦石河戦斗	千葉縣君津郡中村	上	長谷川 勝
〃 一一、七	温河溝戦斗 (戦傷死)	千葉縣香取郡香取町	上	香取 正吉
〃 一二、一七	砂金勾戦斗	千葉縣君津郡中村	曹長	坂井 武
〃	〃	千葉縣香取町	上	高木 保治
〃 一二、二八	窟隆山堡子戦斗	千葉縣市原郡姉ヶ崎町	伍	鈴木 清
一二、一、一一	包家堡子戦斗	千葉縣印旛郡内郷村	軍	渡辺 俊

公傷病死者

一一、一〇、一六	奉天陸軍病院(病)	千葉縣安房郡稲門川	上	養浦 茂
〃 一一、二一	〃 (公傷)	千葉縣銚子市	上	網谷 誠
一二、二、二	子子ハル陸軍病院 (病)	千葉縣君津郡昭和町	上	渡辺 武夫
一二、一、一四	盤嶺溝戦斗	千葉縣匝瑳郡野田村	伍	伊藤 勝雄
〃	〃	千葉縣海上郡高神村	上	関谷卯之助
〃	〃	千葉縣香取郡府馬町	上	飯島 清一
〃	浦石河戦斗	千葉縣安房郡田原村	中尉	島村 專一
〃 一、一五	乾溝子戦斗	千葉縣夷隅郡總野村	上	岩瀬 隆策
〃 一、二二	盤嶺溝戦斗 (戦傷死)	茨城縣西茨城郡岩瀬町	曹長	徳永 淳一
〃 三、三三	喜雀溝戦斗	千葉縣山武郡松尾町	中尉	土屋 詳三

一 一 佐倉陸軍病院略年表（昭和一二年六月）

- 一、明治七年五月歩兵第二聯隊第一大隊佐倉ニ移駐スルヤ兵舎ト共ニ之ニ属スル病室落成シ佐倉營所病院ト稱ス是當佐倉陸軍病院ノ濫觴ナリ
- 同年六月佐倉屯營病室ト改稱ス軍医副萩野孝恭大隊附軍医タリ
- 二、明治八年七月聯隊本部及第三大隊ノ移駐ト共ニ在來ノ病院ヲ兩大隊ノ輕病室トシ別ニ聯隊重病室ノ建築ニ着手シ明治九年九月落成同十二年四月二十四日開室ス陸軍一等軍医佐藤舜海聯隊高級医官タリ
- 三、明治十四年六月十九日 明治天皇三里塚種畜場へ行幸アリ七月一日御還幸ノ途佐倉兵營ニ御休憩重病室備付治療器械ヲ天覽ニ供シ佐藤軍医正御説明ヲナシ尚看病人卒ノ縋帶術ヲモ御覽アラセラル
- 四、明治十八年七月十一日鎮臺營所職員表改正ニ依リ聯隊高級医官ハ病院長ニ副医官ハ病院附補職トナリ同年十一月一日重病室ヲ佐倉營所病院ト改稱シ聯隊所屬ノ重病室敷地建物諸物品人員等皆營所病院ニ移管セラル 陸軍二等軍医正佐藤舜海營所病院長トナル
- 五、明治二十一年五月一日佐倉營所病院ヲ佐倉衛戍病院ト改稱セラル
- 六、明治二十七年九月二日佐倉豫備病院ヲ開設シ日清戰役關係傷病者八百十八名ヲ収療ス 開設日四百五十五日
- 七、明治三十七年十二月一日東京豫備病院佐倉分院ヲ開設シ日露戰役關係傷病者八百二十二名ヲ収療ス 開設日數四百三十九日
- 八、明治四十二年三月歩兵第二聯隊水戸ニ轉營シ歩兵第五十七聯隊代ツテ佐倉兵營ニ入り主トシテ同聯隊ノ傷病者ヲ収容ス
- 九、明治四十四年五月二十一日 皇太子殿下（大正天皇）歩兵第五十七聯隊へ行啓アラセラレタル時東宮武官ヲ當院ニ御差遣アラセラル
- 十、昭和十一年十一月十日佐倉衛戍病院ヲ佐倉陸軍病院ト改稱セラル
- 十一、昭和七年四月以降現在マデニ満州事變關係在外部隊ヨリノ還送患者六十三名ヲ収療ス

（『軍医団雜誌』第二八九号、昭和一二年六月号）

一一二 第二一二二連隊連隊長恵藤第四郎 講話草案

(昭和一五〇一七年)

(一) 支那人と虚偽

日本兵隊

「ワイ(オイ)、此村に匪賊は居なかつたか」

支那老百姓

「没有」^{マイネ}「居ナイ」

日本兵隊

「居ナイ筈ハ無い筈ダ、今朝迄居タ筈ダ」

支那老百姓

「一ヶ月程前ニ来タガ其後ハ来ナイ」

日本兵隊

「此野郎、虚偽をつきやがる」と言ツテ一ツ頭を殴る

「ほんとうを言へ」「あの壕を見よ、最近掘つた壕じゃないか」

支那老百姓

「そうです、あれは二三日前、八路軍工作員が来て掘らされたのです」

日本兵隊

「それ見よ、一ヶ月前来たが其後は来ないと言つたが偽じゃないか、二

三日前ニ来たじゃないか、工作員は何名来たか」

支那老百姓

「二三名です」

日本兵隊

「此野郎、偽ばかりつきやがる、確に敵の軍隊が居た筈だ、何百名位来たか」

支那老百姓

「八路軍没有、唯工作員だけだ」

日本兵隊

「まだ此外道偽をぬかすか」

ヒドクナグリ蹴り、所々より血が出る

「これでも真実を言はぬか」

支那老百姓

「言ひます、三百名程来ました」

日本兵隊

「何日来たのか」

支那老百姓

「三日前です」

日本兵隊

「何日去つたか」

支那老百姓

「オトトイ去つた」

日本兵隊

「此野郎、始に来ないと言つて、次に一ヶ月前と言ひ、今又オトトイ迄

居たと言ひやがつた、ほんとうはどれか、ほんとうを言へ」

支那老百姓

「ほんとうは居ない」

曰、又ヒドク体刑を喰はせた後、

「ナニい」

「今朝迄居たろう」「ほんとうを言へ」

支那老百姓

「今朝迄居た」

日本兵隊

「何百人居たか」

支那老百姓

「三百人居た」

日本兵隊

「何処へ去つたか」

支那老百姓

「今朝早く去つたので、自分は寝て居たので知らぬ」

日本兵隊

「又此野郎偽を言ふ、知らぬ事があるものか」「白じようせよ」

支那老百姓

「今朝三時頃去つた、西の方へ」

日本兵隊

「此野郎、人を「ナメ」てやがる」「東へ行つた筈だ、そうだろう」

支那老百姓

「東へ行つたかも知れぬ」

日本兵隊

「此野郎、人か言ふ通り言ひやがる、真偽を言へ、一体どれがほんとうか」

支那老百姓

「わかりません、知りません、不知道」

全くこうなつちや、どれが真実か解らなくなる、尋ねる人も答へる人も

霧中をさまよつてゐる

ウソ八百と言ふ事があるが、一ツ位のウソでは効果が少い、十も二十も

否八百ウソを並べると、其の内に一つ「ほんとう」の事があつても真実

とは思へない

誠に支那人の虚偽は徹底して居る、之は一百姓の虚偽だが、政治家・軍

人・商人皆悉く巧に偽をつく、新政府側軍隊内の内訌も之から起り、調

査して見れど、何れが真実か虚偽かわからぬ

甲

「乙隊長は重慶側に内通して居る、其証拠は此通りだ」

乙

「甲隊長は重慶側に……」

何れも尤らしく述べたて、こうなつてくると両方共通敵者であると思

ふ外は無い、凡そ支那人は子供の時から虚偽を言ふ様に教へられ、巧に

虚偽をついたら賞められる習慣がある、昔清の或皇帝、其の皇子に「昼

と朝と地球と太陽との距離は何れか近いか」と尋ねた

王子曰

「それは朝の方が近い」

皇帝

「何故か」

王子

「朝は太陽が昼より大きく見えるからです」

父皇帝大によるこび、或宴会の席で王子の利発を紹介する為、再ひ王

子に対し此質問を發した

王子曰

「昼の方が地球に近い」

皇帝曰

「何故か」

王子曰

「昼は朝より暖かいからです」

前言を蹴し父をあつと言はせたが、父ハ之を以て益々王子の利発を喜ん

だと言ふ話がある、子供の時から偽言を教へられ、勝手方だいに虚偽を

つく、重慶政府の宣伝を見れば、敢て証拠立てる必要はない

孔子サンモ虚偽を教へて御座る

論語子路篇(十三卷)に

葉公孔子二語ツテ曰、吾党直躬ナルモノアリ、其父羊ヲ攘ミテ子之ヲ誣ス

葉公

「私の村に正直者がありまして、其父が人の羊を盗みました所、其子供の口から、父が之を盗み之を殺した事がわかりました、一体正直と言ふのはそれでよいのでせうか」

孔子

「私の村では、正直者と言ふのはそれと違ひます、父は子の為に罪を隠し、子は父の為に罪を隠します、正直と言ふのはそのことです」

「孔子曰、吾党之直ナルモノ、是父ハ子ノ為ニ隠シ子ハ父ノ為ニ隠ス、直其ノ中ニアリ」

漢学旺盛時代には、一にも孔子二にも孔子様にて、此の教は天理に叶つた立派な教として、村夫子が説いてゐたものではあるまいか

自分は孔子の教は決して間違つてゐるもので無い事を認める、然しそれハ支那で始めて行はれる道徳であつて、我皇國に通用する道徳で無い事を主張したい、我國の裁判は天皇の名によりて行はれる、万一父に罪あらは、子と雖も正直に答へなければならぬ、是忠なり孝なる所以である、父にして子に罪あらは、正直に自白して正當なる法の裁を受けねばならぬ、是我國体であつて正義の國たる所以である、和氣の清磨の正直も正に我國体より来る大義名分を明にせられたものである

兵隊中で頼をハラしてゐるものがある、確に誰かにビンタをやられてゐる、取調へると中々白ジヨウしない、是は未だ建軍の本義が徹底してゐない、直屬上官ハ天皇陛下より統帥権の一部を与へられてゐる、「上官の命を承ること、実は直に朕か命を承る義なりと心得よ」と御諭し遊されてゐる、古年次兵の身をかばひ、上官に偽を申立つるは我日本軍人で無い、否日本人で無い、此事ハよくよく兵に教へねばならぬ事である

支那人ハウソ多し、ウソ多きが故に互に信用せず、疑ひ、ソネミ・ネタミは社会に充満してゐる、然し正直を尊ば無い事ハ無い、ウソ多き世に一人でも正直なものあれハ必ず信用する

此意見に於て私共ハ支那人に信用せられる、一度信用を受けると絶対的であつて、死を以て其の人に從ふ、然し日本人と雖も支那人を呉魔化するものがないでも無い、我等ハ大東亜建設の爲には正義を以て臨み、言行必ず一致せねばならぬ、是支那人をして我日本を信用し、相提携の実を挙げ得る所以と思ふ

(2) 職責の遂行

凡そ軍に職を奉ずるものは、誰しも之を忽にし或ハ糊塗しようとして、よい頃加減にやる心組のものは無いと思ふ、然し大所高所から之を眺めて見ると、人により又其所属部隊により大なる差違がある、自分は常に言ふ、「職責は十二分に遂行せよ、十分では足りぬ」と。古歌に「つとめてもまだつとめてもつとめてもつとめ足りぬはつとめなりけり」とある、真にその通りで、職責の遂行には之で十分と言ふ事は無いであるから、常に自ら反省し、これでよいか、まだやつて無い事はないか、何か手ぬかりは無いかと反省せなければならぬ、又もつとよい方は無いかと夢ビの間も考へねばならぬ

典範令の示す各隊長の責任を基礎とし、反省の根本とする事ハ申すまでも無い

又反省の爲には上官の注意・訓示である、上官の注意・訓示は多きか故に聞き流しになり易い、特に印刷物などなると、頭にピンと来ないが故に、多くは読み流しになる、所要の事項は是を抜き書するか、或は之を綴として讀み直し考へなほして実行するがよい
然し上官の注意・訓示のみでは尚足りぬ、成るべく同職者と話し合つて見るがよい

「君の所はどうやつてゐるか」

「己の所ハこうやつてゐる」

と忌憚なく話し合ふ時に、成程まだ己の所ハ之もやつて無い、あれもやつて無い、成る程隣中隊のやり方はよい、よい所は直に真似て実行せねばならぬ、実際我々は各階級に応じ同僚と之は努めて来た、確に得る所が多い

連隊に於ても、平時なれハ研究会を設けて、お互研究が出来る也、駐屯地と雖も之が出来ない大隊長ハ成し得る限り此方法を執るがよい

以上の件の外、創意工夫は人の天資により差違はあるが、熱心なれハ誰れでも出来ない事は無い

又色々の事故が起れハ、否起らぬ前から、之が予防対策を考究すれば、出来ない事ハ無い、又自ら創意工夫の天資に乏しけれハ、広く部下より意見を徴するがよい

(3) 熱意

或は言はん、「自分はそれ程の人物で無い、到底現職責には堪へられぬ」と、初から投げて掛るものが無いでも無い、又初から投げすとも、職責遂行中、種々の問題で頭を悩まし、之は到底自分では駄目だ、つくづく自らの無能を自覚し、其職に堪え切れぬ事を自覚する事がある

内閣ならば辞職或は総辞職と簡単に切札を出す、我等はそうは行かない、もはや現職に堪へぬからと、進退伺一通を腹に忍はせて、上官の許へ行つても、中々簡単には行かぬ、我等の職分ハ天皇陛下の命により職責を与へられたものである、おいそれと上官と雖も、「よしお止めなさい」とハ言へぬ、蓋し統帥大権による実に偉大にして至大至高の職責であるからである、他の会社乃至は学校等では極めて簡単だ、辞表を出せは、「まつてました」と来る、出さないでも、「貴君は他に職を求められた方がよいでせう」と体よく首となる、我等は全く前述の会社員とは違

ふ、適不適と別問題だ、只陛下の命により「免……」までやらねばならぬ職分だ

理由ハ無いのだ、又考へて見れハ適任者はかりか、其職にありとは言へない、出来ても出来なくてもやらねばならぬ、故に上官ハやらせる為に、或は叱責し或ハ教へ或は注意する、之を馬耳東風と聞きのかしては、誠に上御一人に対し申訳無い事だ、御維新より切腹の制度は廃せられたが、私は軍人、否我国には法として之を認めなくても、軍人精神的見地より切腹を認めてもらひたい、否認してくれなくても認めてくれなくても切腹は差支無いと思ふ、

乃木大将閣下かその模範である、然し単簡に腹を切つてはならぬ、昔は屁一発で腹を切つたあわてもものもあるが、かくてはならぬ、然し切るべき時ハ切らねばならぬと思ふ、腹が決るとは何を言ふか

図上戦術で決心の答案が出来るのは違ふ、之をやつて若し不可なれば自分は腹を切る覚悟の事である、よい頃加減にやつて、それで悪ければ「あやまつとけ」位の事では職責遂行とは言へぬ、況んや再三再四の訓示・注意あるに拘はらず、漫然為さざる如きは、軍人として申訳立つや、あまりにも無責任と言はねばならぬ、出来ぬ時は斯く斯く斯様の状況で、所命の時期或は所命の通りには出来ませぬと、前以て報告せねばならぬ

「報告に就てハ後述」

以上の件は、之を諸官に訓話するに止まらない、諸官は又部下によく之を言ひ聞かせて貰ひたい、此間の巡遊の時、炊事係上等兵に献立予定を聞いた所

上

「今晚は芋でも取つて汁にして喰はせませす」

長

「然らば明朝は」

上

「あすの朝は何も無いから、芋を汁にして喰はせませす」
長

「然らばあすの昼は」
上

「豚でも落して喰はせませす」

と答へた、其の上官に聞くと、此上等兵ハよい上等兵だと言ふ

然らば余は此上等兵が如何なる心裡状態に於て余に如此無責任なる答解をなしたか了解に苦しむ、苟しくも炊事係となれば、如何にして兵の給養をよくし、体力戦力を培養すべきか、縦令一週間の献立を作らすとも、明日一日の献立は深く考へ準備して居なければならぬ、

又何を聞いても、自分は四五日前申送りを受けたばかりだから知りませんと答へる、一兵卒と雖も、苟くも其の小隊の給養を担任するものが、如此き無責任極まる事ではたまつたものではない、苟くも一つの任務を受けた以上、寝てもさめても之を思ひ、夢にも之を思はなければならぬ然し兵の中には只其職責は上官の面様下(まへさま)に於てのみ尽し、暇さへあれば油を得ることを考へるものが無いでも無い

是蓋し其職責の重要な所以を知らず、唯所謂の重きを免れんか為のみ考へて事を為すもの無きにもあらず

是も其の原因の一事ハ、上官が之を負はねばならぬ、即ち精神教育の徹底を欠いてゐるが故なり

凡そ軍隊教育の通弊ハ、「あーしてはいかぬ、こーしてはいかぬ」、いかぬいかぬのいかぬ尽しである、「之に反けば重営倉」の因果応報を以て兵を束縛するか故なり、少しく事をわけて話せば、如何なるボンヤリもわかる、仮令ば

軍事上極秘事項は軍事郵便に書けぬから、支那郵便によつて明々白々に之を認むるものがポツポツある、此の心裡は全く

「いかぬいかぬ教育の結果」なり、凡そ軍事郵便の点検厳なる所以は秘

密暴露を防止せんが為なり、兵を罰せんが為の点検にあらず、兵は罪を免れんとして、反て秘密を暴口す、全く主客顛倒である、兵にしてよく秘密保持の必要を理解せば、如此処置は出でざるへし、此の理解を与へる為には、上官は労をおしまず精神教育をせねばならぬ

曩の給養掛上等兵の問題も正に然りである、給養掛の責任が如何に重大であるか、又給養に就ての知識を上官が懇切に其の交代時申聞けて置けば、あだやおろそかに職責を免れまいものと思ふ、又此の序に申して置くが、之は将校にもあるが

「私はまだ交代又ハ着任したばかりで解りませぬ、知りませぬ」と答へるのは無責任である、勿論理解出来ぬ事、知ら無い事も多々あらむも「着任したばかり、又交代したばかり」

と言ふ申訳は極めて無責任である、任命せられた以上、職責は負はねばならぬ、申訳はならぬ、知らぬ事は知らぬでよし、理解せぬ事は理解せぬとはつきり答へ、其の責を受けよ、男らしく軍人らしく、又其任に当る以上、着任の浅きを以て責を免る能はず、宜敷腹を決めよ

又如此申開きをする心根を考ふる時、自己擁護の慾心あればなり、慾心はみにくし、心すへきである

(4) 支那国民性と日本精神

此の事は最も重要な事であるから、よく一兵に至るまで徹底して貰ひたい

孟子曰「王侯貴族何ぞ種あらむや」と、日本人ハ孟子の思想は革命思想なりとして、孔子に比すれば孟子を軽んじたが、自分は支那に於てハ孟子は決して虚偽ならず、又危険思想にもあらむ、国状に適した説であつて、孔子と雖も之を認めざるにあらじと思ふ、只之を日本国体に相容れざるが故にして、孔子の教も亦我国に相容れざるものがある事は前述の通りである。兵にはよくよく支那の国民性と我國民性とを比較し、之を

信仰的に言ひ含めねはならぬ、私は軍隊の精神教育が信仰的ならざるを恨むものである、即ち将校は軍人支那將校手記の如く、浙江国民の大部分は日本軍の領導を希望してゐる、何が故か、重慶政府には信頼出来ざるが故なり、否何時の時代でも政府には信用出来ず、只力をたのむは自己あるのみ、是個人主義の所以なり、蒋介石（消解石）は国民精神動員を称へて大に建国を称へて居るが、国民は決してつかない事、右手記の如しである

蔣政権の没落は火を見るよりも明らかであるからであつて、只日本軍来らざるが故に、已むなく蔣政権に従ふのみである、是も結局は自己擁護の為、個人主義の為である

支那將校手記中、雨中一軒の宿の家無く蓑を借す家さへ無いとの事は、よくよく国民が蒋介石に離反し、個人主義を遺憾無く發揮してゐる事か判る

將校自らも何か為に戦をしてゐるか、人生のはかなさを歎してゐる、元来蔣自らも亦其の首領も亦個人主義であつて、真に支那国家を思ふならば、速に我国に投降すへきであるが、個人主義なるが為、自己の面子の為国家を犠牲にして、自己の私腹をこやし、自己の英雄的名声を保持せんとしてゐるのであつて、彼等自ら国家を売る奸漢である、兎に角昔から此等自己主義・利己主義の英雄豪傑か支那には多い、一將の詩に

干戈

干戈未定欲何之、一事□成兩髮絲

躁跡大惱可桀紂、情懷小樣杜陵詩

鵲飲□音斷千里、烏鵲巢寒月一枚

安得中山千日酒 □然直到大平時

彼の慾望個人主義が露骨に詩に表はれてゐる様に思はれる、自己の為に勉強し自己の為に動き自己の為に戦を為す、こうなつて来ると、手記の如く、彼等は何の為に戦を続けてゐるか解らなくなるのは当然で

ある、蔣政権も命旦夕に迫つてゐる事明瞭である、否英米の将来も明々白々である

我等は 天皇の為に自己無し、生死亦論するに足らず、我等は皇国永遠の為有ゆる努力を払はざるへからず、其の死すると生くるとは天の命なり、命のある限り息の根のつづく限り、此の大東亜戦遂行の為、最後の勝利の為勇往邁進せざるべからず、誰の為か、天皇陛下の御為国の為家の為、自己の為否誰の為ならず、かくする事が自己の天分なりと覚悟せよ、死を欲して死を得ず、死を逃れむとして死す、死生命あり、論するに足らず、只邁進の一途あるのみ

凡そ軍人の仕事、楽なものにあらず、一つの苦痛、敵と共に忍び、根気比へに勝つた方が勝利なり、此の苦痛に堪へ兼ねて兜を脱ぐ様では、我大日本帝国を如何せぬ、□々

「万歳万歳万々歳 天皇陛下万々歳 万歳万歳万々歳 日本帝国万々歳」
吹へて前進せハ

汝の苦痛ハ解消セン

昔禪坊主が（支那人）

心灯滅却すれハ火も亦寒し

とて火中に生き死にせしと

余か今年の教育方針ハとて

氣強く根強く確実（イ）に、を主張する所以である、行衛不明者の絶滅ハ口述ス

(5) 蠅

蠅は日本でも五月蠅と言つて、実にうるさいものである、然し支那の蠅はうるさい所では無い、執念深い、其種類は大体日本内地と変りは無いが、銀蠅、普通食物にたかる蠅、それに牛馬にたかる蠅がある、小蠅も沢山居るが、之は小さいから左程にも感じ無い、一番シヤクニサワル奴

は食物にたかる蠅だ、コヤツハ食物と見ればつままれても逃げない、追つても遠くへ飛ばないで廻れ右をしてすぐ来る、そんなに蠅は食物にかつてゐるかと言ふと、それでも無い、只執念深いのだ、棕櫚の葉で蠅たたきを造つて、来るヤツ来るヤツ打つてゐるが、一日中叩いたとて、次から次へと飛んで来る、然し此蠅にしてもが、何も危険を冒して物を食はねばならぬ筈はない、食へ物はそこらにくらでも捨ててある筈だ、蠅に少し頭があつたら、先づ先づ危険な所はよして、ハキダメの御馳走で我慢すへきだと思ふ、然し蠅にはそれだけの頭が無い、教育しても駄目だ、蠅は臭覚と味覚で本能的に物に集まると思ふ、蠅打で打たれても本能的に逃げるだけで、自分か死ぬると言ふ事を感じてゐるかどうか、日本の蠅は少しは其辺の所心得てゐる様に思ふか、支那の蠅は全く無暴だ、然し笑つちやいけない、此の蠅と同じ様な人間が居るのだ、よくよく考へて見るがよい、食ふ為に殺され、欲の為に無駄死する者が尠くないのだ、真剣に考へねばならぬ、それだけ飢えてゐるか、と言ふとそうでも無い、只欲しい食べたひの慾情から身を過つのだ、それも欲しければ、大勢さそつて行けばよいでは無いか、一人でよい事をする必要は無い、その点蠅の方が人間より惻口の様にも思はれる、一人で或は二人で徴発に行つて殺される例は少くない、余は少くも一小隊と言つてゐる、それを守らないで、何故蠅に劣る様な事をするか、実になさげなくなる

(6) 人の命

一七・八・九

めて飛び込んで死する者か可なり多い、それには必ず注意が欠けてゐる、今少し注意すれば死せずとも済んだらうと思はれる節が多々ある、凡そ人間の死の直前、「ウロ」が来てゐる、特に病氣全快直後とか感情に支配された時とか、即ち喜びの時或は悲しみの時とかに可なり多い、例へば某は進級栄転の内命に接し、近く交代の直前に自動車に乗り（それも是非共乗らなければならぬ用事でも無かつた）途中、襲撃を受けて戦死した、其の時の警戒にも欠陥があつた。某は戦死稍前、上官ヨリ注意を受け、ヒドク叱られたと思ひつつ前進したが、間もなく敵弾に当つて戦死した

久しく入院して居つて再び戦闘に参加して戦死するものは可なり多い、私慾の為に、只物を取らむが為、一人で徴発に行つて住民に殺されるものも可なり多い、弾丸雨飛と言ふけれども、弾は雨の如くは如何なる戦でも来るもので無い、必ず死角（弾の来ない所）が何処かにある、之を巧に利用して行けば、敵に近づき得る、偽装を完全にし地形地物を利用せは、滅多に中らない、人間の氣力が張り切つて万般の事に注意が行き届いてゐれば、そう単簡に戦死はせぬ、人間の氣力盛人には弾がそれるとよく言はれてゐるが、反れるのでは無くて、自ら之をよけてゐると思ふ方が適當であらう

勿論突撃命令が下つて、敵火の中に飛び込まねばならぬ時はあるが、それは致し方も無い、然しそれでもそう易々と戦死はせぬものである

凡そ戦場にあるものは常に冷静沈着、諸般の点に氣を配り氣力を充実してゐる事が肝心である。又指揮官たるものは戦場に於て部下を叱責することは宜しくない、注意する事があれば穩に訓すことが肝心だ、病氣上りの者は成るべく戦闘に急がさせぬが良い、縦令病氣其物が全快してゐても、未だ精神的に氣力が充実してゐないからである、又戦場に於て病氣をした者に対しては、十分慰めてやるはかりで無く、諸般の点に氣を付けてやらねばならぬ

人間に「ウロ」が来てゐるかどうかは、指揮官は絶えず注意して使はねばならぬ、然し戦闘は楽なもので無い、連日連夜不眠不休、而も難行軍の後惹起するのであるから、誰しも「ウロ」が来てゐる、弾の音を聞いて気を取直す事が多い、中には弾の音を聞いてもまだはつきりせぬものが多い、然も疲労困憊の為我侷気侷になり、上官の命を報せぬものが多い様に思はれる、指揮官は様々の事で感情高振り腹が立つものである、此時感情にまかせて叱ることは結果がよろしくない、大きな腹を持つことが必要だ

ざりとて、何もかもよしよしでは軍紀の維持が出来ぬ、其辺の「コツ」は中々六カしいと思ふ、叱つても愛情のこもれる叱り方が肝心だ、罵り・ザンボー・皮肉等感情にまかせて叱るのは良くない、必ず悪い結果を招来する

大東亜戦遂行の為には、成るべく戦力を蓄へることが肝要である、やるべき時に十分の戦力を發揮せねばならぬ、不注意の為に殺さずともよい時に部下を殺すは極力避けねばならぬ、又自らも死すへき時に死し、つまらぬ死に方をせぬ様不断の心掛を要する

(7) ソロモン沖海戦

一七・八・一二

九日の夜、戦地ノ無線ニ痛快なニュースが這入つた、それハソロモン沖で我海軍ハ七日英米連合艦隊及輸送戦団を迎撃し、戦艦一隻、高級新鋭洋艦四隻以下撃沈二十八隻と言ふ大戦果を挙げた、ベルリン発の電報によれハ獨逸では我事の様子に歡喜してゐる様である、我國民が如何に喜んでゐるかは報道が無い、然し確に喜んでゐるに相違ない、誰も心中快哉を叫ばないものは無いであらう、然し大東亜戦遂行の為には御祭騒をしてゐる時で無い、騒ぎをする時間があれハ黙々として当面の仕事に精を出す事が肝心だと思ふ、自分は正に國民は如此態度を持してゐるものと思ふ、然し大捷は日本海海戦にも比すへき勝利である、米英海軍は此の

一戦に鼻先をくちかれて、最早戦意を失墜してゐるものと思はれる、我海軍ハ実にたのもしい、陸軍も敢て此戦果を羨望せず、大に当面残敵を殲滅すへきてある、所が先般一支那中学生の日誌に、マレー沖の海戦に英米艦隊が大捷を拍し、日本軍船舶数隻を撃沈したニュースが支那新聞に掲載されてゐるのを見て、大に喜んでゐた記事を見た、今度のニュースも英米では反対宣伝で、日本海軍二十八隻を撃沈したと公報するであらうか、支那敵側新聞は書くに決つてゐる、之も重慶政府の偽購政策の種となるであらう

(8) 印度問題

一七・八・一二

八日ボンベイ市に於ける国民会議ハ印度獨立を宣言し、ガンヂー・ネール・アッサントの三巨頭は夫々留禁逮捕された、武力無き国民会議、如何に獨立を宣言しても、如何程の効果があらうか、此の結果が如何様に進展するかは見物である、否大に考へねばならぬ

一三 第五七連隊連隊長齋俊男日記抄

(昭和十六年六月二十五日～二月二日)

六月二八日

參謀長ヨリ訓練ニ関スル事項内示アリ、万一ノ場合ヲ顧慮スルノ要アリ

六月三〇日

昼食時、独ソ開戦ニ伴フ心構ヘニツキ話ス

七月一日

防空演習第一日、壕ノ構築ヲ見廻ル

七月二日

九時過、師団長閣下、防空壕構築ヲ視察セラル

七月三日

午前中、団隊長会議、種々ノ件示達セラレ、万一ヲ顧慮スル準備ニ遺憾ナキヲ期セントス、午後隊務、十九時半帰宅、防空壕、思フ如ク進捗セズ、且材料無ク困却ス、今回ノ防空壕構築ハ、命令ガ余ノ留守ニ在リシ為準備オクレ、又土質ノ関係上、経始ヲ変更シ或ハ崩壊スル等、再三ノ支障ニテ遂ニ期日ニ完成シ得ズ、大イニ責任ヲ感ズ、余ノ指導不可ナリシニ起因ス、工事ニ着手シテ後、経始ヲ変更スルハ最モ悪シ、戒メアル事ヲ犯シタル感アリ、但シコレハ最初ノ參謀長ノ計画ト土質トニ関係シ、又止ムヲ得ザル所ナリ

七月四日

明五日ノ見学及肉攻訓練ニツキ計画

七月五日

七月二十分出發、乗馬ニテ平頂台ニ至ル、対戦車肉攻訓練及見学ノタメナリ、指示適確ナラザリシタメ、現地ニテ急ニ再指示ヲナスノ止ムナキニ至リ、稍々混雑ス

我隊ノ欠点トシテ、將校ノ積極性少ナキヲ特ニ感ズ

1 ナルベク近イ所ニ居テ何モセズ居ルガ如キ

2 一々連隊長ノ指示ナクテハ動キ得ザルガ如キ、大隊長ニ於テモ然リ

3 肉攻教育ヲ下士官ニ任せ、將校ハ見学者ヲ率ヒ居ルガ如キ

4 軍医ガ出場シアラザルガ如キ

大イニ積極的ニ隊長ノ指示ナクモ活動シ得ル如ク指導ノ要アルヲ感ズ

七月六日

出動準備トシテ私物整理ノ区分ヲツケル

七月九日

世界情勢ヲ大觀スルモ、我が国ノ緊急事ハ事變ノ終結ト自給自足態勢ノ整備ニアリ、南進策モ亦考慮セザルベカラズ、我等ガソ連ニ進攻スルノ考ヘハ、何トシテモ首肯シ得ズ、大局的ニ見テ我師団ハ防勢ニ立ツ場合多シト思ハル、防勢ノ中ニ攻撃スルベキハ勿論ナリトス

七月十日

防禦陣地構築計画、十時、各大隊長、K中隊長、四中隊長ニ示ス

七月十一日

家ノ中ヲ整理シ荷物ヲツクル、コレデ何時出動スルモ差支ナシ

七月十二日

起床後、屋上ニテ運動、茶ヲ喫シツツ「生命ノ真相」ヲ讀ム、心氣鎮マリ心安ズ、矢張り修養ト或ル精神ノ信仰トハ必要ナリト感ズ

七月十五日

国通ニヨリ独軍ガ「スターリン」線ヲ突破シタル旨ヲ知ル、独軍事威力ノ大ナルヲ思フ、然レ共意図ノ如ク赤色政權ノ覆滅ヲ遂ゲ得ザリシ場合、特ニウラル以東ノシベリアハ如何ニナルベキカ、吾等日本ニトリテ重大関心事ナラザルベカラズ

七月一六日

起床後、例ノ如ク屋上ニテ礼拝及体操、室ニ端座シテ生命ノ真相ヲ讀ム、

同感スル所多ク、又修養ニナルコト多シ、余ノ日常ハ自然ニ谷口氏ノ説ク所ニ合致シアルヲ自負ス

七月一七日

家族帰還忠告中止ノ件、昨日師団ヨリ通牒アリ、師団ノ方針グラツキ、部隊長モ少々迷惑ナリ、午前露营地ニ至リ第二期検閲ニツキ松岡中佐ト協議、午後各隊ノ陣地構築状況視察

七月一九日

「ノ口高地」(草葉大尉著)ヲ読ム、所感多シ

一ソ軍歩兵ハ弱シ

二緒戦ノ勝利大切ナリ、特ニ対戦車射撃ニ熟練シ最初ニ之ヲ撃滅セヨ
三白兵ノ威力ハ絶大ナリ、四名デソ兵三〇ヲ追撃セル例アリ、白兵ノ

自信ヲ持タシムル為、銃剣術ノ奨励

四夜戦ノ訓練必要

五砲撃ハ如何ニ猛烈ナルモ損害少シ、工事ヲ利用スレバ損害ヲ避ケ得

六敵歩兵ノ攻撃ニハ、其支援戦車督戦隊ノ役目ヲナス、戦車ヲ撃滅セ

ヨ、然ル後歩兵ハ潰走ス

七月二一日

終日機秘密書類検査

七月二二日

午前午後ヲ通ジ団隊長会議、種々ノ指示ヲ受ケ、我ガ力ノ足ラザルヲ思ヒ相済マナク思フ、只上官ノ意図ヲ奉ジ、誠意ヲ以テ努力セントス

参考(細谷大佐ヨリ)

一空服ノトキハ一寸雪降ツテモ参ル、ヌレナイヨウニ天幕ヲカブラセルコト

二黒龍江ノ水ハ冷タシ、泳グハ不可、渡河ノ場合一舟ニ多クヲノセルナ、テンプクシタラ大変

三戦死者ノ処置、負傷者ノ処置
四連隊長ハ戦死者ヲ見ルナ

七月二三日

歩兵団長閣下ノ御指導ヲウケ、着々準備ヲ行ウコトトス

七月二四日

野営地ニテ検閲等ニツキ施シ居リシ所、副官帰来、二十八日ヨリ臨時編成トナルベキ内命ヲ受ク、直チニ所要ノ処置ヲナシ、検閲ハ中止、明日野営ヲ撤スルコトトス、取り敢ヘズ家族携行者ヲ帰孫セシメ家族ノ処置ヲナサシム所感

一家族ノ引上ゲ準備ニツキテハ師団ノ方針グラシテ困ナリ

七月二五日

午後、戦時命課ニツキ考慮、将校・見習士官ノ配当ヲ行フ

七月二六日

将校ヲ急ニ集メ「下命」ヲ達シ、戦時命課ヲ内報ス、夫々準備セシム
夕方散歩スレバ、空モ地モ平和其ノモノニテ戦雲ノタダヨウモ見ズ

七月二七日

午前、編成ノ諸準備、連隊指キ機関ノ分担ヲ立案

午後、戦時命課、団隊長会議事項伝達

夕方、当番ノ網ツクリヲ見ツツ戦争ノ話シヤ又ソ連ノ恐ルベカラザルコトヲ話シテヤル

七月二八日

編成第一日、日課表ニ基ク行動、動員計画ト異リ、計画ノ如クナシ得ザル点アリ、ヨキコトモアリ困ルコトモアリ、他隊転出者ノ服装マチマチナリ、徹底不十分ナリシ為カ、予想セシ如キゴタゴタモナク、至極ノンビリト平常ノ如ク進行シツツアリ、動員会報ニ出席、流石ニ種々ノ協議ヤ質問アリ、ヤツテ見テ疑問ニツキアタルモノノ如シ

七月二九日

編成第二日、兵ハ使役多ク、其他ハ銃剣術ヲナシツツアリ、大イニ我意ヲ得タリ、今ノ内ニ初年兵ノ銃剣術ヲ鍛ヘ白兵必勝ノ信念ヲ与フルヲ要ス

七月三〇日

編成第三日、終日現戦計画、速射砲修業者ニ訓示ヲ与フ

七月三一日

終日編成業ム及図戦準備

八月二日

暑キ日ナルニ軍装検査ノタメ冬服用ニテ出勤、汗ダラダラ

九時過石井見習士官以下ノ申告ヲ受ク、Ⅲ配属ノ者ハ現役ノ渡辺見習士官ト共ニ折ヨク出発スル自貨車ニテ赴任ス

十時ヨリ軍装検査、検査ハ矢張り行フモノナリ、種々ノ研究事項ヲ生ズ、

午後ノ動員会報ヲ兼ネテ研究或ハ決定ス、連隊長ガ腹ヲキメテ定メル必要アリ

要アリ

一昨日懸案ノ輕機関銃弾薬盒ノ件

歩校研究ノ如ク輕機関銃用薬盒ハ三トシ、他兵モ分轄携行ト決定ス(第四中隊案)

二対空用標示(白布)ト連絡規定ニヨル第一線標示用日ノ丸旗トノ使用区分

三将校服装ニツキ

1偽装網ノツケ方決定

2歩兵团司令部副官ノ経験

リュックサック式ヲ可トス

雑糞ヲ持ツテ行クコト

飯盒ノ件

歩兵团司令部ヨリ 1陣中日誌記載ノ件

2分課業務ニ関スル研究

3旗護兵選定ノ件(野口大尉ニテ再調査及教育)

四乗馬本分者ノ偽装網ノ携行法

馬防毒面(乙)防毒脚絆ノ携行法 高橋中尉研究

五偽装用白布ハ防寒被服ト共ニ追送ト決定

六対空布板、練習用具ノモノヲ赤布ヲ縫ヒ換ヘテ準備スルコト、經理

委員

七馬糧携行法ノ研究……国岡大尉

八防蚊覆面ハ携行セザル事ニ決定

九自動砲ノ彈薬箱、属品類整備ノ件、兵器委員ヨリ師団ニ督促

一〇器具ノ配当ノ件、鎌携行ノ件

一一襟布、カラ、シャツ国防色使用スベキ件

一二針金携行ナドヨキ着意ナリ

一三麻綱準備ノ件

一四予備踏鉄ノ件

八月三日

編成ハ完結シ久シ振りノ休日、午前中図戦計画

八月四日

勅諭捧読式後訓示、野戦病院編成完結ニツキ軍装検査及訓示、速射砲補備教育ヲ視察、激励ス、午後馬匹ノ馬糧二日分携行方法、防毒具携行法研究、決定ス、乗馬モ二日分携行シ得ルガ如シ、将校ノ査閲ヲ明後六日

午前受クル如ク希望シ、遽ニ印刷ニカカル、夜計画

八月五日

将校・見習士官ノ教育計画、応召兵教育計画決定、山本隊及経里室ニテ飛行機模型ノ製作ヲ命ズ、午後受閲計画、宿題点検、歩一ノ整備馬匹到着、応召ノ取扱兵(未教育アル)ヲ氣ノ毒ニ思フ

八月六日

永沢部隊南仏印ニ上陸、進駐ナドト聞キテハ羨マシ、我等北滿ノ、シカ

モ僻地、動コウニモ動ケヌ所ニ勤務シ情ナシ、午前中将校ノ対ソ戦法査閱、図上戦術

八月七日

二・三ノ中隊ニ手榴弾実爆演習ニ伴フ負傷者ヲ生ズ、注意ヲ促セルモ所罰セザル事ニ決意ス、コレ折角実戦の訓練ニ邁進シアル氣勢ヲ殺ガザラシガ為ナリ

八月八日

九、〇〇ヨリ軍旗拝受記念式挙行

整備人馬ノ一部到着

八月十一日

整備人員ノ到着ヲ待チ一場ノ訓示ヲ与フ、「団結ノ強化ト軍紀ノ厳正ニ就テ」ナリ、整備人員ノ到着ニ伴ヒ配属中隊ノ決定、将校ノ命課、Ⅲ人員ノ内務取締リ教育ノ要領、行李要員（多クハ未教育）ノ教育、馬匹ノ訓練等ニテ処置スベキ件多シ、長島中尉ヨク働キ補佐スルヲ以テ概ネ順調ニ済ミタリ、将校多クナリ集会所一杯ナリ、コレガ若シ現役ナラバ如何ホドカ心強カラシニ

八月十二日

午前中Ⅲ査閲ノ戦術準備、整備人員ハ各中隊編成中ナリ、岩野参謀来隊、師団長作詞ノ歌ヲ示サレ、志気鼓舞ノタメ歌イ易キ方面ノ作詞ヲ命ゼラル、午後軍旗ヲ奉ジテ整備人員ニ訓示ヲ与フ

八月十三日

大関大尉ノ報告ニヨレバ、Ⅲノ応召兵中、「戦陣訓」ノアルヲ知レルハ僅カ八名ナリト、世上一般ノ無関心サアラキレル、身在郷軍人ニシテ既ニ然リ、一般ニ関係ナキ民ノ事、想像ノ他ナラン、新聞雑誌ニアレホド喧伝セラレシモノヲ知ラザルトハ、文化程度ノ低キヲ示スノカ？ 午後1、2、1MG、5ノ応召員教育ニ臨場、古キハ大正十五年兵ナリ、今次事変ニ召集セラレズ、今回始メテナリト云フモノ埼玉県ニ比較的多シ、

整備馬匹ハ徴用シテ之ガ運動訓練ハ一大難事ナリ、取扱者ハ殆ンド未教育兵ニテ、不動ノ姿勢・敬礼カラ教エル要アリ、人ト馬トハ手ヲツケラレザル状態ナリ、特ニ小行李ニテ然リ、獣医・輜重兵ノ苦勞ヲ思フ、夜歌詞ヲ練リ夜半ニ及フ

八月十四日

午前、歌詞ノ整理、教育ニ関スル事務、師岡隊ニテ中央大学出身ノ例ノ上等兵ニ兵ノ愛好スル歌ニツキ意見ヲキク、午後歩兵团司令部ヲ訪ヒ、八月下旬迄ノ教育ニ関シ指示ヲ受ケ、又堀田参謀ヲヨビ歩兵团司令部ヨリ行事ニツキ意見ヲ云ハル、帰隊早速行事ヲキメ、野口大尉ニ立案ヲ命ズ

八月十五日

大隊長ニ査閲ノ件及野営ノ目的等ヲ示ス、連・大隊副官ニ小行李・彈薬班要員ノ訓練・馬ノ訓練ニツキ指示ス、二十一日以後ノ教育ノ指示ヲ与フ、終日召集將校考科表ヲ見テ其概要知得ニツトム、夜歌詞脱稿、岩野参謀ニ渡スコトトス

八月十六日

午前、南孫呉第一野戦病院ノ軍装検査ニ立会ス、歌詞ハ岩野参謀ニ手交ス、書籍購入
午後、彈薬班、小行李ノ訓練

12、1、5、II MGノ整備人員訓練 等視察

肉攻訓練

九月五日

実弾射撃ノ見学ノ為平頂原ニ行ク、砲兵ノ攻撃準備射撃ト云フモ、ヨホド多数弾ヲ発射セザレバ制防火器ノ撲滅ハ困難ナリ、歩兵ハ須ク自力ヲ以チ突差ノ場合短刀火器ヲ制圧シ、突撃ヲ遂行スルノ要切ナルモノアルヲ感ズ、砲弾ニ膚接スル突撃ニ於テモ、重火器ハ突撃支援射撃間、砲火ニ重複シテ敵重火器ノ火点ヲ制圧スルノ要アルヲ知ル、今迄アマリニ砲

兵ノ効力ヲ過信シアリシ感アリ、教練ニテモ改正ノ要アリ

九月八日

午後、五十一号其二地区ニ於テ9ノ防禦

1 地形ニ適応スル防禦配備ナルヲ要ス

2 兵ノ工事ニ対スル觀念薄シ

3 火力急襲ハ計画如何ニヨクトモ、部下ニ徹底シアラザレバ駄目ナリ

九月二〇日

夜半ヨリ黎明攻撃ヲ実視ス、黎明ノ把握ハ可ナリ、中隊長以下黎明攻撃ノ要領ヲ知ラザルニ非ズヤト思ハルル点アリ、小隊長ノ破壊拠点占領、破壊班ノ部署等全クダメ、予備士校ノ教育ハナニヲナシアルヤト疑フ

九月二七日

午後、第三期検閲、第一大隊ノ黎明攻撃、將校ニシテ要領ノ知得不良ナルモノアリ、第一線小隊長ノ突撃準備ハ不十分ナリ、鉄条網ノ形状、側防火器ノ有無、分隊ノ突撃スベキ火点等ヲ明確ニ承知シ、黎明ノ突撃ニ万遺憾ナキヲ期セザルベカラズ、斯克ノ如キ点ニ於テ着意並実行不十分ナリ、然レ共、コレ教ヘザルノ罪ニシテ、余等上長ガアマリニ將校ヲ信用シ過ギアルニ存ス、現在ノ中隊長以下ノ素質ハ低下シアリテ昔日ノ悌ナキヲ了得シ、絶ヘズ指導監督ノ要アルヲ痛感ス

十月五日

秋季演習ニ出発

自十月七日

第一次 辰清附近

至十月八日

自十月十日

第二次 辰清―孫呉間

至十月十二日

自十月十四日

第三次 孫呉―陸溝子間

至十月十七日

多大ノ教訓ヲ得タリ

1 実兵ヲ指揮スルノ困難、指揮官ノ処置適切ナラザレバ、部下苦勞スルノ体験

2 断ジテ行フベキ決心ノ緊確

3 上トノ連絡ニツトムルノ必要

4 演習計画ノ不適當

等、言ヒタキ事モ多ク、又記録シタキコト多キモ、心身疲勞シ、官舎ニ歸リテハ、何ヲスルモ嫌ニナリ、只ボンヤリト身体ヲ休ム

十月二二日

奇克交代促進ニツキ、春日副官ヨリ堀田參謀ノ伝言ヲ申シ来ル、幕僚ガ隊ノ実情ヲ知ラナキタメ、部隊ハ苦勞ス、秋季演習ノ計画ノ如キ何タル事ゾ、參謀ヲシテ隊附タラシムルノ要切ナルモノアルヲ感ズ

十月二五日

朝早く軍旗ヲ迎へ、第一大隊ノ江岸進發ヲ送ル

十一月三日

夕刻ヨリ夜ニカケテ「生命ノ実相」ヲ読ム、心鎮マリ、又余ノ今迄ノ心ガケノ悪シキ点モ悟ルコトヲ得タリ、然レ共大体ニ於テ余ガ言動ハ神ノ心ニ合シアリ、生命ノ実相ノ生き方ニ合致シアリシヲ信ズ

十一月七日

師団ノ人事掛ノ属官モ死亡セル旨ヲ聞キ驚ク、「死ハ生ニシテ生ハ死ナリ」、生長ノ家ノ教旨ニ從ヘバ生モナシ死モナシ、身体ハコレ念ノ「フイルム」ナリ、ト云フモ残サレシ家族ノ人達ノ悲シミヲ如何セン、要スルニ「無理ヲシナイコト」「朗カニスルコト」、人生ハ夢ナリ、神ニ帰ス、神ヲ信ジ我レ神性ナリノ信念ニ生キルコト

十一月十五日

奇克、乾岔子守備隊ニ対スル日ソ開戦ノ場合ノ訓令来ル

十一月二十八日

和歌山連隊区司令官タルベキ内命ヲ受ク

十二月八日

(新京) 宿舎ニテ後任宮内大佐ニ申送り、正午軍司令部ニテ挨拶、米英
両国ニ対シ開戦ノ報ヲ得、勇躍セルモ内地勤務セルヲ如何セン、秦閣下
ニ招バレ昼食御馳走ニナル

十二月九日

大東亜戦開始、緒戦ノ赫々タル戦果ニ胸ヲ躍ラシ感激ニ包マレツツ、一
路赴任ノ車中ニ在リ、夜釜山着、連絡船ニテ出帆

一四 第二一二連隊昭和十七年次

幹部候補生教育成果報告書（昭和十八年二月）

教官 早川正美
（後速射砲中隊長）

茶褐色に変色した陸軍野紙の綴じこみが私の手許にある。南方転進を前に内地に送りかえした軍用行季の底にいれられていたもので、表紙に「昭和十七年次第一次採用幹部候補生教育日誌」と記されている。十八年七月二十日にはじまり十二月二十一日に終る、それは教官としての反省日記にほかならない。もとより他人に見せるものでもなく、見せられるような代物でもないのは当然である。たゞ、当事者以外、聯隊で実施された幹部候補生の集合教育とはどんなことをやったのかはよくわからないわけであるので、集合教育の概要について略記してみよう。たまたま／＼さきの日誌の末尾に教育終了に伴う聯隊長宛ての報告書写しが綴じこまれていたので、これから抜粋することにする。

目次

- 一、緒言
- 二、精神教育
- 三、学科教育
- 四、術科教育
- 五、内務教育
- 六、衛生教育
- 七、候補生全般ノ氣質
- 八、教官所見並ニ将来ニ対スル希望
- 九、結言

一、緒言

教育終了ニ付其ノ教育成果ヲ報告ス

二、精神教育

(1) 教育方針

(一) 天皇帰一

(二) 教官要望事項

(イ) 幹部候補生タルノ自覚アル行動

(ロ) 旺盛ナル責任觀念

(ハ) 鞏固ナル意志ト実行力

(ニ) 率直淡泊

(2) 自由主義的米英思想ノ洗礼ヲ受ケタル人間ヲ真ノ皇国臣民タルノ姿ニ立チ還ラスニハ絶大ノ努力ト自覚ヲ要ス。教育期間全身全霊ヲ捧ゲ之ガ徹底ニ努メシモ指導適切ヲ欠キシ為、心底ヨリ之ガ自覚ニ目覚メシハ少数人員ヲ算スルノミ。

左ニ具体的事項ニ就キ述ブ

(一) 天皇帰一

朝夕ノ勅諭奉読ハモトヨリ機会ヲ求め之ガ徹底ニ腐心シ、特ニ「吾人今日生アル所以」ニ就キテハ相共ニ研究錬磨セシ所ニシテ「只、大君ノ御為ニ」ノ信念勃々トシテ湧出シ来リシハ欣快ニ甚ヘザル所ナリ。

(二) 幹部候補生タルノ自覚アル行動

皇軍幹部ノ重責及ビ候補生タル者ノ立場ニ就キテハ、凡百ノ機会ヲ求めテ之ヲ説キ実行ヲ要求セシ所ナルモ、所謂「白紙還元」ノ主旨ニ徹底シ得タルハ約半数ニシテ、言語態度等所期ノ目標ニ到達シ得ザル者僅少ナガラ存スルハ遺憾ノ極ナリ。

(三) 旺盛ナル責任觀念

教練、勤務ハモトヨリ吾人行動ノ基準ハ任務ニ在ルヲ痛説シ、

候補生亦任務至上主義ニ目醒メ其ノ責任觀念ニ於テハ所望ノ域ニ到達シ得タルモノト認ム。

四、鞏固ナル意志ト実行力

一時的ニ感情ニ激シ行フハ易キモ、黙々トシテ事ニ当リ永續スルノ意志力、実行力、ニ於テハ甚ダ薄弱ナリ。

(五) 率直坦白

武人ノ特色タル坦白ニ就キテハ士官学校生活ニ例ヲトリ敵ニ要求セシ所ニシテ概ネ所望ノ域ニ到達シ得タルヲ信ズ。

(3) 之ヲ要スルニ精神教育ニ於テハ今後益々鍛練ノ要アリ。

三、学科教育

学科教育ニ方リテハ特ニ系統的組織的ニ研究スベク教育シ、只単ナル記憶ハ之ヲ避ケタリ。

実施セル学科中主要ナルモノ左ノ如シ

- 1、歩兵操典 網領ヨリ小隊攻撃マデ
機関銃・歩兵砲ノ小隊攻撃マデ
- 2、作戦要務令 第一部全部 第二部摘講
- 3、軍隊内務令 全部(特ニ改正要点)
- 4、射撃教範 第一部全部 第二部摘講
第三部全部 第四部摘講
- 5、軍隊教育令 網領及ビ摘講
- 6、陸軍札式令 全部
- 7、陸軍刑法 全部
- 8、化学戦一般ニ就テ
- 9、飛行機及ビ対空行動ニ就テ
- 10、戦車一般ニ就テ
- 11、軍制一般ニ就テ
- 12、日露戦史ニ就テ

13、体操教範・劍術教範 摘講

14、赤軍及ビ戦争ノ概念ニ就テ

四、術科教育

兵器資材ノ關係上、反復熟練ノ域ニ到達シ得ザリシハ遺憾ナルモ、候補生ノ旺盛ナル研究心ニ依リ理解ハ概ネ良好ナリト思考ス。

1、教練

- 小銃輕機関銃擲彈筒基本及ビ戰闘各個竝ニ教育法ノ一部
- 一般分隊戰闘(輕易ナル陣地攻撃竝ニ防禦ノ概要)
- 擲彈分隊戰闘(陣地攻撃ノ概略)
- 小隊教練(陣地攻撃竝ニ遭遇戰ノ概要)
- 機関銃分隊(陣地攻撃ノ概要)
- 大隊砲分隊(陣地攻撃ノ概要)
- 觀測班(基本竝ニ班教練ノ概要)
- 斥候長ノ動作ノ概要
- 歩哨掛ノ動作ノ概要
- 小銃基本射撃一回
- 小銃応用射撃三回
- 小銃戰闘射撃三回
- 各種各個掩体構築
- 分隊陣地構築
- 對戰車壕(三角竝ニ梯形断面)
- 鉄條網構築竝ニ破壞(網型・屋根型) 敵彈下ノ作業
- 各個防護、發煙班ノ動作ノ概要
- 對空射撃、對空疎開
- 基本、応用動作ヲ完全ニ
- 試合略ホ完全ニ
- 審判ノ要領略ホ完全ニ

8、体操 基本体操完全ニ、応用体操ノ一部

指導法略ホ完全ニ、競技ノ概要

9、兵器実習 三八式歩兵銃構造機能、十一年式輕機関銃、チェツ

コ式輕機関銃

八九式重擲彈筒、九二式重機関銃

九二式歩兵砲、九三式砲隊鏡

五、内務教育

古參兵無キ内務班ニ於テ勤モスレバ乱レ勝ナルモ、候補生相互ノ戦友
道ノ發揮竝ニ各勤務者ノ厳正ナル服務ニ依リ外觀上ハ概ネ所望ノ域ニ
達セシモ、未ダ向上ノ余地アリ。勤務服務狀況左ノ如シ

週番下士官 一回 週番上等兵 三回

衛兵司令 二回 歩哨掛 二回

六、衛生状態

入隊当初ハ暑熱ト体力・氣力ノ劣弱ニ依リ下痢患者相当ニ出デタリ。

爾後、衛生狀況ハ概ネ良好ナリシカド、末期ニ於テ伝染病發生シ部隊
長殿ハジメ關係各官ニ絶大ノ配慮ヲ煩ハセシハ、一二監督指導ノ適切
ヲ欠キシニ由ル。入院患者内訳左ノ如シ

胸部疾患 一名 ヘルニア 一名

膀胱炎 一名 カタール性黄疸 三名

熱性疾患 九名 急性氣管支炎 三名

七、候補生全般ノ氣質

(一) 誠実ニシテ素朴ナリ

(二) 旺盛ナル自覺ト撥刺タル積極性ヲ有スルハ約三分ノ一ニシテ他ハ
青年ノ熱情ヲ充分ニ發揮スルニ至ラズ。是レ主トシテ体的、能
力的ニ自信無キ為ニ由ルモノノ如シ。

(三) 同期性ノ団体的行動ハ概ネ可ナリ。然レ共、真ニ戦友ヲ思ヒ切磋
スルノ熱情ニ燃ユルハ一部少数ノ人員ニ限ラレアリ。

(四) 感受性ニ乏シク亦一時的感激ハ覺ユルモ持続性ニ欠ク。

(五) 勤務ニ対スル觀念ハ良好ニシテ犠牲的精神亦向上シツツアリ。

八、教官所見竝ニ将来ニ対スル希望

(一) 幹部候補生ハ將校団竝下士官団ノ後継者ナリ。

宣シク士官候補生ト同様、全聯隊ヲ拳ゲテ之ガ薫陶ニ從事セザル
ベカラズ。モトヨリ聯隊目下ノ現状ハ之ヲ許サザルモ、先輩トシ
テ後輩ヲ指導誘掖スルノ觀念ハ大イニ昂揚スルヲ要ス。

候補生ヲシテ真ニ將校ノ後継者ナリトノ觀念ヲ抱カシムルニハ先
輩ノ誘掖効多キハ論ヲ俟タザルナリ。

(二) 兵器資材其ノ他教育資材ノ充実ハ目下望ムベカラザルモ、宣シク
教育ノ重点ヲ把握シ、重点ニ補給セラル、ヲ望ム。

各官ノ事務、業務全テ教育訓練ヲ根本トシ之ニ協調セラル、ヲ望
ム。幹部候補生教育ハ幹部教育トシテ重要ナルハ論ノ余地ナキナ
リ。

(三) 猛訓練ヲ要求スベキ部隊ニ対シテハ給養方面ニ於テモ一考ヲ払フ
ヲ要スナラン。「食足リテ礼節ヲ知ル」ト云フヲ其ノマ、當ツル
ハ不可ナルモ、高潔ナル品性陶冶上一考ノ価値アリト思惟ス。

(四) 形而上下ニ亘リ天下ノ幹部候補生タルノ矜持ヲ有セシムルヲ要ス。
則チ形而上ニ亘リテハ集合教育間、逐次向上ノ跡ヲ認ムルモ、形
而下ニ於テハ著用被服資材等全テ程度極メテ粗悪ニシテ廢品ニ近
キモノ多々アリシナリ。斯カル狀況ニ於テ幹部候補生タルノ自覺

ト誇ヲ持テトハ実行不可能ニ近シト思考セラル。少クモ一般兵ト
同等以上ノ被服、兵器ヲ有セシメズンバ候補生自ラノ自覺ヲ高揚
スルハ相当ノ困難ヲ伴フ如ク思考セラル。

(五) 武士家庭の情味ノ付与ニハ深甚ノ注意ヲ払ヘリ。

則チ公的ニハ教官ト教ヘ子ノ立場ナルモ、私的ニハ先輩・後輩ナ
リトノ觀念ヲ強調セリ。特ニ先輩トシテ積極的ニ指導セラル、人

ニ乏シキ現状ニ於テ、此ノ現状ニ甘ンズルコトナク将来、先輩トシテ後輩ヲ導ク様指導シタリ。

九、結言

教育期間半歳ヲ顧ミ、浅学短才ノ身何等為ス所ナク、其ノ成果亦諸上司ノ期待ニ反スル所大ナルモノアリ。

猶、尊キ二名ノ犠牲者ヲ出ダセシハ真ニ不肖ノ指導適切ヲ欠キシニヨル。恐懼ニ堪エズ。

以上簡單乍ラ述ベシ所ヲ以テ報告トナス。

（第二二二連隊史」所収）